

同(矢追秀彦君紹介)(第七六六〇号)

国民年金の改悪反対等に関する請願(永井孝信君紹介)(第七六六一号)

医療保険制度の改悪反対、健康保険の本人十割給付堅持等に関する請願(永井孝信君紹介)(第七六六二号)

保育行政の充実に関する請願(井上一成君紹介)(第七六九二号)

同(和田貞夫君紹介)(第七六九三号)

児童扶養手当制度改悪反対に関する請願(渡辺三郎君紹介)(第七六九七号)

医療保険、年金制度の改悪反対に関する請願(横山利秋君紹介)(第七七一〇号)

医療保険改悪阻止等に関する請願(森中守義君紹介)(第七七一一号)

重度戦傷病者とその援護に関する請願(田邊國男君紹介)(第七七一二号)

政府管掌健康保険等の本人十割給付引き下げ反対等に関する請願外二件(山本政弘君紹介)(第七七一一三三三)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
参考人出席要求に関する件
健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三三号)
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八八号)(参議院送付)
社会福祉・医療事業団法案(内閣提出第四二二二号)
国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三六号)

○有馬委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、健康保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森井忠良君。

○森井委員 二月二十五日に本法案が提出をされました。四月月を経過したわけでございます。国会で相当熱心な議論が行われました。しかし、今度の健康保険法の改正案は、国会での審議も行われなかったが、国会議員でないものが院の外で事実上の修正議論をするという、まことにふらちな状態が起きてまいりました。詳しい追及につきましては、後刻中曽根総理に対します質問のときに我が党から考え方を明らかにいたしますが、ともかく今度の場合、自民党から第一次修正案、第二次修正案そして第三次修正案と出されましたけれども、三次の修正案に関する限り、これは水面下から表に出てまいりまして、そして関係団体と自民党とで修正の詰めをする、その後で野党各党に対しまして自民党の修正案と称して私どもに提示があったわけで、少なくとも一次以外の二次、三次の修正案につきましてはそのにおいがまことに顕著でありまして、率直なところ憤慨にたえません。憤慨にたえないわけでございます。

結局、第三次まで修正案が出されましたけれども、これは議院内閣制としておかしいわけですね。本来、党内手続を経て、本則で本人十割、当面、今年年につぎましては一割の本人負担という、それを骨子とする原案を出しになりました。これは厚生省が単独で出したのじゃない、ちゃんと与党の党内手続も終えられて出されたわけでありまして、にもかかわらず、事もあるうちに、議院内閣制のもとで、政権党から修正をしていく、しかもそれは院の外の関係団体と話し合いを進めた上で自民党の修正案として提示してくる、これは極めて不可解であります。しかも内容につきましては、後で申し上げますけれども、肝心の厚生省の基本的な考え方に逆行するような中身も明らかに入っておりますと思うわけでありまして、まず大臣、その点について、つまり自民党修正案というものの対して、あなたは一体どのようなお感じを持っていられるのか。法案を提出された立場で明らかにしていただきたいと思

います。(まだ出しておられぬぞと呼ぶ者あり)今、規則発言がありまして、まだ出してないというところでありますが、きょうは必ず出されると私も聞いておるわけでございます。衆議院法制局では既に作業が終わっております。そういった事実を即して、この際あなたの所感を明らかにしてもらいたいと思存します。

○渡部国務大臣 私は、この委員会でも幾たびか申し上げておりますように、私が今国会へ提出をさせていただきました政府原案をもって最善のものと考えております。ただ、議会民主政治でございますから、政府は提案いたしますけれども、これは議会の皆さん方の御承認を得なければ政策となり得ないわけでございますから、国会で先生方のお取り決めになったことには従わざるを得ませんが、私自身の考えでは、私が出した今回の政府原案をもって最善のものと考えております。

○森井委員 政治家としての大臣の所感は今お聞きをいたしました。一生懸命に苦勞してまいりました事務当局としては、自民党案に対してどのように考えておられるのか。

○吉村政府委員 事務当局の意見ということでございますが、事務当局としては、私も政府案をつくるに当たって最善の努力をし、最善の知恵を使ったものでございます。したがって、修正案というところでございますが、私ども、今の時点で意見を言うことは、事務当局としては差し控えておいた方がいいと思存いたします。

○森井委員 気持ちをはわります。わかりませんが、既に理事会におきましても自民党が修正案を出しになりました。これはある党は除いてあるかもしれないが、少なくとも理事を出してある各党の言うならば正式な理事会と申しますか、あとはオブザーバーの方がいらっしゃいますけれども、少なくとも理事を出している各党の前で自民党が修正案を出しになりました。そして既に、本日の議事日程の中で修正案が出される運びになっております。これはもう既に理事会で決定をい

たしておるわけでありまして、自民党の修正案がないわけじゃありません。さぞかしお困りになったと思うわけでありまして、私は保険局長にはこれ以上お伺いをいたしませんけれども、しかし、自民党案を知らぬ存ぜぬではこれからの議論は進みません。そのことだけは御注意を申し上げておきたいと思存します。

そこで、まずお伺いしたいのでありますが、自民党案は相当な項目になっておるわけでございます。第一項から始まりまして第八項の施行期日の問題に至るまで、八項目にわたって出されておるわけでありまして、一体これは予算的には変更があるのかないのか、あるとすればどの程度の影響が、まず明らかにしていただきたいと思存します。

○吉村政府委員 今自民党でおつくりになっておられました修正案、それから政府案との比較をいたしますと、医療保険の国庫負担増が満年度で約四十七億円ふえるというように私どもは見込んでおります。

○森井委員 四十七億円でですか。例えば一番最後に施行期日の項目がございまして、これは原案にはないものでありまして、「昭和五十九年七月一日から施行する」とされていた部分の施行期日については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日からとすること、うなっておりますわけでありまして、既にきょうは七月十二日でございます。七月実施はできるはずがない。じゃ八月か。まともにいきまして、まかり間違つて会期内に議決したとしてもこれは八月八日ですから、それもまず考えられない。率直なところ、少なくとも八月以前に施行というのはいわけてございまして、そうしますと、今局長の言われましたように数十億の増どころではないはずでございます。仮に今私が申し上げましたようなスケジュールで成立をしたら、一体いつが施行日になるのでしょうか。

○吉村政府委員 改正案の実施時期につきましては、今先生御指摘のように法案成立の時期、これが一番影響を持ちます。また、成立をいたしても

いろいろ実施体制の整備をしなければならぬというふうな事情があるわけでございますが、できるだけ早い時期に施行をいたしたい、こう考えております。

それから、おくれたことによる予算的影響でございまして、先ほどの数字は、施行期日に關係なしに満年度で計算をしたものでございまして、それで、実施が一月おくれれば五百億円の追加財政需要が必要だ、私どもはこういうふうに見込んでおります。

○森井委員 大事な点が抜けておりますよ。いつから実施をいたしますか。少なくとも政権党が、公布の日から三月を超えない以内と言っておるわけでありまして。しかも物理的に八月八日以前はない。この案がまかり間違つて成立をした場合のことは私は聞いておるわけでございまして。

○吉村政府委員 会期内成立を前提といたしますならば、九月一日、十月一日、それから十一月一日ということが考えられるわけでありまして、九月一日からの実施というのとはなかなか難しいのではないかと、こういうふうに私も考えております。特に退職者医療制度の実施には準備期間が一月は十分必要であるというふうに考えておりますので、もしこのまま会期内に成立するとなれば、まずならば、一番速やかな実施ということになりますと、十月一日を私も予定しながら準備を進めていくつもりでございまして。

○森井委員 事務局としてはやむを得ないでしようね。大蔵省にお伺いをいたしますけれども、私が大蔵省に、きょう質問があるから委員会に出席をしてくれと言いましたら、私どものお答えすることはほとんどありません、こう言っておるわけでございます。どなたが出てきておられるか知りませんが、来ていなければ呼んでいただかなければなりません、来ていないと思ひます。

仮に十月実施といたしますと、七月、八月、九月、三ヶ月間は財政上穴があく勘定になります。厚生省だと思ひますが、主として与党議員に、もし健保が成立をしなかったらこうなりましてという文書が流れておりました、月に大体五百億の歳入欠陥になります、こういうことでございまして。そういたしますと、先ほどの保険局長の御答弁によりまして、当面合わせて大体千五百億前後の穴があくは不足であります。どういたしますか。

○小村説明員 ただいま保険局長からお答えのありましたように、仮に一月おくれましても約五百億円の余りの国庫負担の増額となるわけでございしますが、先生御案内のように、予備費は三千五百億円しかございません。これは他の財政需要にも対応していかねばいけませんというところもございまして、まことに容易ならざる事態でございまして、今後の諸情勢を見きわめて検討してまいりたいと考えております。

○森井委員 僕はこの際申し上げておきたいと思ふのですけれども、いつの間にか、健保が成立しなかつたら、中曽根総理が総裁か知りませんが、再選はないと言われてまいりました。これはどこか論議のすりかえなんですね。健保も大法案ではありますけれども、内閣の命運を左右するといふようなものじゃない。それがいつの間にかそういう言われてまいりまして、内閣の命運を左右する。健保が成立しなかつた場合の予算上の欠陥といふのは大体四千二百億と言われておりました。四千二百億で一体内閣の命運が決まるのか。私は本当におかしいと思つておりました。去年に比べてことしは景気がいい、したがって、四千億や五千億は自然増収で当然出てくるであらう、私はこの予備費をしておりました。そういたしましたら、案の定さうでありまして、大蔵省が今月の六日に五十八年度の税収決算額の概数を発表しておりました。それにありますと、補正後、予算額を四千五百三十九億円上回っております。この理由は、電力会社を初めとする産業界の景気回復が基調になつております。したがって単年度じゃなく、当面、大蔵省は、五十八年度の剰余金については二千四百九十億円、国債償還に充てるために全額を

国債整理基金に入れる方針だ、こう聞いておるわけでありまして。これは五十八年度の先ほど言いましたような状況であります。しかも、根底には電力会社を初めとする産業界の景気の上向きというのが中に入つております。大蔵省、今私が申し上げたことには間違いありませんか。

○小村説明員 私は主計局の主計官でございまして税収のことについては定かにはいたしません、私の存じておる限りでは、先生おっしゃったとおりだと存じております。

○森井委員 冒頭に申し上げましたように、私は、大蔵省にぜひ出ておいてもらいたい、健保の審議をいたしますと言いました。小村主計官は私も非常に有能な官僚だと思つておりました、あなたが将来次官におなりになることを楽しみにしておりますけれども、しかし、先ほど申し上げましたように、内閣の命運を決めるかも知れぬとだれかがささやいて、それが有る程度本物になりつつあるというときに、その答弁者が主計官では、私はそういう意味で極めて不満であります。まだ後で大蔵省にお答えをいただきますけれども、あなたでいいのだらうそのままでおつていただいて結構であります、さうでないなら今のうちにかわりの方を呼んでおいてください。

そこで、もし同じだとすれば、今年度の税収の見通しについてもほぼ明らかになつてくる。端的に申し上げましたように、とりあえず十月の施行期日だけでも千五百億の歳入欠陥が出てくるとすれば、しかも予備費がないとすれば一体どうされるのか。もう一遍お答えをいただきますかと思ひます。

○小村説明員 予備費は三千五百億しかございせんというところは先ほど御説明申し上げましたが、予備費のほかに補正予算の問題ということがございまして。その際にさき見込んでいたところ、税の自然増収を五十九年度は目いっぱい見込んでいたところ、これもあつて多くを期待できない。まして特例公債の増発ということは今考へることは不適切であるといふふうに私も考へておりました、いずれにしてもその対処に私どもとしては苦慮せざるを得ないというのが現状でございまして。

○森井委員 いずれにいたしましても、今年度の景気の上向き状態については、あるいは税収が五十八年度の基調に照らして明るい方向にあるということについても大蔵省も認めましたから、これ以上追及をいたしませんけれども、間もなく六十年の概算要求の時期が来るわけでございまして。これは自民党の社会部会の方でも、今のような福祉の切り捨てでは困ると思つておるわけでございまして。ちよつとついでで悪うございしますが、厚生大臣、そういうことを背景にして、新年度の概算要求については、あるいは昭和六十年の予算編成に当たつては福祉の後退をしない、そういう前提のもとに御努力いただけますか。

○渡部国務大臣 先生御指摘のように、社会福祉のお金というのは、毎日毎日の国民の生活に係つておるものでございまして、予算が幾ら厳しくても、今年休んで来年に回すというふうなことにならない性質の予算が非常に多いのでありますから、私どもは、福祉の後退と言われるようなことのない予算を確保するために全力を尽くして努力したいと思つております。

○森井委員 保険局長にお伺いするわけでありすが、与党の自民党修正案というところになるわけでありまして、その第一項目で、三段階制の一部負担をされています、そういうものが行われるように修正をされています。私は、中身のいい悪いは今申し上げませんけれども、かねがね渡部厚生大臣やあなたがいろいろ国会で御説明をなさいま

したように、一割の負担というのはコスト意識が出てくる、自分の医療費が幾らだということがわかる。ところが三段階制の一部負担ではこれはそういう意味では残念ながら厚生省の意思にもとめるものである、こう私は今までの国会審議から見ても感じるわけでありすが、いかがですか。

○吉村政府委員 私ども、今回の法案で定率主義を提唱いたしましたのは、今先生御指摘のようになかった医療費がすぐわかる、そういうようなことからコスト意識を明確に持ち得る、そしてまた乱診乱療というようなことを抑制する効果があるというようなことから提案をしたわけでありすが、今回の自民党の三段階定額制は、私ども、医療機関の事務の負担を軽減する見地から、一部少額の医療費につきまして定額の一部負担にされたというように聞いております。確かに事務の負担というように聞こえますとそれはそれなりの理由があると思ひます。

ただ、先ほど申しましたように、定率負担の趣旨というようにものを若干ゆがめるといふようなことがあるかもしれません。しかし、三段階に医療費を区分いたしまして、その三段階に應じて一割相当額の定額を課するということは、やはり私は定率の意味というものをそこにある程度反映をしておるというように思ひます。少なくとも一部負担を百円取られるならばきょうの医療費は千五百円以下であつたんだというところはわかります。それから、二百円を取られれば千五百円から二千五百円の間の医療費であるといふことはわかるわけでありまして、定率ほどの確にわからないにしても、そういう幅の中で医療費を理解し得るということではないかと考えております。

○森井委員 それは理屈になりません。理屈になりませんが、保険局長という事務当局の立場もわかりますが、これ以上は触れませんが、これはマージャンで言うところの「ブライズ」の話なんですね。要するに、例えば医療費千五百円以下は百円というのは、まともに行けば一割負担だから百五十円払う人もいる、しかしそれは百円で

おさめまじょうという点でちょっと得たように見えますが、逆に今度は七十円の人には百円出さなければならぬ。損をする人と得をする人はいらるが、結局プラスマイナスはゼロということですね。

そこで、今度の場合も、三千五百円以下が三百円というところで、そういう意味で丸めになっておるわけでありすが、これでどれくらいの人達が該当するんですか。新聞には載つておりまして、はつきりしていただきたいと思ひます。

○吉村政府委員 私ども政管健保の数字で推計しておりますが、入院外だけで計算をいたしますと、患者のうちの六一・三%がこれに該当すると推計をしております。

○森井委員 これは私は率直に申し上げますけれども、結局外来の三千五百円以下なんです。これは主としてどが対象になるのか。今入院外の場合をおっしゃいましたけれども、病院の場合でも外来はございませうけれども、ほとんどの部分はやはり診療所、開業医が対象になっていきます。極めて私は問題があると思ひます。なぜなら肝心の入院の場合にはそういうことはない。完全に一割を取ろう、こういう形になっておりまして、私は極めて片手落ちだと思ひます。完全に、むしろ入院の方が大変ですから入院の方に措置を広げるべきであるといふことならわかるけれども、言うなれば三千五百円以下の医療費といふのはどちらかというと、言葉は悪いございすが軽い病気であります。本来国民が一番心配しているのは入院を含む重症の患者、これを何とかしなければならぬ、こういう形になるわけでありまして、その意味では全く逆行しておると思ひます。これは大臣、いかがですか。

○渡部国務大臣 これは先ほど申し上げましたように、私どもは政府原案をもって最高のものと考へておりますけれども、同時に、社会労働委員会の審議の中で、各党の先生方、国会の先生方の御意見は謙虚に耳を傾け、これを尊重していくのも当然のことでございます。今御指摘の問題、先

生の御説も一つの考え方だと思つて拝聴いたしておりますが、また一方、これは四捨五入というやうな、やはりこの問題で、一割負担に対するいろいろの抵抗の中では、事務的に窓口事務が非常に煩雑になって困るということが非常に多かったもので、そういう意味の効率化といふものを図りますと、そういう意見も出てまいりと思ひます。また、先生御心配の重い病気にかけられた方に対する配慮、これは高額療養費の問題で一つの歯どめといふものを私どもかけておるわけでございますが、これについても、与党もまた野党の皆さん方もそれぞれ、今後一割負担の実施によつて患者の皆さんが困らないようなことを考へていただいております。やうでありますから、その面で先生方の御意見を尊重いたしまして、そういう重い病気の方に対する配慮もなされるのではないかと考へております。

○森井委員 余り議論がたくなつてもよくありませんから、私は自分の家のことでちよつと申し上げたいのですが、今度の場合被保険者本人原則医療費無料を一割負担にする。これは給付の公平といふのが入つてゐるわけですね。家族は外来七割、入院八割、お父さんは十割は不公平じゃないか、こういう説明もございました。本当でしようか。私は、それこそささやかな我が家の事情でありますけれども、なるほど家内や子供たちもたまたまは医者に行くことがあります。しかしお父さんの医者代がただだつて怒りはしませんよ。どちらかというと、私たちはいいから、親からすれば、それこそ子供に対しては着る物も着ないでせつせと子供に対していろいろなことをするわけでありませうけれども、しかし家族全般から見るとお父さんのウェイトは非常に高い。大臣も恐らく御家庭で大切にされておられるのじゃないかと思ひますが、お父さんが病気をされたら大変だといつて、例えば生命保険等に入る、あるいは交通災害等の保険に入るといふことはありますけれども、なかなか手が回らないものでありますから、例えば家内や子供たちにはまてはなかなか入りにくい、子供

たちにはあるいは入るかもしれませんが、いざというときにはやはりお父さん、こうなつてゐるわけですね。大臣の御家庭、どうですか。

○渡部国務大臣 私の場合は私の家内が一家の経済を支えておる担い手でございますので、一般的な議論にはちよつと適切でございせんが、ただ、先生のおっしゃる意味もわかりますが、被用者保険そのものでき上がった淵源といふのも、一家の支え手である大事な方、また産業にとつてはその産業の支え手である勤労者が病気になる場合、けがをした場合、これは健康を守つていかなければならないといふことでできたのでありまして、これは一家の支え手が、また汗を流して働く産業の支え手が大事な大事なことであることは当然でございます。しかし、それならば一家の支え手でない方が大事でないかといふと、ここが難しいところでございますが、かつてはそういう一家の支え手は十割給付、しかし家族は保険もないといふやうな時代があつたわけですが、しかし今日の福祉社会、近代化の方向といふものは、やはり事が命、健康に關しては、もう総理大臣であらうとだれであらうと、家族であらうと本人であらうと、農家の方であらうと中小企業の方であらうとお役人さんであらうと、すべての人が、その命を守つていくためにこれは大事なことであるといふことは、また共通して今日の方向になつてゐる。これは生活保護世帯の方よりもより十割給付いたしますし、また老人医療の方よりもより十割給付いたしますし、これは当然のことだ、社会的な合意になつておる。今日では、医療保険といふものは、一家の支え手であるお父ちゃんも、子供も奥さんもおおあちゃんも、あるいはあらゆる職業の方、全部同じやうな給付になることが望ましいといふ方向に福祉のあるべき姿になつておるといふことも、私は国民的な合意になつておると考へております。

○森井委員 人の健康とか命は同じですから、それはわかるのです。しかし、今男女雇用機会均等法あるいは男女雇用平等法が問題になつていま

けれども、それは女性の方も確かに働かれますが、統計上からいけば一家の大黒柱というのは今のところお父さんという形になりますね。このところが今度ねられたと申しますか一割負担が入ったわけでありまして、もう時間がありまらんから深くは触れませんが、一家の働き手が相当ウエイトが高いということはこれはお認めになりますね。

○渡部国務大臣 これは先生おっしゃるとおりで、心情的には私も今先生のお話に全く同感であります。かつては、一家族で生活しているところにアユを一匹もえれば、これはお父ちゃんのおぜんにつづくのが当然だったので、私はそういう時代が懐かしいのでありますが、最近では五大家族で五匹のアユをもらわないとお父ちゃんのところへいかなないという風潮もございいます。しかし、心情的には私は全く先生の言うように、一家の支え手、これはお父ちゃん毎日満員電車で行って働いて、そして持つて来る月給で家族が皆団らんできているので、お父ちゃんをみんな大事にしなければならぬ、これは全く同感でございます。

○森井委員 時間がありませんから、余り余談の答弁はしないで、イエスカノーかを言ってくれればいいんですよ。

そこで、私も調べてみました。調べてみたら、適当な資料というのを厚生省がつくっております。「負担額階級別件数分布」、これは政管、本人の場合でつくっております。これはたまたま調べた月分は昭和五十七年四月の診療分の点数分布でありますけれども、これによりまして、仮に一割負担された場合に、入院をして二万円以上負担になるという人は四割近いのです。三六・九%、約三七%の人が二万円以上払わなければならぬ。三万円以上をとって見ますと、三万円以上でも二・一%払う人が出てくる。三万円以上です。これはもう言うものの百人のうち二十人ですね。これは大変なことなんです。ちなみに五万円以上をとって見ても八・四%の方が該当する。つまりそれだけお父さんの負担が出てく

る。これは今までの原則無料ということからいけば、今度五万一千円、五万四千円というのは消えたようでありまして、高額療養費の限度額を入れた問題である。参議院の皆さんの審議に当然またなければならぬけれども、原則無料の本人からすれば、何らかの措置というのは高額療養費等を含めて必要じゃないか。いかがでしょう。

○渡部国務大臣 御指摘の点は私もそのように心配をしておりますが、国会でもたびたび先生方から御心配をいただきましたので、今回、被用者保険の十割給付の皆さん方に一割の御負担をお願いする、これは保険制度を将来にわたって揺るぎなきものにするためにお願いをしなければならぬけれども、そのために健全なサラリーマン家庭が病人続出によって破壊されてしまうという苦しいことがあっては大変申しわけないということで苦慮いたしておりますので、これは先生方の御意見に十分謙虚に耳を傾けて、この法案を成立させていただくまでの間には、何とか、一割負担が実現しても被用者保険加入の皆さん方が御安心をできるように、行政によって可能なことはできる限り努力をしてみたいと思っております。

○森井委員 時間がございませぬので、もう一つだけ自民党の修正案による影響について伺いをしておきたいと思うのですが、政府原案では今年度と明年度が一割、六十一年度からは二割負担になるのです。それを財源に、財源といいますが、そうなりますと保険財政が案になります。それを拠出金に充てるという形になっておるわけでございます。ところが、自民党の修正案によりまして、六十一年から二割じゃないですね、国会で議決をするまでということでありまして、常識的に考えてみまして、これは六十一年以降も、いつまで続くかわかりませんが、国会で議決をするまでは一割負担が続くと思うわけでございます。そうしますと、厚生省の方が今まで言っておられました拠出金は、六十一年度以降は二割負担という前提で拠出金、保険料を計算してこれらたわけでございます。六十一年度以降も当分の間

一割負担ということになれば、当然各保険制度は財政的には苦しくなりますから、これは保険料も引き上げなければならぬという事態も当然起きてまいります。計画が狂ったんですから。この点はどうですか。

○吉村政府委員 確かに先生おっしゃる通りに、私も六十一年度以降は二割の負担ということで財政の計算をしております。それが六十一年度以降も九割だということになりますと、医療費の伸び、それから負担の状況、そういうようなものに変化が生じてくることは事実である、こう思います。したがって、医療費の動向あるいは賃金の伸び等いろいろ勘案しなければならぬ要素はあるにいたしても、保険料率を上げざるを得ない場合もある、こういうように考えております。

ただ、私もいろいろな形で医療費の適正化対策というものを実施することによりまして、極力保険料率の引き上げが必要でないように措置をしてみたい、そういう形で努力をしてみたい、こういうように覚悟をしておる次第でございます。

○森井委員 これは、五十九年度は退職者医療に係るところだけで千分の五・七四上がるようになっております。それで、これは二十年後、三十年後、四十年後、ここまで資料が出ていますが、当然今局長がお答えのようにこれは予定が狂っております。六十一年度からすぐ変えるかどうかは別にいたしまして、今あなたが言われたようないろいろな経営努力もなさるでしょうけれども、それにしてもこれは拠出金が上がることは目に見えていた。したがって今びっくりしたわけでありまして、そうなりますと、政府原案の変更によって拠出金の額が変わってくる、保険料の値上がりにつながらないことになるわけですね。

大蔵省、これは一体どうするのですか。保険料値上げをさせるのですか、それとも国庫負担を入れますか。本来退職者医療に国庫負担がつかないなんというのはおかしい、政策を初めて行う場合

は誘導的に出すべきだと私は思うのです。残念ながら制度創設の今年度からは出せないのでしょうけれども、今言いましたように政権党である与党によって、これは実際は私も野党も相当抵抗いたしたから、六十一年度以降二割というのは一割になったんだと思っておりますけれども、しかしそれにいたしたとしても、そうならないと思います。今度六十一年度以降は直接保険料に響いてくる、先ほど保険局長がお認めになったとおりであります。こういうときにこそ私は国庫負担を導入して、しかも財政的には先ほど申し上げましたような背景がございいます。一割負担値上げをさせるのか、これはひとつ考えさせてくれと言われるのか、これは主計官の裁量じゃありませんよ、大蔵大臣を代弁して答えていただきたいと思うのです。

○小村説明員 まず第一点の、退職者医療制度になぜ国庫負担を導入しないかという点でございますが、私も、医療保険制度に対する国庫負担についての考え方は、やはり各保険者ごとに財政力が違うという点に着目いたしまして、その間の財政の調整をするという考えで現在国庫補助を行っているわけでございます。

今回充足する退職者医療制度につきましては、被用者保険制度サイドの問題として、現役がOBの医療費について拠出金をもって賄うという、原則的なそういう考え方が適当であるということと、それから、拠出金につきましては各保険者ごとの財政力に応じて拠出をされるという点から、国庫負担の導入というところを行わなかったわけでございます。

それから、将来どうなるかということでございますが、これは各保険者の財政の問題でございます。先ほど保険局長がお答えになりましたように、いろいろな医療費の適正化対策等を講じられ、各保険の財政状況等を見て、その保険体系の中で解決をいたしたく問題ではなからうかと存じております。

○森井委員 これは重大問題ですよ、いいです

か。単にある日突然この数字が出たわけじゃない。退職者医療制度ができますと拠出金の額はこれぐらいになると明確に出してきて、しかも四十年後まである程度の目安を明らかにしておられるわけですね。私は場当たりで言ったのではない。政管は政府がやっているのですからともかくとして、しかし、健保組合とか共済の短期給付とかいろいろありますね。いろいろあるものについてつまりみんな金を出すわけですから。これは労使折半で保険料も払っています。だから、そういう意味では、経団連にも影響してくるし、当然労働組合にも影響してくる。退職者医療ができましたらごっそり取られるのではないかとということまで心配した、ちょうど老人保健法のとときの拠出金と同じであります。しかし、まあここまでです、例えば三十年後で最高いきましても千分の十をちょっと切るぐらいでございまして、こういう説明を得て、それぞれ関係労使が納得した経過がある。今あなたの説明だと、足りなければ保険料で払ってもらいなさい、これでは明らかな背信行為になる。再度これは検討して、国庫負担を導入するとかねがね言われておるわけですから、退職者医療に国庫負担がないのはおかしいと言われておるわけでありまして、ここ一、二年は仮に譲るにしても、今言いました一割負担が継続することによって受ける被害について、今まで拠出金を幾ら出すということについては示しておるわけでありまして、それを上回るものについてははじめて国庫負担で補うべきではないか。再度答弁してください。

○吉村政府委員 私ども、退職者医療についての拠出金と九割給付を実施する場合の保険料とは分けて考えておるわけでございます。退職者医療に対する拠出金というのは、先ほど先生も御指摘になりましたように、五十九年度で千分の五・七四、それから三十年後で九・八パーミル、こういうことで計算をしております。したがって、このところは今回の修正案が出たにいたしましては変わらない数字だろうと私どもは思うのです。

ただ、自分たちの医療費を賄う場合に、九割でやっていたければ五十九年度、六十年度は保険料率を上げなくても済む、しかし六十年以降については八割給付にする方が保険料率を上げなくても済むというように計算をしております。しかし、六十一年度以降やはり九割が続くということになれば、状況のいかんによつては自分たちの医療費を賄う保険料率は上げざるを得ないことになるのではないかと、こう私は申し上げたわけでございます。その自分たちの医療費を賄う部分につきましては、私ども、医療費の適正化等を通じて極力保険料率の引き上げを回避するような努力をいたしたいと思ひますし、退職者医療の方は数値の変動はないわけでありまして、五十九年度において退職者医療制度に対しては国庫負担を入れる必要はない、私どもこういうような判断をしておるわけでございます。これが六十一年度になりましてもやはり国庫負担を入れなければならぬという事態は生じないのではないかと、こういうように考えておる次第でございます。

○森井委員 まことに不穏当な発言かもしれませんが、一種のベテナだと私は思うのです。拠出金を出すに当たっては、被保険者本人から一割の負担をさせます、そうするとあなたの保険制度は案におなりでしよう、健保組合なら健保組合がそこで案になったんだから拠出金を出しなさい。何のことはない、患者が結局負担することになるわけでありまして、そういう仕組みなんですね。それは前提は、ことしと来年については一割負担だからそれだけ案になったでしょう、六十一年度以降は本人から二割も負担させるのですから、さらにはあなたの保険制度、健保組合なら健保組合は案になったでしよう、そういう前提で将来にわたって拠出金のめどをつけていらっしゃる。決々としたという格好になっておるわけですね。ですから、二割が一割に変われば、保険制度は皆さんが納得されたように案になるのじゃなくて、一割負担のままいくわけですから、それだけ保険財政は苦しくなる。そうしますと、局長が言われますよう

に当然保険料の値上げにはね返ってくる。もうイエスカノーでいいですから、ここまでお認めになりますか。

○吉村政府委員 それはそのとおりだと思います。

○森井委員 整理ができました。そうなりますと、あらかじめ拠出金の将来推計といひますか、一番多くなるときでも三十年後ぐらいでありまして、そのときは千分の九・何%、千分の一〇%を割るくらいで済みます。四十年になりますとまたやや下がってまいります。いずれにいたしまして、そういうガイドラインを示して関係労使を説得してこられたという形になっているわけで、この国庫負担を考へるのは当然じゃありませんか。大蔵省、どうですか。

○小村説明員 私どもとしましては、医療費の増加、これまでGNPの二倍以上のスピードで三十六年以來伸びてきた、その増加につきまして、パリの量を適正にしたいだくということがまず第一だと考えておりました。保険料も国庫負担も上げるといふことは望ましい事態でないということとは基本的に考えております。

退職者医療制度につきまして国庫負担を将来入れるという御指摘でございますが、退職者医療制度に対する拠出金は、各保険者の財政力に応じて強いところはたくさん出していただくというシステムになっているという点から見ても、まず保険者の拠出金をもつてこれを賄っていただくということが適当ではないかと考えている次第でございます。

○森井委員 それは断じて認めるわけにいきません。この際だからもう一回、別な問題で、これは大蔵省の考へている性根を推しはかる意味でお伺いするわけですが、昔三三と言われて、残念ながら健保もそのKの一つでありました。しかし、財政状況は御案内のとおり相当好転をいたしましたね。そして、四十九年度以降の赤字については計画よりもはるかに早く払ったわけですから、逆に言えば保険料を取り過ぎた。弾力条項が

あるのでありますから、保険料率、何も上げるばかりが弾力条項じゃない、要らなくなれば下げる。早く払ったものだから、結果としてこの三月から千分の一のお下げになりました。しかし、それにいたしまして、前回の五十五年の改正のときも私はいろいろ議論をいたしたわけですが、けれども、何年で返すかというのが大変な問題だった。私も野党としては、たしか千三百億弱の金額でしたけれども、十年で返せと言ったが、結局六年で手を打ったわけでありまして、そんなにからなかった。計画よりもはるかに早く返した。保険料に直接響いてくるものですから、何年で返すかというのは大変な話であります。とにかく早く返して、今のところはおゆとりがあるわけでありまして、四十九年度以降の赤字については解消しておりますが、四十八年以前の赤字は、四十八年当時一体幾らあったのか、それから利子がどんどんかさんでいきますから今幾らになっているのか、そしてその処理はどうするのか、時間がありませんからこの点についてお伺いしておきたいと思ひます。

○坂本政府委員 政管健保の累積赤字の件でございますが、一つは、昭和四十九年度以降の累積赤字の処理について先生から……(森井委員)それはいいですよ、もうわかっている(と呼ぶ)はいい。四十八年以前の累積赤字について申し上げます。ちょうど昭和四十八年に法律改正がございました。当時の累積赤字は三千三十三億円でございました。これにつきましては、その後利息が重なってまいりましたのでだんだんふえてまいっております。

実はこの累積赤字、大きく分けますと二つの部分になるわけでございます。一つはいわゆる損失見合いと称しておりますが、本当の健康保険の会計としての損失分、それからもう一つは資産見合い分と称しておりますけれども、一応政管健保にも何らかの資産がございまして、その資産の形で残っているという意味での資産見合い分というのがございます。それぞれ金額がふえてきており

會計から繰り入れることが、現実問題として今日まで困難な財政事情であったということを御理解願いたいと思います。

○森井委員 それは保険料からは充当しませんと——僕は、処理はあなた方に任せていいと思うのですよ。しかし本人から一割も取らうという今日、しかもほうっておいたら、与野党合意をして棚上げした過去の債務までまた保険料で入れられるかともいう危惧がある。だから、保険料からは取りません、これだけを約束しなさい。

△小村説明員 医療保険制度といふのは五期呆検

でございまして、過去の債務について現在の保
険者が負担すべきでないという点も私ども理解は
できますが、ただ、この問題につきまして、そう
いった観点から一般会計から繰り入れる方が講
じられたということとございまして、それがまだ
実行されていないという現状だということとごさ
います。

○森井委員 これはまだ納得できませんが、参考までに聞いておきます。

今度は日曜健保と政管が一緒になるわけですね。勘定が一つになる。時間がもうありませんから多くは申し上げませんが、これも七千億ばかりの赤字を持ってきているわけですね。これはどこで払うのですか。

○小村説明員 日曜健保につきましても、先生御

指摘のような膨大な赤字を抱えていたわけでござい
ますが、これにつきましては、債権債務が今度
政府管掌健康保険の方に引き継がれます。その
間、これまでの累積債務につきましては、政管健
保と同様に一般会計から繰り入れることができると
いう方途を講じまして、これにつきましては発
生する利息の二分の一を今回予算で措置をしたと

いふところでございます。

○森井委員　これもまたおかしくなるのですね。これでは質問できませんよ、本当に。いいですか、今は日雇健保について約七千億の累積債務がある、元金はそのままずっと置いておく、これをどうするか先が見えておりません、わかりませ

七

ん、こう言っている。こんな無責任なことがあり

ますか。ましてや、それでは大変だから赤字だけ

は半分見せよう。だから残りの半分プラス元

金の七千億というのはそのまま残るわけではし

や。日雇健保と政管とくっつけるという提案をさ

せておいて、これが一体これからどうなるのか。

先ほどの四十九年以前の債務と同じようにずつと

置いておくとする、これはあなた、一兆何千億

の話ですよ。両方とも合わせて保険料からはいた

だきませんと言えませんか。四十九年以前のもの

についてはそれなりの理由がある。それから日雇

健保の赤字についても、これは政策的にやってみ

てきた赤字なんだから、これを政管も含めてま

た保険料で持てなっていくかぬじやない

ですか。これははっきりしてください。納得のい

く答弁ができない限り質問を続行できません。

○小村説明員 日雇健保の累積債務につきまし

て、政管健保に今度引き継がれるわけでごしま

すが、この累積債務について、政管健保の加入者

の方々の保険料をもってそれを解消するというこ

とは考えておりません。

○森井委員 そうすると、その後どうするのです

か。ずっとそのまま残すのですか。方法は余りな

いですが、一般会計から見るといいじやないで

でございます。

○森井委員 最後は一般会計で見るというわけで

すか。

○小村説明員 一般会計の財政状況がこれだけの

財政負担にたえるという状況でございますれば、

これを一般会計から繰り入れるということができ

るということでございます。日雇健保につきまし

ては、いずれにしても、将来の財政状況を見

ながら厚生省とよく相談をしてみたいと考えて

おります。

○森井委員 先ほどの二割が一割で当分続く六十

一年以降の退職者医療の扱い、これは保険料の間

題が絡んでおりますけれども、それと先ほどの四

十九年以前の財政赤字の処理、それから日雇健保

の今まで累積しておる赤字約七千億の扱いにつ

ては、はっきりしなければ、私はこれ以上質問はで

きません。

○小村説明員 私ども先ほどは御説明申し上げ

ましたように、政管健保については資産見合いと

損失見合いということに当時分類いたしました、

それで、資産見合いについては保険料から払って

いただく、損失見合いにつきましては一般会計か

らの繰り入れの方途を講じたということござい

ます。その一般会計から繰り入れる方途を講じま

した、今日までそれが実行できないということ

でございます。

今後これをどうするかというのは、私ども、こ

れからの国の財政事情も考慮いたしまして、厚生

省とよく相談をしてみたいということございま

す。

○森井委員 日雇いは……。

○小村説明員 一般会計からの繰り入れの方途が

決められておるわけでございます。したがいまし

て、いつ、どういう時点で、どういう形で、これ

を一般会計から繰り入れるかということにつきま

しては、国の財政事情等もございまして、それも

十分よく考えて今後厚生省と相談したいとい

う趣旨でございます。

○森井委員 やつぱり納得できません。

○小村説明員 私は片面から申し上げているわけ

でございます。国の財政の立場から、損失見合

いについては一般会計から繰り入れることができ

るという規定がございます。したがいまして、国

の財政事情に応じて繰り入れることが一番望まし

いわけでございますが、現状においてはそれがま

だ実行されてないということでございます。資

産見合いは保険料で見たいということをお願い

申し上げておまして、これは当時仕切りをつけ

れたとおり、私どもも実行するということを申し

上げておるわけでございます。したがって、損失

見合いについては保険料を引き上げてそれを補てん

していただくとかということとは申し上げていな

いものでございます。

○森井委員 はっきり言ってほしいのは、要する

に日雇健保の赤字についても、それから四十九年

以前の累積赤字についても、四十九年以前の分

については損失見合いと言っておりますけれども、

これは資産見合いは勝手にどんどん払っていくとい

う性質のものではない。凍結というのははっきり

しているのだから、勝手にというのは語弊がある

かもしれません。今聞いてみて初めてわかった

のだ、七十数億を返しているというのは、少なく

とも五十五年改正であれだけの約束をちゃんとし

たんだから、仮に資産見合いにしても、返すにつ

いては当然のことであるが、少なくとも凍結

解除がなければおかしいと思うのです。それが一

つ。

それから、日雇健保の赤と四十九年以前の損失

見合い等については保険料から取りません、これ

だけ一言言いたいです。(小沢辰雄委員)それだけ言

えばいいんだと。小沢辰雄委員が言っている

じやないですか。そのままだいいんだ。

の国会終了直後に発表したい、こういうことですね。統合問題について作業に時間がかかる、だから発表できませんというなら話はわかるけれども、国会終了直後に発表するとなると、国会審議が全くおろそかにされているという印象を持ちます。これは後ほど我が党からもいろいろあると思いますけれども、一応私が四月の審議の段階で指摘した一言でございまして、こういうあり方はやはり問題があるんじゃないかなるか。作業のために時間がかかる、それはもうそれです。ところが国会終了直後に発表する、こういう申し合わせが日医との間で行われたということでございます。要するに厚生省の主体性の欠如といえますか、これについて私どももどうも納得がいかなぬわけですから、一応その点について大臣の御見解と決意を承っておきたいと思ひます。

○渡部国務大臣 御指摘の点でございますが、私は自由民主党の議員ではございますが、御推薦をいただいて今政府の一員として働かせていただいております。党の政策形成の面にはかかわっていないわけでございますので、これは私からとかく申し上げる立場にないと思ひます。

○河野(正)委員 大臣として、この健康保険法の改正案を最もいいものとして提出されたわけですね。ですから、そういう立場から、この法案の審議はやはり国会中心で遂行していくことが当然貫かれなければならぬ。ただ、今党でどうだこうだ、自分は議員であるけれども、その作業にタッチしておるわけではないのというような釈明がございました。そこで私は、大臣の主体性というものが若干欠如しているのではないかと、いうふうに申し上げたわけですね。こういう大きな法案が出てくるというのは、そうしょつちゅうあるわけじゃないでしょうから、今後の厚生行政を推進する立場から、そういう気持ちといひますか、所信といひますか、決意といひますか、そこはひとつ十分対処していただきたいと思ひます。

そこで、与えられた時間が少ないものですから、あれもこれもというわけにはまいりませんから、

四月の質疑で積み残しました分について、この際最終段階です。若干御見解を承っておきたいと思ひます。

この法案そのものについては、若干触れておりますから、ここで申し上げるだけの時間がございせんが、ただ、大臣が記者会見あるいは諸会合でいろいろ所見を述べられておられます。大臣にしっかりと主体性を持ってやってもらいたいということは、そういう所見を述べられ、あるいはまた見解を述べられる、そういう言ったことはぜひひとつ実行してほしいと思ひます。

そこで、今度の健康保険法の改正のねらいの一つに、「保険医療機関等の不正、不当を排除するため」云々と、提案理由の第一の項目で述べられておるわけですね。そういう意味でいろいろ監督するあるいは規制するというようなことも、そういう不正あるいは不当性を排除するということでは当然考えなきゃならぬ。ところがそれは一方交通であつて、一方ではやはり医療機関の育成が当然考えられなきゃならぬ。私は、健全な医療というものは健全な医療経営の上に初めて成り立つ、こう思っているわけですね。きのうあたりのテレビでもいろいろ医道審議会の経過が発表されております。そういう不当な医療機関のあることは私も大いに反省しなきゃならぬと思ひます。そういう不当な医療機関があることも事実ですが、しかし非常にまじめに医療業務を遂行しておる医療機関があることも、これは大臣も御承知のとおりだ。大臣のところは奥さんが一生懸命まじめにやっていますから、そのとおりだと思ひます。

そこで、今の医療というものを正しく運営していく、そのためには不当あるいは不正を排除していくというのが一つですけれども、一方で正しいものは育成してやる。特に最近、各社の評論によりまして、病院の倒産時代来るとか、私も病院の倒産時代が来る、その倒産するの、すべて健全な運営をやつて倒産しておるかどうかという点では疑問があると思ひます。いろいろな

ところの手を出して倒産しておるところもある。しかし、現実には、まじめに病院経営をしてそしてどうにもならぬという声も数多く聞いております。もう決算がでる頃とかあるいは銀行管理になったとか、そういうような意味においては、やはり今後の病院経営については新しい展望は余りないと思ひます。でございまして、大臣も、今度の健保の改正が行われれば病院もよくなるのです、こういうような発言も私も見聞いたしております。そこで、そういう意図もあつて大臣がいろいろなどところで見解を述べられたと思ひけれども、今度の健康保険法が成立したならば診療報酬値上げも検討しなければならぬ、健保成立の条件つきだ、こういうふうな報道しておる新聞もございまして、そこで、私ども、何も点数を上げろ上げるじゃなくて、今の不当、不正を排除する、そういうことで監督を強化されることは結構だと思ひますが、しかし、まじめに医療経営をやつておる機関については育成をしてやるということも当然必要だと思ひます。今大臣が言われておりますように、医療費の適正化そのものはそうじゃないですけれども、それに絡んで医療費の引き上げというふうなことも当然考えられると思ひます。そういうようなことも当然含めてという事を言わされておりますが、歯科も含めて技術評価が非常に低い。したがって、健保改正が成立したならば早い時期に医療費の引き上げを図りたい、こういうような見解が述べられておると報道されておる向きもございまして。

そこで、ただ上げてほしい、上げてほしいじゃなくて、それこそ今の不当あるいは不正な医療機関に対しては徹底的に信賞必罰で対応しなければならぬが、まじめに経営をするという部分についてはぜひ御配慮を願わなければならぬのではないかと。健全な医療というものは健全な医療経営のもとで成立するわけですから、倒産しなかったいい医療をやろうといったつてやればはしませんが、そういうことになれば、結果的には制限医療ということになるわけですから、これらについて

ひとつ見解を承っておきたいと思ひます。

○渡部国務大臣 先生から今多面的な御質問がございました。私は、自由診療・出来高払い、この制度を将来にわたつて維持していくのには医師の皆さん方の良識に期待する、これが厚生大臣としての一番大きな願いでございますし、また私は、国民の健康を守る厚生大臣として、その第一線に立つて頑張つておる医師の皆さんを信頼したいと思ひます。同様にまた、これは行政の責任者として、これはどのような場面であつても、たとえ千に一、万に一つでも不正がまかり通るというようなことは許されないのでありますから、審査体制の強化にますます力を入れていかなければならないのは言うまでもありません。

そこで、今診療報酬の問題でいろいろ議論されておりますのを聞きしますと、ある場合は濃厚診療というふうなもの、これが議論される場合に必ず出てくる言葉は、現在の技術料の評価というものが、一つ一つ取り上げていくと、先生御指摘がありましたように、非常に安い面もあれば不合理ではないかというふうな面も現実にごさいますし、そういう御指摘をこの委員会でも幾たびかちょうだいをしておるのであります。それから、また一方、毎年の所得状況などを見ると、いまだに医師の所得がかなり高い水準にあることも事実でございます。こういう中で、診療報酬というものを、高度医療がどんどんどんどん進んでいく中で、やはり技術尊重に見直すべきではないかというふうな意見は、非常に貴重な、尊重しなければならぬ意見であると思ひます。おりましたので、これは今中医学協が大変真剣に専門的な立場で御審議を賜つておりますが、その審議の中で、やはり高度医療がどんどん進んでおるのでありますから、そういう新しい時代のニーズの中で合理的な技術尊重の診療費が定められていくように、そういう審議を急いでいただきたい、そういう願いを私はいつも持つておりまして、そういう考え方を幾たびかいろいろな場で申し上げておるのでございまして、この法案が成立したらそういうこと

と

と

をするとかいふことは全く誤解でございまして、ただ、やはり今回の法案を通していただくことにより、保険財政というものである程度余裕ができた、あるいは今過剰診療であるとか濃厚診療であるとかいろいろ言われておるわけでありまして、こういうものが是正されて、医療費の適正化あるいは節減、そういうものが進んでいけば、今先生御指摘の技術尊重の医療費の合理化あるいは見直しというものを進めやすい条件になることは間違いないと思います。

○河野(正)委員 私を取り上げましたのは、率直に言って、別に上げる、上げるじゃなくて、やはり今の正しい健全な医療経営というものは育成してもらわなければならぬ。そのためには、単に一方で不当がある、不正があるというように立場を抑えつけるだけじゃなくて、育成するという立場も当然とっていただかなければならぬ。そういう意味では、健保が成立するのが条件じゃないという話でしたけれども、議論の分かれ目ですけれども、今度の健康保険法の改正が行われれば受診率が落ちるだろうとか、あるいは長期入院がだんだん難しくなるとか、医療経営を圧迫するであろう、こういう意見があることは御存じのとおりです。そういう意味で、不当不正を排除すると同時に、一方においては、健全な医療経営については速やかにその経営が円滑に進んでいくような処置を講ぜられる、そのことは具体的に申し上げれば、医療費の適正化もさることございまして、けれども、やはり点数、技術料というものを評価するといふことが一つの大きな使命にならなければならぬと思うわけですから、そういう意味で、ぜひそういう私どもの意見を尊重する形で、これは医療経営といふことじゃなくて、正しい国民の医療を守っていくという立場から申し上げているわけですから、謙虚に受けとめて善処をしてほしい、こういうふうに思います。

○渡部国務大臣 ただいまの先生の御指摘、私も同感でございます。この前も先生からこの委員会に御指摘をいただきました、私どもは、この健保

法の改正と両々相まって、二十一世紀を目指しての我々の医療行政のあるべき基本的な考え方を示したわけでございますが、その中でも、私は、特別に項を立てて「医療機関の安定した経営基盤の確立」ということをうたっておるのでございます。これは、もちろん我々は患者優先の医療行政であります、しかし、患者の皆さんがいつでも、安心して、すばらしい、すぐれた医療を受けられるためには、医療経営というものがしっかりと経営基盤が安定したものでなければなりませんし、また診療報酬費というものがやはりしっかりと、だれもが納得できるものでなければなりませんから、そういう意味で、患者の皆さん方の健康を守るために、患者の皆さん方に安心していただくために、すぐれた医療を受けていただくための、これからは先生御指摘のような医療経営の基盤の安定というものを一生懸命頑張つてまいりたいと思っております。

○河野(正)委員 そこで、実はきのう、きょうのテレビ、新聞報道でも、医道審議会の処分決定が発表されておるわけです。そこで、私どもかねがね心配いたしておりましたのは、本法の改正のねらいというものが、保険医療機関の不正不正を排除する、不正はわかりやすい、悪いことをしているわけだから、不当というのはい解の相違がありまう。そこで一体不当とは何ぞやということとをある程度きちんとしておかなければ、いろいろな紛争の種になるのじゃないかというふうに思っています。

そこで、先般行われた大阪の中野診療所が、不当診療といふことで処分を受けた最初のケースだ、こう言われておる。私は真相は知りませんけれども、新聞がそういうふうに書いておる。そこで、やはりこの際、不正は当然のことですから、その処分の重い、軽いは別としても、信賞必罰でやっていたかなければならぬ。しかし、不当にしている程度は基準というものの、目安というものが無い、一体どの辺が不当であるのか、これはいろいろ議論が出てくるであろうと思

うのです。ですから、この際、だんだん医療機関の経営は厳しくなりますから、やはり不当とは何ぞやという点についてもぜひひとつ見解を承らせていただきたい、こう思います。

○吉村政府委員 なかなか一概に決めかねる問題だと私も思っております。一般的な基準で申しますならば、少なくとも現在の医学常識に反すると申しますか、著しく逸脱すると申しますか、そういうような診療は不当だと思っております。また、患者の個々の病状と申しますか病態、そういうものとかかわりなしに行われるような診療というものは不当なものだ、こういうふうに思っております。

中野診療所の場合は、先生も御承知のとおり、普通の場合の十倍、二十倍、こういうようなケースであったわけでございます、それぞれの分野の専門家と討議をしていただきまして、不当な診療というように判定をしたわけでありまして、したがって、私も、今後また保険課の医療監査官だけの判断でそういうことをやっていくというように考えておりません。やはりこれは専門のお医者さんの御意見を十分聞くと同時に、その時点における当、不当というものを決めていかざるを得ない、こういうふうに考えております。

○河野(正)委員 常識的な医療といひましても、どこが常識的な医療であるのか、これまたなかなか判断のしにくいところでございます。そこで、いろいろ巷間伝わるものでは、平均の何割とか何倍とか、そういう議論のあるところもございまして、それから医道審議会の発表した基準、新聞で見たのですけれども、それによりまして、何か一定の基準が決まられておたらしくて、脱税の処分対象は一億円以上、それから診療報酬の不正請求は一千万円以上、これが基準とされてきた、これはそのとおりですか。

○吉村政府委員 担当局長でないの定かでございますが、大体そのような基準で運営をされておるといふように考えます。

○河野(正)委員 それでもなかなかうまくいかぬ

ということ、審議会は今後脱税とか不正診療、そういうものと一緒にしてやる場合等もあるわけ、脱税が一億、不正診療が一千万、これが二つダブるものもあるわけですね。だからそういう基準だけではいかぬ。脱税もした、不正診療もしたということになれば、一千万でいいの、一億でいいの、その辺の区別もなかなかつきにくいというところで、改めるといふような意見もあるようでございます。しかし、やはり慎重にやってみよう。

私も大学へ行きまして聞きます。答えていただかなくてもいいけれども、答えていただくと参考のために聞かせてくれ、レセプト一枚で一番高いのは幾らぐらいのものが出ますかと。そうすると、かなり高いものがありますね。ですから、なかなか基準どおりにもいかぬだろう。そこで、不当とは何ぞやという一つの判断をする基準を決めるにいたしても、ケース・バイ・ケースでかなり事情が違ふ。それから、微妙な問題等があるから、判断するためには特殊事情というものがあろうと思ひます。ですから巷間では平均の何倍、それが常識的な医療だといふようなわきも、恐らくこれは行政が示したわけではないでしょうから、支払基金あたりで審査委員がそういうことを言ったのだと思ひます。ですから、一応目安といふものは検討する必要があるのじゃないかと思うわけですね。それは悪用してやらうとまた困るので、このくらいなら不当にならぬからこゝまで、このことになると困るので、それから先は医者のモラルといひますか常識にまいたざるを得ないわけですね、一応そういう判断のための基準というものは、ある程度コンクリートじゃなくとも必要じゃなかろうかと思ひます。いかがですか。

○吉村政府委員 非常に難しい御質問で答えにくいのでございます。私も、やはり平均の何倍だといふようなことで判断すべきではない。それは一般的に平均よりもかなり高い診療報酬については注意をして見るということはあるかもしれませ

んが、その何倍を基準にするかというようなものは持ち合わせておりませんし、審査委員会等では長い間審査をされておるわけでございますので、大体その辺の審査委員の常識としては頭の中にあるのかもしれないが、恐らくそれは具体的な数値でもって言えるようなものではない、こういうふうに思います。

ようわからぬ答弁でまことに申しわけありませんが、具体的な数字あるいは具体的な基準はここで示してできないのを残念に思います。

○河野(正)委員 もう時間がありませんので、余りこれでやりとりするわけにはまいりません。

そこで最後に、今度の健保法改正の中で精神衛生法と関連する部分があるわけです。これは今まで全然論議されておきませんので、これだけはひとつ取り上げておきたいと思ひます。

精神衛生法では第一条に「この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い」と書いてあります。これはずっと精神鑑定のところでも出てくるわけですよ。ですから、精神障害者の場合は精神衛生法で、医療だけじゃありません、保護もあるのですよ、こういうふうな定めてあるわけですね。ところが、医療費の算定その他については一般の医療と同じであって、保護という部分が全然欠落しておるわけでありまして、その証拠には、例えば高額差額ベッドの問題等がございまして、これは厚生省の昨年七月の資料によりまして、五千円以上の高額ベッドはむしろふえておる。三人部屋以上は四十九年の保険局長通知で禁じられておるにもかかわらず、いまだに一〇前後残っております。そういうような状況です。

精神衛生法に基づいては、医療と保護、両面をやらなければならぬ。医療の問題は一般の保険並みですからそれで片づいておる。ところが保護の部分は全然考慮されていない。ですから、その証拠を挙げると、例えば今一般の病院では差額ベッド料が許されているわけですね。ところが、局長も大臣も余り御存じなからうけれども、精神病院には保護室というのがある。これは一人部屋なん

です。そして手がかるものですから、今はテレビを各部屋ごとに設置をして、常に監視をする。ところがこれは別に差額ベッド料をいただくわけでも何でもありません。これは保護の部分ですね。非常に手間がかかるし、金もかかる。だからなかなか保護室をつくらぬ。一番困っているのは行政なんです。とにかくどうにも手がつかぬ。警察がとにかく収容してもらいたいと言ってきたら、収容する部屋がありません。保健所がそうですね。福祉事務所がそうです。町村役場がそうです。行政が一番困っているのです。だから、精神衛生法に基づく保護の部分は当然御検討をいただくなければならぬのじゃないかと思うのです。そして困っているのは行政ですからね。家族も困りますよ。暴れてしょうがない、ところが収容するところがない。たらい回しですよ。それが、今申し上げますように、精神衛生法の精神というものが今までの保険医療の中で考慮されなかったというところで、これはほとんど今まで論議されていませんから、この点だけはぜひこの際はっきり御見解を聞いて、善処していただきたい、こういうふうに思ひますので、一言お願いいたします。

○渡部国務大臣 先生の御意見、大変貴重なものとお聞かせいただきましたので、今の先生の御意見等、今後の行政の中に十分反映するように努めてまいりたいと思ひます。

○河野(正)委員 大臣から今的確にお答えいただきましたから、保険局長から改めて聞く必要はないけれども、やはり作業するのはおたくです。それから、ひとつ局長も、今の精神衛生法に基づく保護の部分については当然考慮しなければならぬというのを一言御確認願ひたいと思ひます。

○吉村政府委員 先生の御指摘、まことにごもっともだと思ひます。それで、保護室に関する限りは基準看護の点数で対処する方法、それから先生から差額徴収ということも御指摘がありました。が、差額徴収というのは患者の希望によってやる分野でございまして、保護室については差額徴収をするというのは余り適当でない、したがって保

険の診療報酬の方で物事を考えていくべきではないか、こういうふうに考えて、そういう線に沿ってひとつ検討をさせていただきます。

○河野(正)委員 これで最後です。第一番目の基準看護云々は、ほとんどは基準看護ですよ。ですからその部分はここで論及する必要はないです。

あとの部分で、患者が保護室に入りたいと言わねえのだから、それは当然医療費の中で面倒を見ていただくということで私も理解いたしますが、よろしうございませう。ちよっと一言。

○吉村政府委員 そのとおりでございます。

○河野(正)委員 終わります。

○有馬委員長 午後二時から再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後四時三十分休憩

午後二時四十分開議

○有馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。沼川洋一君。

○沼川委員 まず大臣にお伺いしたいと思います。御案内のように、これも昭和六十年度の概算要求のための編成作業が今始まっておりますわけでございます。例年と違つて国会が開会中でございますので、この作業も大変じゃないかと思ひます。でございますが、五十七年度予算でゼロシリリングを決めて、五十八年度予算ではマイナス五％シリリング、そして五十九年度予算ではついにマイナス一〇％シリリングの原則を貫いたわけでございますが、そのために、社会保障関係予算について、年金の当然増経費など約二千四百億円は例外として、一律一〇％削減の予算を組まざるを得なくなつた、こういう事情は大臣御承知のとおりでございます。

年金増経費が大体二千四百億円、これを差し引いても六千六百億円を削減しなければならぬ、いわば窮余の一策として医療保険制度の改正によって処理することになつたわけでございますが、その金額が六千二百億円、これははつきり言つて相当荒療治と言へる削減策だと思ひわけでございます。

もちろん、今回のこの委員会の質疑を通しまして、一貫して大臣がおっしゃっておることは、私どもは財政対策じゃないか、こういう指摘に対して大臣がおっしゃっておたのは、もちろん財政対策もあるけれども、それだけじゃなくて、いわば二十一世紀の老齢化社会に向かつて長期的に安定した制度を確立するための改革だと、盛んに力説をなさりました。

問題は、ことはこういふこととして、次年度もこういう形にはしないかという危惧の念があることも大臣よく御承知のとおりだと思いますが、聞くところによりますと、自民党さんの社会部会で、何か社会保障予算の中で、年金と医療の当然増経費を全額確保するというような決議もなされた、こういうふうにも聞いておりますが、反面、実際これがどうなるか、極めてこれは心配な問題点でもございまして。

そこで、改めてちよっと大臣にお伺いしておきたいと思ひますが、もし今回のこの法案が成立したとするならば、国庫補助の伸びを抑えることができるというふうにおっしゃっておりましたが、再びマイナスシリリングの対象にすることは絶対ないとの席で大臣、お約束でございますか、その点をちよっとお尋ねしてみたいと思ひます。

○渡部国務大臣 私、たびたび申し上げておりますのは、社会保障関係の予算、これは生活そのものの予算でございますから、金がないから切つてしまふとか、あるいは翌年度に持ち越すとかいふことの極めて困難な予算でございます。また御指摘の医療に関する予算も、これは国民の健康を守る予算でありますから、こういうやはり必要な予算は、どのような財政的に苦しい条件の中でも確保するように全力を尽くして努めてまいりたいと思ひます。

い

○沼川委員 はつきりしたお答えがないのが残念ですが、大臣のいろいろな御説明を伺っている限りは、もしか本当に成立するのだたらそれくらい明快な約束があったっていいように思いますが、それでも、どうでしょうか、肝心なななことだけおっしゃってください。

○渡部国務大臣 確保するように全力を尽くして努力したいと思えます。

○沼川委員 これ以上はお聞きしません。

次に、現在八種類に保険が分離しておるわけですが、これは大臣も御承知のとおりでございすけれども、この保険制度の統合化、一元化について、この委員会でもいろいろな形で論議がございす。厚生省試案であるこの中長期ビジョンの中には、はっきりと「全制度を通じる給付と負担の公平化措置」つまり一元化、これについては最初六十年代の後半、このように明記してございす。その後いろいろと修正案が出てまいりまして、第二段階の修正案ではこれが六十五年以降でできるだけの早い時期に、こう変わりました。そして、つい先日自民党さんと医師会との話し合いの中では、これが今国会終了後に実施時期を示すと、ビジョンの段階からしますと、相当早期にこの具体案が出るような感じを受けたわけでございすけれども、この国会終了後となりまして、果たして八日に終わるかどうかわかりませんが、八日以降終われば何か具体案が出る、こういうふうにも思いますが、そこでこの問題を改めてお尋ねしてみたいと思えます。

私、本会議の代表質問をいたしました折に、最初大臣が答弁なさっておりましたのは、医療保険の統合については、制度の沿革、歴史もあるでしょうし、現実にも果たしている役割等を勘案すると、直ちに統合一本化を行うことは極めて困難である、最初はこの御答弁をいただきました。それから委員会がございまして、この中長期ビジョンが出てまいりましたら、抽象的ではありますけれども統合というのが出てまいりました。それが、今申し上げたように国会が終われば何か示さ

れるというふうなそういう言葉だけが出てきていますけれども、では具体的にどういう形でその統合一本化をするのかという話は一回も伺っておりません。国会が終わってからすぐ示すというのであれば具体策としての方法が何かお聞きできるんじゃないかと思えますが、この点いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 いろいろの考え方がございす。まず取りかからなければならぬのは、やはり給付と負担の公平ということであると思えます。現在の国保給付率七割、これはできるだけ早く八割に上げる、あるいは被用者保険の給付率と変わらないようにしていく方向、この点は先生からたびたび強いお話しがあり、これはこの社会労働委員会における考え方も大方合意を得ているような感じを私は持っておりますので、これを六十年代後半のできるだけ早い時期に、国民の健康を守る医療保険というものを、皆さん方すべて同じような条件で給付を受けられるように持っていきたいということにございす。

○沼川委員 大臣の答弁、随分後退しておると思えますけれども、今申し上げたように、今国会終了後といたるところまで話が来ておるわけですね。もちろん、これは自民党さんの修正案の中にでてくるわけですから、まさか聞いていらつしやらないわけはないと思えますし、当然これは御相談がございす。ですから、ここまで来れば時期のようによつとはつきりしたお答えが出るんじゃないやろうか、そういう気がします。この点時期がいつなのか、ここでもう一遍明確に言っていたきたいということが一つでございす。

それから、一元化、一本化といえますけれども、ちよつとどうも私、解せないのは、例えば職域保険と地域保険というふうな、大きく分けまうとそういう問題がございす。御承知かと思えますが、健保連あたりでは一本化に反対、こういう声明も出していらつしやいます。声明を見ますと、「職域保険と地域保険では就業や所得の態様

がまったく異なり、財調・統合論はこれを無視した単なる観念論にすぎず、かえって負担の公平に反する結果となる」とし、聞こえのよい公平の旅印の下に、制度存立の条件を故意に隠蔽し、財政調整の道を走らうとする姿勢を厳しく批判したうえで、医療保険制度は職域と地域の二本建てとし、それぞれにおいて整理・合理化を図るべきだ、こういう強烈な意見がございす。

ですから、ここでの点についてもう一遍はつきりお聞きしたいのは、統合一本化というのは、職域も地域も一本化してのものをあのビジョンの中ではおっしゃっているのか、それとも、早い時期に示すとおっしゃっているのは、職域は職域として、地域は地域として、そういう形の統合をおっしゃっているのか、この点明快にお答えいただきたいと思えます。

〔委員長退席、愛知委員長代理着席〕

○吉村政府委員 まず時期の問題でございす。私どもは六十年代後半をめぐりまして、努力をしたい、こういうことでございす。現在も変わっておりません。私ども、医師会との話し合いの中身については詳しくところはよく存じ上げておりません。

それから、第二番目の統合一本化の内容の問題でございす。これはいろいろな解釈があるのではないかと。例えば統合一本化を言われております日本医師会におきましても、産業保険と地域保険と老人保険というように形を持ち出されておりますし、また公明党さんのビジョンを見ましても、地域保険は地域保険、職域保険は職域保険というように形でお考えになっておられます。それから、自民党が前にお出しになりました国民医療対策大綱でも、勤労者保険と地域保険と老人保険というように制度の仕組みを考えておられるように承知しております。

したがって、統合一本化といつても、その内容についてはさまざまな考えが盛り込まれておつて、統一的な考えは現在のところないのではないかと、こういうふうに思えます。

もちろん私もいろいろな統合問題については検討をいたしておりますが、私どもが今考えておりますのは、やはり一元化というものを考えておりまして、その一元化というのは給付と負担の公平を図ることを目標にいたしまして、その方法といたしましては、一つは統合というのもあるだろう、一つは財政調整というふうなやり方もあるだろう、その辺を全体的に今後検討をして一元化の目的を達成したい、こういうふうに考えておるわけにございす。

○沼川委員 いずれにしてもビジョンに漠然としたまま出ておりますし、もうちよつと具体的な方向としてのものをぜひ早期に示されるよう、これはぜひお願いしたいと思えます。

それから、これは大臣に聞くのはどうかと思えますけれども、ただ、今回の健保改正の修正案をめぐって、本当ならば、議会制民主主義のもとにおきましては、この院内において与野党の中でそういう議論が行われるのが当然だと思えますけれども、院外交渉が堂々として行われて、健康保険制度が医師会だけのものじゃないかと錯覚を起すぐらい、その辺との交渉が公然と出ているということに対して、国民から非常に強い批判がございす。

そこで大臣にお尋ねしたいのですが、大臣であるとともに自民党の幹部でもいらつしやるわけですから、これだけ重大な問題がそういう形で外で行われるということに対して、大臣はどういうふうにお考えになっていらつしやいますか。

○渡部国務大臣 私のお聞きしておるところによれば、また新聞等でも拝見しておりますが、与党のそれぞれの責任者の方、野党の先生方とも、この問題についての取り扱いでいろいろ御相談をしておるようなことを聞いております。また院外の者というお話しでございすけれども、これも直接医療を担当する方でありまして、その人たちが今回の法案が全く関係なしとは思えないと思えますが、私どもは、たびたびここで申し上げておりますように、今御審議をお願いしておる政府原案

が最もベストのものであるというふうに考えて、その原案を御審議賜り、成立させていただくことが最も願わしいことと考えておりますので、それ以上のことについての論議は差し控えてさせていただきますと思います。

○沼川委員 私もこの問題について余り多く言おうとは思いませんけれども、言ってみれば、こういう問題が我々の知らぬところで新聞に載って、こつちがそれを読んでわかるというような形の話し合いというのは、はっきり言ってこれは議会軽視です。大体だれのための健康保険なのか。確かに当事者ではありません医師会と相談することも大事でしようけれども、本当を言えば国民ともしっかりと相談してもらいたい。そのためには院内で、もっと与野党折衝の中でこういった問題は詰めるべき筋合いのものじゃないかと思っておりますので、あえてちょっと問題提起をしたわけでございます。

時間がございせんので、次に、恐らくきょう修正案が出てくるだろうと思えます。医療費の本人負担をめぐって定率か定額かという論議がございました。そのいろいろ話し合いの中で出てきたいわば変則定額、定率と言っているかどうかわかりませんが、サラリーマンの自己負担分の支払い額が千五百円以下の場合が百円、千五百円から二千五百円は二百円、二千五百円から三千五百円は三百円、三千五百円以上は一割、どうもこういう案がきょう出てくるようであります。

そこでお尋ねしたいのですが、大臣も随分何回も力説されておりました、一割負担の導入というのは、財政的な問題、もちろんこれもありますけれども、これだけじゃありません、一割を導入することによってコスト意識を向上させる、この波及効果というのが大きいのです。むしろ声を大にして随分言われましたね。ところがこういう変則的なものが出てきますと、下手すると金額面においても枠の対象がますます広がる心配もありますし、また将来どうなるかわかりませんが、せつかく一割という線を堅持されておられながら、これがいかにかいいかというあれだけの見え方を切って御

説明になっておきながら、こういうのがすぼっと入ってくるというものは、何かなし崩れした感じがして、また将来統合していく上においても何か非常にまずいものになるような感じを持っておるのですが、いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 御指摘のように、私は国会で幾たびか先生方に、今回の改革案の一つの大きな柱が、定率一割御負担をいただくことによって医療費を患者の皆さん方にもいつても明快にわかつていただくということを申し上げておりました。この考えは今日私は全く変わっておりません。したがって、この原案どおり成立をさせていただければ最も願わしいのでございすけれども、しかし、これも私は幾たびも申し上げておるうちに、これは議会民主政治でございすから、政府がどのような案を国会に諮りましても、それが成立させていただくなければ絵にかいたもちになつてしまふのでありまして、国会の先生方の合意による意思というものは、あるいは国会で取り決めたこと、これは尊重しなければならぬのは当然のこととございす。

今御指摘の問題等も、窓口事務が非常に煩雑になる心配があるので、この窓口事務をできるだけ簡素化する方法はないかということもここでも幾たびか御意見があり、私どももそういう方法があればこれは望ましいというところは考えておたところであり、今回のお話は、定率の基本的な考え方を崩すものではなく、四捨五入といひますか、ある程度の端数切り捨てによって窓口事務の簡素化を図るものだというふうに承知しております。

○沼川委員 今窓口事務の簡素化ということが出ましたので、これもあえてはつきりひとつお尋ねしておきたいと思ひますが、何か修正案には出てないみたいですが、生きていくと聞いて私も心配しておるのですが、代理受領制度という問題がまだ消えてないんじゃないか。これは医師会あたりから相当強く要請されておるやに聞いております。

すが、ここで大臣とも論議しましたように、出来高払い制度、このよさというものは私も認めております。確かに今日の医療を向上させ、また質の高い医療を国民に与えてきた、ところが欠点もありますよということ、いろいろ論議した中で、一番の欠点というのは金銭の授受が医者と患者の間に全然行われない、全く違ったところで金銭の授受が行われておる、こういうところに医療費に対する考え方、よく大臣がおっしゃるコスト意識といひますか、こういうのが全く生かされていないという欠陥も一つの欠陥でございす。

〔愛知委員長代理退席、委員長着席〕

しかし、もしこういう代理受領制度あたりが導入されますと、せつかく一割負担のコスト意識を説かれても、波及効果という面、今まで厚生省が考えてこられたことこれは全く違ったような形になつて、幾ら簡素化と言つたつてこういう問題をすんなり受け入れることはどうかと思ひますけれども、この問題について、厚生省としてこういう問題は認めるのか認めないのか、できればこの辺はつきりした御答弁をいただきたいと思ひます。

○吉村政府委員 代理受領を全面的に認めますならば、今先生がおっしゃったようなことになるのは決まっております。

そこで、私どもは、今回の定率負担の趣旨を没却するようなことであつてはいけないという考え方のもとに、代理請求の問題は考えてまいりたいと思ひております。

いずれにいたしましても、代理請求ということになりますと、医療機関と保険者、それから患者との契約と申しますか合意というものの基づいてやらざるを得ないことでございすので、その辺のやり方については今後十分検討したいと思ひますが、一部負担の趣旨、特に定率一部負担の趣旨を没却することのないように運用を考えてまいりたいと考えております。

○沼川委員 次に参りたいと思ひますが、薬価基準の引き下げ問題、私もこの委員会随分やりま

した。ここで一つお尋ねしておきたいことは、三月一日から新薬価基準が発足しました。実際を言いますと、これは五十八年度分を一年ずれてやっているわけですね。そこで御聞きしておきたいのは、五十九年度の薬価基準の引き下げについて、これは大体いつごろおやりになる予定か、お聞かせいただきたいと思います。

○吉村政府委員 私ども三月一日に薬価基準の全面改正をいたしましたし、六月二日に後発品の薬価取裁をいたしました。したがって、それが定着するためには三月から四月月々ぐらいの余裕を要すると思ひます。そうしてその期間を経て薬価調査をやりたい、こういうふうに考えております。

そこで、その調査に基づいて次回の薬価改定をするわけでございすけれども、現在のところ、改定の時期そのものについての見通しを申し上げるのは困難でございす。

○沼川委員 そこで、この問題も私も随分指摘申し上げた問題でございすけれども、今回の健康保険改正をめぐって各党で問題になりましたのが、やはり薬づけ医療をどうするか、これが一つの大きな問題点でございす。確かに薬価切り下げ、これも一つの方法でございすけれども、今みないな形で薬価を幾ら引き下げておき下げて、また次の実勢価格が出てくるというイタチごっこを繰り返す限りは、ここらでこの薬づけ医療をどういう形で、もっと哲学のあるやり方で解消するといふようなことを、そろそろ本気になつて考える時期が来ているんじゃないかと本心に思ひておるでございす。

例えば一つ例として申し上げますが、銘柄、ゾロ、いろいろありますけれども、最近ちょっと余り乖離が大きいものですから私も覚えておった薬ですが、製品名ですがボルタレン錠、これはチバガイギーが出しているあれですが、二十五ミリ一錠で旧薬価が五十円、新薬価が四十四円となつております。同じ性質の今度のはゾロ製品です。ジクロフェナクナトリウム錠というのがあります。これは大蔵製薬が出ています。二十五ミリの一錠

で旧薬価が四十円、新薬価が三十円ですが、この三十円の三月一日から新薬価になりましたが今幾らで入っているか。大臣恐らく御存じないと思いますので、参考までに申し上げたいと思います。三十円の薬が二円八十銭です。一錠三十円が二円八十銭、現在こういう価格で入っているのは百円のが五十円とか四十円なんていうのはかわい方です。薬価を一生懸命下げて三十円にしたらちゃんと二円八十銭で入っている。私も薬に關係ある一人ですけれども、大体薬の値段が幾らなのか、はっきり言って本当にわからなくなりました。

それからコバミド錠、これはビタミンB₁₂の製剤ですけれども、これは協和製薬から出している。〇・二五ミリグラム一錠で旧薬価が二十八円九十銭、新薬価が二十四円六十銭となっていますが、同じ性質の例えはゴロですね、コバミド錠というのがあります。鶴原製薬から出している〇・二五ミリグラム一錠で旧薬価が二十二円、新薬価が十五円四十銭ですが、この十五円四十銭の薬が現在薬価改定後幾らで入っているかという、二円五十銭。それからパントシン五倍散、これは第一製薬から出していますが、二〇％一グラムが旧薬価四十三円二十銭、新薬価で三十七円となっています。今度は同じ性質のゴロを一つの例として出してみますと、レツテン五倍散というのが東亜薬品から出ております。二〇％一グラムで旧薬価三十円、今度の新薬価で二十五円になりました。これが現在八円に入っております。

例えばこういうように、幾ら薬価調査をやったって次の実勢価格が出てくるし、もうこのイタチゴッコはいままでいって、私はこれで本當に薬づけ医療が解決するだろうか、こう思います。したがって、やはり今後の問題として、ぜひこの薬づけ医療を解消するという意味でも、医療分業というこの方向を何か本氣になってもうちょっと検討する時期が来ているんじゃないかと思いますが、その点大臣、いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 全く同感でございます。

○沼川委員 これはもう時間がありませんので聞きますが、厚生省を代表する立場で大臣は、全く同感だと言う。ただ問題は、厚生省の中にもいろいろ各局がございまして、私の知っている範囲では薬務局あたりは非常に推進派だと聞いていますが、そこに吉村さんがいらっしやうて申しわけありませんが、保険局とか医務局あたりはちょっとどうか、そういう話もときどき伺うわけでございます。まあ大臣は同感とおっしゃるけれども、厚生省の中で果たして全部の部局がそういう流れかどうか、極めて心配でございますが、大臣よく御認識いただいていると思いますので、この問題は新しい視点に立つての問題点として、もっと具体的な取り組みをひとつぜひやっていただきたい、このようにお願いしたいと思っております。

特に分業の波及効果というのは非常に大きいと思っております。例えば医療分業になるとどうなるか。お医者さんが処方せんを書く場合に、まずゾロは書かなくなると思っています。銘柄のいい、そういう薬がどんどん記載されてくると思います。また今度は、薬剤師とお医者さんの關係、そういう中においても、薬剤師には薬の決定権がある、それからそういう面で薬が値切れなくなる、そういう問題も出てくるでしょうし、薬品の管理あるいはチェック、薬害、そういう面でこれは非常にメリットがありますし、技術的には、本當に薬づけ医療を変えようと思うんだしたら、やはり私はこれしかないんじゃないか、そのように思うわけでございます。

そういうことで、これはちょっとまた薬務局にお尋ねしてみたいと思っておりますが、この前もちょっと時間がなくて十分詰めることができませんでしたが、あえてお尋ねしたいと思っております。今このビジョンを見ましても、医療分業の推進はちゃんと入っております。もう一つ見ると「基盤づくりの促進」、この「基盤づくりの促進」という言葉はもう随分毎週聞いております。何か基盤だけつくっておけばいいというのは、変な意味でとりますと、何もせぬでいいというふうなことに

も通ずるような表現に実は思えてしょうがないわけですが、したがって、この点についてももうちょっと具体的に、例えば年次計画を立てて推進を図るとか、何かもうちょっと具体策があったらいいような感じを持つわけでございますが、こういう点についてはいかがでしょうか。

○正木政府委員 医療分業の推進につきまして、先生が今おっしゃいましたように、「今後の医療政策の基本的方向」についてももうたてておるわけでございますが、この前も申し上げたかと思いますが、医療分業の推進を図っていくためにはやはり關係者の理解と協力が必要である。それから国民に対するPRの徹底、それから受け入れ態勢の整備あるいは調剤センターの整備とか検査センターの整備、そういったようなことが必要であると思っております。それから、もちろん薬剤師さん御自身の資質の向上といいますが、受け入れ態勢というものも必要だと思っております。

そこで、ここでは「基盤づくり」と言っておりますが、基盤をつくれればいいということではなくて、やはり医療分業を真に実現していくための努力を重ねていかなければならないということであります。

そこで、先生も御案内のように、医療分業推進懇談会というものが設置されました、三師会の代表、学識者がひざを交えまして、率直な意見交換を行うという場もできたわけでございます。そこで、私も、この医療分業の推進は極めて古くから言われておるわけですが、理念はわかっていても、さらに具体的にどういった点を工夫を重ねていくか、こういう時期に来ておると思っております。

そこで、先生大変お詳しいわけでございますが、全国を見まして非常に格差がある。今医療分業の実施率自体が全国的に見て低いのですが、その中でも非常に成績のいいところ悪いところがある。例えて申しますと、長野県の上田地区とか広島県の因島地区、こういったところは非常に成績がいい。そういったところでの経験、実はどういったところに隘路があったのか、どういったところ

ろに苦勞があったのかということ率直に受けとめて、おくられているというは何ですが、そういった地域の促進を図っていくことも必要ではないか。

そこで、毎年実施をしております医療分業指導者協議会、これは厚生省と日薬とが共同で実施をしておるわけですが、こういった協議会等々の場を通じて、そういった具体的な、一体どこに隘路があるのか、こういった点に知恵を絞るのかといった問題をこれから腰を据えてやっていかなければならないというふうに考えておるわけでございます。

○沼川委員 今御答弁いただきましたけれども、ちょっと重ねてお尋ねしたいと思っておりますが、確かに医療分業推進懇談会、これが設けられております。この前も指摘しましたように、一言で言うならばこれは休眠状態なんです。本當に何をやっているのかわからぬような、名前だけあっても実質はない。ひざを交えておっしゃいますが、そういうのをしょつちゅうやっていたらこれは非常にありがたいわけですが、名称だけあっても全く休眠状態です。

そこで、改めてお尋ねしたいわけですが、こういう医療分業推進懇談会をつくられた目的は一体何なのか、その辺いかがでしょうか。

○正木政府委員 医療分業を推進するためには、何と申しませんが、先ほど申しましたように關係者の理解と協力が必要であるということで、それぞれのお立場の御意見があると思います。それを率直に意見交換をする場を設けるということがまず第一の出発点であるということで、この推進懇談会が設けられたわけでございます。

そこで、お言葉を返すようにございますが、休眠状態と言われましたが、休眠しているわけではございませんで、これも御案内かと思いますが、実際に医療分業を実施しておる調剤薬局について、一体どういったふうに行われてきたのかといったアンケート調査を実施しまして、それを今集計の段階に入っております。そういったもののデ

「タもそろえて、この懇談会でさらに議論を深めてまいりたい。」

「私も考えますに、この懇談会は普通の審議会等と違ひまして、意見をもらうということも大事でございますが、医療分業の推進母体といえますかその推進力としての役割を果たしてもらいたいということで、私も大いに期待しておりますわけでありませう。」

○沼川委員 御答弁をいただいて、どう言っているのですか、何か今までより少しは前進するような感じはやはり持ったわけですが、要するに先ほどの御答弁の中にもありましたように、非常に分業が進んでいる県と進んでない地域、そういうのがございます。ですから、そういう実態を厚生省の方でしっかりと把握していただいて、そのデータに基づいて具体的にどういう形で推進していくか、こういう問題に対する取り組みもぜひひとつしっかりとやっていただきたいと思うわけでございます。

そこで、改めてちょっとお尋ねしますが、先ほど厚生大臣の御答弁は、分業に非常な理解のある推進するという御答弁でございました。業務局長の段階も非常に医療分業推進でございまして、一言で結構ですが、保険局、医務局あたりはどのようなお考えになつていらっしゃるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○吉村政府委員 私は、薬づけ医療を解消するための一つの方法として、医療分業の必要は十分認めております。したがって、今後、診療報酬の改正あるいは薬価基準の改正等の場合には、そのことを十分念頭に置きながら作業を進めてまいりたい、かように考えます。

○吉崎政府委員 大臣と業務局長と全く同じでございます。私の方でも、できるだけ機会をつかまえてまいって推進に努力してまいりたい考えでございます。

○沼川委員 もう時間もございせんので、最後にちょっと国民健康保険に關して自治省の方にお尋ねしてみたいと思います。

今回の改正案で、一つは退職者医療制度ができる、国民健康保険の中に入ってくるわけでございます。また、その退職者医療制度を創設したというところで、従来の医療費の総額に対する四五％の国庫補助が三八・五に削減されるわけでございますが、実質予算面の六千二百億という中の大半である四千二百億が国民健康保険に集中されておる、そういう事情がありまして、今後の対応の面で非常にいろいろ心配する声を地方自治体サイドから聞くわけでございます。

老人保健ができるときに相当戸惑いがあるございました。今度はそれほど声は聞きませんけれども、例えば各地方自治体で、七十歳未満の老人あるいは障害者、乳児、母子などの世帯に対して、六十五歳以上の無料化の公費負担とか、いろいろ独自に行つていらっしゃる形です。こういう問題にも今度の健保改正がいろいろな形で影響を与えると思ひますが、自治省としてこういう問題に対してどのようにとらえていらっしゃるのか。

さらに、今後、現場のこれらの交付金の交付手続などにおいて、老人医療などではないのかと申し上げましたけれども、やはりいろいろなトラブルが予想されるわけでございます。また診療報酬の請求、交付金の交付と拠出金の徴収のそれぞれタイムラグから、当初予想した以上に過不足が生じるような場合もあるのではないかと、こういう問題もあるかと思ひますが、こういう問題に対して自治省としてどういうふうにとらえ、どういう対応をされていくのか、これが一つです。

もう一つは、今回退職者医療制度の方々が大体四百六万人と聞いております。ところが都市に非常に集中してしまつて、田舎の方に行けば郵便局長さんだけとか、極端に言えばそういうことがあるというところで、実態にそれをつくつた五％に削減されている。そういう面でも、案外と地方によりましては財政負担という面でもいろいろ心配があるやに承つておりますが、この点どうされるのか、最後にひとつお聞かせください。

○前川説明員 お答えを申し上げます。若干順不同になるかもしれませんが、お許しを賜ります。今回の医療保険制度の改革の中で、国保に關連しますと御指摘のとおり退職者医療制度の創設、あるいはこれと關連において国庫補助負担割合の見直しということが一つの柱になっているわけでございますが、私も、所管省である厚生省から受けております御説明では、今回の退職者医療制度の創設及び国庫補助負担割合の見直しによつて、マクロ三千三百余の市町村のトータルで検討いたしますと、保険料負担の増減は生じない見通しであるというところでございませう。ただ、御指摘にございまして、個々の市町村保険者ごとに見ますと、退職者の加入割合が違ふということもございませう。したがって、その意味では個別の影響は避けられないかと考えております。この点について厚生省の方では、財政調整の枠を広げまして、改正による直接の影響が市町村の国保負担に及ばないよう的確な配慮をされるということでございます。私も、今回の改正に伴う影響としてはそのように御説明を受けているわけでございますが、今後、実施の動向を慎重に見守つてまいりたいと考えております。

それから、退職者医療制度の創設によりましていわゆる交付金のタイムラグの問題がございまして、老人保健につきましては、御指摘のとおり制度がそういう意味では発足直後であったこともございまして、若干市町村に過不足が生じたところがあったようにございませう。この点厚生省の方でも十分協議をさせていただきまして、最終的にはほぼ調整がとれるような案で五十八年度は結ぶことができたのではないかと考えておりますが、しかし、なお基本的に、その配分のルールをどうするかというところ、特に市町村の資金の問題もございまして、私もそこは的確なルールを定めて、市町村に過分の資金負担あるいは運用面での支障を生じさせないよう、的確に対処していただきたいということを重ね重ね要請しているわけでございます。

その他、老人保健制度施行の際に見られた単独事業等々の問題もございませう。私も、今回の制度改正に伴ひまして、市町村の事務に変動が生ずるわけでございますので、改正の趣旨の徹底なり施行に当たつての事前の準備等について万全を期していただくように、これも所管省に要請をしていくところでございませう。厚生省におかれましてはその点十分御理解をいただきまして、手配をこれから検討されたいと思ひます。そういった点も含めて、私も十分にその方途を見守つてまいりたいと考えております。

○沼川委員 時間が参りましたので、以上で終わります。

○有馬委員長 塚田延充君。

○塚田委員 このたびの健康保険法改正問題につきまして、言うならば、国民総巻き込みの議論を呼び起こしたわけがございまして、医療の供給側、そしてそれを受ける側、どちらかと言うとすべてが、今度の改正案は余りにも唐突過ぎたのではなからうか、もしくはその改正の動機が財政上の理由からというふうないわば泥縄式であったのではなからうか、その辺に大きな疑念を持ったからこそ、反対の声がまたを網羅したのではないかとと思ひます。

本来、このような国民的な課題につきましては、思い切り議論を尽くした上で、それに立脚した改正案というものが政府から用意されれば、祝福を受けて、厚生大臣がよく言いますように、二十一世紀に向けて医療制度が揺るぎなきものになる、その第一歩だ、二歩だというふうに祝福されることになるんじゃないかと、ちょっとと今回の厚生省の処置につきまして残念に思うところでございます。

いろいろな問題点が指摘され尽くされているような気がいたしますが、そしてその間において、厚生省からも中長期ビジョン的なもので、その羅列された項目を見ると、これをきちんとやってもうえれば確かに揺るぎなき医療体制ができるんじゃないか。そういう意味では評価をされるかもしれ

れませんが、実際それをどのようなプロセスで、本当に絵にかいたもちじゃなくて国民の側に示し実行することが出来るか、これが厚生省の今後の課題であるんじゃないか、このように考えます。

さて、政府は今回の改正案がベストだということですが、全然ベストじゃないということは、私も前の質問においてはっきりと申し上げたわけでごさいます、とにかく顔を洗って出直していただきたい、これが私の立場でございます。

しかしながら、現在私の知りおく範囲内で、報道機関などを通じております自民党側の修正案なるものが伝えられておりますが、それによりますと、政府管掌健康保険において、被保険者本人の一部負担金につきまして、その附加給付を行うために、事業主とその被保険者が構成する団体等において社会保険庁長官の承認を与える、こういうことが示されているわけでごさいますけれども、この場合の社会保険庁長官が承認を与える承認基準としてどういうものを考えておられるのか、お尋ねしておきたいと思うわけでごさいます。

例えば、その構成被保険者数の規模について何らかの基準を設けるのか。さらには、これに地域別であるとかまたは業種別というようなことで何らかの基準を設けるおつもりなのか。さらに、事業主及び被保険者などが自発的な意思によって結成されるのを待っているのか、それとも待っていないんじゃないかなんかそういうような団体ができないであろうから、厚生省として積極的に行政指導なさるおつもりなのか。御答弁をお願いしたいと思います。

○坂本政府委員 ただいま御質問をいただきました点につきましては、私どももそういう制度を設けるという御提案があるやに承っておりますのでございませうけれども、何分にも、現時点におきましてはまだ十分にその実施の方法等について検討する時間がございますので、具体的にまた確定的なお答えをするという段階にはございせん。しかしながら、こういった制度を実施するとし

た場合には行政庁としてどういう考え方で実施すべきか、こういう点について基本的な考え方を一応ここで述べさせていただきます。もちろん、これはさらに十分検討する必要があるわけでも、とりあえずのお答えでございます。

例えば、被保険者数の規模についてお尋ねございましたが、これにつきましては、やはり一応一種の保険集団といったようなものを構成するのではないだろうかという点も考慮されるわけでごさいます。それから、ある程度の規模というものは当然必要ではなからうか。余り小さいと運営上いろいろ支障も出かねないという点も考慮されるわけでごさいます。しかしながら、例えば健康保険組合のような法定給付も含めて、あるいは保健施設、福祉施設も含めて実施するというような内容でもございませうので、健康保険組合ほどの規模という必要はなからうかという点も考慮されるわけでごさいます。どの程度かという具体的な数字につきましては、今後さらにいろいろなデータ等も勘案しながら検討しなければいけない問題であらうと考えます。

次に、例えば地域別か業種別かというような基準のお尋ねでございますが、こういった事業を実施する場合には、そういった地域別とか業種別とかいう限定は必ずしも必要はないのではないかと、そういうふうに考えられるわけでごさいます。

それから三番目に、実際にこれを具体的に実施する場合には行政庁の方で積極的に指導するのがあるいは自主的な結成を待つのかという点につきましましては、実際に事業主、被保険者の方のいろいろな実情、考え方、これがさまざまでもございませうし、そういった点から見て、やはり自主的、自発的な考えを尊重すべきであらうと私どもは一応考えるわけでごさいます。しかしながら、こういう制度ができました場合には、その制度内容については行政庁の側からも十分周知徹底を図る必要があるかと考えております。

○塚田委員 先ほど沼川委員の御質問にもございしましたが、一部負担金につきまして代理請求、代理

理受領方式というものについてやる意思があるのかないのかという、それにつきましても保険局長の御答弁としては、本旨を踏み外さない範囲内であり得るんじゃないかならうかというふうなニュアンスの御答弁をなさったと私は受けとめておるわけでごさいます。そのような一部負担金の代理受領方式につきましても、健康保険の被保険者につきましては、やろうと思えば事務的にもやり方がかなり容易ではなからうか、このように考えられるわけでごさいます。しかし政府管掌健康保険の場合、直ちに実施するにつきましても事務的な問題は、その他、いろいろ付随する難しい問題があるのじゃないか、このように考えられるわけでごさいますけれども、これにつきましても直ちに実施できるのかどうか、その際の問題点がどうなのか、この辺御答弁願います。

○吉村政府委員 健保組合の附加給付について、私どももいろいろ検討しております。そこで、同じようなことを同じような方式で、政府管掌の各事業所等について応用できるであらう、こういうことで現在のところは考えております。ただ、まだ修正案が提示されたばかりでございまして、深く十分に検討はいたしておりません。ただ、いざにいたしましては、医療機関、それから保険者、政府管掌の場合には事業主、こういうことになると思いますが、それと患者、この三者のうちの合意に基づいて実施をする、こういうことになるのは確かでございます。その合意の内容をどういうふうな形で指導していくかというのはいくつかから十分検討さしていただいたい、こう考えております。

○塚田委員 政府管掌健保の附加給付については、中身を自発的であれまた行政指導であれそれぞれ設けていくことになると思うのですが、その場合、この代理請求とか代理受領の手続はかえって複雑になってしまうんじゃないかならうか、このような懸念があるわけでごさいますけれども、この請求あるいは受領のための事務的な流れは一体どうなると考えられるのか、現時点で厚生省が考え

得る範囲内についてお答えいただきたいと思

○吉村政府委員 私ども、附加給付の中身は、各保険者なりあるいは事業所あるいは事業主団体で決めていかなきゃならぬ問題、そしてその附加給付の中身については自主的に決める問題だろう、これはそう考えております。したがって、恐らく各組合とあるいは事業主とに中身はいろいろ異なってくるというところが十分考えられるわけでごさいます。その辺を統一をしていく必要があるかどうかというのをまず検討をしておりま

す。そして恐らく、それについてはやはり各組合なり事業所がそれぞれ自主的にやるのですから、それほど行政指導をきつく及ぼしてはいけません。そういうふうな個々ばらばらな附加給付をやりますと、今度は医療機関と保険者ないし事業主団体との関係が非常に複雑になるわけでごさいます。一律にやればかなりスムーズに受けられるけれども、ばらばらにするばなかなかり方が難しいというふうなことになると思

います。そこで、代理請求のやり方、支払基金を通じてやるかどうかというの、そのやり方いかんによるわけでごさいます。個々ばらばらにやらせるのだったら支払基金を通じてさせるわけにいかぬ。したがって、先ほど申し上げましたように、医療機関と保険者ないし事業主と患者との合意というふうなものがどうしても必要になってくるであらう。その合意の中身につきまして私どもも一つの基準というふうなものを考えて、事業所なりあるいは健保組合等に指導をしていかなきゃならぬのだから、こういうことでその基準を、先ほどから申し上げておりますようなことで今検討をしておる、こういう段階でござい

ます。

○塚田委員 続きまして、調剤薬局における一部負担の取り扱いについてお尋ねいたします。老人保健法におきましては、保険医療機関、これは病院であると診療所等でごさいますけれども、そこで一部負担金を徴収した場合、その医療

機関が発行した処方せんによって調剤薬局で調剤を受けるときは、重ねて一部負担金を支払う必要がないということになっておりますが、そのとおりでございますね。

それで、今回のいわゆる修正案に示されておることとの関連でございますが、本人一部負担金についても、保険医療機関でいわば三段階の定額一部負担金制度というような形になっておりますが、そこで患者がその定額の一部負担金を支払った場合、調剤薬局での一部負担金は支払いを要しない、このような取り扱いをすべきじゃないかと私は考えるわけでございます。すなわち、老人保健法と同じようなやり方でなければ整合性がなくなるんじゃないか、このように考えるのでございますが、この点いかがでございましょう。

○吉村政府委員 老人保健法におきましては、先生御指摘のように、月一回の一部負担を月の一番初めに受けた医療機関で支払う、こういうことになっております。したがって、処方せんをもらつて調剤薬局で調剤をした場合には、一部負担を取らないということになっておりますのも先生御指摘のとおりであります。

それはなぜかと申しますと、やはり医薬分業をして、おる医療機関にかかった場合とかからなかった場合、また月一回、しかも月初めに一回しか一部負担を取らないという老人保健法の仕組みからそういうことになっておる、こういうことでございます。

ただ、今回の健康保険の場合には、医療機関にかかるときに一割の一部負担を取る、こういうことになっておるわけでございまして、この点につきましては、どの医療機関にかかろうと、そしてまた月の半ばにかかろうと、月に何回かかろうと一割の負担をする、こういうことになっておるわけでございまして、そこで処方せんを切った場合、調剤薬局では一部負担を払うことを要しないということはやはり均衡を失うのではないかと。調剤薬局で薬をもらおうと保険医療機関で診療を受けようと、その都度一割を徴収するというのが

公平という点から言って適切なのではないかと、こういうことで現在のような措置にしたわけでございまして、老人保健法の方がむしろ特殊なのではないかと私どもは考えておる次第でございます。

○塚田委員 このたび提示されております自民党の修正案によつて、三千五百円以下のいわば少額の医療費でございますか、これを言うならば三段階の定額方式にする、こういうことでございますが、このような定額方式を導入することによつて、当初厚生省では、すべてについて一割の負担というのを原案では提案しておったわけでございますが、それと比べまして、国庫及び保険財政に對します影響がどのようになるのか、試算をなさつておられるかどうか。簡単な計算でもいいですから、もしそれがございましたら、責任ある与

党、与党イコール政府ということも言えるわけでございますので、それを国民の前に示す必要があるんじゃないかと思えます。その影響の度合いについてプラス、マイナスをお示しいただきたいと思えます。

○吉村政府委員　今回の三段階の変形的な定額制あるいは変形的な定率制と言ってもいいのかもわ

かりませんが、これの財政影響につきましては、私ども今回の自民党の修正案で、千五百円以下は百円、こういうことで定額になっておりますが、千五百円以下の平均医療費は千十円でございまして、その一割というと百一円になるわけでございます。それで百円に丸まっております。そして、千五

百一円から二千五百円までの平均医療費は二千十円でございます。したがって、一割というところと二百一円になって、それを丸めて二百円。それから、二千五百一円から三千五百円までの平均は二百九十五円でございます。したがってこれをまた丸めまして三百円。こういうようなことで百円、二百円、三百円という三段階の定額が決まった、こういうことでございますので、変則的な定率制あるいは変則的な定額制に変わったからといって財政的な影響は変わらない、こういうように計算をしております。

ただ、けさほどの御質問にもございましたように、定額制にすることによって若干本当の定率制とは違った効果が出る、つまり甘くなるということを意味するわけでございますが、そこまでは計算をしておりません。

○塚田委員　大変巧妙なシステムの切りかえ、プログラムの切りかえで、答えは全然変わっておらないと、感心しているのやらだまされたのやらないような気がするんですが、国民の立場から見ると、特に小さな事業所の方々が多く参画されております政府管掌健保関連の方々でございますけれども、今お聞きした定率から定額に三千五百円以下の分を切りかえることによって、やはり何

らかの影響を受けてしまふんじゃないかなるうかと危惧している向きも大分あるわけでございます。結局政府管掌健保、やっと最近では健全財政の方に

なってきたわけでございますけれども、今度の修正案によつてその財政内容が悪化することによつて、またまた保険料率の引き上げ、このようなことになつては困るというような心配を非常に大きく持つてゐるわけでございまして、今度の自民党修正案が出された途端に私の方にもその面で

の問い合わせが相次いでいるわけでございますが、ひとつ局長、この政府管掌健保に限って、ずばり、保険料率の引き上げが今回の修正案によって引き起こされるようなことはないんだというようなことを御説明いただけたら、それなりに国民は安心すると思うのですが、いかがでございましょう。

○吉村政府委員 今回の修正によつて保険料率に變動を来すことはないといふことは考へております。

○塚田委員 私の個別的な質問はこれで終わらしていただきます。

最後にございますが、厚生大臣にお願いしてお

きまず。

今回のこれだけの大変な議論というものを土台
といたしまして、ぜひとも、大臣が常々言われる
ような、本当に二十一世紀に向けて播るべき医

療制度、そしてそれに相通ずる保健制度をできるだけ早い期間に、長期ビジョンに沿って具体的に国民に提案され、そして医療の供給側も、また医療を受ける国民も、ひとしく安心して生活できるようにぜひお願いしたいと思います。

終わります。

○有馬委員長 浦井洋君。

○浦井委員 自民党の方から、第三次の修正案な

るものが我が党にも提示をされております。保険局長にお尋ねしますが、厚生省で十分検討されたと思いますが、これによって国庫の支出の増減は一体どうなりますか。少額医療費だけでなしに全体。

○吉村政府委員 国庫負担の増が約四十七億円、満年度ベースで計算いたしましたして四十七億円と計算しております。

○浦井委員　言えはごくわずかであつて、私どもは既にこういうものは検討に値しないということとで突き返しておるわけでありますけれども、まさに、今度の健康保険のいわゆる改正案というものが、国庫の支出を減らすという点では、今度の第三次修正案というものはその根幹を揺るがすとい

うか、大骨を抜くというようなものではないということをこの数字は示しておると思うわけであります。

それから、先ほどもお話がありましたように少額医療費の一部負担ですが、何かややっこしい数字が出ておりますけれども、これも実質的にはほぼ被保険者本人一割負担になりますね。どうです

か。

○吉村政府委員 先ほど塚田先生にお答えいたしましたように、一割相当額を定額にしておるわけ

でございまして、財政的に変わりはございません。

○浦井委員　その次の問題として、退職者医療制度に国庫負担が入っておらぬのはけしからぬと、我が党のこの間の質問で賛輪議員が指摘をいたしました。しかも、そのときに申し上げたように、政府管掌健康保険の拠出金の中の当然入るべき一

六・四％の国庫負担までも、老人医療の方では入
れておるのには抜けておる。しかも概算要求
のときには入っておったのに、幾らでしたか、二
百三十七億円で今度は抜けておるといふよう
なこと、なぜこういうことまでやらなければならぬ
のですか。政府管掌分の拠出金の中の一六・
四％の国庫負担分まで抜けておるといふのは何で
ですか。

○吉村政府委員 退職者医療制度への拠出金とい
うものの算定方式は、退職者医療に要する費用を
全被用者保険、つまり健康保険組合は健康保険組
合、政府管掌は政府管掌でございますが、そのお
のの標準報酬総額、それで割って料率を出す
わけでございます。その結果千分の五・七四の料
率が必要だ、こういうことになるわけでございま
して、その五・七四パーミルの料率をおのの
標準報酬総額に掛けていくわけでございます。し
たがって、そのおのの保険の財政力というも
のは標準報酬総額に当然反映をされておるわけ
でございますから、おのの保険の財政力を勘案
した上、国庫負担は不要だ、こういう考え方に基
づきまして一六・四％の国庫補助金は政府管掌に
この部分については入れない、こういうように判
断をしたわけでございます。

○浦井委員 それはいろいろな解説書に書いてあ
るわけなんです、要するにこのことが意味する
本質というのは国保の国庫補助率を引き下げる、
そのために退職者医療を国庫負担なしで無理やり
につくるといふことを端的にやはり示しておる
私は思ふわけであります、全くけしからぬ話だ
と思ふわけであります。

そこで、私が五月十日に特定療養費の問題につ
いてお尋ねをしたわけでありますけれども、もう
少しこれを詰めてお尋ねをしたいのであります
が、非常に複雑な仕組みになっておるようであり
まして、特定療養費について、一般の保険医療機
関に對しまして今度は差額徴収が結果として公認
をされることになるわけであります。

そこで、この間の私の質問に對して保険局長

は、その特定療養費に指定するのは、一般保険医
療機関の場合にはさしあたって部屋代差額と歯科
材料費と、それから何か特別の新しい器具ぐら
いなどというふうに言われておるわけであります
けれども、私が尋ねたいのは、そういうことを確認
すると同時に、この特定療養費というように仕掛
けができ上がってまいりますと、大臣が諮問をし
て中医協で結論を出して答申をするということに
なると、例えば給食料というふうなものも特定療
養費に指定し得るのではないか、こういうふう
に私は思ふのですが、どうですか。

○吉村政府委員 差額徴収の対象にするものとい
たしましては、部屋代と歯科の貴金屬あるいは新
しい特定の治療材料みたいなものがあれば、例
えば人口歯根というふうな特定の治療材料が新し
くておるようございまして、そういうふうな
ものを考えておる。これは前に御答弁を申し上げ
たとおりでございます。

それから給食料について、それは将来差額徴収
の対象になるのかというところでございまして、こ
れは中医協で議論をしてもらわなければならぬ
問題でございまして、そこで、理論的になるか、こ
ういふことならば、理論的にはなり得るというよ
うに現在の段階では答えるはかにございせん。

ただ、私どもは、給食というものは医療について非
常に基本的なものだと考えておりますので、そう
いふものを差額徴収にするのは適當かどうかと聞
かれるならば、現段階では適當ではない、こうい
うふうに考えておるわけであります。

○浦井委員 理論的にはなり得るということであ
ります。
それで、もう一つお尋ねしますが、五月十日に
私が質問をいたしまして、保険局長はこういうふ
うに言われている。「現物給付方式の場合には医
療というものを現物で給付するといふのが現物給
付というございまして、したがって、医療とい
うものを給付するわけですから、その医療につ
いてここからは給付外だというわけにはまい
りません、医療の現物ですから。したがって、現

物給付方式をとろうとすれば必ずオール・オア・
ナッシングになってしまうというのが現物給付の
特徴でございまして。ところが差額徴収というの
は料金の問題で、ここまでは保険で見られるけれどもこ
から先は保険で見ないという料金の問題になる
わけでございまして、例えば入院料でも「云々」と
言われてございまして、ここで医療といふものは現物給付
なのでオール・オア・ナッシングだ、ところが差
額徴収というのには料金の問題でいうことで、医
療と料金というふうな何かわかつたようなわから
ないような言葉が出てくるわけであります。そう
しますと、端的にお尋ねをいたしますけれども、
この料金というのとは一体どの範囲を言うわけです
か。

○吉村政府委員 現物給付というのには医療の現物
を給付する、こういうことでございまして、そ
の医療を給付するしないが、医療というのとは一
体的な給付なのでございまして、それを給付する
しないかという問題になるわけでございまして。
療養費という場合には、その医療にかか
った費用が問題になって、その費用のうちどの部
分を支払うかというのが療養費払いになるはずで
あります。したがって、今回の特定療養費という
のは、我が国で行われておりますそういう医療の
料金を対象にして、その中の保険給付として適當
なもの、それだけの値段を支払う、こういう意味
で、結果的に差額徴収分というのには保険給付の対
象にならない、こういうことになるわけでございま
す。そういう仕掛けになっておるわけでございま
して、したがって差額徴収の問題は料金の問題で
ある、こういうふうに答えたわけでございまして。

○浦井委員 なかなか難しいんですけれども、も
う一つの端にお尋ねしますが、今療養費の支給と
いうことを言われたのですけれども、現行の健康
保険法四十三条に「療養の給付」というのがあり
ますね。これはもう昔からずっと続いているわけ
です。これが現物給付といふことの範囲で、今度
のいわゆる改正案の中には、表現は違いますが、除
ども、括弧つきで特定療養費に相当する分は「除

ク」とこうなっておるわけですね。それでしょ
う。それならその四十三条で、一号から六号まで
ありますね。「一 診察 二 薬剤 三 治療材料
ノ支給 三 処置、手術其ノ他ノ治療 四 病院
又ハ診療所ヘノ収容 五 看護 六 移送」、こ
の六項目のうちで、どれもこれも今の説明により
ますと医療であり、またこれが全部特定療養費と
いう形になったとすれば、これが全部料金の中へ
入るわけですか、それとも何かこの一項目から六
項目の間で区分けができますか。

○吉村政府委員 四十三条で一号から六号までの
療養が掲げてございまして。そこで特別室だとか
料の貴金屬というのについてもこの中に一応入
っております。例えば特別室への入院にいたしまし
ても、病院への収容というのが四号にございま
すが、病院への収容というのは、特別室であらう
が普通室であらうが、これは「収容」の概念の中に入
るわけでございまして。そこで、その特別室の部
分については、差額徴収を認めようとするれば厚生
大臣が定めるものを除かない限り差額徴収の対象
にならぬ。そこで今回新しい改正で、括弧書き
をつけまして「除ク」、それで特別室だとか歯の貴
金屬だとかいうものは除く、こう書いたわけで
ございまして。

○浦井委員 ちょっとわかりにくいんですが、そ
うするとまた考え方を交えて、物と技術の分
離というふうなことがよく昔から言われていま
すね。その特定療養費に指定し得るといふのは、物
の部分に相当するものは、今はやらなければい
けぬ、この法改正が行われて特定療養費という仕組
みができ上がると、中医協の答申によつていつ
も特定療養費に指定することができるといふふう
に理解して、それでいいですか。

○吉村政府委員 形式的にはそういうふうに読め
ますが、私どもはそういうふうにするつもりはな
い、読めるけれども、必要にして適切な医療につ
いては、これは保険給付の対象にいたしますとい
うことをたびたび答弁しているところでございま
す。

○浦井委員 そうすると、技術と物と分けて、物については理論的には特定療養費の対象になり得る、言いかえれば理論的には療養費の支給に移し得る。だから、今度は技術の部分については、この前の私の質問に対する答弁では、議論が相半ばしておりましてなかなか決めかねております、こういうことであつたわけですが、そういうことですか。

○吉村政府委員 私は、物だけを除く、こういうように読めると言つたわけではございませんで、技術と物、両方とも読もうと思えば読める、こういうことではございません。

物と技術の分離というのは、診療報酬におきまして、物の部分の値段と技術の部分の値段を分離していく方が診療報酬の適正化の方法としてよろしいのではないかと。物と技術の分離といふ場合は、これは診療報酬上の扱いで、物といふは例えば薬剤、それから技術、これは診療料といふようなことでございしますが、そういうものを分離して技術料を高く評価しよう、物の部分については物の値段だけを給付するといふ支分、そういうようなことで物と技術の分離という言葉は使われておるのだらうと思ふのです。そして、この四十三条に關する限り、物と技術について取り扱いが別だといふように法文上はなつてないわけではございません。

○浦井委員 大分特定療養費の概念がはつきりしてきたといふふうに私は思ふのですが、これは前の繰り返しになりますけれども、今度は特定療養費が、その申請に基づいて知事の許可を得た特定承認保険医療機関、大学病院を例示されているわけですが、そこでの健康保険法四十三条のすべての行為は初めからもうすべて療養費が支給になる、こういうふうに理解していいわけですね。

○吉村政府委員 特定承認保険医療機関、例えば大学病院でございまして、今先生おっしゃつたように、そこにおける診療というのは一応全部療養費の対象になりまして、その中で、保険診療として

て支給するものとそうでないものがございますので、保険診療として支給をする分だけを支給いたします、そうするとそれ以外の部分は結果的に自己負担になる、こういうことになるわけではございません。

○浦井委員 特定療養費というものが、ここでそういう仕掛けがつくり上げられてしまつて、渡部厚生大臣、吉村保険局長がいつまでもおられるわけでもないし、先ほどから、前から私が申し上げておるうちに、いつでもこの自由診療といふことが、自費診療の拡大の方向にこれが使ひ得るといふことがはつきりしたといふように私は思ふわけでありまして、こういうような改悪案というのは政府は深く撤回をすべきだ、このことを強く主張をいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○有馬委員長 菅直人君。

○菅委員 短い時間ですので、早速本論に入つていきたいと思ひます。

標準報酬月額の上限を今回の改正に伴つて引き上げるといふことが提案されているわけですが、これも、現在四十七万円の標準報酬月額を七十一万円にするといふことが提案されているわけですが、この場合、この標準報酬月額上限の引き上げによつて影響を受ける対象者、またそれによつて保険料がかなり増収になるわけですが、その金額、これがどの程度のものか、まずお答えをいただきたいと思ひます。

○吉村政府委員 まず対象者でございしますが、政府管掌健康保険で五十八万一千人、組合健保で六十七万三千人、合せて百二十五万四千人でございします。

それから、第二点の保険料の収入増でございしますが、これは五十九年十月に改定をする、こういうこととしておりますので、五カ月分だけで計算をいたしますと、政府管掌健康保険で三百五十三億、それから組合健保で三百五億、合せて六百五十八億円でございします。

○菅委員 平年度ベースだとどうなりますか。

○吉村政府委員 計算をしておりますが、五カ月分でございますので、これの二・四倍……(菅委員「五分の十二倍」と呼ぶ)はい。

○菅委員 つまり、六百五十八億の倍よりもちょっと多いわけですから、約千四百億程度になるわけですね。

大臣もよくお聞きいただきたいのですけれども、今回の改正は保険料のいわゆる料率改正は行わない。確かに料率改正にはなっていないわけですが、しかし、実質的には相当の負担がある所得分野の人にはかかることになっているわけですが、例えば標準報酬が七十一万円の人、普通の給料でいへばかなりの人ですが、給料が七十二万円程度以上の人、この場合のときに現行の負担が月幾らで、改正後の負担が月幾らで、増額が幾らで、増加率が幾らか、簡単にお答えいただきたいので

○吉村政府委員 標準報酬上限該当者の改定前、改定後の保険料額を申し上げます。

政府健保におきましては、改定前が一万九千七百四十円のもの、改定後は二万九千八百二十円になります。それから組合健保で、これは全組合の平均でございしますが、改定前が一万六千二百九十円のもの、改定によりまして二万四千六百十円になります。

○菅委員 その数字をそのまま計算をしてみますと、例えば組合健保の場合で約一万六千円だった人が八千円余り保険料が上がるわけですね、大臣。これは一遍にです。つまり五〇%を超える保険料の引き上げがこの所得範囲の人には一遍に先月から今月ぼんと上がるわけですね。これは総理も来られて、後ほど私も若干の機会があるかと思ひますが、昨年来減税で五十八年度、五十九年度で一兆三千億前後の減税が行われた。しかし、この百二十五万人の人にとっては、正確な数字ではありませんが、ほぼ減税額に見合う、あるいはそれを超す保険料の引き上げになるとこの数字が出てくるわけですね。確かに保険制度ですから、ある程度所得の高い人が負担をすることそれ自体は私も仕

方がないことだと思ひます。しかしこのような急激な変化をもたらすといふことが、必ずしもそうした対象者の人たちに理解をされているかどうか。私は、これがもし実施された場合に、いや少し税金が安くなったと思つたら、それに見合うかあるいはそれ以上のものが減つていたとしたら、一体何だ、減税だ減税だと大騒ぎをして、一体何だ、減税だ減税だといふ不信感をこうした人たちに持たせることになるのではないかと。この点について大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○渡部国務大臣 今回の改正によつて御負担が多くなる方には大変恐縮でございしますが、ただいまも先生御指摘になりましたように、これはやはり所得再配分と相互連帯と、この二つが基礎になつて社会保険あるいは社会保障といふものができるわけでありまして、所得の高い方に御負担をお願いするといふことをぜひ御理解を賜りたいと思ひます。

○菅委員 あわせて、事実関係だけはつきりするために、国保の保険料の上限についてお尋ねをしておきたいんですが、国保の保険料がどの程度引き上げられ、そしてどの程度の影響が及ぶか、その点について厚生省からはつきりした答えをいただきたいと思ひます。

○吉村政府委員 国保の限度額の引き上げは、今回三十五万円を限度額にしております。そして、対象世帯数は約百九万世帯でございします。そして、最高三十五万円に該当する世帯は約六十七万世帯でございします。それから、全市町村が限度額の引き上げをいたしましたとして、財政効果を計算いたしますと約六百億円が見込まれます。

○菅委員 今の数字も大臣もぜひ頭に入れていただきたいんですが、少なくとも六十七万人の人は、二十八万円の保険税なり保険料がほぼ三十五万円になる。一遍に上がるんですから相当の引き上げ額であり、それによつて約六百億程度の財政効果が見込まれる。つまり組合健保、政管を合せて約千四百億、国保で合せて約六百億。つま

り、税金を上げないといっても、国民の相当部分の人たちに対して二千億の社会保険にかかる費用の引き上げが加わっていく。このことが一方にあると、さらにこういふ法案の中身になつていくといふことは私は必ずしも納得できないところがあるわけだ。この点については、この事実関係を明確にして、さらに二院制のもとで審議が行われるわけですから、他の機会にこの議論を譲りたいと思ふ。

最後にもう一点。今、附加給付の問題についていろいろと報道などがなされたり、あるいはこの中でも議論がなされておりますけれども、組合健保、政管健保あるいは国保組合などにおいて、附加給付をぜひ続けたいという希望が非常に強いわけですね。それに対して認めていくという方向が打ち出されているようですが、再度確認をしておきたいんですが、附加給付についてはそれを認めていくつもりか、また認めない場合に何らかの不利な扱いをされることになりかどうかが、その点について確認をしておきたいと思ふ。

○吉村政府委員 私ども、附加給付については理論的に公平の見地からはよくない、こう思つておりますが、現状のやつておる現実から申しまして、これは認める方針でございます。

それから、附加給付をやつたからといって特段不利にする、こういうようなことは考えておりません。

○菅委員 じゃ、時間ですので、これで終わります。(拍手)

○有馬委員長 これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

村山富市君。

○村山(富)委員 健康保険の改正案は、二月の二十五日に国会に提出をされましたが、今日まで真剣な審議が続いてまいりましたが、ようやく山場を迎えようとしております。随分長い期間、この法案を審議するに当たりまして、新聞やその他のいろいろなところから、この健康保険の改正案は中曽根内閣の命運にかかわる最重要法案だ

というふうに言われてまいりましたし、十一月の総裁選挙にも影響がある、こういうふうにも言われてきたわけでありまして、総理は、そういう声に対してどのような見解を受けとめられてまいりましたか、お尋ねします。

○中曽根内閣総理大臣 今回の社会保険制度の改革は、画期的な改革であると思つております。そういう意味におきまして、内閣といたしましては、最重要法案の一つとして全力を傾けてきたところでございます。

国会におかれましては、長い間、与野党を通じて審議を尽くされましたし、また関係方面の御意見等々も聴取していただきまして、この精力的な御審議に対しては、心から感謝と敬意を表するものでございます。

○村山(富)委員 今総理も申されましたように、事柄が重要であるだけに、与野党それぞれ真剣な議論もしてきたわけでありまして、けれども、ただ、この法案を審議するに当たつての基本的な姿勢について、若干お尋ねしてみたいと思ふのです。

去る十日に、自民党の副総裁と党四役、医療三団体の会長との会議が行われました。その際に、現在八種類に分立している健保制度の統合一元化について、国会終了直後に実施時期を示す、こういうふうに言明をされたということが報道されていますが、これは総理は御存じですか。

○中曽根内閣総理大臣 その点につきましてはいろいろ誤解もあり、御迷惑をおかけいたしました。言わんとしている趣旨は、ともかくこの国会が大幅に延長されるなら別として、今の状態で八日までには法案を議しよう、そういうようなことを考えておりますと、それまでにめどをつけるというところはちよつと難しい。そういう意味で、今すぐやることは難しい、国会中にそういう点を全部明らかにするには時間が足りない、そういう意味の趣旨のことを言つたと聞いております。

○村山(富)委員 この新聞報道を読みますと、国会終了直後に実施時期を示す、こうあるわけですが、

ね。実施時期を示すということは、内容についてはある程度の合意を得ておつて、そして実施時期だけは国会終了直後に示す、こういう意味ではないのですか。

○中曽根内閣総理大臣 私が聞きましたところによりますれば、実施時期というものはなかなか複雑な条件がありまして、いろいろな関係機関の意見も聞かなければなりませんし、難しいというところはよく承知しておられるようでございます。ともかく今の国会におきまして、日が短いことでもあるしその間はとても難しい、そういう意味の趣旨のことを言つたというふうに聞いております。

○村山(富)委員 私が冒頭に、この健康保険の改正案は、この国会に内閣が提出した法案の中では最重要法案だというふうに言われて、慎重な審議が行われてきたわけですね。統合一元化について実施をする時期を示す、明示するということは、ある程度内容の合意を得ておつて、そして、その実施時期については今はなかなか難しいから国会直後に明示する、こういうふうに言われたものではないかと解釈するのですが、少なくとも統合一元化なんという問題は保険制度の根幹に触れる問題ですよ。それがどういふふうになつていくのかという点もわからぬまま、この健康保険の改正案の審議はできませんよ。だからそこらの点を明確にしてもらいたい。

○中曽根内閣総理大臣 この点につきましては、厚生省の展望でございますが、将来の統合という問題に関する見解というものがあつたと思ふ。いろいろ手続も必要でもございまして、いろいろな諸般の情勢もよく勘案して考えなければならぬ点があると思ふのでございまして。そういう意味において、ともかくこの議会で示すという拙速なことはできない、そういう趣旨が中心である、そういうふうな聞いておるのでございまして。実施時期を示すという、積極的につ、どうするかというふうなことまでは深く立ち入つてはいない、そのように聞いております。

○村山(富)委員 それじゃ総理にお尋ねします

が、総理は、統合一元化という問題についてどういふふうにお考えになつていますか。

○中曽根内閣総理大臣 私は、全国民全体を考えた場合に、負担と給付の公平というふうなものを考えますと、これは統合一元化されるのが正しい方向であると思ふ。厚生省の方においてもそういう考えを示していると思ふ。一般論でございます。

ただ、それを実行するにつきましては、先ほど申し上げましたように、社会保険関係の審議会もございまして、いろいろまたどういふふうにするのかという問題点でも甲論乙駁があると思ふので、そういう点をよく踏まえて考えなければならぬのでありまして、しかし方向としては私はあり得べき姿である、そう考えております。

○村山(富)委員 負担と給付の公平を期していくために、統合一元化することは基本的には賛成だ、かいつまんで言えばこういうことですね。

しかし、今八つのそれぞれ保険団体がありますね。この中には被用者保険もあれば地域保険もあるわけですね。いろいろな保険がある。老人保健もあります。そういう保険制度全体を一つにするという意味の一元化なのか。

かつて、昭和四十三年に当時の医師会の会長をしておられました武見さんが打ち出した案がありますけれども、それを見ますと、地域医療は地域医療として被用者保険も地域保険として一本にする、そして老齢健保と労災と三本立てにして保険制度を統合化していく、こういう案が出たことがあります。それから自民党は、財政調整を中心にして保険制度をできるだけ一元化していきたい、こういう考えを出したこともありまして、したがって、漠然と言われても困るので、これは重要な問題ですよ。そういう内閣の考え方が明確にならぬと、これだけ新聞にも報道されているわけですから、健康保険改正案の審議はできません。そういう意味で、具体的にどういふふうな統合一元化の見解を持っておられるのか、もつとはつきり答えてください。

何らかの形で統合したい、統合して一元化したいという意味に解釈されるわけですね。そうでしょう。そういう中身についてはあるのですか。ないのですか、こう聞いているわけですね。なければもうないでいいんですよ。あるとすれば、それはやっぱりはつきりしてもらわないとこの健保の審議はできませんよ、こう言っているわけだから。どっちですか。

○中曾根内閣総理大臣 その点は、今申し上げましたように、八つもいろいろな保険制度があるわけですから、それをユニテッドステーツみたいにおのおの独立して州権を持つておりながらしかも連邦政府みたいに調整するの、あるいは一つのエンパイアみたいにするのか、まあこれは例え話でありませうけれども、しかしこれは、今後社会党の皆さんやあるいは医師会やその他の皆さんの御意見もよく承って、非常に大事な問題でございまして、じっくり案を練らしていただこう、こういう考えなのでございます。(「もう答弁したんだから……」と呼び、その他発言する者あり)

○村山(憲)委員 いやいや、その統合一元化という中身は、さっきから言っていますように、この法案とは重要な関連がありますからね。この健康保険がこういふふうに改正されたら将来統合一元化とどうつながっていくのか、一体保険制度はどうなるのかということ、つまり重要な問題ですからね。だから私はだめ押しして聞いているのですよ。だから本来ならば、それはなければならぬ、これから研究していくのですと言わなければいけません。だけれども、そう言えば、いかにも何かあるような、ないような答弁をするものでからね。そんならもつとはつきりしてもらわないと審議はできませんよ、こう言っているわけですから、これはもう同じ答えばかりです。中身は自分なりに、今の答弁を聞いてみて、中身は何もないんだというふうに解釈しておきます。

そこで、時間が限られているものですから次へ

移らしてもらいたいと思うのですが、第一次中曾根内閣が発足した当時、あなたは、この内閣は「仕事師内閣」というふうに盛んに宣伝をされました。だれのために仕事をする内閣なのか、今もその考えは変わりはしないかどうか、お尋ねいたします。

○中曾根内閣総理大臣 国民のために平和と繁栄のために一生懸命努力しよう、こういうわけでございます。

○村山(憲)委員 私は、今度の改正案を見る限りにおいては、一体、「仕事師内閣」というのは聞きよければ、「仕事」をしない内閣だ、というふうな聞きえぬでもないのですけれどもね。そういう内閣になってしまったのではないかと気がするわけですね。

と申しますのは、これからちょっとお尋ねしますけれども、今度の改正案を見る限りは、言うならば政府の説明を聞いておきますと、医療費が膨らんでまいりますと、その膨らんだ医療費に対応して国の支出額がふえていく、負担がふえていく。したがって国の負担を減らすためにはやはり医療費全体を圧縮する必要がある、抑制する必要がある。これが一つですね。

もう一つは、医療費全体の伸びが国民所得の伸びを上回るような傾向が続くと、将来、負担にたえ得なくなつて保険制度そのものが崩壊する、こういうことを理由に挙げて、その医療費を抑制するために、医療費が膨らんでいく一つの大きな要因として十割給付がある、こういう説明をしているわけですね。だから、十割給付に対して原則二割負担というものを導入することによって医療費の抑制を期待する、これが本音ですね。総理、どうですか。

○中曾根内閣総理大臣 やはり考えておりますことは、医療制度の重点化、効率化、そういう点があると思ひます。それから、国民の皆様方からよく指摘されるいわゆる乱診乱療というものをできるだけ少なくしていく。そういうことによつて充実した医療制度をつくっていく。そこで、国

民健康保険と一般の健康保険との間の落差というものをできるだけ早く埋めたい。国民の一般の皆さんは三割自己負担している、片方は今一銭も負担していない、原則的に、そういうような点をできるだけ早目に、八割という点で将来は統一してやっていきたい。そういう目標をつくりまして、一步一步やっていく。そういう一つの過程であると思ひます。そういう意味におきましては、重点化、効率化、そういう目標に向かってやっていると御理解いただきたいと思ひます。

○村山(憲)委員 いやいや、私がお尋ねしたのは、そういう背景と理由で、被用者保険の十割給付に対して八割給付にしたいという考えに、変わりありませんかと聞いているわけですね。

○中曾根内閣総理大臣 今申し上げましたように、重点化と効率化という考えに立つてやっておりますのであります。効率化という中にはむだな医療費の排除、こういう点もあります。それは乱診乱療問題、今申し上げました。

○村山(憲)委員 十割給付をしていることが過剰診療や薬づけ、検査づけの要因になっておる、こういう説明もあるわけですね、私は公聴会のときに申し上げたのですが、患者の側からすれば、私のこの疾病に対して、病状に対して、どの程度の治療を受ければいいのか、どの程度の薬を服用すればいいのか、どの程度の検査が必要なのか、これは患者にはわからぬわけですね。これは診療する側の診察と判断によつて行われるわけですね。ですから、過剰診療が行われておるのか、薬づけなのか、検査づけなのかということが患者自体には何もわからぬわけですね。その何もわからない患者に負担を押しつけることによって医療費の抑制を図っていくというのは、主客転倒じゃないですか。どうですか。

○中曾根内閣総理大臣 確かに医療給付の内容あるいは大きさというものはお医者さんが専門的にお考えになることであると思ひます。しかし、また一面において、患者さんの方では、自分はどういう病氣なんだろうか、一体幾らかかった

んだろうか、そういう知る権利もあると思うのです。そういう点の調和点がこういふところに出てきているのではないかと思います。

○村山(憲)委員 患者の方にも、かかった病氣の内容や、あるいはどの程度の医療費がかかったのかというコスト等について知る権利もあるし、知ってもらふ必要があると言ひますね。それなら何も二割負担をかけたつて、極端に言えば一%でもいいじゃないですか。わかりますよ、一%でも。同時に、医療機関が領収書の発行をするなりそういう意味の説明をすればわかることですよ。そのために二割も負担を取るなんということはおかしいじゃないですか。どうですか。

○中曾根内閣総理大臣 これは負担の公平とさつきは申し上げまして、全国民的見地においてそれをやっていると、それから制度を永続的に安定的に維持していかなければいけない、我々のときだけではなくて次の世代に至るまでも永続的に維持していかなければならない、そういうような考えにも立ちまして、申し上げた制度を行っているわけでありませう。

○村山(憲)委員 私は、やはり医療制度というものの対する、あるいは保険制度というものの対する考え方、認識が十分違うと思ひます。かつて厚生大臣はこう言つたんですよ、比較的恵まれているサラリーマンにこの際我慢をしていただき。サラリーマンと一口に言つたつて、いろいろな階層があるわけでしょう。総理は、自分の健康は自分で守る必要がある、そのためには水泳が一番いいとか言つて、何か水泳をされている。うだけれども、ところが、水泳やらテニスやらあるいはゴルフやら、そういう自分の体は自分で守るということがやれるというのは、やはり精神的にも物質的にもゆとりと余裕がなければできないんですよ。ところが、大部分のサラリーマンというのはそんな余裕はないんですよ。そういう人たちの立場というものを考えて社会保障というものを考える必要があるし、医療保険というものを考える必要がある。

この間、ここで公聴会をやりましたけれども、難病の患者を抱えている家族の方が、難病患者を抱えてこの病院へ行っても断られて、ようやく公的医療機関に収容してもらった。これは基準看護病院だから付き添いは要らないはずなんです。だけれども、やはり人手が足りないから相当な金を払って付き添いをして。私は弁護士をして、収入があるからこれでいいのですけれども、そうでなくて困っている患者さんがたくさんおられます、今の医療はそうした国民に対してどうかたえてくれるのですかと。ここが医療保険を考えていく原点ではないかというふうに私は思うのです。

そういう現状を考えた場合に、まあ比較的恵まれているから、サラリーマンに我慢してもらえばいいとかいうような考え方はなくて、やはり国民の命と健康については国が責任を持ってやり出すというふうな意味では、せっかく今まで守り続けてきたわけですから、むしろ低いところを上げてそして負担の公平を図っていく、こういう考え方に立って努力をすることが、国民のために「仕事師内閣」が仕事をするのではないですか。どうですか。

○渡部国務大臣 今お話しがありました恵まれたサラリーマンという話は、サラリーマンの方が全体の階層の中で恵まれているという意味ではございません。今の健康保険制度の中で給付条件がサラリーマン保険、被用者保険が一番恵まれているという意味で、今先生お話しのように、十割給付の被用者保険、一番低い七割給付の国保というものがあられるわけですから、そこで国民的にはなるべくは将来国民の皆さんが同じような給付条件を受けることが望ましいということでは一致しているわけでありまして、それを今回恵まれた条件の十割給付の方が一割負担になって九割に、また将来、先生方の強い御要望のありましたように、国保の一番恵まれない七割の方をさらに八割に引き上げていくということで、私どもは、戦後三十九年の間、国民の健康を守り、またこれから

二十一世紀に向かって国民の健康を守っていかねければならないこの保険制度をよりしつかりしたものにするために、一番恵まれた条件のサラリーマン保険の皆さん方に一割の御負担をお願いしたい、将来は二割の御負担をお願いしたいということでございます。

○村山(富)委員 健康保険の十割給付を議論するときに、ことさらに国民健康保険の七割給付を出して、そしていかにも十割給付が恵まれているというふうな印象を与えるような発言をされることは、私は間違いだと思えます。なるほど国民健康保険は僕らに訴えていますよ、私どもは七割給付です、家の働き手が倒れたら所得もなくなりまして、しかも出費もかさみます、どうしてくれるんですかという意見もありますよ。そういう人たちにこたえるためには、積極的に七割給付を上げていくという努力をすべきじゃないですか。それをいかに、国民健康保険はこうです、だからこっちは層は恵まれているんだからまあ我慢して下げていいじゃないですかというふうな印象を与えるような説明というのは、私は間違っていると思えます。そのことは指摘しておきます。

そこで、なるほど医療費が無制限に膨らんでいくということは決していいことではありませんから、やはり抑制しなければならぬと思うのです。これは同じです。ただ、抑制する方法が、さつきから言っていますように、何の責任もない患者に負担を押しつけて、そして医療費を抑制するという考え方は間違っているではないか。そうではなくて、本気になって皆さんが考えるならもっと医療費を抑制する方法はあると思う。

第一、よく言われますように、今の疾病構造というのは、高齢化社会を迎えて大分疾病構造が変わっていますね。慢性病が増えて、老人病が増えて、そういう症状に対しては、何よりも大事なのは、平素の健康管理と健康指導、健康相談ですよ。そういう仕事は今どこがしているのですか。

生省も医務局を健康政策局と改めて、国民の健康を守るために大いに頑張ろうという意欲を持って、今度の五十九年度の予算も、大変厳しいときでありましたけれども、健康を守るためには大蔵省にも頑張ってもらいたいということで、老人保健事業、四十歳の方から、これからはできるだけ長生きして元気に頑張っていたらいいように、これから国民すべての皆さんに健康診断をしていただくとか、こういう事業を下部組織では、保健所等を通じてこれからは積極的に進めてまいりたいというところでございます。

○村山(富)委員 今申し上げましたような活動を地域でやるのは、やはり保健所やあるいは市町村の健康保健センターとか、そういうところがやると思うのです。ところが、現実の状況を見ますと、もう保健所なんかほとんど形骸化してしまつて、往年の活動をするようなものになっていまして、それはかつて結核撲滅運動を保健所が中心になってやってききました。大きな成果を上げていますよ。そういう保健所の活動を期待する、あるいはあなたが今言われましたように老人保健制度をつくって四十歳以上の方々の保健活動を実施する。しかし現実には保健活動をやる主体は市町村でしょう。その市町村がその活動にどの程度の人員と金を使っていますか。現にまだ町村では保健婦さんいない町村があるじゃないですか。それでもってそれをやっていると言っているのですか。どうですか。

○渡部国務大臣 確かに御指摘のように、保健所がかつては伝染病退治あるいは結核の撲滅に非常に大きな積極的な役割を果たしておたのでありますが、伝染病の撲滅あるいは結核の撲滅、非常に進んでまいりまして、一時停滞した感じがなかつたとは言えませんが、今先生御心配の、今度はいわゆる国民の健康を守る老人保健事業、これを大きな保健所の任務ということで、今張り切つてその方に頑張ろうということになっておりますし、また市町村もこれと並行して、今先生御心配のようにまだ残念ながら保健婦の配置されて

ない町村というのもないわけではあります、そういうものを解消するための事業、こういうものは来年度も、総理の御理解を得、大蔵省の理解を得て積極的に進めてまいりたいと思っております。

○村山(富)委員 総理的に言えば、一番大事なことは、やはり予防や何かを充実させて病人をつくらないということが、医療費抑制の一番大きな前提じゃないですか。それをやはり真剣にやるということが一つです。

もう一つは、今の診療報酬の支払い方式というのは点数出来高払いですから、医療効果がどうあったかということよりも量の方が問われるわけですから、国民生活の健康も変わってきているわけですから、そういう変わったものに対応して十分医療効果が発揮されるような診療報酬というものをやはり考えてもいいのではないかと。だから、やはり一つは、診療報酬の仕組みを変えていかなければいかぬ。今の診療報酬の仕組みでは、まあ平たく言えば、悪貨が良貨を駆逐するような仕組みになっておると言われてもやむを得ないという面がある。そういう点をやはり是正する考えがあるかどうか。どうですか。

○渡部国務大臣 御指摘のように、立派なお医者さん、まじめなお医者さん、これが報いられて積極的に仕事ができるような、そういう医療体制をつくるために、私どもは二十一世紀を目指すビジョンを発表しておりますが、そういうふうに努めてまいりたいと思っております。

○村山(富)委員 きょうはせっかく総理が見えてくるから、総理が答えなければいかぬ。それで三番目は、やはり検査づけ、薬づけと言われる、例えば富士見病院の例があります。それは今日日本でCTというのですか、こういう器械なんか購入されている数というのは、もうアメリカを抜いて世界で一番だと言われていますね。ですから、必要以上にそういう高額医療機器というものが病院で使われている。やはりそれが必然的

に過剰な検査づけの原因をつくっているというところにもなりかねない。富士見病院なんかが端的な例だと思いませんか。ですから、薬づけとか検査づけというものをなくしていくためには、患者に定率負担をさせることによってなくしていくというのではなく、むしろ薬の使われ方、検査医療器械の使われ方等をもっと公的にコントロールして効率的に使えるような、言うならば医療費のむだをなくしていく、そういう努力をすることも大事ではないかというように思います。が、どうですか、総理。

○中曾根内閣総理大臣 その点は同感でございます。特にまた医学は日進月歩でございまして、非常にハイテクを使った検査機器等も生まれてきておるし、また病気の種類や性格も、医学の発達によってだんだん究明されて、非常に多様化した。また深度を増してきておる、こういう状況でございまして、それに適合したような医療体系に漸進していく必要がある。特に医師の技術性とかあるいは専門性というものが好ましいと考えております。医療体系というものが好ましいと考えております。

○村山(富)委員 いろいろ挙げればたくさんあると思いますが、少なくとも、今私が申し上げましたような点にもっと重点的に、真剣に取り組んで、本気になってやれば、やはり相当の医療費の抑制になるのではないかと。それはもう沢内村なんかいい例です。そういうものを真剣に取り組んでやれば、なおかつ医療費が国民所得を上回って伸びていく、こういう状況であるならば、それは皆さん考えるでしょう。しかし、そういう努力は余りやらずに、そして患者だけに、あるいは被保険者だけに負担を強要していくという考え方は、どう考えても主客転倒で間違っているのではないかと思います。その点総理にもう一回お尋ねします。

○中曾根内閣総理大臣 今回の法案の提出の趣旨は、さつき申し上げましたような全国的な給付並びに負担の公平化というのを考え、かつ、医療の重点化、効率化というものを考えておるわけ

です。それに、退職者医療制度というものを創設してサラリーマンの退職後の面倒を見させていただく、それらの財源をどうして得るかという点も考えた改正なのでございまして、一番の中心点は、やはり将来を目指して全国的な医療負担及び給付の公平化、そして先ほど申し上げましたような統合と申しますか公平化と申しますか、端的に申し上げれば、例えば国民健康保険と今の健康保険との差を是正する、そういうようなものも考えて、将来をにらみつつやっておるということとを申し上げる次第であります。

○村山(富)委員 これはもうかみ合わせからだめですけれども、私が言っているのは、今度の改正案の背景というものがこういうものであるとするならば、その医療費を抑制するためには、何も患者に負担を強要して押しつけて、そしてどうこうするとか考えやなくて、それ以前にやはり行政としてすべきことがあるではないか、それを真摯にやれば、そんなことをしなくたって医療費の抑制はできる、こう私は言っているわけですか、それはこれから真剣に考えてもらいたいと思うのです。

私が今言っていること、わかりますか。それでは、そういう周辺部の条件整備をしていく、そういうものにひとつ本気になって、来年度予算も組んで充実するということを答弁しなさいよ、やる意思があるかどうか。

○中曾根内閣総理大臣 来年度予算の問題はまだ着手しておりませんので、御意見はよく頭に入れて考えてみたいと思います。

○村山(富)委員 少なくとも、今私が言った意見にあたっては同意をされたわけですから、力を入れてやる決意だと、それはいいですか。

○中曾根内閣総理大臣 大いに参考として検討してみたいと思います。

○村山(富)委員 もう時間が余りありませんから次に移りますけれども、総理の言葉から退職者医療制度が生まれたね。今度の退職者医療制度というのはだれの金でつくるのですか。

○渡部国務大臣 幾たびか申し上げましたように、世代間の公平というのも今回の一つの大きな改革案でありまして、これは被用者保険の加入の皆さん方が、現役のときは十割給付でありましたけれども、会社をやめたり役所をやめたりしますと国保に入ると、会社をやめて暮らしが容易でなくなつて病院通いの多くなると急に七割給付に落ちてしまふ、これは大変矛盾だということとで、今回は後輩の皆さん方の支えによって、先輩を支えるための退職者、OBの医療をつくったわけでありまして、これは後輩の被用者保険加入者の皆さん方に支えていただく、こういうこととでございます。

○村山(富)委員 ちょっと総理にお尋ねしますけれども、保険主義というものは、保険料を負担する人と給付を受ける人が同じですね。そしてお互いに保険料を納め合つて、みんなで相互扶助で給付を受け合うというのが保険主義ですね。退職者医療制度というのは、給付を受ける人と保険料を負担する人が違うのですよ。これは保険主義の観点に立つてどういうふうに思いますか。

○渡部国務大臣 保険制度はいろいろあると思いますが、これは連帯、お互いに助け合うということでもありますが、また、先ほど申し上げましたように所得再分配的な意味もありますし、今回の退職者医療のように、現役の皆さん方が今まで長い間働いてきた先輩の皆さん方を支えてあげる、これも大きな福祉の理想の一つであらうと私は考えております。

○村山(富)委員 先輩が先輩のために協力する、そうすると、老人保健制度というのはいや国民全体の先輩を国民全体で支えていくという仕組みでしよう、同じでしよう。そうすると、その保険制度の中では、老人保健制度も退職者医療保険制度も同じような考え方で行くわけですか。

○渡部国務大臣 広い意味ではそういう御意見もあるかもしれませんが、今回の場合は被用者保険という中で、これは今までも先生方から御指摘を

賜っておりましたように、会社を退職して、役所を退職して国保に入ると給付率が非常に低くなるというところで、その先輩の皆さん方を、国民全体の視野ではなくて、被用者保険の中で後輩の皆さん方に支えていただく。幸い、現在の被用者保険の財政状態は、皆さん方の御努力の結果、退職者医療を支えていただける財政力があるというところで、今回こういうものをつくったわけでございます。

○村山(富)委員 財政力があるとかないとかいうことではなくて、私がさつき言ったのは、保険主義というものはそういうものじゃないですか。そうすると、退職者医療保険制度というのは保険料を負担する人と給付を受ける人が違うのです。これは先輩が先輩の面倒を見ましようというのでつくったんだと。そうすれば、もっと広い意味で、老人保健制度も保険料を負担する人と給付を受ける人が違うのですよ。だけれども、これは国民全体がお年寄りの面倒を見ましようということとてつくっている制度ですから、考え方としては同じです。それと聞いていてるわけですか。同じようなものだと思うのです。

ところが、老人保健制度は三割は公費負担です。二割が国庫、一割が県や市町村。ところがこの退職者医療保険制度は何もないのです。全部現役の組合員、それから使用者の負担によって賄うのです。国は金を一銭も出しませんよ。これでは退職者医療保険制度のつくられた建前からしておかしいのではないかと。むしろ公的な保険ですから国も応分の負担をする。少なくとも事務費ぐらいは面倒を見て、そして公的に責任を持つという制度にすべきではないかと私は思うのですが、この点総理、どうですか。

○渡部国務大臣 退職者医療は先生御承知のように国保の窓口をお借りしますけれども、これは被用者保険の体系の中に入りますから。被用者保険の財政は幸いにしてこの退職者医療を支えていただくことができます。私は、社会保険というものは本来はやはり加入者の負担によって全部賄え

れば最も望ましい姿である。しかし、現実には、国保というようなものは、社会的な変化が一次産業から二次産業にどんどん移つて、非常に所得が低い人が余計になつてこれは賄えないために、国が財政を投入しておりますし、またかつては政府が財政を投入しても財政を投入したわけでありませう。管掌保険等にも財政を投入したわけでありませう。政府管掌保険も幸いにして今では政府から財政投入をしないでもおかげさまでできるようになりました。これは、政府から財政負担をする必要のないところには、しないで済むならそれは最も望ましいので、政府のお金でも国民の税金なんでありませうから、どうしてもそれを投入しなければ保険制度を維持できないものにはやはり国民の医療費を守る政府の責任でやらなければなりませんけれども、やらないで済むものは出さないということには御了承いただきたいと思います。

○村山(書記委員) いや、出さなくて済むのはいいうのではないのですよ。それは、そういう制度をつくらばいいや、応なしに金を取られるわけですから。だから、私はもう時間がありまけんからこれ以上言いませんけれども、老人保健制度あるいは退職者医療保険制度というのが同じような理念なんでもってつくられたものであるとするならば、これにも国庫の若干の負担ぐらいいは、応分の負担ぐらいいは当然すべきだ、そして公に責任を持つという姿勢を示すべきだというように思いますから、この点は強く指摘をしておきます。

それから、もう時間がありませんから最後にお尋ねしたいと思うのですが、最近、来年度予算の編成をめぐるってシーリングの議論が活発になされております。自民党の中にも「金丸総務会長、藤尾政調会長がシーリング緩和の方針を打ち出し、田中幹事長はゼロ・シーリング堅持、中曽根首相はマイナス・シーリング継続の意向を明らかにするなど考え方はマチマチである。」、こういろいろなことが言われているわけですが、ここで言われていますように、中曽根総理はマイナスシーリングという立場を堅持する方針ですか。どういう考えなんですか、お聞きしたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 来年度予算の編成については、まだ全然着手しておりませんので、今何とも言える状態ではないのですが、今まで政府がやってきた基本線は堅持していきたいと思ひます。

すなわち、臨時行政調査会の方針を尊重してこれを行ひ、それから「増税なき財政再建」の理念を守つていく、それから昭和六十五年までに赤字公債依存体質から脱却する、こういう三つの軌道を自分で設定しておりますが、この軌道の上に立つた予算編成を効率的に行つていきたい、そう考へております。

○村山()委員　もう時間がありませんから端的にお尋ねしますが、五十九年度予算では、医療・保健も含めて社会福祉等々が六千九百億円ほど国庫支出が削減されておるわけですね。これは年金にしても医療にしても老人はふえていくし、社会保障、福祉関係なんというものは当然増、自然増がいや応なしにふえていくのですね。したがって、それを計算した場合に、これ以上そういうものの子算を切り込んできて削減されることについては、水準の大きな後退を招く。ですから、仮に来年度予算の編成について、マイナスイタリングで編成されようとゼロシリリングで編成されようと、社会保障費や社会福祉、医療・保健費等々についてもこれ以上の切り込みはしませんと言えますか。

○中曾根内閣総理大臣　社会福祉というものは、我々も非常に大事であると思っております。問題は、いかに効率的に、重点的にやるかというやり方の見解の差であるとは思っております。

来年度予算編成に当たりましては、そのような見地に立って、やはり社会福祉というものを大事にして、できるだけ努力してまいりたいと思っております。

○村山(宮)委員　先ほど退職者医療保険制度の例を申しましたけれども、そういう新しい制度をこしらえても、国は金を一銭も出さずに、それぞれ関係者の負担でもって賄っていく。これは端的

な例ですよ。端的な例だけれども、今後もだんだんこういう保険制度に対して国の負担が減らされていって、将来は保険主義に徹底して、お互いの力でやりなさいということになっていくのではなないかという不安を持っていますよ、皆さんは。これは退職者医療保険制度に端的にあらわれているわけです。ですから、将来に向かってても社会保障や社会福祉費やそういうものについては今の水準は落とさないように、国も責任を持って負担をしていきます、面倒を見えますという考えがあるかどうか。将来に向けてですよ、その点をはっきりしてください。

○中曾根内閣総理大臣 将来に向けての問題では、ただいまおっしゃいましたように二割負担、八割給付というものを頭に置いて一生懸命努力していきたいと思っております。

一般的に申し上げ得ますことは、やはり効率化、重点化ということがあり得ると思うのであります。それから、医療の機器あるいは診療精度の発展に応じた対応力もまた持つていなければならぬ、患者さんの多様なニーズに合うような医療体系というものを考えていかなければならぬだろう、そう思いまして、日進月歩の医療に即応できるように医療制度というものを考える必要があると考えております。

○村山(富)委員　時間が参りましたから、最後に要望だけしておきます。

今、三十歳以上ぐらゐの人は、自分の将来の生活設計に非常に不安を持っていますよ。一休年金はどうなっていくのか、国民年金なんかは将来掛金だけ高くなつて、もらえなくなるのではないかと不安を持っていますよ。さつきも指摘がありましたけれども、医療保険はだんだん自由診療分野が拡大されて、公的に保障される保険分野が狭められていくのではないかと不安を持っていますよ。だから、将来の不安に備えて、生活を犠牲にして貯蓄する。日本は貯蓄は非常に盛んな国になっている。私は、やはり政府が、もっとそういふ人たちに、将来の年金はこうなります、将来

の医療にこうします、社会福祉はこうなります」という目標を示して、少なくとも将来に向けて不安のないような生活設計ができるようなものをしっかりと示すということが必要ではないかと思いますので、そういう方向を打ち出してもらうように強く要請をして、私の質問を終わります。

○有馬委員長 平石磨作太郎君。
○平石委員 時間が大変少のうございまして、総

理のお答えは、大体簡潔であります。さらに簡潔にお答えをいただきたいと思ひます。

そこで、お尋ねをいたしますが、先ほども大変論議になっておりましたが、今回の医療保険

の改正に当たりましては、私は前々から申し上げておるのでありますけれども、大きな骨が三つあ

った。それは、国庫負担の削減ということ、もう一つは自己負担の増大ということ、もう一つは給

付の引き下げということです。したがって、この三つの柱によって今回の改正案が出てきておる。

これは、私は少なくとも、先ほどの御答弁をお伺いをいたしておりますと、給付と負担の公平、こ

ういうことで国民が等しくその受給にあずかるといったようなお話がございました。

そこで、この医療保険の改正に当たっては、まず五十九年度予算の編成のシーリングにおいて六

千二百七十六億という自主シーリング、それが医療保険にそのままかかってきた。そして、医療保

險にかかっていた国庫負担の減額は市町村の行
国民健康保険にほとんどそのままかかってくる、

こういうことでございます。御案内のとおり、国民健康保険の方々は無職の人が一四％おります。

そして、高齢になって退職をされた方がいらつしやいます。そして自営業者の方々、さらには農民

の方、漁民の方々、こういったいわば非常に低階層の方々です。そういう方々の中から四千二十三

億円という予算減額を行ったということは、少なくとも公平な負担、公平な給付を行おうとする政

府の施策に逆行することではなからうかと私は思います。簡単にお答えをいただきたいと思いま

す。

○中曾根内閣総理大臣 今回の制度改正は、先ほど来申し上げましたように、全国民的見地に立った負担と給付の公平化あるいは効率化、重点化というものを指しまして、制度の改正を心がけておるものであります。特に、できるだけ近い将来に保険関係を八割給付に統合したい、そういう目標の第一歩としてこのような制度に一步踏み出したということ、将来における国民的な公平を実現するその八割というものを目標にして、それは大体国民健康保険が頭にあるわけですから、今の七割給付を八割まで持っていくたい。そういうことを念頭に置いて、今のような調整措置を講じているというふうにお考え願えれば幸いでございます。

○平石委員 納得はいきませんが、時間がございませんで次に参ります。

そこで私は、ちょっと総理にお伺いをいたしますが、来年度、それから将来を含めてお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

お医者さんが治療行為を行う、投薬をする、注射をする、これは一方では経済行為であると思うのですが、どうでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 医療行為という中には経済性も含まれると思ひます。

○平石委員 そこで、この経済性の問題でございしますが、これからのシーリングを考えたときに、お金の足らなくなってきたということは現実の事実です。そうなりますと、限られたお金をどのように配分する、そしてどのように国民の福祉を守っていくかというのが政治、行政のこれから大きな重要な課題だと私は思ふわけですが、そういう立場から考えてみたときに、総理の最前のお答えの中に、今後は一応の基本線として行革に対する臨調の答申、こういったものを踏まえながら六十年年度の予算編成もやっていく、こういうお答えがございました。

そこでお尋ねをするわけですが、私はこれからの日本の社会を考えたときに、少なくともこの予算配分においてあるいは予算編成の上において最も私たちが頭を痛めて悩んでいかねばならないことは、世の中にはいろいろな人がいらっしやいます。だが、そこで、よく総理は日本の福祉社会とかいうことをおっしゃいます。日本の福祉社会とかいうのは一体何なのですか、このことをひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 一言でその特色を言えといえ、やはり連帯感というものを中心にして、在宅福祉というものを相当重視した福祉政策というものを考えるわけでございます。

○平石委員 そこで、私はちょっと申し上げておきたいのですが、日本の福祉とか「活力ある福祉社会」、こういうことをよく総理もおっしゃいます。そこで、「活力ある福祉社会」ということについて経過を勉強させてもらいますと、昭和四十八年当時、佐藤総理は、福祉なくして成長なし、こうおっしゃった。したがって、成長をするためには福祉がなければ成長できない。このように「福祉元年」と言われたときに経済社会基本計画が出されておりますが、このときの「活力ある福祉社会」というのは、国民福祉を指向し、教育、社会保障を充実し、国民の生活に安定とゆとりを約束する社会だ、こう規定づけられておるわけですが、ところが、五十六年の臨調の第一次答申、これで見てもみますと、同じ「活力ある福祉社会」というものが非常に意味が変わってきた。日本の福祉とかいったようなことで、このときの考え方を比べてみますと、意味内容が非常に違つて、「活力ある福祉社会」の建設のため必要とされた社会保障や教育は、財政赤字拡大の要因であるというように非常に性格が変わつてきました。私はここに問題点がある。第三次答申を見てみましてもそのことがうかがえるわけですが。

ここにこう書いてあります。「我が国経済は、昭和四十年代半ばに、中略いたしまして」「その低下はとりわけ急激となつた。しかも、公共事業費の増加や社会保障制度の充実が同じ時期に急速に試みられたために、財政赤字が構造化し、財政再建のための早急な対応を迫られてゐる。」したがって

財政再建の大きな阻害要因になつた、このように非常に逆な感じになつておるわけです。この点はいかがでしようか。

○中曾根内閣総理大臣 その点は、時代の流れの差という時代の位置づけの差があると思うのです。佐藤さんのときは、確かに福祉なくして成長なしという考えで、高度成長をずっと続けたときでございまして、かなり無限の希望性を持つておられた時代であつたと思ひます。しかし、その後二度の石油危機を経まして、各国とも財政が非常に苦しくなり、特にヨーロッパにおきましては英国病であるとかドイツ病であるとか、そういうことが指摘されて、乱診乱療的な福祉ということが指摘されて、まさにそういう二度の石油危機を経て非常に苦しくなつてきた時代に、ヨーロッパのドイツ病とか英国病というものを見ながら、その轍を踏むまいぞという意識があつたと私は思ひます。そういう意味において、今御指摘の点はそういう性格であると私も認めざるを得ないと思ひます。

ただ政府当局といたしましては、やはり福祉というものは、国民の皆さんが生活をしていく上に、安心あるいは安定の源泉になると私は思つておるのであります。そういう意味において福祉というものはやはり非常に大事な政治の原点の一つだ、そう考へておりました、その点おろそかにしようとは思ひません。

○平石委員 そこで、今の御答弁を聞きまして、充実すべきものから抑制すべきものに変わつてきた、こういったように受け取れるわけですが、先ほど私が申し上げました福祉の原資というものは、これはお医者さんが治療行為を行うこととは一方では経済行為なんです。したがって、医療産業と言われる中には十四兆から十五兆円といういわば大きな金が動いておるわけですが、しかもこれは経済を動かす大きな原資になっておるはずですよ。したがって私は、福祉の充実というものが財政再建、経済再建の活力を阻害するものであ

る、こう一概に規定することには賛成しかねる。したがって、同じく公共事業費として投資するようになり、医療におきましても十何兆円、年金におきましても十何兆円、合わせて二十七、八兆、三十兆円というお金です。これは日本の総生産の二割以上、このお金がやはり経済を動かす大きな原資となつて動いておるはずである。こう考えたときに、今総理のおっしゃること、しかも日本の活力を阻害してはなりません、これは私も同感です。だが、これは活力をむしろつけていく大きな必要な財源です。そしてこれには、やはりあの財投のお金にしましても、全国の零細な方々が集めたお金が大きく財投資金として活用されておる、四十兆円。私はこの姿を見たときに、厚生省の予算を、社会保障をそういう形に追い込んで、決して社会の安定も出てこない。活力というのはいかに経済活力のみではありません。お考えをいただきたい。

○中曾根内閣総理大臣 福祉というものは生活の安心あるいは安定の原点であり、活力の源泉であると申し上げました点は、私はこれを確信しておる次第でございます。しかし、そういう活力を国民の各層にわたつて普遍的に及ぼしていくという面から見ますと、やはり国民健康保険の七割給付と普通の今の健康保険の十割給付というものの差があるのを、国民健康保険の国民一般の皆さんに活力を与えるというためにこれを八割まで上げる。これはやはり活力の源泉である。あるいは退職者にいたしましても、退職したらぐくつと三割自己負担しなければならぬ。そういうような活力を阻害する要因をできるだけ防いであげるような制度にする。そういうような面において、国民全体が負担と給付の公平感を得るような方向に持っていくということが、ある意味においては活力を維持していく大事な要素に今日の時点においてはなつてきている、そう思つておるわけでありま

○平石委員 その点は私も総理と同感です。昔の考え方というのはやはり自立自助、戦前に回帰す

るような形で自立自助のみを求めていく形では、社会保障はだんだんと低下していきます。だが、今の時代というのは、昔のいわゆる農業化社会と言われているような当時は、非常に農村の懐が大きいから、逆風に陥ったときも貧困に陥ったときも、これを吸収するだけのものが私はあったと思う。ところが、今のよう雇用者社会といえますか工業化社会といえますか、そういう時代になりますと、社会保障というものがそこになく、活力が出てこないわけです。だから、昔は自立ができた人々を連帯で救おう、こういう思想が私はあったと思います。今は連帯の中で自立をしていくということを基本にお考えいただきたい。そうしないと、予算編成に当たって、予算トータルの中で約二割近いこの予算というものでどうしても総理の目を行くわけでありまして、ここを減殺することが少なくとも財政再建の大きな柱だ、こういう考え方に大蔵省もすべてがその面に目を向けますと、社会保障はだんだんと落ち込んでいく。この点を私は総理がしっかりと胸におさめていただきたいと思う。

そして、この間ちょっと新聞で見ましたが、行革審小委員会、予算編成に当たって、来年度の予算シリングに当たって、社会保障関係では臨調答申の自助努力路線を推進する、こんなふうに出ておる。そしてさらに、生活保護の不正受給防止徹底や、これはいいでしょう。児童手当制度の抜本見直し、こういったさらに福祉に対する制度切り込み、そして福祉の低下。私は、厚生省の予算というのは国民の生活費であり、生活関連費だと思ふのです。その生活費であり生活関連費を、こういった自助努力、ただこの二つの文字で抑え込んでしまうことが財政再建の至上課題であるというふうな認識は改めてほしい。

そういう意味で、今後来年度の予算編成に当たってのシリングにはどのように対応せられるか、基本線だけは守りますというこの基本線を私は指摘しておるわけでありまして。

○中曽根内閣総理大臣 臨調答申を最大限に尊重

するというのは、政府及び自民党が一致して今実行し、国民に公約している線でございます。あくまでそれは守っていかねばならぬと思っております。

しかし、来年度予算の編成に關しましては、まだ全く着手しておらないのでございまして、行革審がどういふ我々に対する意見を持ってくるか、それは注目しておるところです。ただいましましたならばよく検討いたしまして、適当に我々が処理していく、そういう立場であるのでございまして。

○平石委員 そこで厚生大臣、厚生大臣は、今の総理のお話を聞いて、来年度の予算編成に当たって大変厳しさがまだあるのだらう、こうお感じになったと思うのです。五十九年度の予算編成では、六千二百七十六億というマイナスシリングにいわば押し切られて、苦肉の策としての考え方から医療保険制度に対するこういう制度の切り込み、そして給付の引き下げ、そして自己負担の増大、これをやらざるを得なかったというように感ずるわけですか。間違ひありませんか。

○渡部国務大臣 これは何度か申し上げておりますように、今回の患者一部負担というものを柱にした健保法の改正は、患者の皆さん方に一割御負担をいただくことによつて、健康に対する自己管理努力を一生懸命していただくとか、あるいは医療費の節減化、適正化を図っていくとか、いろいろの願いを込めておるものでございまして。その中に、もちろん今日の厳しい財政の中で、今後毎年毎年増大する医療費に對して、今までのように国庫からお金を出していくような状態にないということも理由にございまして、それだけでもございまして、幾つかの大きな課題、我々は願いを込めて今回の改革をお願いしておりますのでございまして。

○平石委員 苦しい答弁ですが、そこで私は、厚生大臣と総理にお願いをし、これは全体として、私もこういう仕事に携わっておる政治家として、一概に金をたくさん出したからいいんだというふうな短絡的な考え方はもう通用しない。した

がって、今大臣のお言葉の中にありました効率化する、これはもちろんのこと、適正化していく。医療費の増大というものは大変な増大の仕方ですよ。だから、制度の切り込みをしてこの抑え込みをするということよりも、まず適正化をする。これについては相当な努力がなされたということから、引き続き相当な決意でもってやってほしいと思うのです。

それから、将来のことを考えたときに、大蔵省の財政再建、こういったこととただ防戦一方、何とか維持しよう、こういう形の日暮らしの社会保障のあり方、考え方ではとても乗り切れないと私は思う。したがって、これからは少なくとも、社会保障というものは、今まではそれだけの時のニーズに従って、要求に従って、そしていけば整合性のない、そう言ったら大変失礼でございますけれども、トータルとしての総論でない各論から出発をしてきた。この各論から出てきた社会保障というものを少なくとも総論をつくっていく、そしてその総論の中で、社会保障をめぐってある厳しい情勢の中で将来の構図を書かなければならぬ。それは先ほど質問がございました。私もこれに触れたのですけれども、もう時間がありませんから譲りますけれども、そういう一つの構図を書いて、必要なものところへはぼんと金を出す。そして、これはもう行政目的、政治目的を達成したと思われものについては、国民に負担がかからないような形のものについては減額をしていく。やはりそこをこういふ一つの将来の構図を描いて、そして財政審だ、やれこれだといったものと十分話し合いができるだけのものを厚生大臣は整えなければならぬ。だから防戦防戦という形でやると結局説得力のないものになる。説得力のあるものをつくるためには、そういったものを充実して財政当局にも当たってほしいと私は思うのです。いかがですか。

○渡部国務大臣 今回五十九年度の予算、先生御承知のように九兆二千四百億、これは我が国の政

策費の二八分前後であります。その中で医療費は三兆九千億、これはかなりの数字でございます。そこで、これ以上医療費の増大をさせるといふことは、今日の厳しい経済の状況、財政状態の中で歯どめをかける必要があるということ、改革をお願いしておりますが、私がお預かりしておる厚生省の予算全体で言いますと、社会保障、これは年金の問題にいたしまして、生活扶助の問題にいたしまして、あるいは身体障害者の問題にいたしまして、高齢化社会に伴う年々増大してまいりますし、まさしくこれは生活の予算でありますから、お金がないからこれは休んで来年というふうなわけにまいらない、何が何でもお願いをしなければならぬ予算もございまして。

そこで私どもは、国全体が「増税なき財政再建」という国民的な合意の方向の中で進路を決め、しかもかつての高度成長の時代、税収がどんどん上がるというふうな時代も当分ない、そういう条件の中で、やはりみずからの努力で、削れるものは思い切って削っていくかなければならぬ、しかし必要なものは、国民生活の中で極めて大事な社会保障を預かる担当大臣として何としてもとらなければならぬ、こういうことで、今回三千数百百万のサラリーマン保険加入の皆さん方に、今まで十割給付であったものを一割御負担をお願いすることによつて、現在の加入者の皆さんの保険料率も上げないで、二十一世紀の医療制度を揺るぎないものにできるんだということをお願いしたわけでございますから、今回の改革案を成立させていたいただきましたならば、これは総理もちゃんと私どもの努力を知ってくれておると思ふので、来年度、社会保障の中で、国民生活を守るためにどうしても必要な予算は、総理にお願いしてつけていただかなければならぬと思つております。

○平石委員 そこで、総理に最後にお伺いをいたします。

今私が厚生大臣に申し上げた事柄、マイナスシリングを一律に行うのも一つの手法でしょう。だが、一律に行うということは、今大変な時間と

エネルギーをかけて審議をしてきたこの健康保険法、こんな結果になるわけですよ。難きはぎで来た社会保険というものを、整合性のあるものとして調整していかなければいかぬということはおぼろけでござります。そして、それには長期の展望に立つた中で、一朝一夕にできることではありませぬから、構図をつくりなさい、こう言っておる。その場合に、一律にやるんだということになると、こんなに大変な時間をかけて審議をしていかねばならない。こんなことでは国民の反対を私たちは説得できません。そういうことから考えたときに、一律にマイナスイノベーションを行うのかどうなのか、この点を最後にお伺いをして終わります。

○中曾根内閣総理大臣 今回の制度改正につきましては、厚生省の皆さんも非常に御苦心なすつて、退職者医療制度を創設する等々の配慮も、考えてみまうと、涙を振るってやっただ、よくやっただと私は思います。そういう意味で努力を多といたしますが、福祉というものは、先ほど来申し上げますように国民生活にとっては活力の源泉であると考えられておまして、今平石先生おっしゃいました重点的な大事なものを出さない、もう要らなくなった不要なものはやめなさい、そういう取捨選択、選考性を持った重点的、効率的なやり方をやれというお考えには、私も全く同感であります。

しかし、基本的には、やはり福祉というものをあくまで尊重していくという基本線に立つて、そして弾力性のある政策をやっていきなさい、そのように考えております。

○平石委員 以上で終わります。

○有馬委員長 小淵正義君。

○小淵(正)委員 まず初めに、中曾根総理にお尋ねいたします。

このたびの健康保険法改正は、今日的には一番大きな国民の関心と呼んだ社会的問題になっていることは御承知のとおりでございます。国会の中でも四月初めから今日まで慎重審議、議論をして

いるわけでありまして、まだ合意を見るに至らないというふうな、非常に各方面それぞれの立場からの意見がたくさんある、内容のある問題であるわけでありまして。

そもそもこの問題がこのように発生した要因を考えますならば、総理は、昨年の暮れの衆議院の総選挙の中で、特に当時概算要求で、厚生省が五十九年度の予算編成に際しまして、医療費の中で被用者本人二割負担という大筋を出して、非常に大きな問題を提起しておった状況の中にあつたわけでありまして、そういう中で総理は、広く国民の意見を聞きながら見直すということを実は当時公約されたわけでありましたけれども、残念ながらそれがそのまま実行されずに予算編成、そういう形の中で二割負担、とりあえずの一割負担という今回の改正法案になって実に出てきておるわけでありまして。そういう点からいいますならば、広く国民の意見を聞くという立場でもう少し物事を考えていただかなければ、ようやく最近になりまして、自民党の中では、医師会とか歯科医師会とかそれぞれの関係者の意見を広く聞きながら、やっとな合意を見るような状況、現象も一部出ておりますが、そういう手落ちがあつたがために、今日これだけの大きな問題として突如紛糾を起しているのではないかと、私はかように考える次第であります。

したがって、総理としてはこの問題をどのようにお考えなのか。少なくとも私は、十二月に総理が、広く国民の意見を聞きながら見直しますとお約束されたことに、国民は大きな期待を持っておつたと思つて。それが結果的にはそういう形がなされないうちで、このような状態になつたという意味での責任を総理としてはどうお感じになつておられるのかどうか、まずその点についての総理の御見解をお伺いいたします。

○中曾根内閣総理大臣 昨年報道されましたいわゆる厚生省の試案というものを対しまして、自民党は選挙を通じてこれを見直すということを申し上げ、私も申し上げまして、いよいよ予算編成と

いうときに至りまして、今回提案したような考え方に自民党がまとまりました。かなり大きな変化があつたと思うのであります。しかし、その後、各党の御意見をよく承つて、各党間の折衝も行い、あるいは公聴会とかあるいは関係団体の御意見も累次にわたつてお聞きをし、特に野党の皆さんのお考えもよく消化いたしまして、そして修正案を提示した次第なのでございまして、私はこれはやはり民主的手続として正しい道をたどつていふと思つております。

これだけの大きな問題でございまして、自民党一党だけでこれを押し切つてやるといふようなことは必ずしも適当でない、よく話し合いながらかみ砕いていくべき性格のものである、時間がかかるのは当然である、そういうように考えてきたところでございまして、今回幸いに、野党の皆様方が必ずしも賛成はしないけれども、理解していただいたかどうか、我々といひましたし、この段階までこぎつけることができたことを感謝して、いふ次第でございまして。

○小淵(正)委員 総理としては、広くそういったものを配慮しながら今日の段階にきたということをお言われておられますが、当時の状況から考えますならば、確かに、当時の厚生省が考えておつた内容の中で一部、周辺のものについての見直しのものはあつたと思つて、特にこのたびの健康保険法改正の大きな問題は、要するに我が国の健康保険制度が昭和の初め発足以来、少なくとも勤労者、働く人にとつて、元々なときに保険料を納めておれば病気にかつた場合には医療についてだけは保険から面倒見るといふ、これがもうすべての基礎になつて今日まで営々と続いておりますのでありますから、その問題は根底を変えるような大きな改革でありますから、それだけにこの問題が大きな波紋を呼び、これだけ大きな影響を与えておるわけでありまして、そういう点でいいますならば、特にこの医療問題につきましては、過去におけるこういった健康保険法改正等のいろいろな経緯を見ますならば、かなり慎重に時日を

かけて、そうして初めてこういつたものについて合意が得られる中で成立してきたという経過等を考えますならば、やはり今回、予算編成という条件があつたかもしれないけれども、もっと広く、最近行われているようなことをもつと事前に、前広にそういう手順を踏んでおるならばこんな状態に至らなかつたのではないかと、そういう意味で私は、総理の一半の責任に対する見解をお尋ねしたわけでありまして。

したがって、確かに最近の傾向として一部修正等のいろいろの動きがございまして、若干の合意が見られるような面も一部あるようでありまして。それも一つの民主主義だと言われればそれまでであります。やはり総理は、これからの政治を行うに当たりましては、ぜひこころあたりの問題についてはひとつ十分これからの政治の中で反省点として残していただければ、かように期待、要望するわけでありまして、その点に対する御見解をお伺いいたします。

○中曾根内閣総理大臣 小淵さんのお言葉は、将来に対する戒めのお言葉として、心に深くとめておきたいと思つております。

○小淵(正)委員 次に、この委員会の中でいつも議論され、しかも厚生省も、将来ビジョンとして八割給付という一つのめどを持ちながら統一するということ等を言われておるわけでありまして、少なくとも現在の状況が、平均的に見ますならば給付率については八〇・三％であります。それを八割にするということは、平均的に見ますならば現在よりも、若干であります。下回るといふことになつております。

中曾根総理は、先ほどの委員の質問に對して、国民保険の給付率七割を八割に上げるんだからというのを非常に強調されておられますが、やはり政治というものは、そういうただ単なる平準化だけが活力ある政治になるとは私は思いません。少なくとも平準化、そうして現状より少しでも、一歩でも向上する、前進する、そういうことの中にあって初めて私は生きた政治になるの

ではないかという気がするわけであります。

そういう意味で、ただ国民保険の給付率を七割を八割に上げるから、すべてこれによってやっていくんだということでは、私は国民の皆さん方の理解を得られないのではないか、かように思うわけでありますが、なぜに今回このような状態に案を出してきたのかということについて、しかもなぜ八割で統一しようとしているのか、その点についての明確なるものを、もっと詳しいものを国民の前に明らかに示さないことには、私は、国民の各層の皆さん方の理解を得られないのではないのか、かように思うわけであります。その点について総理としての御見解があればお聞きしたいと思います。

○中曽根内閣総理大臣 もちろん負担率が違いますが、給付が違ふのは当たり前のことでございしますが、しかし、国民健康保険の皆さんと今の健康保険の皆さんと、これを見ますと七割、十割、そういう落差がございまして、そういう面も考えて、やはり全国的見地に立った給付と負担の公平化という面を考えてみますと、これをやはり公平化していく、可能な限りそういう努力をしていくということは正しいやり方であるだろうと思うのです。

そういう意味で、健康保険関係を将来に向かつてできるだけ公平化していく、そういう努力の一環として今回こういう措置を行い、またその中に退職者医療という新しい制度も入れまして、これまた一種の公平化作用を行っておるわけでございます。

そういう意味において、公平性ということと時間をかけて実現していく一環として、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○小淵(正)委員 負担の公平と給付の公平化といいますが統一といいますが、これはそれなりに一つの大きな意義があることだと思えます。その点では理解いたしますが、ただ下方に修正して公平化することではこれは政治じゃないと私は思います。やはり現状よりも一歩でも水準が向上

する、こういう方向を持ちながら、そういう中において負担の公平と給付の公平、統一化というところが行われるべきであります。ただ問題は、負担の公平と給付の統一のためにともかく公平化させなければいけません。余りにも後ろ向きな政治のあり方ではないか、かように私は思うわけであります。

そういう意味で、このたびのことを考えますならば、被用者は今回とりあえず一割負担をするのととなります。その代償として言ってはおかしいわけですが、それに見返るべき何らかの形で現状よりも前向きなものがあれば、またそれなりの理解をするわけでありますが、そういうものが見当たらない、ここに一つ残念な点がございします。政府に言わせれば、いや、退職者医療制度の中で現状より前進するじゃないか、水準が向上するじゃないかとおっしゃられると思えますけれども、この退職者医療制度に政府は何ら関知しない、関知しないと言ふと悪いですが、政府はお金を一銭も出さない、被用者の一割を削ったという犠牲の上に立って、その財源を求めて退職者医療制度をやるわけでありまして、それをそのままこういうことだからということでは、それは対償にならぬと私は思うのです。

そこで、先ほどの質問の中でも、退職者医療制度については現状よりも給付率の水準が上がるということなのではないかとありますが、それを政府が言うからには、当然政府は何らかの形で、国としての一半の責任を持った中でやられるならば、それは当然だと言われてもいいと私は思いますが、実は残念ながら政府は一歩引いてしまつて、要するに被用者関係だけのそういう一つの一割負担という上に立って成り立つようになっている仕組みですから、そういう点で、政府がこのことを言うのはちょっと筋違いじゃないかという感じがするわけでありまして、したがって、先ほどからも申し上げておりますように、こういった負担の公平と水準の統一化ということは、少なくとも現状よりも少しでも全体的に水準が向上して

いく、そういうことを目標に置きながらやるべきじゃないかと私は思います。

そういう意味で、当面九割程度を一つの大きな目標に置きながら、どのような形でそれを実現していくかということについて逐次お互いが努力し、知恵を絞っていき、こういうことでなければならぬと思うわけでありますが、その点に対する総理の御見解をお伺いいたします。

○渡部国務大臣 給付率が高くて負担率が低くだけ低い、これは大変望ましいことであります。その原資になるのは加入者の皆さんの保険料でありますから、私どもは、今回の改革案をお願いして、幾たびか申し上げておるうちに、二十一世紀の将来にわたって、少なくとも医療保険の保険料率は当分の間上げないで済むようにしたい、この後お願いする年金の場合の負担は高齢化社会ということである程度ふえてまいりますから、二十一世紀が活力ある社会であるためには、今の社会保障負担というものを将来の高齢化社会でも余り伸ばしたくない、そのためには保険料率を現行程度にとどめておきたい、そうしますと、現実には我々が可能な給付条件というものは八割程度というところをお願いしているわけでございます。

ただ、今回の定率の負担というのは、単に財政的な面だけでありません。幾たびか申し上げておりますように、医療費の節減を図る、適正化を図る意味もありまして、また健康の自己管理に非常に努力をしていただいて、みずから健康を支えていただく問題もありますし、また病気をしない、お医者さんに全然かからない加入者の皆さんとの負担の公平というものもありますし、いろいろなねらいを込めておるのであります。しかしそのバックグラウンドになっておるのは、今日の経済成長がかつての高度成長というような時代は望めない、したがって財政収支も限界がある、その中で国は借金を返して財政再建をしていかなければならぬのでありますから、必要な金は出さなければなりません、医療費の場合、現在の社会保障の予算の中で三兆九千億というものはこの辺が限

度、それ以上はなかなか出にくい。したがって、今回の退職者医療の場合は、幸いにして後輩の皆さん方に御理解をいただいて支えていただくならば、国の金を出さないでもどうやらやっていけるので、国費を投入しないというふうに御理解をいただきたいと思います。

○小淵(正)委員 時間がもう余りないので、このことは一応置いておきます。

それから、今回自民党の筋から出された附帯決議案なるものの中にありました制度の一元化、統一化のめど、六十五年度あたりを一つの目途にしたが取り組んでいきたい、そういうようなことであつたようでありましたが、今お話を聞きますと、何かそれが附帯決議の中から消されてしまうような動きもあるようでありまして非常に残念であります。ぜひひとつ六十五年度あたりを一つの目途にして、それまで、その制度の中においてでもいかにやることができるものは、家族の給付率についてもいかにできるもの、家族の給付率についても可能性があるならば逐次それに近づけていく、こういう努力をひとつ期待したいわけでありますが、その点いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 私どもは、六十年代後半のできるだけ早い時期に、現在の低い給付率の皆さん方を八割程度に持っていくように努力をしてまいりたい。また今後、各党の皆さん方のこれに対する御意見があれば、その意見を尊重して、その方向でできるだけ努力をしてまいりたいと考えております。

○小淵(正)委員 最後に、先ほどから、六十年年度の予算編成に際してのゼロシーリングがマイナス一〇％シーリングかということいろいろ話が出てまして、総理としては、来年度の予算編成についてはこれからの仕事であつて、まだ考え方としてははっきり、今のところ具体的なものは何も示されなかったわけでありまして、少なくともこのたびのこういつた改正案を出さざるを得なかったのは、マイナスシーリングの結果でございまして、厚生省の現在までの状況を見ますと、五十七年度

は、国庫会計の会計年度を変更することによって何とかならず切り抜けたし、五十八年度は、実質的な赤字国債的な性格を持った国民年金の平準化措置によって何とかこういってゼロシリング、マイナスシリングを切り抜けた。そして今回、またマイナスシリングで、今回被用者負担一割、原則二割負担、こういう大きな改正を考へてこの問題が出てきたわけですが、次の六十年度がまた一律マイナスシリングであるならば、何らかのそういう形のものでまた出てこざるを得ない状況になるのは必至じゃないかと思うわけであります。

きょうの新聞を見ますと、一部報道されているところでは、厚生省は、六十一年度は国民年金その他において制度改正を考へているようなので、その分を見込めば、六十年度は、約七千億程度の当然増については例外的なものとして何とか措置していくように、大蔵省に働きかけていくというふうな考え方も示されておりましたけれども、その点で厚生省は、来年度予算編成についてはそれを一つの基本方針としてきちっとされておるのかどうか。あわせて、総理としては、それに対してぜひそういう形での御理解を示していただきたいと思ひますが、その点に対する総理の御見解をお伺いいたします、私の質問を終わります。

○渡部国務大臣 まだ来年度予算の方針というのは定まっておるわけではございませんが、六十年度の予算のことを考へると私も非常に厳しい事態を感ぜざるを得ません。大変厳しい財政の中で私ども内閣の一つの枠の中でやっていかなければならないのでありますが、しかし、幾たびかここで御指摘をいただいておりますように、社会保障の予算は簡単に削ったりあるいは一年延ばしたりできない、生活そのものがかかっておる予算がありますから、これらの必要な予算は何としても確保しなければなりません。したがって、今回出した私どもの、大蔵大臣がよく言っておる内なる改革の努力を、これは先生方の御協力によってぜひこれを成立させていただいて、私どももこれだ

け頑張った、しかし来年度は必要な社会保障の予算は何としても確保し、これから総理にお願いしなければならぬと思っておりますが、どうぞ先生も、早くこの健保法案を成立させていただいて、来年度のお願いをしていただきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 小淵さんがおっしゃいましたことの趣旨はよく理解できます。おっしゃいましたことをよく頭にためまして、できる限り努力したいと思ひます。

○小淵(正)委員 では終わります。

○有馬委員長 浦井洋君。

○浦井委員 四月二十五日に、自民党の田中幹事長と財界四団体首脳とが懇談をされた。そのときに、財界の側からは、今総理質問が進行いたしております健康保険法改正案についてこう言っております。同法案は行革と財政再建の接点であり、財政再建への一里塚だ、五十九年度予算そのものと言つてもいいほど重要な法案なので成立しなくては困る、こういう特別な位置づけのようでありまして、これはまさに臨調行革の柱だ、というふうに財界側は言っておるわけでありまして、総理のこの法案に対する考え方も同じでありますか。

○中曾根内閣総理大臣 私はその会へ出ておらなかったからどういふことを言つたかよく知りませんが、私は、本日この席で申し上げましたように、将来を見据へまして、国民の給付と負担の公平化というものを全国的見地から見まして制度の改正を圖ろうと、かつ、重点的、効率的に社会保障制度を運用していこう、そういう考えに立つて実行しておるものでございます。

○浦井委員 臨調行革の柱だという直接的な表現は上手に避けられたわけでありませうけれども、どうも財界の言われる意見と総理の言われる意見とが極めて共通性があるように私は認識をするわけでありませう。

そこで総理、実際のところ、本当に今度の健保の改正案なるものはひどいのです。いろいろな言い方がありますけれども、一番典型的に言え

ば、一割・二割、被保険者・健保本人の自己負担というの、定率でカットするというのは、まさに健保法始まって以来の大改悪だと言つてもいいと思ふのです。本人は十割給付だというのはもう日本の国民の中に定着しておる。その一家の大黒柱であるお父ちゃんが一割・二割自己負担だということになると大変なことなんです。このことを総理は十分に、もう心臓にきたるほどよく認識をしていただきた、このことを私は強く要求をしたいわけでありませう。

戦争中、例えば例の東条内閣が発足して二年たつてやつたのが、戦費の調達のための二割相当分の定額負担であるわけなんです。総理はかねがね、日本は世界第二の経済大国である、しかも日本は確かに戦争をしておりません。そういう中で、なおかつ健保本人の二割・一割自己負担を強行されるというのは全く私は理解に苦しむわけでありませう。

だから今、総理も恐らく御承知だと思ふのですけれども、都道府県議会四十七のうちの三十九の議会は、これは人口では八六％になるわけなんです。あるいは市町村議会三千三百二十五のうちの千六百七十、これは議会の数で五〇・二％、こういうところで反対決議や意見書を出して、何とかこの健保の改悪をやめてほしい、こういうふうな要望しておるわけなんです。私は、今度の健保の改正に反対するのはまさに民の声、国民の声だと思ふわけでありませう。それでも、これをききよう採決されてもとにかくも成立をさせようということでは総理は意気込んでおられるわけで、私は全くけしからぬと思ふわけなんです。その成り行きを心配して、傍聴の方もたくさん来ておられる。その中で、私は総理に、この場合もう実際に本当にこれは撤回しなさい、政府の責任において撤回しなさい、各党合意の上で、この発言を私は聞きたいと思ふのですが、どうですか。

○中曾根内閣総理大臣 国民の皆さんの給付と負担の公平を考へ、かつ、将来における医療保険制度のより好ましき姿、特に国民健康保険の皆さん

の立場をさらによくするという大きな目的に向かつてのこれは第一歩でございますから、これは撤回する考えはございません。

○浦井委員 私は、やはり第一歩は第一歩でも、社会福祉や社会保障制度というものを改善をしていく第一歩に中曾根内閣が位置すべきだとは思ひますけれども、撤回する気はないというのはいけりからぬと思ふのであります。

そこで、今健保一割・二割の自己負担が大変なことだということを私、申し上げたのですが、これは大手の健保本人の給付をカットする、今度はからめ手からがある。先ほど吉村保険局長と問答を交わしましたけれども、特定療養費、これは恐らく総理は御存じないと思ふのですけれども、これが今すぐにはできないかも知れぬけれども、この法改正案がもしも成立したならばその基礎ができる、変な表現ですけども礎ができるわけなんです。

そういう中で、これは総理もこの点は御存じだろと思うのですけれども、一般の病院では差額徴収が合法化される、あるいは大病院などのところでは高度先端医療が自己負担になる、こういう格好で、せっかく健康保険本人の資格、総理も恐らく国保が健保の本人の資格をお持ちだろと思ふのですけれども、そういうものを持つておつても、実際に急病になったときにお金をこっそりと用意しなければならぬ、こういう状態がでさるわけなんです。そうしますと、これはもう必然的にローンで借金をする人がふえたりする、この間も指摘されたように、それよりも私は恐ろしいのは、既に生命保険資本が、健保のいわゆる改正案なるものの成立を願つて、いろいろ新しい商品を出し出すというところで虎視眈眈とねらつておるわけなんです。そこで、がん保険を初めとして、既にかなり広がつておるものがある一つ広がつてくる。そうしますと一体どうなりますか。

総理は、アメリカのことはよく御承知だろと思ふのですけれども、御承知のようにアメリカと

いうのは、生活保護を受けざるを得ないような低所得の人、障害者あるいはお年寄り、こういう人を除いては、何も社会保険あるいは社会保障というものがなければいけません。そこでは生命保険がだあつとはびこるといいますか、ばつこをいたしまして、いろいろな種類の民間の健康保険ができておる。

こんなことがある。実際にある話なんです、私は医者ですから病気の話をしますけれども、総理もかかれたら困るだろうと思うのですが、例えば脳卒中とか心筋梗塞で救急車を呼びますね。そうすると、ふだんから保険料を高く払っているようなそういう給付のよい民間保険を持っておる人は、日本と同じように救急車がノーストップでだあつとよい病院に運んでくれる。ところが、保険料を余り払わぬので給付の悪い民間保険を持っている人は、日本と違って赤信号になれば必ずとまってくれる、そしてほとほとの病院に運んでくれる。まさに所得あるいは支払い能力によって受ける医療に差が出てくる、こういう萌芽が今度の健康保険の改悪であります。

と同時に、もう一つ申し上げましょうか。例えば虫垂炎というのがありますね。高い、よい保険を持っておれば三人の医者が皆メスを握って、切る役、あるいは糸を結ぶ役、麻酔する役。ところが安い、給付の悪い保険を持っている人は一人のお医者さんがやる、こういうことがアメリカでは現実に行われておるわけなんです。こういうことが果たして許されていいものかどうか、私は今度の健康保険の改悪案というのを非常に危惧するわけがあります。

だから、今度の改悪案がもしも成立しますと、これはそのことが一つの礎になってどんどんとそういう格好に運んでしまう。そうすると、社会保険制度というものを悪用して、日本の医療制度そのものががらりと変わってしまうわけですよ。これはまさに憲法二十五条の社会保障の根本理念の空洞化、形骸化ではないかと私は思う。私は、こういうことは絶対に許してはならぬ、

断固として撤回を要求したいと思うのですが、総理、どうですか。

○中曽根内閣総理大臣 今回の法改正と、それからアメリカにあるような民間保険という問題が必ずしも直接結びつくものであるとは思いません。やはり今回の改正にはそれだけの意義があるのであります。特に国民健康保険の皆様の待遇をさらに将来に向かってよくしよう、そういう大きな公平感に基づく措置という面もあり、あるいは退職者に対する特別の考え方も今度制度的に実行しておるわけでございます。そういう積極的な面もぜひごらんになっていただきたいと思うのであります。

ただ、民間保険の問題については、これはこれから新しい試みでございますから、それがどういふふうに公的保険制度に影響を及ぼしてくるか、そういう点はよく検討してみよう必要があると思います。

○満井委員 我が党の佐藤議員が、年金のときに質問をいたしました。そのときに総理は、今と同じようなことを答へられた。年金も医療も同じように考えておられるわけですね。民間保険というものを重視をしていく。私は、今度の改悪が直接民間保険に結びつくなんて言っていない。間接的にそういうことになる、そうしたら大変なことになるのだというところで警鐘を乱打し、ぜひともこれは撤回すべきだということを強く主張いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○有馬委員長 菅直人君。

○菅委員 それでは、総理に質問を申し上げます。

今回のこの健康保険法の改正案は、政府としては行革関連ということに位置づけて提出をされているわけですね。私たちは、行政のむだを省くという意味での行政改革は大いに進めるべきだ、そのように考えています。しかし、今回の健康保険法の改正案の中身を見ておりますと、内容がそうなのではないか、そうはなっていないのか、

ないか。つまり何度か言われてきたことですが、結局のところは国の負担を個人の負担に振りかえるという形になっている。これは行政改革というよりは、例えば公立学校を私立学校に振りかえるのと同じでして、一つの小さな政府論のような考え方によって、国はやらぬからあとは個人でどうぞという形になっているのではないかと、思うわけですね。そういう点で、総理に、今行政改革に関連して小さな政府論ということも議論をされておりますけれども、この考え方について総理はどのような見解を持っておられるか、まずお尋ねしたいと思います。

○中曽根内閣総理大臣 臨時行政調査会の答申は、それなりに我々は尊重して、これを実行していくように努力しておるところでございます。

今回の医療保険制度の改正につきましては、先ほど来申し上げましたような長所もありまして、そういう改革をねらって一生懸命努力してつくり上げた案でありまして、そういう積極的なところもぜひお考え願いたいと思う次第です。

○菅委員 お答えがちょっとあれが違うのです。つまり総理としては、これからの国政運営の中で、いわゆる小さな政府論、国の役割を相対的にどんどん小さくしていくって、民間にどんどん任せればいいのだという考え方をとるおつもりかどうかというところをお尋ねしたいのですが。

○中曽根内閣総理大臣 行政改革という観点から見ますと、やはり冗員あるいは冗費を省いてスリムにして、国民の負担をできるだけ軽くしていく、そういう考えに立って今後努力、実行してまいりたいと思っております。

今回の医療保険制度の改正案というのは、一面において効率化、重点化という面はございますが、しかしそれ以上に、国民健康保険の給付率を上げていくとかあるいは退職者医療制度を設けるとか、そういう今までなかった新しい場面にも挑戦しているという点を申し上げておる次第なのであります。

○菅委員 総理はそういうふうにおっしゃいます

が、しかし、この中身は、給付の切り下げが現実には行われるということが出てくるだけで、給付の切り上げ等については、形容詞として、将来行うとかなんとかいろいろと自民党の修正案の中に入っているようですが、今回行われること自体は基本的に給付の切り下げ部分だけであるということ、それから財政構造から見ても、国の負担を最終的には個人の負担に振りかえていくだけだ。ですから、それにいろいろと形容詞をつけられても、中身そのものは、この法案の中でいけば、今私が申し上げたことと特に違うものが入っているわけではない、そのように思うわけですね。

そこで、もう一点関連をしてお尋ねしたいのですが、これは先ほど来はかの委員の方からも議論がありましたけれども、例えば来年度の予算の中で、もし今回と同じようなマイナスシーリングの予算案を厚生省についても当てはめようとするれば、年金において自然増的なものが相当額予定されるわけですから、そうするとまたさらに医療関係の切り下げの幅が、こういう心配があるわけですね。そこで、今回の改正案というものを一つの入り口にして、いろいろな社会福祉の水準をどんどん切り下げていくのではないかと多くの国民が心配をしているわけですが、そういうこともあり得るということなのか、いや、そういうことは絶対にさせないのだということなのか、総理にその見解を伺いたしたいと思います。

○中曽根内閣総理大臣 社会福祉と申しますと、年金も医療も全部入ってまいらると思っておりますが、全般的な効率化、重点化ということは将来的にはもちろんあり得ると思えます。また、制度間の調整措置というものもあり得るであらう。これは統合ということを考えればそういうものは必然的に出てくるべきではないかと思っております。

しかし、本当に困っている方々、社会福祉を必要としている方々、弱者あるいは老人、そういうような方々に対する手当てであるいは難病者に対する手当て、そういうような問題につきましては、政府としては重点的に、かつ、誠心誠意努力して

まいる、福祉というものはあくまで尊重していく
考えに立つてやっていきたいと思っております。

○菅委員 今の総理の御返事は、部分的には評価
のできるころがあるわけです。しかし、この数
年間の総理の国政、国内の運営を見ておます
と、何か例えば軍事的な面などについては大要大
きな政府を追求している、しかし、こうした福祉
の面、あるいは今自民党内でも議論になりつつあ
る社会資本の充実などという面では必ずしも十分
なる重点を置こうとしていない。部分的には大き
な政府を、しかし国民生活に関係の深いところ
は小さな政府を、そういうふうに見ていくと
いうふうに我々には映るわけです。そういう点
で、そういうことがないようにそのことを特に強
く申し上げまして、私の質問を終わりたいと思
います。

○有馬委員長 これにて本案に対する質疑は終局
いたしました。

○有馬委員長 この際、橋本龍太郎君外四名か
ら、本案に対する修正案が提出されております。
提出者より趣旨の説明を求めます。橋本龍太郎
君。

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する
修正案

〔本号末尾に掲載〕

○橋本(龍)委員 ただいま議題となりました健康
保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案
につきまして、自由民主党・新自由国民連合を代
表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、被用者保険本人の一部
負担金については、昭和六十一年四月一日以後に
おいても、国会で承認を受ける日までの間は、な

お引き続き一割とすること。この場合の一部負担
金の額は、都道府県知事に届け出た保険医療機関
等における医療費の額が千五百円以下のときは百
円、千五百円以上二千五百円以下のときは二百
円、二千五百円以上三千五百円以下のときは三
百円とすること。

第二に、保険医療機関等における一部負担金の
支払いについて十円未満の端数金額が出るとき
は、その額は四捨五入し、十円単位とすること。
第三に、任意継続被保険者制度の特例を設け、
五十五歳以上で被用者保険の資格を喪失した者に
ついては、六十歳に達するまでの間またはそれ以
前で国民健康保険の退職被保険者となるまでの
間、二年を超える場合でも資格を有することがで
きるものとすること。

第四に、健康保険組合等がみずから当該組合の
被保険者であった退職者について医療の給付を実
施できることとし、当該組合の退職者医療制度に
対して拠出すべき療養給付費拠出金について所要
の調整を行うものとすること。

第五に、政府管掌健康保険等の事業主及びその
被保険者により構成する法人等で社会保険庁長官
の承認を得たものは、その被保険者本人の一部負
担金について附加的な給付を行うことができるも
のとすること。

第六に、日雇特別被保険者については、療養の
給付期間は、日雇特別被保険者手帳を一年以上所
持していれば五年とするとともに、傷病手当金等
の支給日額は、前二ヵ月または六ヵ月のうち最も
賃金総額の多かった月の賃金総額を基礎として算
出するものとすること。

第七に、政府は、新健康法の施行後の医療費の
動向、国民負担の推移、財政事情等各般の状況を
勘案し、健康保険制度の全般に関する検討を行
い、その結果に基づいて社会保険各法の被扶養者
及び国民健康保険の被保険者の給付割合を八割と
するよう必要な措置を講ずるものとすること。

第八に、昭和五十九年七月一日から施行すると
されていた部分の施行期日については、公布の日
から起算して三ヵ月を超えない範囲内において政
令で定める日からとすること等であり、
何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたしま
す。

○有馬委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
この際、国会法第五十七条の三の規定により、
内閣の意見を聴取いたします。渡部厚生大臣。

○渡部国務大臣 健康保険法等の一部を改正する
法律案に対する修正案については、政府としては
やむを得ないものと認めます。

○有馬委員長 これより本案及び修正案を一括し
て討論に付します。
討論の申し出がありますので、順次これを許し
ます。野呂昭彦君。

○野呂委員 私は、自由民主党・新自由国民連合
を代表して、ただいま議題となっております健康
保険法等の一部を改正する法律案及びこれに対し
て自由民主党・新自由国民連合が提出した修正案
につきまして、修正案及び修正案を除く原案に賛
成の意を表するものであります。

我が国の平均寿命は、男七十四・二〇歳、女七
十九・七八歳となっており、国民の健康水準は世
界でも遜色のない水準に達しております。これ
は、医療保険制度の改善、充実が大きく寄与して
きたものであります。しかし、近年の医療費の伸
びを見ますと、国民所得の伸びを上回って増加し
ており、このまま推移すれば、将来、国民の負担
能力の限界を超えるおそれもあります。また、現
行の医療保険制度には、給付の面で制度間、本人
・家族間に格差があるなど、人生八十年時代にふ
さわしい公平な制度とする必要に迫られておりま
す。

したがって、二十一世紀の本格的な高齢化社会
に備え、このような課題を早急に克服すること
を旨とし、医療保険制度の確固たる基礎づくりを
進めることが急務となっております。

政府原案は、このような要請にこたえて、医療
費の適正化を図るとともに、制度間、本人・家族
間、さらに世代間における給付と負担の公平化を
目指すものであり、その趣旨については評価でき
るものの、主として次のような諸点について所要
の修正を行うことにより、一層の内容の改善が図
られるものと考えます。

第一に、被用者保険本人の一部負担金につ
いて、昭和六十一年四月一日以後も国会で承認を受
ける日までの間は、なお引き続き一割とすること
であります。これは、激変緩和の観点から、本人
負担を軽減するとともに、医療費の動向等を見き
わめた上で、八割給付とする時期を慎重に検討し
ようというものであります。なお、医療費が三千
五百円以下であるときは、段階を設けて一部負担
金を定額とすることとしております。

第二に、任意継続被保険者制度に特例を設け、
五十五歳以上で被用者保険の資格を喪失した者に
ついては、退職被保険者となるまでの間は、二年
を超える場合でも引き続き資格を有することがで
きるものとし、退職したサラリーマン等が安心し
て医療が受けられるようにすることとあります。

第三に、政府は、今後の医療費の動向、国民負
担の推移、財政事情等各般の状況を勘案し、健康
保険制度の全般に関する検討に基づいて、被扶養
者及び国民健康保険の被保険者の給付割合を八割
とするよう必要な措置を講ずるものとすることと
あります。

このほか、健康保険組合等がみずから退職者医
療を実施できることとすること、政府管掌健康保
険等においても本人の一部負担金について附加的
給付を行う道を開くこと、日雇特別被保険者に係
る療養の給付期間等に関して必要な修正を行うこ
と等であり、

以上の修正は、本委員会審議を通じ、最善の努
力を尽した上での結果であり、特に本人一部負担
金については、医療機関における事務量増への対応
の必要性など諸般の事情を勘案し、医療費が三千
五百円以下であるときは定額負担の形式をと

ておりますが、その一部負担金の額は、各段階ごとの平均医療費の一割となっており、定率一割負担の原則は貫かれていたものであります。以上の修正によって、さらに本法の目的の達成と円滑な実施に資するものと考えられるものであります。

このように、健康保険法等の一部を改正する法律案並びに自由民主党・新自由国民連合提出の修正案は、二十一世紀に備え、医療保険制度の確固たる基礎づくりを図るものであり、私どももいたしましては、この修正案及び修正部分を除く原案に賛意を表するものであります。

これをもちまして、私の討論を終わります。(拍手)

○有馬委員長 池端清一君。

○池端委員 私は、政府提案の健康保険法等の一部を改正する法律案及び自由民主党・新自由国民連合提案の同法案に対する修正案のいずれにも反対する立場から、日本社会党・護憲共同を代表して、集約的に反対の意見を申し上げたいと思っております。

政府案は、到底承認しがたい幾つかの問題点を持っておりますが、とりわけ最大の問題点は、昭和二年以来今日まで五十七年間一貫して守り続けてきた本人十割給付という大原則を、マイナスイニングのつじつま合わせによって崩壊するという点であります。まさに、健康保険制度の根幹にかかわる大改悪と言わなければなりません。

そもそも、国民皆保険下における医療保障の目標は、給付水準を引き上げるとともに、医療の質を高めるといふことにあるのではないのでしょうか。しかるに、本改正案は、その目標に全く逆行するものであると断ぜざるを得ないのであります。

この結果、長期療養を要する患者さんほど負担がいよいよ重くなり、また附加給付もなく、労働条件も悪いといった恵まれない職場の人たちほど、改悪の影響をもろに受けることになるのであります。これではもはや社会保障の破壊案と言わ

なければなりません。

その上、定率負担を導入したからといって、不適切な医療が少なくなるという保障は何もないのであります。宇都宮病院における患者殺害事件も、富士見産婦人科病院における臓器の乱摘出事件も、被害者の中に十割給付の健保本人はほとんどいなかったことが、そのことを雄弁に物語っているものであります。

政府は、国民医療費の伸びを国民所得の伸び以下に、そしてまた国庫負担も大幅に抑制したいとしております。しかし、医療保障を前進させつつ財政抑制の効果を上げる知恵を出すことこそ、政府の、そして厚生省の任務でなければなりません。

点数出来高払い方式の改革、薬剤や高度医療機器の公的コントロール、医療内容のチェックシステムなど、工夫の要する方法については手を抜いて、最も安易な手段に訴えた政府案は、ただひたすら社会的弱者切り捨ての政策であって、到底国民の納得を得られるものではありません。

自民党提案の修正案にしても、このような本質は何ら変わっていません。

例えば医療費が三千五百円以下のときの患者負担を定額制にした点についてであります。これは、どうしたら患者の負担を少しでも軽くできるかという発想からではなく、医療機関の徴収事務を簡素化するためのものにすぎず、かつまた、自民党修正案は、部分的には政府原案の一割負担よりさらに重い負担を患者に求めることになり、かえって改悪されていることは極めて重大であります。

また、修正案には、今後の医療費の動向や財政状況等を見て、健保の被扶養者及び国保の給付率を現行の七割から八割に引き上げることとしております。この程度のことは今直ちに実行すべきであります。もしそれがどうしても現段階で困難であるというならば、その実施時期を具体的に明示すべきではありませんか。一体何年先のことになるのか、漠として不透明な事柄が、どうして修正案と称してまかり通るのか、全く理解に苦しむところであります。

るであります。

以上、私は、給付水準を引き上げつつ医療効果をも高めるといふ医療保障の基本的な観点に立つて、原案並びに修正案に反対する理由を申し上げました。

どうか、政府・自由民主党におかれては、今国会も余すところ二十七日となりましたが、いまだ深く反省して、我々とともに本法を廃案とする歴史的決断をするよう強く求めて、私の反対討論を終わる次第であります。(拍手)

○有馬委員長 橋本文彦君。

○橋本(文)委員 私は、公明党・国民会議を代表して、健康保険法等の一部を改正する法律案並びに修正案に反対して、反対の立場から討論を行います。

今日、健康保険制度を取り巻く現況は極めて厳しいものがあり、現行制度のままでは今後永続的に対応できるとは考えられません。しかし、今回の改革案は、予算のマイナスイニングに押し切られた形で、医療関係予算をどう削減するかという視点から提案された露出削減策である。

ところが、近年、国民医療費の伸び率は鈍化傾向にあり、現在、政管健保財政は黒字基調となっておりあります。したがって、今回の改正は、国民の生活と健康を確保することを考慮することなく、あくまで財政的見地からのみの対策であったと言わざるを得ないのであります。

また、改革案が、国民に医療費のコスト意識を持たせることを意図しているのであれば、一律一割負担という乱暴な手法によらず、かねてから我が党が主張しているように、医療費通知制度、医療費の領収書発行などの徹底で、その目的は十分に達成できるはずであります。よって、国民に不安と混乱をもたらすような制度改革は何ら必要なく、性急に自己負担導入を図る根拠は極めて薄いのであります。

第三に、現行制度の制度間における給付格差であります。仮に被保険者本人の十割給付を見直すとするならば、少なくとも家族の九割給付こそが

大前提でなければなりません。健保本人と家族の給付に格差をつけねばならない理由はなく、これらの矛盾解決のめどのない改革案は到底認めることができないのであります。

第四に、診療報酬支払いについて指摘するならば、出来高払い方式は、医療供給や医学の進歩発展に寄与する反面、薬づけ、検査づけ等の過剰濃厚診療、また乱診乱療あるいは不正請求を生ずる欠陥があることも事実であります。この出来高払い制を今後とも維持する以上、薬づけ、検査づけ等に徹底したメスを入れ、国民の医療に対する信頼を回復しなければならぬ。しかし、政府案の医療費適正化はかけ声だけで、何らの実効性のないのは問題であります。

第五に、本法案に対する修正案についても、大幅負担を招く二割負担導入の構想が撤回されていない、また健保制度の統合一元化の時期についても明示されていない、このような内容では認めるわけにはいかないのであります。

第六に、高額療養費の問題であります。従来から改善が要求され、国民の最大関心事であったいわゆる暦月一人一レセプト方式の改革が全く見送られているのであります。低所得者や重症・長期入院患者ほど負担が重く、高額療養費限度額の掘え置きだけでは極めて不十分と言わざるを得ません。

第七に、退職者医療制度についてであります。制度創設自体は我が党も一貫して早期実現を要求してきたもので異論はありませんが、財政調整の名をかり、取りやすいつとところから取るという財源対策の問題があります。制度創設の責任の上から、応分の国庫負担が当然であると考えられるのであります。

さらに、退職者医療創設に名をかり、国民健康保険被保険者及び家族の七割給付を据え置いたまま、国保に対する国庫補助、退職者医療を含め四千二百三十億円も大幅減額することは到底認めるところではありません。被保険者のうち、退職者に対する八割給付の引き上げは一応了とするも、国保内

に格差を新たにつくることは、これまた遺憾と言わなければなりません。格差解消を強く要求するものであります。

以上、今回の健保改正案は、国民の福祉向上あるいは国民の健康と生命を守るに値しない法案であり、断じて賛成できるものではありません。したがって、政府原案、同修正案に対し、いずれも反対することを表明し、反対討論を終わります。(拍手)

○有馬委員長 塩田晋君。

○塩田委員 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となつております健康保険法等の一部を改正する法律案について、修正案並びに修正部分を除く原案に対し、反対の討論を行うものであります。

私が反対する第一の理由は、今回の改正案が、財政調整のつじつま合わせのため、一番弱い立場にある患者に大幅な負担の強化を求めていることとあります。

なぜ六千二百億円の国庫負担を削減せねばならないのか。それは、マイナス一〇％シーリング設定のもとに、厚生省予算の無理な編成をしようとしたためであり、国民の命と健康を守る国民医療と、健保財政自体の要請から出たものでは決してないと言えらるものであります。

政管健保も、昭和五十六年度以降は黒字に転じ、昭和四十六年度以降の累積赤字一千二百九十億も解消され、ことしに入り保険料の引き下げさを行えるほど、健全化の方向に向かつています。したがって、昭和二年の制度発足以来今日まで維持されてきた、本人給付率原則十割を削減する必然性は全くありません。

政府は、ことし四月末、我が党の強い要求によつて、医療保障改革の中長期ビジョンを示しましたが、それは医療問題の課題を羅列し、具体的改革ビジョンを示さず、福祉向上という国民の切実な要求を無視しているものであります。自民党修正案はこの延長線上のものであり、それは到底容認できないものであります。

第二は、本人給付率を九割ないし八割に引き上げることは、重症患者ほど重い負担を求めることとなり、医療保険の原則に逆行するものであります。一家の働き手であるサラリーマン、勤労者本人が重症で長期入院した場合は、家計が大きく破綻することが危惧されます。しかも、現行償還払い制度のもとでは、月に数百万、数十万といった多額の治療費を一たん支払わなければならないケースも出て、その資金の捻出に家族が途方に暮れる社会問題を引き起こすことは必至であります。

第三の反対理由は、高額療養費制度の抜本改正を怠つたこととあります。現行制度は、同一医療機関ごと、同一月ごと、受診者ごとになつていて、異なつた医療機関で五万円ずつ計十万円の負担をしても、同制度の対象とならないこと、また家族二人が各五万円の負担で計十万円を負担しても、制度の対象外になることなど極めて不合理な制度となつております。我が党は、個人単位を家族単位に、暦月単位を三十日単位に改めること、また無利子の融資制度の導入等を強く要求してきたのでございますが、政府がこの要求にこたえないことに強い不満を抱くものであります。

さらに、血友病等長期高額医療費を要する難病についての患者負担の軽減に努めていただきたいのであります。

第四は、退職者医療制度の創設に当たつて、国庫負担の導入を見送つたこととあります。我が党は、本制度を提唱してまいりましたので、その創設について評価するものの、国庫負担なしの制度は認めるわけにはいかないものであります。

私は、最後に、医療保険制度の一元化を図るため、昭和六十五年をめぐりに、給付水準の統一と負担の公平化の措置を計画的に実施することを強く要請いたします。

また、予防からリハビリテーションに至る一貫した包括医療制度の確立、従来から指摘している差額ベッド料や付添看護料といった不当な保険外負担の解消とともに、僻地医療の解消、救急医療

の改革を図るべきであります。

医師、歯科医師、薬剤師を始め、柔道整復士、歯科技工師、レントゲン技師等の適正水準を、今後の医療需要の動向を踏まえて確保するようその養成対策を見直すとともに、看護婦、保健婦その他、医療関係従事者の計画的な養成確保を図られたいのであります。

さらに、家庭医の制度化等プライマリケアの充実を図り、病院経営の安定、ナースینگホームなど中間施設の整備、医療機関と福祉施設との有機的連携など、いつでも、どこでも、だれもが最良の医療を受けられる体制の確立とあわせて、医薬分業の推進、技術重視の診療報酬体系の確立、不正請求や過剰請求の解消及びレセプト審査の充実など医療費のむだをなくするため、政府が全力を尽くして取り組んでいただきたいことを強調し、私の討論を終わります。(拍手)

○有馬委員長 田中美智子君。

○田中美智子委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、健康保険法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

私は、まず、本法案に対する採決が今行われようとしていることに強く抗議いたします。本法律案は、制度発足以来五十数年にわたつて堅持されてきた、本人十割給付の大原則を崩すなど、国民生活にとつてゆゆしき重大問題を含んだ法案です。それゆゑに、本委員会での審議は、慎重の上にも慎重を期して行われなければならないものです。ところが、連合審査の与党単独議決、議事進行動議の提出など、異常事態の繰り返しによつて、十分な審議も尽くされないうまま採決しようとしてゐるからです。

次に、本法案に反対する理由です。本法案の本質は、軍備拡張、大企業奉仕の臨調路線の具体化であり、本年度六千二百億円の国庫負担の削減を図り、これを患者と国民の負担増として押しつけることにあります。これが反対理由の第一です。

反対理由の第二は、健康保険本人の十割給付の

原則を崩したことです。この結果、一家の働き手である健保本人に多額の自己負担が強いられ、直接国民の家計に打撃を与えるばかりでなく、健保本人の受診抑制をもたらし、疾病の重症化を来す危険すらはらんでいます。さらに、家族や国保を十割給付に近づける道が閉ざされることはもちろん、全体の給付率が引き下げられることにもなります。

第三に、退職者医療制度の創設を理由に、国保に対する国庫補助を大幅に削減したことです。今でさえ赤字の市町村国保の財政は一層厳しくなり、必ずや保険料の引き上げにつながざるを得ない状態をつくり出すことになりす。さらに、市町村国保や国保組合が実施している上積み給付に対してベナルティを課すことは、地方自治の権限を侵すことにもなります。

退職者医療制度について、共産党・革新共同は、かねてから本制度の創設を要求してきました。しかし、本法律案で創設される退職者医療制度は、国保に対する国庫補助削減が目的であり、その結果、費用はすべて現役労働者に課せられていきます。政府は、本制度を被用者保険制度として整理したと述べていますが、被用者保険制度の大原則は、国と事業主と労働者の三者によつて費用を賄ふこととなつています。ところが、本制度には国庫補助は一円も支出されず、制度発足によつて事業主の新たな負担はゼロで、負担は専ら給付の切り下げによる患者の負担増で賄われるものです。社会保険原理からも逸脱する重大な内容となつてゐると言わざるを得ません。

第四に、特定療養費制度が導入されることです。これは、近い将来必ず自由診療を拡大させる道を開き、公的医療保険制度の地位を下落させ、患者の支払い能力によつて医療に質的な差が出てくるという、医療制度の大改悪をもたらしかねません。これは憲法第二十五条にうたわれている社会保障理念の根本を否認するものです。

第五に、保険医療機関に対する監査、再指定の条件の強化は、萎縮診療、医療内容の規制につな

がり、医療の質の低下や無気力診療を生み出すことになり得ます。これはとりもなおさず、ほとんどの国民にとって十分な医療が受けられなくなることを意味するものです。

最後に、日雇健保の赤字をそっくり政管健保にかぶせるものになっていることです。

以上が反対の主な理由であります。

なお、修正案は、これまで述べた本法律案の基本的な問題には何ら触れられておらず、検討に値するものではありません。当然反対です。

政府は、請願や地方議会決議に示された国民の反対の声を真摯に耳を傾け、本法案を撤回するよう要求して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○有馬委員長 菅直人君。

○菅委員 私、社会民主連合を代表して、政府提案の健康保険法等の一部を改正する法律案並びに自由民主党・新自由国民連合提出の修正案について、反対の立場から討論を行います。

今回の健保法の改正案は、そもそも、厚生省予算をマイナスイメージで組むため、財政上のつじつま合わせをするために考え出されて提案をされたものであり、真に医療保険制度の将来のあり方を考えて提案されたものではありせん。

私は、富士見産婦人科病院や宇都宮病院に見られるような乱診乱療によるむだを省くなど、医療資源を効率的に利用することはぜひ必要だと考えています。また、こうした努力によって医療費の伸びをGNPの伸びの範囲程度に抑え、国民の負担を過大にしないようにするという考え方は理解できるところであります。しかし、GNPの伸び以下に抑えるという目標については、今回の改正の有無にかかわらず、来年度はほぼ達成が予定されております。

今回の改正の内容は、むだな医療費を抑えるというよりは、国保への国庫支出をカットして、その分を個人負担に振りかえるというものであって、その意味では、行革の名にも値しないものであるということを言わざるを得ません。

厚生省は、法案提出後いわず中長期ビジョン

なるものを発表し、今回の改正を給付の公平化の一環と位置づけてきました。確かに給付と負担の公平化は社会保障の考え方から十分理解できるものであります。しかし、公平化と言う以上は、それはどこをなすというところであるはずであるのに対して、今回の改正案は、サラリーマン本人に一部の自己負担を導入するという給付の切り下げのみを実施し、国保やサラリーマン家族の給付の引き上げは行われないことになっております。

自民党提出の修正案では、六十一年度以降の二割自己負担導入は国会承認が必要とされたものの、根本的には撤回をされておらず、国保やサラリーマン家族の給付の引き上げは将来のこととされ、時期は相変わらず不明確のままです。

今回の改正の大きな柱の一つである退職者医療制度については、退職者を被用者保険で面倒を見ようという方向には理解できる点もあります。しかし、今回の改正案で提案された退職者医療制度は、国保への補助金カットと被用者保険に導入した本人自己負担との間の橋渡し役とするため、無理な形で導入したものであって、そのため財政的には被用者保険が受け持ち、実施は地域保険である国保となっており、被保険者の予防や効率的運営を実現する上での責任が不明確であり、余りにも矛盾が多いと言わざるを得ません。

さらに、今日、医療費関係の国庫補助の大半が投じられている国保については、昨年創設の老人保健制度や退職者医療制度によって、被用者保険へ負担を肩がわりさせることを進めることとしていますが、国保それ自体の努力を促進するような方策は何も示されず、国保の将来像も明確にされていません。

このように、今回の健保法改正案、そして自民党提出の修正案は、社会保障水準を切り下げられるものであり、これを突破口にさらなる切り下げも心配され、医療保険制度の将来に大きな不安を覚えるものであり、断じて認めることはできません。

以上のような理由から、政府原案にはもちろん、自民党・新自由国民連合提出の修正案にも強く反対であることを重ねて申し上げ、私の討論を終わります。(拍手)

○有馬委員長 これにて討論は終局いたしました。

○有馬委員長 これより健康保険法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、橋本龍太郎外四名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○有馬委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○有馬委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○有馬委員長 この際、稲垣実男君外四名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び社会民主連合五派共同提案に係る、本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。村山富市君。

○村山(富)委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び社会民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 高額療養費支給制度については、高額な医療費負担による家計への影響を緩和するため、家計の負担能力に適切に対応した仕組みとなるよう所要の改善を図るとともに、血友病等長期高額医療費の疾病については、患者負担の軽減等に努めること。また、融資制度の導入・活用等、現行給付方式の改善を図るよう配慮すること。

二 国民健康保険の運営については、退職者医療制度の創設に伴う国庫補助の引下げ及び国庫補助基準の変更により安定的な事業運営が損なわれることのないよう配慮すること。

三 退職者医療制度の運営に当たっては、被用者保険の負担が過重とならないよう適切な配慮を行うとともに、市町村においては国民健康保険事業の運営について一層の経営努力を行うこと。

四 日雇労働者の健康保険については、政府管掌健康保険の健全な運営に支障をきたすことのないよう適切な配慮をするとともに、日雇労働者の就労の特性に配慮しつつ、一般の被保険者との均衡に欠けることのないよう留意すること。

五 特定療養費制度の運用に当たっては、自由診療の大幅な拡大や保険診療の後退をもたらすことのないよう細心の配慮をもって運用し、高度医療についても、適正な保険医療の確保を図ること。

また、従来から指摘している差額ベッド等に見られる不当な保険外負担について、一層の適正化を図ること。特に、私立医科大学における問題の解決を図ること。

六 診療報酬については、技術重視の診療報酬体系を確立し、その合理化を図ること。また、家庭医の特性に応じた診療報酬について検討すること。

七 薬価基準の適正化、医療機関に対する指導

- 監査の徹底、医療費通知の充実等の医療費適正化対策を積極的に推進することにより、不適切な医療を排除し、医療費及び医療内容の適正化を図ること。
- 八 診療報酬支払基金等におけるレセプト審査のコンピュータ化の推進等、支払審査事務全般にわたる合理化を推進すること。
- 九 医療分業については、その基盤づくりを努めるとともに、分業実現に向けて具体的計画の策定に努めること。
- 十 成人病の予防その他国民のライフサイクルに応じた健康づくり対策の積極的推進を図るため、保健所及び市町村の保健活動の強化に努めること。
- 十一 地域医療の確保のため、へき地等における関係従事者及び関係施設の確保に努めるとともに、家庭医の確保を認める等プライマリ・ケアについてはその制度化を含めた充実を図り、地域の実情に即した医療供給体制の体系的整備を推進すること。
- 十二 医師、歯科医師、薬剤師及びその他の医療従事者については、今後の医療需要の動向等を踏まえて、養成確保対策を見直すこととし、適正な水準を確保すること。
- 十三 医療機関における健全かつ安定的な経営の確保のため、経営基盤及びその環境の条件整備に努めることとし、医療経営が薬価差益に依存することのないよう関連制度の改善に努めること。
- 十四 保険財政の状況等を勘案し分岐費等現金給付の改善を図るとともに、傷病手当金と障害年金等との併給調整について検討すること。
- 十五 退職者の任意継続加入者の保険料納入方法に関し、前納制の導入について検討すること。
- 以上であります。
- 何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○有馬委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

稲垣実男君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○有馬委員長 起立多数。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡部厚生大臣。

○渡部国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしましたので、努力いたす所存でございます。

○有馬委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○有馬委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○有馬委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

内閣提出、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案及び多賀谷眞穂君外七名提出、男女雇用平等法案の両案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○有馬委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○有馬委員長 次に、内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案、社会福祉・医療事業団法案及び国民年金法等の一部を改正する法律案の各案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。渡部厚生大臣。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

社会福祉・医療事業団法案

国民年金法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○渡部国務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、その置かれた状況にかんがみ、年金の支給を初め各種の援護措置を講じ、福祉の増進に努めてきたところであり、今回、年金等の支給額を引き上げるほか、国債の最終償還を終えた戦傷病者等の妻に対して引き続き特別給付金を支給することとし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。これは、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて引き上げるとともに、併発死に係る遺族年金等について遺族加算を行うものであります。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正

であります。これは、未帰還者の留守家族に支給される留守家族手当の月額を遺族年金に準じて引き上げるものであります。

第三は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。これは、昭和五十四年に特別給付金として交付された国債の最終償還を終えた戦傷病者等の妻に対し、引き続き特別給付金として、二万円、二年償還の無利子の国債を支給するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました身体障害者福祉法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和五十六年の国際障害者年を契機として、国民各層において障害者問題に対する関心と理解が深まり、身体障害者福祉の理念が広く定着してまいりました。このような状況を踏まえ、身体障害者福祉対策の一層の推進を図るため、身体障害者の範囲を拡大するとともに、身体障害者更生援護施設に関する規定の整備等の所要の改正を行うこととし、この法律案を提案した次第であります。

以下、この法律案の内容の概略について御説明申し上げます。

第一は、身体障害者福祉の理念に関する規定の整備であります。近年高まりつつある「完全参加と平等」という国際障害者年の理念を身体障害者福祉法に盛り込むことといたしました。すなわち、すべての身体障害者はあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものであることを法律上明らかにすることといたしております。

第二は、身体障害者の範囲の拡大であります。すなわち、障害の多様化、複雑化等に的確に対処するため、身体障害者の範囲を従来法で定めているもののほか、新たに政令で定めることができるようにすることとしております。政令において、人工肛門、人工膀胱の造設者等の排せつ機能

障害を有する者で、日常生活に著しい制限を受けるものを定める予定にしております。

第三は、身体障害者更生施設に関する規定の整備であります。まず、現在障害別に規定されている肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、聾啞者更生施設、内部障害者更生施設を身体障害者更生施設として統合し、身体障害者のニーズに即応できるよう施設運営の弾力化を図ることとしております。

次に、身体障害者が、地域社会で自立した生活を営むことができるよう居室その他の設備に配慮するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する小規模な生活施設として、新たに、身体障害者福祉ホームを設けることとしております。

また、身体障害者の地域福祉対策の中核である身体障害者福祉センターを新たに法に規定することとしております。

第四は、身体障害者更生相談所の機能の充実であります。身体障害者更生相談所は、地域リハビリテーションの中枢機関として、その機能の強化と活性化が望まれているところであり、このため、専門的な相談に応ずること等をその業務に加えることとしております。

第五は、身体障害者更生支援施設における費用徴収に関する規定の整備であります。すなわち、障害者の所得保障の充実等を踏まえ、施設利用に関する費用徴収規定を設け、費用負担の合理化を図ることとしております。

なお、この法律の施行は、本年十月からとしておりますが、施設の利用に対する費用徴収に関する改正については、障害者の所得保障制度の確立する昭和六十一年四月からとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。次に、ただいま議題となりました社会福祉・医療事業団法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

医療の普及及び向上を図るため、昭和二十九年に社会福祉事業振興会を、また、昭和三十三年に医療金融公庫を設立し、融資等の業務を行っているところであります。

両法人の果たしてきた役割は大変大きなものがありますが、近年、社会経済の状況は大幅に変化してきており、とりわけ社会福祉・医療を取り巻く環境の変化は極めて著しく、高齢化社会の到来を間近に控えて時代の変化に対応した新しい観点から社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図っていくことが大きな課題となっております。

政府といたしましては、昨年三月の臨時行政調査会の最終答申を踏まえ、特殊法人の整理合理化を図るとともに、このような要請に適切に対応するため、社会福祉事業振興会と医療金融公庫を統合し、社会福祉・医療事業団とする必要があると考え、この法律案を提案することとした次第であります。

以下、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、社会福祉・医療事業団は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要資金の融通等を行い、もって社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とするものであります。

第二に、社会福祉・医療事業団は、法人といたしますとともに、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事二人以内を置くものとしております。なお、役員数につきましては、行政改革の趣旨に沿って統合前より縮減しております。

また、法人運営の適正を期するため、理事長の諮問機関として評議員会を置くこととし、業務の運営に関する重要事項を調査審議するほか、理事長に意見を述べるができるものとしております。

第三に社会福祉・医療事業団の業務につきましては、従前から、社会福祉事業振興会が行っておりました社会福祉事業施設の設置等に必要資金

の融通その他社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施に関する業務を行うほか、病院、診療所等の設置等に必要資金の融通、社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導等の業務を行うこととしております。そのほか、社会福祉・医療事業団の財務、会計、厚生大臣の監督等につきまして、所要の規定を設けることとしてしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題になりました国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

我が国の公的年金制度は、国民皆年金体制のもとで着実な発展を遂げ、社会保障の中心的な制度として国民生活において重要な役割を占めるに至っております。しかしながら、近時、我が国の社会経済は、人口構造の高齢化の進行、産業構造・就業構造の変化等により大きく変動しつつあります。これに伴い、年金制度のよって立つ基盤そのものにも重大な変化が生じております。

年金制度は、国民が安心して老後生活を営んでいく上で最も重要な柱であり、このような社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、長期的に安定した制度運営が維持されなければなりません。とりわけ、我が国社会が高齢化のピークを迎える二十一世紀前半においても、健全で安定した年金制度の運営が図られるよう長期的展望に立った制度全般にわたる見直しが迫られております。

今回提出いたしました改正案は、このような趣旨にかんがみ、年金制度改革に関する各方面の御意見を踏まえつつ取りまとめたものであります。その主眼は、本格的な高齢化社会の到来に備え、公的年金制度の長期的な安定と整合性ある発展を図るため、国民共通の基礎年金を導入するとともに、給付と負担の均衡を長期的に確保するた

めの措置を計画的に講ずることであり、

こうした見地に立つて、今回の改正案においては、まずその第一段階として、国民年金、厚生年金保険及び船員保険の再編成を図る等所要の改正を行うこととしております。

また、基礎年金の導入に伴い、障害者の所得保障の大幅な改善を図ることとしております。具体的には、二十歳前に生じた障害につきましても基礎年金を支給することとするともに、成人障害者が自立生活を営む基盤を形成する観点から、特別児童扶養手当等の支給に関する法律を改正し、二十歳以上の在宅の重度障害者に対し、新たに特別障害者手当を支給することとしたしております。

さらに、昨今の社会経済情勢にかんがみ、昭和五十九年度において年金額等の改定を実施することとし、そのための規定の整備を行うこととしております。

以上が改正案の主な内容でございますが、以下、改正案の具体的内容につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、基礎年金の導入等年金制度の基本的な改正の内容について申し上げます。

第一点は、制度体系の再編成であります。基本的には社会保険方式を維持し、現行制度の独自性を尊重しながら、一方で国民共通の基礎年金給付を導入することにより、公的年金制度全体の整合性を確保することを目指しております。このために、国民年金制度を基礎年金を支給する制度として位置づけ国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者にも拡大することとしております。基礎年金の給付は、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の三種類としております。

一方、厚生年金保険制度は、原則として基礎年金に上乗せする報酬比例の給付としての老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金を支給する制度に改めることとしており、この結果、いわゆる二階建ての年金体系となるわけであり、ま

第三点は、婦人の年金権の確立であります。被用者の妻につきましても国民年金を適用することとしたしますので、改正後は、夫、妻それぞれに基礎年金が支給されることとなります。これにより、従来からの課題であった單身世帯と夫婦世帯

年かけて段階的に行うなど、それぞれ所要の経過措置を講ずることとしております。

第五点は、費用負担についてであります。

基礎年金の給付に要する費用は、国民年金の保険料、厚生年金保険の拠出金及び国庫負担で賄う

次に厚生年金保険については、常時従業員を使用する法人の事業所または事務所について、段階的にその適用事業所とすることとしております。さらに、標準報酬については、六万八千円から四十七万円までの三十一等級に改めることとし

その他、二十歳未満の重度障害児については従来どおり福祉手当を支給することとしております。また、二十歳以上の従来福祉手当受給資格者については、所要の経過措置を講ずることとしております。

以上の改正については、昭和六十一年四月一日から実施することといたしております。

最後に、昭和五十九年度におきます年金額等の改正について申し上げます。

まず、拠出制年金につきましては、公務員給与の改定及びこれに連動した共済年金の額の改定等を考慮し、昭和五十九年度において、特例スライドを実施することとしております。改定率は、共済年金と同じく二%であり、また、実施時期は、厚生年金保険、船員保険については四月、国民年金については五月としております。なお、昭和五十七、五十八両年度の物価上昇率のうち、今回実施の二%分を控除した部分については、次回スライドの際、あわせて引き上げる扱いとしております。

福祉年金につきましては、拠出制年金の改善にあわせて年金額の改定をすることとしており、老齢福祉年金で申し上げますと、月額二万五千円を月額二万五千六百円に引き上げることとしております。実施時期については、本年六月といたしております。

また、特別児童扶養手当の額につきましては、福祉年金に準じて、本年六月から改定を行うこととしており、福祉手当の額につきましても、本年六月より所要の改定を行うこととしております。以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○有馬委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。各案に対する質疑は後日に譲ります。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時散会

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

健康保険法等の一部を改正する法律案の一部を

次のように修正する。

第一条のうち第十一条ノ二の改正規定の次に次のように加える。

第二十一条第一号に次のただし書を加える。

但シ次号ニ該当スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一条第一号の次に次の一号を加える。

一ノ二 五十五歳ニ達シタル後六十歳ニ達スル前ニ被保険者ト為リタル者ガ六十歳ニ達シタルトキ（其ノ者ガ六十歳ニ達スル前ニシテ被保険者ノ資格ナカリセバ国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第

八条の二ニ規定スル退職被保険者ト為ルベキトキハ其ノトキ）但シ被保険者ト為リタル日ヨリ起算シテ二年ヲ経過セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一条のうち第四十三条ノ五第二項の改正規定中「を加える」を「を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項又ハ第二項」に改め、同項の次に次の一項を加える」に改め、第四十三条ノ六第二項の改正規定の次に次のように加える。

都道府県知事保険医又ハ保険薬剤師ノ登録ヲ拒ムニハ地方社会保険医療協議会ノ議ニ依ルコトヲ要ス

第一条のうち第四十三条ノ八第一項の改正規定中「次条」を「第四十三条ノ九」に改める。

第一条のうち第四十三条ノ十第一項の改正規定の前に次のように加える。

第四十三条ノ八の次に次の一条を加える。

第四十三条ノ八ノ二 前条第一項ノ規定ニ依リ一部負担金ヲ支払フ場合ニ於テハ当該一部負担金ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス

第一条のうち第四十三条ノ十四第一項の改正規定の次に次のように加える。

第四十三条ノ十五中「登録」の下に「拒ミ若ハ其ノ登録」を加える。

第一条のうち第四十四条を第四十四条ノ一とし、同条の前に一条を加える改正規定のうち第四

十四条第十二項中「第四十三条ノ八」の下に「第四十三条ノ八ノ二」を加え、同条に次の一項を加える。

第四十三条ノ八ノ二ノ規定ハ第三項ノ場合ニ於テ第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シテ準用ス

第一条のうち第五十九条ノ二第七項の改正規定中「に改める」を「に改め、同条に次の一項を加える」に改め、第五十九条ノ二の改正規定の前に次のように加える。

第四十三条ノ八ノ二ノ規定ハ第四項ノ場合ニ於テ療養ニ付第二項各号ノ区分ニ従ヒ第三項ノ規定に依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シテ準用ス

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第六十九条の十二第二項第三号を次のように改める。

三 健康保険印紙をはり付けるべき余白のある日雇特例被保険者手帳を継続して一年以上（月の初日に日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者にあつては、一年を超えて）所持しており、かつ、療養の給付等開始日から五年を経過していないこと（前二号に該当する場合を除く。）

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第六十九条の十二第三項中「前項各号のいずれか」を「前項第一号又は第三号」に改め、「又は既に発行した受給資格者票」を削り、「ときは」の下に「これを確認したことを表示した受給資格者票を発行し、又は既に発行した」を加える。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第六十九条の十四第二項中「又は第六十九条の二十六第六項の特別療養費受給票の交付（以下この項において「確認等」という。）」を削り、「その確認等」を「その確認」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第六十九条の十五第二項第一号中「合算額の百分の一」及び同項第二号中「合算額の三分の一」を「各月ごとの合算額のうち最大のものの五十分の一」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第六十九条の十六第二項第一号中「合算額の二分の一」及び同項第二号中「合算額の六分の一」を「各月ごとの合算額のうち最大のものの」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第六十九条の十七第二項中「合計額が最大となるように二月を選んだ場合における当該合計額」を「うち最大のものの」に、「二分の一」を「四分の一」に、「二分の一」を「二分の一」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第六十九条の十八第二項中「二分の百分の一」を「一月分の五十分の一」に改める。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第六十九条の二十六第六項第一項中「老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。」及び「（同法の規定による医療を受けることができる者を除く。）」を削り、「又は特定療養費若しくは家族療養費の支給」を「若しくは特定療養費若しくは家族療養費の支給又は老人保健法の規定による医療」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第六十九条の十四の規定は、特別療養費の支給に準用する。この場合において、同条第二項中「第六十九条の十二第三項に規定する確認」及び「その確認」とあるのは「特別療養費受給票の交付」と読み替えるものとする。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定

定のうち第六十九条の三十第五項中「昭和三十三年法律第九十二号」を削る。

第一条のうち第四章の次に一章を加える改正規定のうち第六十九条の三十一の表の上欄中「第四十三条ノ七」の下に、「第四十三条ノ八ノ二」を加える。

第一条のうち附則第五條第一項の改正規定中「退職者給付拠出金及日雇拠出金」を「日雇拠出金及退職者給付拠出金」に改める。

第一条のうち附則第八條第一項の改正規定の次に次のように加える。

附則に次の二条を加える。

第九條 命令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スルモノトシテ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル健康保険組合（以下本条ニ於テ特定健康保険組合ト称ス）ノ組合員タル被保険者タリシ者ニシテ国民健康保険法第八條の二第一項ニ規定スル退職被保険者タルベキモノノ中該特定健康保険組合ノ規約ヲ以テ定ムルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該特定健康保険組合ノ被保険者タラントスル申請ヲ為ストキハ当該特定健康保険組合ノ被保険者（以下本条ニ於テ特例退職被保険者ト称ス）ト為ルコトヲ得但シ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タルトキハ此ノ限ニ在ラス

特例退職被保険者ハ同時ニ二以上ノ被保険者（国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法及私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）ノ規定ニ依ル組合ヲ含ム）ノ被保険者タルコトヲ得ズ

特例退職被保険者ハ当該申請が受理セラレタル日より其ノ資格ヲ取得ス

特例退職被保険者ノ標準報酬ニ付テハ第三條ノ規定ニ拘ラズ当該特定健康保険組合ノ管掌スル前年ノ十月三十一日ニ於ケル特例退職被保険者以外ノ全被保険者ノ同月ノ標準報酬月額ヲ平均シタル額ノ二分ノ一ニ相当スル額ノ範囲内ニ於テ規約ヲ以テ定メタル額トス

第四十五條ノ規定ニ拘ラズ特例退職被保険者

ニハ傷病手当金ハ之ヲ支給セズ

特例退職被保険者ハ第二十一條（第一号ノ二及第三号ヲ除ク）、第二十一條ノ二、第三十五條第二項、第五十五條第二項、第七十一條ノ二ノ二第一項、第七十二條、第七十七條、第七十九條第一項及附則第五條第一項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルコトヲセラルタル附則第三條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ト看做ス此ノ場合ニ於テ第二十一條第一号中「被保険者ト為リタル日より起算シ二年ヲ経過シタル」トアルハ「老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル」トス

第十條 被保険者ヲ使用スル事業主（健康保険組合ノ組織セラレタル事業所ノ事業主ヲ除ク）及当該被保険者ヲ以テ組織スル法人其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムルモノニシテ政令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スルモノニシテ社会保険庁長官ノ承認ヲ受ケタルモノ（以下承認法人等ト称ス）ハ当該被保険者ノ療養ニ関シ保険給付アリタル場合ニ於テ第四十三條ノ八第一項ノ規定ニ依リ当該被保険者ノ支払ヒタル一部負担金ニ相当スル額ノ範囲内ニ於テ当該被保険者ニ対シ給付ヲ為スコトヲ得

承認法人等ハ前項ノ給付ニ要スル費用ニ充ツル為メ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ事業主又ハ被保険者ヨリ費用ヲ徴収スルコトヲ得

承認法人等ノ事業ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条のうち第五條第一項の改正規定中「特定療養費」を「下」に、「配偶者分擔費」の下に「配偶者育児手当金」を加える。

第二条のうち第九條ノ三第二項の改正規定の次に次のように加える。

第十九條ノ四第一号に次のただし書を加える。

但シ次号ニ該当スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第一類第七号

社会労働委員会議録第二十四号

昭和五十九年七月十二日

一ノ二 五十五條ニ達シタル後六十歳ニ達スル前ニ被保険者ト為リタル者ガ六十歳ニ達シタルトキ（其ノ者ガ六十歳ニ達スル前ニシテ被保険者ノ資格ナカリセバ国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八條の二ニ規定スル退職被保険者ト為ルベキトキハ其ノトキ）但シ被保険者ト為リタル日より起算シ二年ヲ経過セザルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二条のうち第二十八條ノ三第三項及び第四項を削る改正規定中「を削る」を「を削り、同条の次に次の一条を加える」に改め、第二十八條ノ六第二項の改正規定の次に次のように加える。

第二十八條ノ三ノ二 前条第一項ノ規定ニ依リ一部負担金ヲ支払フ場合ニ於テハ当該一部負担金ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス

第二十八條ノ四第一項中「前条」を「第二十八條ノ三」に改める。

第二条のうち第二十九條を第二十九條ノ二とし、同条の前に一条を加える改正規定のうち第二十九條に次の一項を加える。

第二十八條ノ三ノ二ノ規定ハ第四項ノ場合ニ於テ第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定メル例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス

第一条のうち第三十一條ノ二第七項の改正規定中「に改める」を「に改め、同条に次の一項を加える」に改め、第三十一條ノ三第一項の改正規定の次に次のように加える。

第二十八條ノ三ノ二ノ規定ハ第五項ノ場合ニ於テ療養ニ付第三項各号ノ区分ニ從ヒ第四項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ

当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス

第二条のうち附則第二十項の改正規定の次に次のように加える。

附則に次の三項を加える。

被保険者ヲ使用スル船舶所有者及当該被保険者ヲ以テ組織スル法人其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムルモノニシテ政令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スルモノニシテ社会保険庁長官ノ承認ヲ受ケタルモノ（以下承認法人等ト称ス）ハ当該被保険者ノ療養ニ関シ保険給付アリタル場合ニ於テ第二十八條ノ三第一項ノ規定ニ依リ当該被保険者ノ支払ヒタル一部負担金ニ相当スル額ノ範囲内ニ於テ当該被保険者ニ対シ給付ヲ為スコトヲ得

承認法人等ハ前項ノ給付ニ要スル費用ニ充ツル為メ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ船舶所有者又ハ被保険者ヨリ費用ヲ徴収スルコトヲ得

承認法人等ノ事業ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条のうち第三十九條第四項の改正規定中「を加える」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える」に改め、第四十二條第一項の改正規定の前に次のように加える。

5 都道府県知事は、前項の規定により国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録を拒み、又はその登録があつたものとみなさないこととするには、地方社会保険医療協議会の議によらなければならない。

第三條のうち第四十二條第一項の改正規定の次に次のように加える。

れを切り捨て、五十以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

第四十三条中「前条」を「第四十二條」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前条の規定は、第二項の場合における一部負担金の支払について準用する。

第四十四条第一項中「前二條」を「第四十二條又は前條」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第四十二條の二の規定は、第二項の場合における一部負担金の支払について準用する。

第三條のうち第五十條第一項の改正規定の次に次のように加える。

第五十一條第二項中「国民健康保険薬剤師の下に」を「登録を拒み、若しくはその登録があつたものとみなさないこととし、又はその」を加える。

第三條のうち第五十三條の改正規定のうち同条第一項中「付属施設」を「附属施設」に改め、第五十四條の改正規定の次に次のように加える。

12 第四十二條の二の規定は、第三項の場合において第二項に規定する健康保険法第四十四條第二項の規定による厚生大臣の定めの場合により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から当該療養に要した費用について特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

第三條のうち第二百一十一條の次に一條を加える改正規定の次に次のように加える。

附則に次の五項を加える。

6 健康保険法附則第九條第一項に規定する健康保険の被保険者（次項から第九項までにおいて（特例退職被保険者）という。）及びその被扶養者（同一の世帯に属さない者を除く。以下同じ。）は、第八十一條の四の規定による当該年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額及び被用者保険等拠出対象額の見込額

額、第八十一條の五の規定による前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額及び被用者保険等拠出対象額並びに第八十一條の六の規定による前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の算定に当たっては、退職被保険者等とみなす。

7 健康保険法附則第九條第一項に規定する健康保険組合（次項及び第九項において「特定健康保険組合」という。）は、厚生省令で定めるところにより、基金に対し、各年度における特例退職被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付その他医療に関する給付に要した費用その他厚生省令で定める事項を通知しなければならぬ。

8 特定健康保険組合が納付する概算療養給付費拠出金の額は、第八十一條の四第一項の規定により算定した額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を控除した額とする。

一 当該特定健康保険組合が負担する特例退職被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付に要する費用の額の見込額から当該給付に係る一部負担金に相当する額の見込額を控除した額並びに特定療養費、療養費、高額療養費、家族療養費及び家族高額療養費の支給に要する費用の額の見込額の合算額

二 特例退職被保険者及びその被扶養者が退職被保険者等であり、かつ、これらの者からこれらの者を管掌する国民健康保険の退職被保険者等に係る平均の保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次項において同じ。）の額を徴収した場合における当該保険料の額の特例退職被保険者及びその被扶養者に係る合算額の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額

9 特定健康保険組合が納付する確定療養給付費拠出金の額は、第八十一條の五第一項の規

定により算定した額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を控除した額とする。

一 当該特定健康保険組合が負担した特例退職被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに特定療養費、療養費、高額療養費、家族療養費及び家族高額療養費の支給に要した費用の額の合算額

二 特例退職被保険者及びその被扶養者が退職被保険者等であり、かつ、これらの者からこれらの者を管掌する国民健康保険の退職被保険者等に係る平均の保険料の額を徴収した場合における当該保険料の額の当該特例退職被保険者及びその被扶養者に係る合算額として厚生省令で定めるところにより算定される額

10 第六項から前項までの規定は、国家公務員等共済組合法附則第十二條（私立学校教職員共済組合法第二十五條第一項において準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法附則第十八條に規定する特定共済組合並びに特例退職組合員及びその被扶養者について準用する。

第四條のうち第一條の改正規定中「に改める」を「に改め、療養の給付の下に」及びこれに相当する給付に係る医療」を加える」に改める。

附則第一條中「昭和五十九年七月一日」を「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」に、「同年十月一日から」を「昭和五十九年十月一日から、第一條中健康保険法附則に二條を加える改正規定、第二條中船員保険法附則に三項を加える改正規定、第三條中国民健康保険法附則に五項を加える改正規定、附則第四十五條中国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八號）附則第十二條の改正規定、附則第四十七條中地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百五十二號）附則第十七條の次に

一條を加える改正規定並びに附則第四十九條中私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五號）第二十五條第一項の改正規定及び同項の表の改正規定（第二百六條の五第二項の項に係る部分を除く。）は昭和六十年四月一日から、第二條中船員保険法第五十九條ノ三の改正規定は同年十月一日から」に改める。

附則第三條中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十一年四月一日以後の日で厚生大臣の告示する日」に改め、同条に次の三項を加える。

2 政府は、前項の厚生大臣の告示する日を定めるに当たっては、あらかじめ、国会の承認を得なければならない。

3 第一項の場合において、都道府県知事に届け出た保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際に支払う一部負担金の額は、新健康保険法第四十三條ノ八第一項（同項を準用し、又は同項の例による場合を含む。）の規定にかかわらず、当該給付について同法第四十三條ノ九第二項若しくは第三項、国家公務員等共済組合法第五十五條第五項（私立学校教職員共済組合法第二十五條第一項において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法第五十七條第五項の規定により算定した額が、千五百円以下であるときは百円、千五百円を超え二千五百円以下であるときは二百円、二千五百円を超え三千五百円以下であるときは三百円とする。

4 第一項の規定は、新健康保険法附則第九條第一項に規定する特例退職被保険者には、適用しない。

附則第四條中「昭和六十一年三月三十一日」を「前條第一項の厚生大臣の告示する日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、新健康保険法附則第九條第一項に規定する特例退職被保険者には、適用しない。

附則第十條第二項中「第二條の規定による改正前の第四條第一項の規定による」を「第二條ノ規定ニ依ル改正前ノ第四條第一項ノ規定ニ依ル」に改め、同条第三項中「第十六條第一項の規定による新船保法第三十四條第一項第二号に該当する者に

支給する老齢年金の支給の停止、厚生年金保険及び船員保険法第十九条の三第二項を「第十九条の三第二項に改め、第十六条第一項及び第十九条の三第二項並びに第十九条の三第一項及び」に改める。

附則第十二条中「昭和六十一年三月三十一日」を「附則第三条第一項の厚生大臣の告示する日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、都道府県知事に届け出た保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際に支払う一部負担金の額は、新船保法第二十八条ノ三第一項の規定にかかわらず、当該給付について同法第二十八条ノ四第二項又は第三項の規定により算定した額が、千五百円以下であるときは百円、千五百円を超え二千五百円以下であるときは二百円、二千五百円を超え三千五百円以下であるときは三百円とする。

附則第十三条中「昭和六十一年三月三十一日」を「附則第三条第一項の厚生大臣の告示する日」に改める。

附則第二十一条中「合算額の百分の一及び「合算額の三十分の一」を「合算額のうち最大のものの五十分の一」に、「二百分の百分の一」を「一百分の五十分の一」に改める。

附則第三十一条のうち第三条の改正規定中「に改め」を「に及」に改め、並に「附屬雑収入」に改める。

附則第三十一条のうち第十八条ノ八第三項の次に一項を加える改正規定中「（以下旧日厚健康勤定ト称ス）」を削る。

附則第三十一条のうち第十八条ノ九の次に一項を加える改正規定中「損失ノ」を「損失ニ相当スル」に改める。

附則第四十五条中「（昭和三十三年法律第二百二十八号）」を削る。

附則第四十五条のうち第五十五条に一項を加える改正規定中「次の一項を」を「次の二項を」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

附則第四十五条のうち第五十五条の次に一項を加える改正規定中第五十五条の二に次の一項を加える。

8 前条第七項の規定は、第四項の場合において第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

附則第四十五条のうち第五十七條第二項の次に一項を加える改正規定の次に次のように加える。

8 第五十五條第七項の規定は、第五項の場合において療養につき第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

附則第四十五条のうち第二百二十六条の五の改正規定を次のように改める。

第二百二十六条の五第二項中「拠出金」の下に「及び国民健康保険法の規定による拠出金」を加え、同条第四項第一号中「とき」の下に「（次号に該当するときは除く）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 五十五歳に達した後六十歳に達する前に任意継続組合員となつた者にあつては、六十歳に達したとき又は六十歳に達する前において任意継続組合員の資格を有しないものとしたならば国民健康保険法第八條の二第一項に規定する退職被保険者となるべき場合には当該退職被保険者となるべきとき（いずれのときにおいても、任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過していないときを除く。）。

第二百二十六条の五第四項第四号中「その他健康保険又は」を「健康保険の被保険者（健康保険法第六十九條の七に規定する日雇特別被保険者を除く。）及び」に改める。

附則第四十五条のうち附則第十四條の二第一項の改正規定の前に次のように加える。

附則第八條中「一部負担金」を「第五十五條第二項に規定する一部負担金」に、「一部負担金の払戻」を「同項に規定する一部負担金の払戻し」に改める。

附則第十二條を次のように改める。

第十二條 大蔵省令で定める要件に該当するものとして大蔵大臣の認可を受けた組合（以下この条において「特定共済組合」という。）の組合員であつた者で国民健康保険法第八條の二第一項に規定する退職被保険者であるべきもののうち当該特定共済組合の定款で定めるものは、大蔵省令で定めるところにより、当該特定共済組合の組合員として短期給付を受けることを希望する旨を当該特定共済組合に申し出ることができる。ただし、第二百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員であるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により申出をした者は、この法律の規定中短期給付に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、当該特定共済組合の組合員であるものとみなす。

3 前項の規定により特定共済組合の組合員であるものとみなされた者（以下この条において「特例退職組合員」という。）は、第一項の申出が受理された日からその資格を取得するものとする。

4 特例退職組合員は、同時に二以上の組合の

組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員及び健康保険の被保険者（健康保険法第六十九條の七に規定する日雇特別被保険者を除く。）を含む。）となることのできない。

5 特例退職組合員は、当該特定共済組合が、その者の短期給付に係る掛金及び国又は公共企業体の負担金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金及び国又は公共企業体の負担金を含む。）の合算額を基礎として定款で定める金額（以下この項において「特例退職掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、当該特定共済組合に払い込まなければならない。この場合における特例退職掛金の標準となるべき俸給は、特例退職掛金を徴収すべき月の属する年（当該月が一月から三月までの場合には、前年）の一月一日における当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員の掛金の標準となつた俸給の合計額を当該組合員の総数で除して得た額の二分の一に相当する額の範囲内で定款で定める額とする。

6 第六十六條、第六十八條、第七十條及び第七十一條の規定にかかわらず、特例退職組合員については、傷病手当金、休業手当金、弔慰金及び家族弔慰金並びに災害見舞金は、支給しない。

7 特例退職組合員は、第二百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項並びに第四項第一号、第二号及び第四号の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第十二條第一項」と、同条第四項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過した」とあるのは「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つた」と読み替へるものとする。

8 特例退職組合員に対する短期給付の支給の特例その他特例退職組合員に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十六條中「昭和六十一年三月三十一日」を「附則第三條第一項の厚生大臣の告示する日」に改め、同條に次の一項を加える。

2 附則第三條第一項及び前項の規定は、この法律による改正後の国家公務員等共済組合法附則第十二條第三項に規定する特例退職組合員については、適用しない。

附則第四十七條中「昭和三十七年法律第五十二号」を削る。

附則第四十七條のうち第五十七條に一項を加える改正規定中「次の一項を」を「次の二項を」に改め、同條第六項の次に次の一項を加える。

7 第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

附則第四十七條のうち第五十七條の次に一條を加える改正規定中第五十七條の二に次の一項を加える。

8 前條第七項の規定は、第四項の場合において第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

附則第四十七條のうち第五十九條第二項の次に一項を加える改正規定の次に次のように加える。

第五十九條に次の一項を加える。

8 第五十七條第七項の規定は、第五項の場合において療養につき第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき

家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

附則第四十七條のうち第四百四十四條の二の改正規定を次のように改める。

第四百四十四條の二第二項中「拠出金」の下に「及び国民健康保険法の規定による拠出金」を加え、同條第四項第一号中「とき」の下に「（次号に該当するときを除く）」を加え、同條の次に次の一号を加える。

一の二 五十五歳に達した後六十歳に達する前に任意継続組合員となつた者にあつては、六十歳に達したとき又は六十歳に達する前において任意継続組合員の資格を有しないものとしたならば国民健康保険法第八條の二第二項に規定する退職被保険者となるべき場合には当該退職被保険者となるべきとき（いずれのときにおいても、任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過していないときを除く）。

第四百四十四條の二第四項第四号中「その他健康保険又は」を「健康保険の被保険者（健康保険法第六十九條の七に規定する日雇特例被保険者を除く）及び」に改める。

附則第四十七條のうち附則第十四條の三の改正規定の次に次のように加える。

附則第十七條を削る。

附則第十八條中「一部負担金を」を「第五十七條第二項に規定する一部負担金を」に、「一部負担金の払いもどし」を「同項に規定する一部負担金の払戻し」に、「行なう」を「行う」に改め、同條を附則第十七條とし、同條の次に次の一條を加える。

第十八條 主務省令で定める要件に該当するものとして主務大臣の認可を受けた組合（以下この条において「特定共済組合」という。）の組合員であつた者で国民健康保険法第八條の二第一項に規定する退職被保険者であるべきも

ののうち当該特定共済組合の定款で定めるところは、主務省令で定めるところにより、当該特定共済組合の組合員として短期給付を受けることを希望する旨を当該特定共済組合に申し出ることができ、ただし、第四百四十四條の二第二項に規定する任意継続組合員であるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により申出をした者は、この法律の規定中短期給付に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、当該特定共済組合の組合員であるものとみなす。

3 前項の規定により特定共済組合の組合員であるものとみなされた者（以下この条において「特例退職組合員」という。）は、第一項の申出が受理された日からその資格を取得するものとする。

4 特例退職組合員は、同時に二以上の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員及び健康保険の被保険者（健康保険法第六十九條の七に規定する日雇特例被保険者を除く）を含む。）となることできない。

5 特例退職組合員は、当該特定共済組合が、その者の短期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む。）の合算額を基礎として定款で定める金額（以下この項において「特例退職掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、当該特定共済組合に払い込まなければならない。この場合における特例退職掛金の標準となるべき給料は、特例退職掛金を徴収すべき月の属する年（当該月が一月から三月までの場合には、前年）の一月一日における当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に關する規定の適用を受ける組合員の掛金の標準

となつた給料の合計額を当該組合員の総数で除して得た額の二分の一に相当する額の範囲内で定款で定める額とする。

6 第六十八條、第七十條、第七十二條及び第七十三條の規定にかかわらず、特例退職組合員については、傷病手当金、休業手当金、弔慰金及び家族弔慰金並びに災害見舞金は、支給しない。

7 特例退職組合員は、第四百四十四條の二第二項に規定する任意継続組合員とみなして同條第三項並びに第四項第一号、第二号及び第四号の規定を適用する。この場合において、同條第三項中「第一項」とあるのは「附則第十八條第一項」と、同條第四項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過した」とあるのは「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つた」と読み替へるものとする。

8 特例退職組合員に対する短期給付の支給の特例その他特例退職組合員に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十八條中「昭和六十一年三月三十一日」を「附則第三條第一項の厚生大臣の告示する日」に改め、同條に次の一項を加える。

2 附則第三條第一項及び前項の規定は、この法律による改正後の地方公務員等共済組合法附則第十八條第三項に規定する特例退職組合員については、適用しない。

附則第四十九條中「昭和二十八年法律第二百四十五号」を削る。

附則第四十九條のうち第二十五條第一項の表の改正規定を次のように改める。

第二十五條第一項中「第二百六十六條の五」の下に「附則第十二條」を加える。

第二十五條第一項の表第二百六十六條の五第二項の項中「拠出金」の下に「及び国民健康保険法の規定による拠出金」を加え、同項の次に次のように加える。

附則第十二条第一項		大蔵省令で定める要件	組合が、文部省令で定める要件
大蔵大臣の認可を受けた		文部大臣の認可を受けた場合には、当該	
附則第十二条第五項		大蔵省令で定めるところ	文部省令で定めるところ
掛金及び国又は公共企業体の負担金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金及び国又は公共企業体の負担金を含む）の合算額		掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む）	
俸給	標準給与の月額		

附則第六十二条を附則第六十三条とし、附則第六十一条の次に次の一条を加える。

（給付の公平化に関する措置）

第六十二条 政府は、新健法施行後の医療費の動向、国民負担の推移、財政事情等各般の状況を勘案し、健康保険制度の全般に関する検討を行い、その結果に基づいて、社会保険各法に規定する被扶養者及び国民健康保険の被保険者の医療に係る給付の割合を百分の八十とするよう必要な措置を講ずるものとする。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、昭和五十九年

度一般会計予算（厚生省所管）において一月当たり約五百四十億円の支出増の見込みである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金額
特別項症	第一項症の年金額に二、八二六、六〇〇円以内の額を加えた額	
第一項症	四、〇三八、〇〇〇円	
第二項症	三、三五五、〇〇〇円	
第三項症	二、七五四、〇〇〇円	
第四項症	二、一七五、〇〇〇円	

第八条第二項中「十四万四千円」を「十四万七千六百円」に、「四万二千円」を「四万五千六百円」に、「九万六千円」を「九万九千六百円」に、「八万四千円」を「九万二千二百円」に、「十三万八千円」を「十四万五千二百円」に改め、同条第三項中「十四万四千円」を「十四万七千六百円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

第五項症	一、七五六、〇〇〇円
第六項症	一、四一五、〇〇〇円
第一款症	一、二九三、〇〇〇円
第二款症	一、一七七、〇〇〇円
第三款症	九四四、〇〇〇円
第四款症	七五八、〇〇〇円
第五款症	六六八、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金額
特別項症	第一項症の年金額に二、一五二、九〇〇円以内の額を加えた額	
第一項症	三、〇七五、六〇〇円	
第二項症	二、五五七、五〇〇円	
第三項症	二、一〇五、六〇〇円	
第四項症	一、六六七、〇〇〇円	
第五項症	一、三五二、四〇〇円	
第六項症	一、〇九二、九〇〇円	
第一款症	九九四、八〇〇円	

第二 款 症	九〇六、九〇〇円
第三 款 症	七二八、五〇〇円
第四 款 症	五八八、六〇〇円
第五 款 症	五一六、〇〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一 款 症	三、二七一、七〇〇円
第二 款 症	二、七二四、六〇〇円
第三 款 症	二、三三八、二〇〇円
第四 款 症	一、九二二、八〇〇円
第五 款 症	一、五三四、八〇〇円

第二十六条第一項中「四万二千円」を「四万五千六百円」に、「百三十二万円」を「百三十四万六千円」に改める。

「二四六、三〇〇円」に、「一九四、三〇〇円」を「一九八、三〇〇円」に、「二一六、六〇〇円」を「二一九、〇〇〇円」に改める。

第二十七条第一項中「四万二千円」を「四万五千六百円」に、「三万二千六百円」を「三万五千四百円」に、「百三十二万円」を「百三十四万六千円」に、「百四万七千円」を「百六万七千円」に改め、同条第三項の表中「三〇七、〇〇〇円」を「三二二、四〇〇円」に、「二四二、三〇〇円」を

「三二二、四〇〇円」に、「二四二、三〇〇円」を「二四六、三〇〇円」に改める。

第二十八条第一項の表を次のように改める。

第二條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特 別 項 症	第一項症の年金額に二、八四七、六〇〇円以内の額を加えた額
第一 項 症	四、〇六八、〇〇〇円
第二 項 症	三、三八五、〇〇〇円
第三 項 症	二、七八四、〇〇〇円
第四 項 症	二、二〇〇、〇〇〇円
第五 項 症	一、七七六、〇〇〇円
第六 項 症	一、四三五、〇〇〇円

第八条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一 款 症	四、三二七、〇〇〇円
第二 款 症	三、五九〇、〇〇〇円
第三 款 症	三、〇八〇、〇〇〇円
第四 款 症	二、五三〇、〇〇〇円
第五 款 症	二、〇二九、〇〇〇円

第八条の二第二項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特 別 項 症	第一項症の年金額に二、一六九、七〇〇円以内の額を加えた額
第一 項 症	三、〇九九、六〇〇円
第二 項 症	二、五八一、五〇〇円
第三 項 症	二、一二九、六〇〇円
第四 項 症	一、六八七、〇〇〇円
第五 項 症	一、三六八、四〇〇円
第六 項 症	一、一〇八、九〇〇円
第一 款 症	一、〇〇六、八〇〇円
第二 款 症	九一八、九〇〇円
第三 款 症	七三六、五〇〇円
第四 款 症	五九六、六〇〇円
第五 款 症	五二四、〇〇〇円

第八条の二三項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款 症	三、二九七、三〇〇円
第二款 症	二、七三五、九〇〇円
第三款 症	二、三四六、四〇〇円
第四款 症	一、九二七、八〇〇円
第五款 症	一、五四六、八〇〇円

第二十六条第一項中「百三十四万六千円」を「百三十七万円」に改める。

第二十七条第一項中「百三十四万六千円」を「百三十七万円」に、「百六万七千円」を「百八万六千円」に改め、同条第三項の表中「三二、四〇〇円」を「三二、四、八〇〇円」に、「二四六、三

〇〇円」を「二四八、一〇〇円」に、「二九八、三〇〇円」を「二〇〇、一〇〇円」に、「二一九、〇〇〇円」を「二〇〇、一〇〇円」に改める。
第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項の表中

第二十三条第一項第八号又は同条第二項第七号に掲げる遺族	二四八、一〇〇円
第二十三条第一項第九号若しくは第十号又は同条第二項第八号に掲げる遺族	二〇〇、一〇〇円

「第二十三条第一項第八号から第十号まで又は同条第二項第七号若しくは第十号に掲げる遺族」に、「二四八、一〇〇円」に、「二〇〇、一〇〇円」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第四条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十万二千円」を「十万四千六百六十円」に、「十万五千五百円」を「十万七千九百六十円」に、「十万九千円」を「十一万七千七百六十円」に改める。

第五条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第八条中「十万四千六百六十円」を「十万六千六百六十円」に、「十万七千九百六十円」を「十万九千九百六十円」に、「十一万七千七百六十円」を「十一万三千七百六十円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「四万二千円」を「四万五千六百円」に、「十四万四千円」を「十四万七千六百円」に改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第七条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「同年十月一日」を「昭和五十九年十月一日」に改める。

和五十九年十月一日」に改め、同項第三号及び第四号中「昭和五十四年十月一日」を「昭和五十九年十月一日」に改める。

第四条第一項中「五万円」を「二万円」に、「二万五千円」を「一万円」に、「五年」を「二年」に改める。

附則第二項中「昭和五十四年十月一日」を「昭和五十九年十月一日」に改める。

附則第四項中「既に」を「昭和五十六年十月一日前に」に、「同年十月一日」及び「昭和五十四年十月一日」を「昭和五十九年十月一日」に、「昭和五十六年十月一日」を「昭和六十二年十月一日」に改める。

附則第五項中「昭和五十六年十月一日」を「昭和六十二年十月一日」に改める。

附則第七項中「同年十月一日」及び「昭和五十四年十月一日」を「昭和五十九年十月一日」に、「昭和五十七年十月一日」を「昭和六十二年十月一日」に改める。

附則第八項中「昭和五十七年十月一日」を「昭和六十二年十月一日」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「四万二千円」を「四万五千六百円」に、「三万二千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

附則

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第四条、第六条及び第八条の規定公布の日

二 第二条及び第五条の規定 昭和五十九年八月一日

三 第三条、第七条並びに附則第三項及び第四項の規定 昭和五十九年十月一日

2 次の各号に掲げる規定は、昭和五十九年三月一日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条第一項から第三項まで及び第七項、第八条の第二項及び第三項、第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定

二 第四条の規定による改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条の規定

三 第六条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)附則第十八項の規定

四 第八条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第八条第四項の規定

3 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号)附則第五条第二項に規定する者には、支給しない。

理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
身体障害者福祉法の一部を改正する法律

行期目

ことを理由に同項の規定によりなされた返還命令については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第二十七条第三項の規定による届出をして肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設又は内部障害者更生施設を設置している市町村は、身体障害者更生施設を設置し、この法律による改正後の身体障害者福祉法（以下この条において「新法」という。）第二十七条第三項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に身体障害者福祉ホーム又は身体障害者福祉センターを設置している市町村は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、都道府県知事に新法第二十七条第三項に規定する厚生省令で定める事項を届け出なければならぬ。

3 前項の規定による届出をしたときは、新法第二十七条第三項の規定による届出をしたものとみなす。

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（児童福祉法の一部改正）

第五条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六十三條の四「収容し、又は通所させる」を「入所させる」に改める。

（社会福祉事業法の一部改正）

第六條 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療養施設」を「身体障害者更生施設、身体障害者療養施設、身体障害者福祉ホーム」に改め、同条第三項第三号中「補装具製作施設」を「身体障害者福祉センター、補装具製作施設」に改める。

（社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置）

第七條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の社会福祉事業法第五十七條第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて前条の規定による改正前の同法第二条第二項第三号に規定する肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設又は内部障害者更生施設を経営している者は、身体障害者更生施設を経営する事業に関し、前条の規定による改正後の同法（以下この条において「新事業法」という。）第五十七條第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に身体障害者福祉ホームを経営している社会福祉法人は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に新事業法第五十七條第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項を届け出なければならぬ。

3 前項の規定による届出をしたときは、新事業法第五十七條第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に身体障害者福祉ホームを経営している者であつて、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものについては、この法律の施行の日から起算して三月間、新事業法第五十七條第二項の規定を適用しない。

5 前項に規定する者が、同項の期間内に当該施設の所在地の都道府県知事に第二項に規定する事項及び新事業法第五十七條第三項に掲げる事項を届け出たときは、同条第二項の規定による許可があつたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に身体障害者福祉センターを経営している者であつて、国、都道府県及び市町村以外のものは、この法律の施行の日から起算して三月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に新事業法第六十二條第一項各号に掲げる事項を届け出なければならぬ。

7 前項の規定による届出をしたときは、新事業法第六十四條第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正）

第八条 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「の規定による指定を受けた肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設」を「に規定する身体障害者更生施設」に改める。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第九条 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「若しくは中枢神経機能障害があり、又は政令で定める程度の肢体不自由の」を、「中枢神経機能障害、肢体不自由その他の政令で定める障害の」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十一条第一項中「若しくは中枢神経機能障害があり、又は政令で定める程度の肢体不自由の」を、「中枢神経機能障害、肢体不自由その他の政令で定める障害の」に、「義肢」を「義肢」に改める。

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第十条 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「肢体不自由者更生施設で、重度の肢体不自由者を収容するもの」を「身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの」に改める。

理由
身体障害者福祉対策の推進を図るため、身体障害者の範囲を拡大し、及び身体障害者福祉ホームの創設等身体障害者更生援護施設に関する規定を整備するとともに、身体障害者更生援護施設への入所者についての費用徴収に関する規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会福祉・医療事業団法案

社会福祉・医療事業団法

社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 役員及び職員（第八条―第十八条）

第三章 評議員会（第十九条―第二十条）

第四章 業務（第二十一条―第二十三条）

第五章 財務及び会計（第二十四条―第三十五条）

（条）

第六章 監督（第三十六条―第三十七条）

第七章 雑則（第三十八条―第四十条）

第八章 罰則（第四十一条―第四十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 社会福祉・医療事業団は、社会福祉事業施設の設置等に必要資金の融通その他社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施、病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びに社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導を行い、もつて社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。

（法人格）

第二条 社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

く。

2 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、十億五千万円と附則第三条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、社会福祉・医療事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、厚生大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十一条 理事長及び副理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十四条第四項各号のいずれかに該当する者

(役員の解任)

第十三条 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体、第二十一条第一項第一号に規定する社会福祉法人若しくは同項第二号に規定する事業を行うこと若しくは同項第五号に規定する施設を開設することを目的とする法人の役員となり、又は自ら、営利事業に従事し、同項第二号に規定する事業を行い、若しくは同項第五号に規定する施設を開設してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十九条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、予算、第三十条第一項の規定による長期借入金金の借入れ又は社会福祉・医療事業団債券の発行その他の事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、事業団の業務の運営につき、理事長に意見を述べることができる。

(評議員)

第二十条 評議員会は、十人以上二十人以内の評議員をもつて組織する。

2 評議員は、社会福祉又は医療に関し学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

3 評議員の任期は、二年とする。

4 第二十一条第二項、第二十三条並びに第三十三条第一項及び第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十一条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 社会福祉事業施設(社会福祉事業法第二条に規定する社会福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)を設置し、又は経営する社会福祉法人(以下この項において「社会福祉事業施設の設置者等」という。)に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

二 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の研修、福利厚生その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

三 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十一年法律第五十五号)の規定による退職手当金の支給に関する業務を行うこと。

四 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保障する事業(第五項において「心身障害者扶養共済事業」という。)に関する業務を行うこと。

五 病院、診療所、薬局その他政令で定める施設(以下この項において「病院等」という。)を開設する個人又は医療法人、民法第三十四条

の規定により設立した法人その他政令で定める法人（次号及び第二十八条第一項において「病院等の開設者」という。）に対し、病院等（病院等の経営に必要の附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。）の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

六 社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断又は指導を行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 事業団は、第二十九条第一項の規定により、前事業年度の損益計算において生じた利益から、繰越欠損の補てんに充てた金額及び当該前事業年度の積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲内においてのみ、前項第二号の規定による助成を行うことができる。

3 第一項第四号に規定する心身障害者扶養共済制度とは、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものをいう。

4 事業団は、第一項第四号に掲げる業務の開始の際、地方公共団体との保険契約に関する保険約款を定め、厚生大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、生命保険会社と心身障害者扶養共済事業に関して心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を締結するものとする。

6 事業団は、第一項第八号に掲げる業務を行ううとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（業務の委託）

第二十二條 事業団は、厚生大臣の認可を受け

第一類第七号

社会労働委員会議録第二十四号

昭和五十九年七月十二日

て、次の各号に掲げる業務について、当該各号に掲げる者に対し、当該業務の一部を委託することができる。

一 前条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる業務（同項第二号に掲げる業務にあつては、貸付けに関する業務に限る。）金融機関

二 前条第一項第三号に掲げる業務 金融機関

又は政令で定める社会福祉法人

三 前条第一項第四号に掲げる業務 金融機関

又は民法第三十四条の規定により設立した法人で政令で定めるもの

2 前項の規定により業務の委託を受けた者の役員及び職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第二十三條 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

第五章 財務及び会計

（事業年度）

第二十四條 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第二十五條 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十六條 事業団は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十七條 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において

「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書と添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 理事長は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書を、監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に評議員会に報告しなければならない。

4 事業団は、第一項の規定による厚生大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

（区分経理）

第二十八條 事業団は、第二十一条第一項第五号に掲げる業務及び同項第六号に掲げる業務であつて病院等の開設者に対するもの並びにこれらに附帯する業務に係る経理とその他の経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

2 事業団は、前項に規定するその他の経理については、第二十一条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係るものと並びに同項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係るものを、それぞれその他の業務に係るものと区分して整理しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十九條 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、繰越欠損の補てんに充て、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額以上の額を積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び社会福祉・医療事業団債券）

第三十條 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は社会福祉・医療事業団債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百一一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関する必要事項は、政令で定める。

（債務保証）

第三十一條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三十三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第三十二條 事業団は、毎事業年度、償還計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十二条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生大臣の認可を受けなければならない。
(余裕金の運用)

第三十三条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債、地方債その他厚生大臣の指定する有価証券の取得
二 資金運用部への預託
三 銀行その他厚生大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十四条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(厚生省令への委任)
第三十五条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第六章 監督
(監督)
第三十六条 事業団は、厚生大臣が監督する。
2 厚生大臣は、この法律又は社会福祉施設職員退職手当共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。
(報告及び検査)
第三十七条 厚生大臣は、この法律又は社会福祉施設職員退職手当共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第二十二條第一項の規定により業務の委託を受けた者(以下この条及び第四十一條において「受託者」という。)に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類

その他の必要な物件を検査させることが出来る。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 雑則

(解散)
第三十八条 事業団の解散については、別に法律で定める。
(大蔵大臣との協議)
第三十九条 厚生大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。
一 第二十三条第二項又は第三十五条の厚生省令を定めようとするとき。
二 第二十一条第四項若しくは第六項、第二十五条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第三十条第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第三十二条の認可をしようとするとき。
三 第二十七条第一項又は第三十四条の承認をしようとするとき。
四 第三十三条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の運用)
第四十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

第四十一条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に

処する。
第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、十万円以下の過料に処する。
一 この法律の規定により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
三 第二十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四 第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
五 第三十六条第二項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第四十三条 第六條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。
(社会福祉・医療事業団への移行)
第二条 この法律による改正前の社会福祉事業振興会法(以下「旧振興会法」という。)附則第二項から第七項までの規定により設立された社会福祉事業振興会(以下「振興会」という。)は、この法律の施行の時に、この法律による改正後の社会福祉・医療事業団法(以下「事業団法」という。)の規定による社会福祉・医療事業団となるものとする。
(医療金融公庫の解散等)
第三条 医療金融公庫(以下「公庫」という。)は、この法律の施行の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に、事業団が承継する。

2 公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度は、公庫の解散の日の前日に終わるものとする。
3 公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお従前の例による。この場合において、附則第十二條の規定による廃止前の医療金融公庫法(昭和三十三年法律第九十五号。以下「旧公庫法」という。)第二十二條の規定による公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の適用については、同法第十七條中「翌年度の五月三十一日」とあるのは「昭和六十年二月二十八日」と、同法第二十條中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「昭和六十年十一月三十日」とする。

4 公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度における損益計算上の利益金については、なお従前の例による。この場合において、旧公庫法第二十三條第一項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「昭和六十年二月二十八日」と、同法第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「昭和五十九年度」とする。

5 旧公庫法第二十八條の規定による公庫の受託金融機関に対する会計検査院の検査については、なお従前の例による。
6 第一項の規定により事業団が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から事業団に出資されたものとする。
7 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(非課税)
第四条 前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。
2 事業団が前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で公庫が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對して

度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお従前の例による。この場合において、附則第十二條の規定による廃止前の医療金融公庫法(昭和三十三年法律第九十五号。以下「旧公庫法」という。)第二十二條の規定による公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の適用については、同法第十七條中「翌年度の五月三十一日」とあるのは「昭和六十年二月二十八日」と、同法第二十條中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「昭和六十年十一月三十日」とする。

4 公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度における損益計算上の利益金については、なお従前の例による。この場合において、旧公庫法第二十三條第一項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「昭和六十年二月二十八日」と、同法第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「昭和五十九年度」とする。

5 旧公庫法第二十八條の規定による公庫の受託金融機関に対する会計検査院の検査については、なお従前の例による。
6 第一項の規定により事業団が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から事業団に出資されたものとする。
7 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(非課税)
第四条 前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。
2 事業団が前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で公庫が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對して

度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお従前の例による。この場合において、附則第十二條の規定による廃止前の医療金融公庫法(昭和三十三年法律第九十五号。以下「旧公庫法」という。)第二十二條の規定による公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の適用については、同法第十七條中「翌年度の五月三十一日」とあるのは「昭和六十年二月二十八日」と、同法第二十條中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「昭和六十年十一月三十日」とする。

4 公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度における損益計算上の利益金については、なお従前の例による。この場合において、旧公庫法第二十三條第一項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「昭和六十年二月二十八日」と、同法第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「昭和五十九年度」とする。

は、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3. 事業団が前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地（公庫が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限り）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公庫が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

（職員に関する経過措置）

第五条 公庫の解散の際現にその職員として在職する者で引き続き事業団の職員となつたものについては、事業団が国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七條の二第二項に規定する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第九項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き社会福祉・医療事業団において使用される者として在職した後」と、同法附則第十二項中「附則第九項に規定する者」とあるのは「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第 号）附則第五條の規定により読み替えて適用される附則第九項に規定する者」と読み替えてこれらの規定を適用する。

（役員に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の日の前日において振興会の会長又は評議員である者の任期は、旧振興会法第十三条第一項（旧振興会法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 この法律の施行の際振興会の理事又は監事である者は、別に辞令を用いないで、その際事業団法第十条第一項又は第二項の規定により事業団の理事又は監事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされ

た事業団の理事又は監事の任期は、事業団法第十一条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の振興会の理事又は監事としての任期期間と同一の期間とする。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に社会福祉・医療事業団という名称を使用している者については、事業団法第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（資金計画に関する経過措置）

第八条 事業団の昭和五十九年度の資金計画については、事業団法第二十五条中「資金計画」とあるのは「昭和六十年一月一日から同年三月三十一日までの期間に係る資金計画」と、「当該事業年度の開始前」とあるのは「この法律の施行後遅滞なく」とする。

（社会福祉事業振興債券に関する経過措置）

第九条 旧振興会法第三十条第一項の規定により振興会が発行した社会福祉事業振興債券は、事業団法第三十条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による社会福祉・医療事業団債券とみなす。

（社会福祉法人の範囲に関する経過措置）

第十条 この法律における社会福祉法人の範囲については、旧振興会法附則第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「この法律」とあるのは「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第 号）」とする。

（年金福祉事業団に対する交付金の交付に関する経過措置）

第十一条 振興会の年金福祉事業団に対する交付金の交付については、旧振興会法附則第十項及び第十一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「振興会」とあるのは「社会福祉・医療事業団」とする。

（医療金融公庫法の廃止）

第十二条 医療金融公庫法は、廃止する。

（医療金融公庫法の廃止に伴う経過措置）

第十三条 前条の規定の施行前に旧公庫法（第十

条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、事業団法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律等の一部改正）

第十六条 次に掲げる法律の規定中「医療金融公庫」を削る。

一 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第一条

第一項

二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百

三十六條の二第一項第一号

三 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和

二十五年法律第七十二号）第九条第一項

四 公庫の予算及び決算に関する法律第一条

五 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百十

四号）第四条第八十九号

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 前条の規定による改正前の予算執行職

員等の責任に関する法律第九条第一項、第十条

第一項又は第十一条第一項に規定する公庫の予

算執行職員、現金出納職員又は物品管理職員の

前条の規定の施行前にした行為については、同

条の規定による改正前の同法の規定は、なおそ

の効力を有する。

（地方税法の一部改正）

第十八条 地方税法の一部を次のように改正す

る。

第二十五条第一項第一号中「社会福祉事業

振興会」を削る。

第七十二条の四第一項第二号中「公害防止事

業団」の下に「社会福祉・医療事業団」を加え、「医療金融公庫」を削り、同項第三号中「社会福祉事業振興会」を削る。

第二十九条第六号第一項第一号中「社会福祉事業振興会」を削る。

附則第九條第二項中「社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）第二十三條第五項の規定によつて社会福祉事業振興会」を「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第 号）」第二十一条第五項の規定によつて社会福祉・医療事業団」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第十九条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三條第九項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

（日本赤十字社法の一部改正）

第二十条 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。

第三十五條第二項中「社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）」を「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第 号）」に改める。

（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正）

第二十一条 社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「社会福祉事業振興会（以下「振興会」という。）を「社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）に、「振興会」を「事業団」に改める。

第三条、第四条第一項、第六条第一項から第三項まで及び第六項、第七條、第十二條、第十三條、第十五條第一項、第十六條、第十七條第一項、第十八條、第十九條、第二十一条、第二十四條第一項、第二十五条第一項及び第二項並びに第二十六條中「振興会」を「事業団」に改める。

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

（所得税法の一部改正）

第二十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中医療金融公庫の項を削り、同表中社会福祉事業振興会の項を次のように改める。

社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第 号)
------------	--------------------------

(法人税法の一部改正)

第二十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中医療金融公庫の項を削り、同表中社会福祉事業振興会の項を次のように改める。

社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第 号)
------------	--------------------------

(印紙税法の一部改正)

第二十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二中医療金融公庫の項を削り、同表中社会福祉事業振興会の項を次のように改める。

社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第 号)
------------	--------------------------

(登録免許税法の一部改正)

第二十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二中医療金融公庫の項を削り、同表中社会福祉事業振興会の項を次のように改める。

社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第 号)
------------	--------------------------

(厚生省設置法の一部改正)

第二十六条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
第五十条第百一十一号中「医療金融公庫、社会福祉事業振興会」を「社会福祉・医療事業団」に改める。

国民年金法等の一部を改正する法律案

国民年金法の一部改正

理由

特殊法人の整理合理化を図るため、医療金融公庫を社会福祉事業振興会と統合して社会福祉・医療事業団とし、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るため、社会福祉事業施設の設置等に必要資金の融通その他社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施、病院、診療所等の設置等に必要資金の融通並びに社会

円を「三十万七千二百円」に改める。
第二条 国民年金法の一部を次のように改正する

「第二節 老齢年金及び通算老齢年金」
目次中 第一款 老齢年金(第二十六條―第二十九條)を「第二節 老齡基礎年金(第二十六條―第二十九條)」に、「第三十六條」を「第三十六條の二」に、「第三十七條」を「第三十七條の二」に、「第三十八條」を「第三十八條の二」に、「第三十九條」を「第三十九條の二」に改める。

「第四節 母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金」
第一款 母子年金(第四十一條―第四十三條)を「第四十一條」に、「第四十二條」を「第四十二條の二」に、「第四十三條」を「第四十三條の二」に改める。

「第五節 障害基礎年金、母子障害年金及び準母子障害年金」
第一款 障害基礎年金(第四十四條―第四十六條)を「第四十四條」に、「第四十五條」を「第四十五條の二」に、「第四十六條」を「第四十六條の二」に改める。

「第六節 遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族寡婦年金」
第一款 遺族基礎年金(第四十七條―第四十九條)を「第四十七條」に、「第四十八條」を「第四十八條の二」に、「第四十九條」を「第四十九條の二」に改める。

「第七節 国民年金」
第一款 国民年金(第五十條―第五十二條)を「第五十條」に、「第五十一條」を「第五十一條の二」に、「第五十二條」を「第五十二條の二」に改める。

「第八節 国民年金の被保険者」
第一款 国民年金の被保険者(第五十三條―第五十五條)を「第五十三條」に、「第五十四條」を「第五十四條の二」に、「第五十五條」を「第五十五條の二」に改める。

「第九節 国民年金の給付」
第一款 国民年金の給付(第五十六條―第五十八條)を「第五十六條」に、「第五十七條」を「第五十七條の二」に、「第五十八條」を「第五十八條の二」に改める。

「第十節 国民年金の徴収」
第一款 国民年金の徴収(第五十九條―第六十一條)を「第五十九條」に、「第六十條」を「第六十條の二」に、「第六十一條」を「第六十一條の二」に改める。

「第十一節 国民年金の運用」
第一款 国民年金の運用(第六十二條―第六十四條)を「第六十二條」に、「第六十三條」を「第六十三條の二」に、「第六十四條」を「第六十四條の二」に改める。

「第十二節 国民年金の雑則」
第一款 国民年金の雑則(第六十五條―第六十七條)を「第六十五條」に、「第六十六條」を「第六十六條の二」に、「第六十七條」を「第六十七條の二」に改める。

「第十三節 国民年金の附則」
第一款 国民年金の附則(第六十八條―第七十條)を「第六十八條」に、「第六十九條」を「第六十九條の二」に、「第七十條」を「第七十條の二」に改める。

「第十四節 国民年金の施行期日」
第一款 国民年金の施行期日(第七十一條―第七十三條)を「第七十一條」に、「第七十二條」を「第七十二條の二」に、「第七十三條」を「第七十三條の二」に改める。

「第十五節 国民年金の経過措置」
第一款 国民年金の経過措置(第七十四條―第七十六條)を「第七十四條」に、「第七十五條」を「第七十五條の二」に、「第七十六條」を「第七十六條の二」に改める。

「第十六節 国民年金の附則」
第一款 国民年金の附則(第七十七條―第七十九條)を「第七十七條」に、「第七十八條」を「第七十八條の二」に、「第七十九條」を「第七十九條の二」に改める。

「第十七節 国民年金の附則」
第一款 国民年金の附則(第八十條―第八十二條)を「第八十條」に、「第八十一條」を「第八十一條の二」に、「第八十二條」を「第八十二條の二」に改める。

「第十八節 国民年金の附則」
第一款 国民年金の附則(第八十三條―第八十五條)を「第八十三條」に、「第八十四條」を「第八十四條の二」に、「第八十五條」を「第八十五條の二」に改める。

二 厚生年金保険の被保険者(以下「第二号被

保険者」という。

三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの(第二号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。)のうち二十歳以上六十歳未満のもの(以下「第三号被保険者」という。)

2 前項第三号の規定の適用上、主として第二号被保険者の収入により生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。(資格取得の時期)

第八条 前条の規定による被保険者は、同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者については第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた日に、二十歳未満の者又は六十歳以上の者については第四号に該当するに至つた日に、その他の者については同号又は第五号のいずれかに該当するに至つた日に、それぞれ被保険者の資格を取得する。

一 二十歳に達したとき。
二 日本国内に住所を有するに至つたとき。
三 前条第一項第一号イ及びロのいずれにも該当しなかつたとき。
四 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。
五 被扶養配偶者となつたとき。

第九条中「第三号」を「第三号から第五号までのいずれかに改め、同条第二号中「有しなかつたとき」の下に「(第七條第一項第二号又は第三号に該当するときは除く。)」を加え、同条第二号に該当するときは除く。」を加え、同条に次の三号を加える。

四 第七條第一項第一号イ又はロに該当するに至つたとき(同項第二号又は第三号に該当するときは除く。)

五 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき(第七條第一項第一号又は第三号に

該当するときは除く。)

六 被扶養配偶者でなくなつたとき(第七條第一項第一号又は第二号に該当するときは除く。)

第十條第一項中「被保険者でなかつた者が被保険者となつた場合において、その者の第一号及び第二号に掲げる」を「被保険者でなかつた者が第一号被保険者となつた場合又は第二号被保険者となつた場合において、その者の次に掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「被保険者の資格を取得した日」の下に「又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者が第一号被保険者となつた日」を加え、同項第三号及び同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項ただし書を次のように改め、同項を同条第二項とする。

ただし、被保険者でなかつた者が第一号被保険者となつた場合であつて、同項の承認の申請が、その者が被保険者の資格を取得した日から起算して三月以内になされたものであるときは、その者は、さかのほつて被保険者とならなかつたものとみなし、第一号被保険者又は第三号被保険者が第一号被保険者となつた場合であつて、同項の承認の申請が、当該第一号被保険者となつた日から起算して三月以内になされたものであるときは、その者は、当該第一号被保険者となつた日にさかのほつて被保険者の資格を喪失したものとみなす。

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條の二 第一号被保険者としての被保険者期間、第二号被保険者としての被保険者期間又は第三号被保険者としての被保険者期間を計算する場合においては、被保険者の種別(第一号被保険者、第二号被保険者又は第三号被保険者のいずれであるかの區別をいう。以下同じ。)に変更があつた月は、変更後の種別の被保険者であつた月とみなす。同一の月におい

て、二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、その月は最後の種別の被保険者であつた月とみなす。

第十二條第一項中「喪失」の下に「並びに種別の変更」を加える。

第十四條中「喪失」の下に「種別の変更」を加える。

第十五條各号を次のように改める。

- 一 老齡基礎年金
- 二 障害基礎年金
- 三 遺族基礎年金
- 四 付加年金、寡婦年金及び死亡一時金
- 第十六條の次に次の一條を加える。

(年金額の自動改定)

第十六條の二 年金たる給付(付加年金を除く。)については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が昭和六十年(この項の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年)の物価指数の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該年金たる給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金たる給付の額の改定の措置は、政令で定める。

第十七條中「年金給付の額」の下に「(第三十三條の二又は第三十九條の規定により加算する額を除く。又は当該加算する額」を加え、同条に後段として次のように加える。

第三十九條の二 第一項の規定により遺族基礎年金の額を計算する場合における第三十八條に定める額及び同項に規定する加算額についても同様とする。

第十七條に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、年金給付の額を計算する場合において生じる一元未満の端数の処理については、政令で定める。

第十八條第三項中「三月、六月、九月及び十二月」を「二月、五月、八月及び十一月」に改め、同条第四項を削る。

第十八條の三(第六十一條第二項、第七十九條の四第二項及び第八十二條第四項において準用する場合を含む。、第四十一條の二、第四十二條第一項)を「第三十七條の二に、第五十二條の三第一項、第六十一條第一項、第六十四條の三第一項、第七十九條の四第一項、第七十九條の五、第八十二條第三項及び第八十二條の二第二項」を「及び第五十二條の三第一項」に改める。

第十九條第二項中「母子年金」を「遺族基礎年金」に、一夫を「被保険者又は被保険者であつた者」に改め、同条第三項ただし書及び第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二十條を次のように改める。

(併給の調整)

第二十條 年金給付(老齡基礎年金及び付加年金を除く。)は、その受給権者が他の年金給付(付加年金を除く。)又は厚生年金保険法による年金たる保険給付(当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。以下この条において同じ。)を受けることができないときは、その間、その支給を停止する。

老齡基礎年金の受給権者が他の年金給付(付加年金を除く。)又は同法による年金たる保険給付(遺族厚生年金を除く。)を受けることができる場合における当該老齡基礎年金についても、同様とする。

2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。ただし、その者に係る同項に規定する他の年金給付又は厚生年金保険法による年金たる保険給付について、この項の本文若しくは次項又は同法第三十八條第二項の規定(これらの規定を他の法令において

準用する場合を含む。によりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付については、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月分の支給が行われる場合は、その事由が生じたときにおいて、当該年金給付に係る前項の申請があつたものとみなす。

4 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む）は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

第二十一条第二項中「母子年金又は準母子年金を障害基礎年金又は遺族基礎年金に改め、同条に次の一項を加える。

3 同一人に対して厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給を停止して年金給付を支給すべき場合において、年金給付を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として同法による年金たる保険給付の支払が行われたときは、その支払われた同法による年金たる保険給付は、年金給付の内払とみなすことができる。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二 年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金給付があるときは、厚生省令で定めるところにより、当該年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第二十四条中「第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十四条の三第一項又は第七十九条の二第一項の規定によつて支給されるものを除く。」を削り、「老齢年金（第七十九条の二第

一項の規定によつて支給されるものを除く。）又は通算老齢年金」を「老齢基礎年金又は付加年金」に改める。

第二十五条中「老齢年金（第七十九条の二第一項の規定によつて支給されるものを除く。）及び通算老齢年金」を「老齢基礎年金及び付加年金」に改める。

第三章第二節を次のように改める。

第二節 老齢基礎年金

（支給要件）

第二十六条 老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たないときは、この限りでない。

（年金額）

第二十七条 老齢基礎年金の額は、六十万円とする。ただし、保険料納付済期間の月数が四百八十に満たない者に支給する場合は、六十万円に、保険料納付済期間の月数と保険料免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の一に相当する月数とを合算した月数を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

（支給の繰下げ）

第二十八条 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、社会保険庁長官に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができ、ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金給付（付加年金を除く。以下この項において同じ。）若しくは厚生年金保険法による年金たる保険給付（老齢厚生年金を除く。以下この項において同じ。）の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日以後に他の年金給付若しくは同法による年金たる保険給付の受給権者となつ

たときは、この限りでない。

2 前項の申出は、厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を有する者にあつては、同法第四十四条の三第一項に規定する支給繰下げの申出と同時にしなければならない。

3 第一項の申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する老齢基礎年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める額を加算した額とする。

（失権）

第二十九条 老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

第三十節 障害年金を「第三節 障害基礎年金」に改める。

第三十条第一項中「障害年金」を「障害基礎年金」に改め、「次の各号の要件に該当する者が」を削り、「初診日」という。）の下に「において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日」を加え、「別表に定める」を「次項に規定する障害等級に該当する」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

第三十条第一項各号を次のように改める。
一 被保険者であること。
二 被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であること。

第三十条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。
2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のもの

のから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第三十条の二第二項中「かつ、」の下に「当該傷病に係る初診日において」を加え、「要件に該当する」を「いづれかに該当した」に、「別表に定める」を「同条第二項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）に該当する」に、「はじめに同表に定める」を「障害等級に該当する」に、「その者に同項の障害年金を支給する」を「その者は、その期間内に同条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。

第三十条の二に次の一項を加える。

4 第一項の障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法第四十七条又は第四十七条の二の規定による障害厚生年金について、同法第五十二条の規定によりその額が改定されたときは、そのときに第一項の請求があつたものとみなす。

第三十条の二の次に次の二条を加える。

第三十条の三 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（以下この条において「基準傷病」という。）に係る初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であつて、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害（以下この条において「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべの傷病）の初診日以降であるときに限

る。は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

2 第三十条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「当該傷病」とあるのは、「基準傷病」と読み替えるものとする。

3 第一項の障害基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の請求があつた月の翌月から始めるものとする。

第三十条の四 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、障害認定日が二十歳に達した日以後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給する。

2 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者（同日において被保険者でなかつた者に限る。）が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日以後において、障害認定日が二十歳に達した日以後であるときはその障害認定日以後において、六十五歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に前項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

3 第三十条の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十一条中「障害年金」を「障害基礎年金」に、「さらに」を「更に」に改める。

第三十二条第一項中「障害年金」を「障害基礎年金」に、「さらに」を「更に」に改め、同条第二項中「障害年金」を「障害基礎年金」に改め、「及び第一項」を削る。

第三十三条第一項を次のように改める。

障害基礎年金の額は、六十万円とする。

第三十三条第二項を削り、同条第三項中「別表に定める」を「障害等級の」に、「障害年金」を「障害基礎年金」に、「前二項の」を「前項の」に、「前二項に」を「同項に」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二 障害基礎年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の十八歳未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子一人につきそれぞれ六万円（そのうち二人までについては、それぞれ十八万円）を加算した額とする。

2 受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、障害基礎年金の額を改定する。

3 第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一 死亡したとき。

二 受給権者による生計維持の状態がやんだとき。

三 婚姻をしたとき。

四 受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

五 離縁によつて、受給権者の子でなくなつたとき。

六 十八歳に達したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

七 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

第三十四条の見出し中「変つた」を「変わつた」に改め、同条第一項中「障害年金」を「障害基礎年金」に、「障害の等級以外の等級」を「障害等級以外の障害等級」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「障害年金」を「障害基礎年金」に改める。

第三十五条中「障害年金」を「障害基礎年金」に、「別表に定める」を「厚生年金保険法第四十七條第二項に規定する障害等級に該当する」に、「同表に定める」を「同項に規定する障害等級に該当する」に改める。

第三十六条第一項中「障害年金」を「障害基礎年金」に改め、「その他政令で定める法令によるこれに相当する給付」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「障害年金」を「障害基礎年金」に、「別表に定める」を「障害等級に該当する」に改め、同項を同条第二項とする。

第三章第三節第三十六条の次に次の三条を加える。

第三十六条の二 第三十条の四の規定による障害基礎年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、その支給を停止する。

一 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による年金たる給付その他の年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができるとき。

二 監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

三 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

四 日本国内に住所を有しないとき。

2 前項第一号に規定する給付が、その全額につき支給を停止されているときは、同項の規定を適用しない。ただし、その支給の停止が前条第一項又は第四十一条第一項に規定する給付が行われることによるものであるときは、この限りでない。

3 第一項に規定する障害基礎年金の額及び同項第一号に規定する給付の額（その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額。次項において同じ。）が、いずれも政令で定める額に満たないときは、第一項の規定を適用しない。ただし、これらの額を合算した額が当該政令で定める額を超えるときは、当該障害基礎年金のうちその超える額に相当する部分については、この限りでない。

4 第一項に規定する障害基礎年金の額が、前項に規定する政令で定める額以上であり、かつ、第一項第一号に規定する給付の額を超えるときは、その超える部分については、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の支給を停止しない。

5 第一項第一号に規定する給付が、恩給法による増加恩給、同法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料その他政令で定めるこれらに準ずる給付であつて、障害又は死亡を事由として政令で定める者に支給されるものであるときは、第一項、第三項及び前項の規定を適用しない。

6 第一項第一号に規定する給付の額の計算方法は、政令で定める。

第三十六条の三 第三十条の四の規定による障害基礎年金は、受給権者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月まで、その支給を停止

する。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第三十六條の四 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの第三十條の四の規定による障害基礎年金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない。

2 前項の規定により第三十條の四の規定による障害基礎年金の支給の停止が行われなかつた場合において、当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条第一項に規定する政令で定める額を超えるときは、当該被災者に支給する第三十條の四の規定による障害基礎年金で、前項に規定する期間に係るものは、当該被災者が損害を受けた月にさかのぼつて、その支給を停止する。

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

「第四節 母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金」を「第四節 遺族基礎年金」に改め、「第一款 母子年金及び準母子年金」を削る。

第三十七條を次のように改める。

（支給要件）

第三十七條 遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の妻又は子に支給す

る。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

一 被保険者が、死亡したとき。

二 被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものが、死亡したとき。

三 老齢基礎年金の受給権者が、死亡したとき。

四 第二十六條ただし書に該当しないものが、死亡したとき。

第三十七條の次に次の一条を加える。

（遺族の範囲）

第三十七條の二 遺族基礎年金を受けることができる妻又は子は、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子（以下単に「妻」又は「子」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとす。

一 妻については、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること。

二 子については、十八歳未満であるか又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にあること。

2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなし、妻は、その者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

第三十八條の前の見出しを「（年金額）」に改め、同条中「母子年金」を「遺族基礎年金」に、「五十万六千六百円」を「六十万円」に改める。

第三十九條第一項を次のように改める。

妻に支給する遺族基礎年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に妻が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三十七條の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ六万円（そのうち二人までについては、それぞれ十八万円）を加算した額とする。

第三十九條第二項中「母子年金」を「遺族基礎年金」に、「第三十七條第一項」を「第三十七條の二第一項」に改め、同条第三項中「第一項の規定によりその額が加算された母子年金」を「妻に支給する遺族基礎年金」に、「子のうちの」を「第一項に規定する子が二人以上ある場合であつて、その子のうち一人を除いた子の」に改め、同項第四号中「夫又は妻のいずれの子でも」を「死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子で」に改め、同項第六号及び第七号中「別表に定める」を「障害等級に該当する」に改める。

第三十九條の二を次のように改める。

第三十九條の二 子に支給する遺族基礎年金の額は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について遺族基礎年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、第三十八條の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子につきそれぞれ六万円（そのうち一人を除いた子につきそれぞれ十八万円）を加算した額とする。

2 前項の場合において、遺族基礎年金の受給権を有する子の数に増減を生じたときは、増減を生じた日の属する月の翌月から、遺族基礎年金の額を改定する。

第四十條の見出しを「（失権）」に改め、同条第一項中「母子年金」を「遺族基礎年金」に改め、同

条第二項中「母子年金」を「妻の有する遺族基礎年金」に、「子が一人」を「第三十九條第一項に規定する子が一人」に、「子が二人」を「同項に規定する子が二人」に、「前条第三項各号」を「同条第三項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 子の有する遺族基礎年金の受給権は、第一項の規定によつて消滅するほか、子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子でなくなつたとき。

二 十八歳に達したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

三 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。

四 二十歳に達したとき。

第四十一條の見出しを「（支給停止）」に改め、同条第一項中「母子年金」を「遺族基礎年金」に、「夫」を「被保険者又は被保険者であつた者」に改め、「その他政令で定める法令によるこれに相当する給付」を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削る。

2 子に対する遺族基礎年金は、妻が遺族基礎年金の受給権を有するとき（妻に対する遺族基礎年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されているときを除く）、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止する。

第四十一條の二を次のように改める。

第四十一條の二 妻に対する遺族基礎年金は、その者の所在が一年以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 妻は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。

第四十一條の三から第四十一條の五までを削る。

る。

「第二款 遺児年金」を削る。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条 遺族基礎年金の受給権を有する子が二人以上ある場合において、その子のうち一人以上の子の所在が一年以上明らかでないときは、その子に対する遺族基礎年金は、他の子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 前項の規定によつて遺族基礎年金の支給を停止された子は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第三十九条の二第二項の規定は、第一項の規定により遺族基礎年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第二項中「増減を生じた日」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された日」と読み替へるものとする。

第三章第四節第三款の款名並びに同章第四節の二及び第五節の節名を削る。

第四十二条の次に次の節名及び款名を付する。

第五節 付加年金、寡婦年金及び死亡一時金

第一款 付加年金

第四十三条から第四十八条までを次のように改める。

(支給要件)

第四十三条 付加年金は、第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに、その者に支給する。

(年金額)

第四十四条 付加年金の額は、二百円に第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

(国民年金基金の解散の場合の取扱い)

第四十五条 国民年金基金が解散したときは、解散前に納付された掛金に係る国民年金基金の加入員であつた期間(第八十七条の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る)は、第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなして、前二条の規定を適用する。

2 前項の場合において、国民年金基金の加入員であつた者が付加年金の受給権を取得した後、当該国民年金基金が解散したものであるときは、その国民年金基金が解散した月の翌月から、当該付加年金の額を改定する。

3 第一項の場合において、国民年金基金の加入員であつた者が老齢基礎年金の受給権を取得した後、当該国民年金基金が解散したものである場合(前項の規定に該当する場合を除く)におけるその者に対する第四十三条の規定の適用については、同条中「老齢基礎年金の受給権を取得」とあるのは、「加入員であつた国民年金基金が解散」と読み替へるものとする。

(支給の繰下げ)

第四十六条 付加年金の支給は、その受給権者が第二十八条第一項に規定する支給繰下げの申出を行つたときは、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始めるものとする。

2 第二十八条第四項の規定は、前項の規定によつて支給する付加年金の額について準用する。この場合において、同条第四項中「前条」とあるのは、「第四十四条」と読み替へるものとする。

(支給停止)

第四十七条 付加年金は、老齢基礎年金がその全額につき支給を停止されているときは、その間、その支給を停止する。

(失権)

第四十八条 付加年金の受給権は、受給権者が

死亡したときは、消滅する。

第四十八条の次に次の款名を付する。

第二款 寡婦年金

第四十九条第一項中「被保険者期間につき第二十六条に規定する要件に該当していた」を「第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である」に、「障害年金(第五十六條の規定によつて支給されるものを除く)を「障害基礎年金」に、「老齢年金」を「老齢基礎年金」に改める。

第五十条中「前月までの」の下に「第一号被保険者としての」を加え、「第二十七条第一項」を「第二十七条の規定」に、「二分の一」を「四分の一」に改める。

第五十二条の次に次の款名を付する。

第三款 死亡一時金

第五十二条の二第二項中「前月までの」の下に「第一号被保険者としての」を加え、「老齢年金、通算老齢年金、障害年金(第五十六条第一項の規定によつて支給されるものを除く)、母子年金(第六十一条第一項の規定によつて支給されるものを除く)又は準母子年金(第六十四条の三第一項の規定によつて支給されるものを除く)を「老齢基礎年金又は障害基礎年金」に改め、同条第二項第一号中「母子年金又は準母子年金」を「遺族基礎年金」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該死亡日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。

族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。

第五十二条の二第二項第二号中「その子の母」を「その子又は死亡した者の妻に、「母子年金」を「遺族基礎年金」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該胎児であつた子が生まれた日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。

第五十二条の二に次の一項を加える。

3 第一項に規定する死亡した者の子がその者の死亡により遺族基礎年金の受給権を取得した場合(その者の死亡によりその者の妻が遺族基礎年金の受給権を取得した場合を除く)であつて、その受給権を取得した当時その子と生計を同じくするその子の父又は母があることにより第四十一条第二項の規定によつて当該遺族基礎年金の支給が停止されるものであるときは、前項の規定は適用しない。

第五十二条の三第三項中「死亡一時金」の下に「(前項ただし書に規定するものを除く。次項において同じ。)」を加える。

第五十二条の四第一項中「前月までの」の下に「第一号被保険者としての」を加え、

年未満	二三、〇〇〇円	を	三年以上五年未満	一〇〇、〇〇〇円	に、「三六、〇〇〇円」
五年未満	二八、〇〇〇円	を	三年以上五年未満	一〇〇、〇〇〇円	に、「三六、〇〇〇円」

を「二六、五〇〇円」に、「四四、〇〇〇円」を「一六〇、〇〇〇円」に、「五二、〇〇〇円」を「二〇〇、〇〇〇円」に改め、同条第二項中「前月までの」の下に「第一号被保険者としての」を加える。

第五十二条の五中「第二十七条の二第一項」を「第四十五条第一項」に、「前条第二項」を「前二条」に改める。

第五十二条の六中「遺児年金又は」を削る。

第五十三条から第六十八条までを次のように改める。

第五十三條から第六十八條まで 削除

第六十九條中「障害年金」を「障害基礎年金」に改める。

第七十一条第一項中「母子年金、準母子年金、遺児年金」を「遺族基礎年金」に改め、「夫、男子たる子、父、祖父又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「死亡させた者にも」を「死亡させた者についても」に改め、同条第二項中「準母子年金又は遺児年金」を「遺族基礎年金」に改める。

第七十二条第二号中「別表に定める程度の障害の状態にあることにより老齢年金の受給権を有し、若しくはその額が計算されている者、障害年金」を「障害基礎年金」に改め、「孫若しくは弟妹」を削る。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第七十四條から第八十三條まで 削除

第八十四條第一項中「被保険者、被保険者であつた者及び受給権者」を「第一号被保険者及び第一号被保険者であつた者」に改める。

第八十五條第一項中「及び第三項」を削り、同項各号を次のように改める。

一 当該年度における基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）をいう。以下同じ。の給付に要する費用の総額（次号及び第三号に掲げる額を除く。以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）に、一から第九十四條の二第二項に規定する政令で定めるところにより算定した率を控除して得た率を乗じて得た額の三分の一に相当する額。

二 当該年度における保険料免除期間を有す

る者に係る老齢基礎年金（第二十七条ただし書の規定によつてその額が計算されるものに限り）の給付に要する費用の額に、イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数に乘じて得た額の合算額

イ 当該保険料免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）を三で除して得た数

ロ イに掲げる数と当該保険料納付済期間の月数とを合算した数

三 当該年度における第三十条の四の規定による障害基礎年金の給付に要する費用の百分の四十に相当する額

第八十五條中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第八十七條第四項中「第四條第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「四千五百円」を「六千八百円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 保険料の額は、この法律による給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。

第八十七條の二第一項中「被保険者」を「第一号被保険者」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「行なわれた」を「行われた」に、「第九十四條第二項」を「第九十四條第三項」に、「行なり」を「行ふ」に改め、同条第三項中「前における直近の基準月」を「の前月」に、「すでに」を「既に」に改める。

第八十九條中「前における直近の基準月」を「の前月」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 障害基礎年金又は被用者年金各法に基づき障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めものの受給権者であるとき。

第九十條第一項中「前における直近の基準月」を「の前月」に、「すでに」を「既に」に改める。

第九十一条を次のように改める。

（保険料の納期限）

第九十一条 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

第九十二条第一項中「十二月」を「翌年の二月」に、「翌年」を「における最初」に改める。

第九十四條第一項中「老齢年金又は通算老齢年金」を「老齢基礎年金」に、「これに相当する額を追納」を「追納」に、「さきに」を「先に」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額に政令で定める額を加算した額とする。

第九十四條の次に次の二条を加える。

（基礎年金拠出金）

第九十四條の二 厚生年金保険の管掌者たる府は、毎年度、基礎年金拠出金を負担する。府に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。

2 基礎年金拠出金の額は、保険料・拠出金算定対象額に当該年度における被保険者の総数に対する第二号被保険者の総数と第三号被保険者の総数とを合算した数の比率に相当するものとして毎年度政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する被保険者の総数、第二号被保険者の総数及び第三号被保険者の総数は、第一号被保険者、第二号被保険者及び第三号被保険者の適用の態様の均衡を考慮して、これらの被保険者のうち政令で定める者を基礎

として計算するものとする。
（第二号被保険者及び第三号被保険者に係る特例）

第九十四條の三 第八十七條第一項及び第二項並びに第八十八條第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者としての被保険者期間及び第三号被保険者としての被保険者期間については、政府は、保険料を徴収せず、被保険者は、保険料を納付することを要しない。

第一百一条第一項中「保険料」を「又は保険料」に改め、「又は通算年金通則法第七條第一項の規定による処分」を削り、同条第四項を削り、第五項を第四項とする。

第一百四條中「母子年金若しくは準母子年金」を「遺族基礎年金」に、「その額」を「障害基礎年金若しくは遺族基礎年金の額」に改め、「孫若しくは弟妹」を削る。

第一百七條第二項中「別表に定める程度の障害の状態にあることにより老齢年金の受給権を有し、若しくはその額が計算されている者、障害年金の受給権者又は同表に定める程度の障害基礎年金の受給権者若しくは障害等級に該当する障害の状態にあることによりその額が加算されている子又は障害等級に該当する」に、「遺児年金」及び「母子年金若しくは準母子年金」を「遺族基礎年金」に改め、「孫若しくは弟妹」を削る。

第一百八條中「受給権者の配偶者、扶養義務者若しくは義務教育終了後の子、夫の子、孫若しくは弟妹」及び「若しくはその配偶者」を削り、「公的年金給付」を「第三十六條の二第一項第一号に規定する政令で定める給付」に改める。

（経過措置）

第九十九條の三 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第百一十一条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第百一十一条の二第二項中「三万円」を「二十万円」に改める。

第百一十二条中「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第百一十三条中「五万円」を「十万円」に改める。

第百一十四条中「一万円」を「十万円」に改める。

第百一十六条中「被保険者(第八十七条の二第一項に規定する第八十九条各号又は第九十条第一項各号のいずれかに該当する被保険者で政令で定める者を除く)」を「第一号被保険者(第八十九条又は第九十条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者を除く)」に改める。

第百一十九条第二項中「被保険者」を「第一号被保険者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「被保険者」を「第一号被保険者」に改める。

第百二十条第一項第四号中「代議員会」を「代議員及び代議員会」に改める。

第百二十二条第四項及び第二百二十四条第六項中「一年」を「三年を超えない範囲内で規約で定める期間」に改める。

第百二十七条第一項中「被保険者」を「第一号被保険者」に改め、同条第四項第一号中「喪失したときの下に」又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者となつたときを加える。

第百二十九条第一項中「老齢年金(老齢福祉年金を除く。以下この章において同じ。）」又は通算老齢年金を「老齢基礎年金」に改め、同条第二項中「老齢年金又は通算老齢年金」を「老齢基礎年金」に改める。

第百三十条第二項中「老齢年金又は通算老齢年金」を「老齢基礎年金」に、「第二十八条第二項(第二十九条の五において準用する場合を含む。）」又は第二十八条の二第三項の規定により支給されるを「第二十八条又は附則第九条の二の規定による」に、「こえる」を「超える」に改め、

同条第三項中「当該基金の加入員期間に応じて第五十二条の四第一項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額をこえる」を「八千五百円を超える」に改める。

第百三十一条中「老齢年金又は通算老齢年金」を「老齢基礎年金」に、「こえる」を「超える」に改める。

第百三十三条を次のように改める。

第百三十三条 削除

第百三十八条の表中、「第三項本文、第五項及び第六項」を「及び第三項から第五項まで」に、「老齢年金(第七十九条の二第一項の規定によつて支給されるものを除く。）」又は通算老齢年金及び「老齢年金(第七十九条の二第一項の規定によつて支給されるものを除く。）」及び通算老齢年金を「老齢基礎年金」に、「夫、男子たる子、父、祖父又は被保険者若しくは」を「被保険者又は」に改める。

第百四十三条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第百四十五条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第五号中「行なう」を「行う」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第百四十六条から第百四十八条までの規定中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第三条から第七条の二までを次のように改める。

(組合員等に関する取扱い)

第三条 次の各号に掲げる者は、第七条第一項の規定にかかわらず、被保険者となしな。

一 被用者年金各法(厚生年金保険法を除く。以下「共済組合(以下「組合」という。))の組合員及び農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員(以下「組合員」という。))

二 組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を除く。))の配偶者であつて主として当該組合員の収入により生計を維持するものとして政令で定める者(厚生年

金保険の被保険者及び組合員を除く。以下「組合員の被扶養者たる配偶者」という。))

2 前項に該当する者が同項に該当しなくなつた場合において第七条第一項各号のいずれかに該当するときは、その日に被保険者の資格を取得するものとし、また、第一号被保険者又は第三号被保険者が前項に該当するに至つたときは、その日に被保険者の資格を喪失するものとする。

第四条 この法律による年金給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者であつて政令で定めるもの(組合員及び組合員の被扶養者たる配偶者を除く。))は、第七条第一項の規定にかかわらず、被保険者となしな。

2 前項に規定する者の被保険者の資格の取得及び喪失に必要事項は、政令で定める。

(任意加入被保険者)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者(第二号被保険者、第三号被保険者並びに組合員及び組合員の被扶養者たる配偶者を除く。))は、第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。

一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、第七条第一項第一号イ若しくはロに該当するもの又は前条第一項に規定する政令で定める者であるもの

二 日本国内に住所を有する六十歳以上六十歳未満の者

三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のもの

2 前項の規定による申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

3 第十三条第一項の規定は、第一項の規定による申出があつた場合に準用する。

4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5 第一項の規定による被保険者は、第九条第一号に該当するに至つた日の翌日又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日に、被保険者の資格を喪失する。

一 六十五歳に達したとき。

二 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。

三 附則第三条第一項に該当するに至つたとき。

四 前項の申出が受理されたとき。

6 第一項第一号に掲げる者である被保険者は、前項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したとき、又は第二号若しくは第三号に該当するに至つたときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなつたとき。

二 第七条第一項第一号イ及びロ並びに前条第一項に規定する政令で定める者のいずれにも該当しなくなつたとき。

三 被扶養配偶者となつたとき。

四 保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

7 第一項第二号に掲げる者である被保険者は、第五項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、前項第一号及び第四号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(同項第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

8 第一項第三号に掲げる者である被保険者は、第五項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当す

るに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至つたとき。

二 日本国籍を有する者及び第一項第三号に規定する政令で定める者のいずれにも該当しなくなつたとき。

三 被扶養配偶者となつたとき(六十歳未満であるときに限る)。

四 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

9 第一項の規定による被保険者は、第八十四条第一項及び第八十七条の二の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての被保険者期間は、第五号第二項の規定の適用については第七号第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間と、第四十九条から第五十二条の六までの規定の適用については第一号被保険者としての被保険者期間と、それぞれみなす。

10 第一項の規定による被保険者については、第八十九条及び第九十条の規定を適用しない。

第六号 第一号被保険者である者が第七号第一項第一号イ若しくはロ又は附則第四条第一項に規定する政令で定める者のいずれかに該当するに至つた場合(附則第三条第一項に該当する場合を除く)において、その者がこれに該当するに至らなかつたならば納付すべき保険料を、その該当するに至つた日の属する月以降の期間について、第九十三条第一項の規定により前納しているとき、又はその該当するに至つた日の属する月後における最初の四月の末日までに納付したときは、その該当するに至つた日において、前条第一項の申出をしたものとみなす。

(被保険者期間に関する特例)
第七号 第一号被保険者でなかつた期間のうち附則第五条第一項第一号又は第三号に該当し

た期間(第二号被保険者、第三号被保険者又は組合員若しくは組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間及び六十歳以上であつた期間を除く。以下「合算対象期間」という)又は組合員であつた期間若しくは組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間(二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。以下同じ)を有する者に対する第十号第一項の規定の適用については、当該合算対象期間並びに当該組合員であつた期間及び組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間は、被保険者期間とみなす。

2 前項の規定により被保険者期間とみなされる期間の計算については、第十一条の規定の例による。

3 第一項の場合において、組合員であつた期間又は組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間につき第十号第一項の規定の適用を受けようとする者については、当該組合員であつた期間又は組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間については、当該組合員の確認を受けたところによる。

4 前項の規定による確認に関する処分に不服がある者は、当該組合員に係る被用者年金各法の定めるところにより、当該被用者年金各法に定める審査機関に審査を請求することができる。

5 第三項の場合において、当該組合員であつた期間又は組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間に係る同項に規定する確認の処分に不服を不服を、第十号第一項に規定する被保険者の資格に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第七号の二 厚生年金保険の被保険者期間につき厚生年金保険法による保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき(同法第七十五条ただし書に該当するものを除く)は、当該被保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間

の計算の基礎となつた月に係る第二号被保険者としての被保険者期間は、第五号第二項の規定にかかわらず、保険料納付済期間に算入しない。その者の配偶者が第三号被保険者である場合における当該厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつた月に係る当該配偶者の第三号被保険者としての被保険者期間についても、同様とする。

附則第七号の二の次に次の一条を加える。

第七号の三 第二号被保険者については、第十二条及び第五十五条の規定を適用しない。

2 第七号第一項第二号に該当しなかつた者が同号に該当することにより被保険者となつたときは、都道府県知事は、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付するものとする。ただし、第十三条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

附則第八号に見出しとして「(資料の提供)」を付し、同条中「被用者年金各法に定める組合その他の管掌機関(恩給に関する数定庁、本属庁及び支給庁並びに地方公務員の退職年金に関するこれらに相当する機関を含む)」を「組合その他の第七号第一項第一号に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関」に改める。附則第九号から第九号の三までを次のように改める。

(老齢基礎年金等の支給要件の特例)
第九号 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有し、かつ、第二十六条ただし書に該当する者であつて、保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間並びに組合員であつた期間及び組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間を合算した期間が二十五年以上であるものは、同条、第三十七号(第四号に限る)、次条第一項及び附則第九号の三第一項の規定の適用については、第二十六条ただし書に該当しないものとみなす。

2 附則第七号第二項から第五項までの規定

は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第十号第一項」とあるのは「第二十六条又は第三十七号(第四号に限る)」と、同条第五項中「第十号第一項に規定する被保険者の資格」とあるのは「当該組合員であつた期間又は組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間に基づき老齢基礎年金又は遺族基礎年金」と読み替へるものとする。

(老齢基礎年金の支給の繰上げ)
第九号の二 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるもの(被保険者でないものに限る)は、当分の間、六十五歳に達する前に、社会保険庁長官に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第二十六条ただし書に該当したときは、この限りでない。

2 前項の請求があつたときは、第二十六条の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に老齢基礎年金を支給する。

3 前項の規定により支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額から政令で定める額を減じた額とする。

4 第二項の規定による老齢基礎年金は、受給権者が被保険者であるときは、その間、その支給を停止する。

5 第三十条第一項(第二号に限る)、第三十条の二、第三十条の三、第三十条の四第二項及び第四十九条並びに附則第五号の規定は、第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

6 寡婦年金の受給権は、受給権者が第二項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅する。

7 第三項の規定は、第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者が第八十七条の二の規定

による保険料に係る保険料納付済期間を有する場合における付加年金の額について準用する。

8 第二十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「(老齢基礎年金)」とあるのは「(老齢基礎年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。))」と、「老齢基礎年金の受給権者」とあるのは「老齢基礎年金の受給権者(六十五歳に達している者に限る。))」とする。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する老齢年金の支給)

第九條の三 第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料免除期間及び旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間を合算した期間が二十五年以上である者が六十五歳に達したときは、その者に老齢年金を支給する。ただし、当該保険料納付済期間と当該保険料免除期間とを合算した期間が一年以上であり、かつ、第二十六條ただし書に該当する場合に限る。

2 前項の規定により支給する老齢年金の額は、第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七條の規定の例によつて計算した額とする。

3 第一項の規定による老齢年金は、第三章(第二節及び第三十七條の規定を除く。)及び第七章から第十章まで並びに厚生年金保険法第三十八條の規定の適用については、老齢基礎年金とみなす。

4 第二十八條及び前条(同条第一項ただし書を除く。)の規定は、第一項に規定する要件に該当する者について準用する。この場合において、前条第一項中「保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する」とあるのは「次条

第一項に規定する要件に該当する」と、同条第二項中「第二十六條」とあるのは「次条第一項」と読み替へるものとする。

5 第一項の規定による老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。附則第九條の三の次に次の三條を加える。(組合員であつた者に係る障害基礎年金及び遺族基礎年金の特例)

第九條の四 障害基礎年金は、その受給権者が当該傷病による障害について組合が支給する年金たる給付を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

2 疾病にかかり、又は負傷し、二十歳に達する日以前におけるその初診日において組合員であつた者の当該傷病による障害については、第三十條の四の規定は適用しない。

3 第三十二條第二項の規定は、障害基礎年金の受給権者が更に障害基礎年金の受給権を取得し、当該新たに取得した障害基礎年金が第一項の規定によりその支給を停止すべきものである場合に準用する。

第九條の五 第三十六條の二及び第八條の規定の適用については、組合が支給する年金たる給付は、第三十六條の二第一項第一号に規定する政令で定める給付とみなす。

第九條の六 遺族基礎年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について組合が支給する年金たる給付を受けることができる者があるときは、その間、その額の五分の二に相当する部分(当該年金たる給付の額が当該遺族基礎年金の額の五分の二に相当する額に満たないときは、当該年金たる給付の額に相当する部分)の支給を停止する。

別表を削る。

(厚生年金保険法の一部改正)

第三條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五號)の一部を次のように改正する。
第二十條の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	六八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満
第二級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第三級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第四級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第五級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第六級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第七級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第八級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第九級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第一〇級	一二八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第一一級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一二三、〇〇〇円未満
第一二級	一三四、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円以上 一二八、〇〇〇円未満
第一三級	一四二、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第一四級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一五級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一六級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一七級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一八級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一九級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第二一級	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第二二級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第二三級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第二四級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三二〇、〇〇〇円未満
第二五級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二六級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満

第二七級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二八級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二九級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第三〇級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第三一級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上

第四十二条第二項第五号中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第四十六条第一項中「第十二級」を「第六級」に、「第十三級から第十七級まで」を「第七級から第十一級まで」に、「第十八級から第二十級まで」を「第十二級から第十四級まで」に改め、同条第二項中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第四十六条の三第四号中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第四十六条の七第一項中「第十二級」を「第六級」に、「第十三級から第十七級まで」を「第七級から第十一級まで」に、「第十八級から第二十級まで」を「第十二級から第十四級まで」に改め、同条第二項中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第四十七条第二項中「なかつたもの」の下に「(六十五歳に達する日の前々日以前に障害認定日があるものに限る。)」を加え、「初診日から起算して五年を経過する日」を「同日後六十五歳に達する日の前日」に改める。

第八十一條第五項第一号中「千分の百六」を「千分の百二十四」に、「千分の七十四」を「千分の九十二」に改め、同項第二号中「千分の八十九」を「千分の百十三」に、「千分の六十」を「千分の八十三」に改め、同項第三号中「千分の百十八」を「千分の百三十六」に、「千分の七十四」を「千分の百四」に改め、同項第四号中「千分の百六」を「千分の百二十四」に改める。

附則第二十八条の三第一項第四号中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第四条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中第二節 老齢年金」を「第二節 老齢厚生年金」に改め、「第二節の二 通算老齢年金(第四十六條の二、第四十六條の七)」を削り、「第三節 障害年金及び障害手当金」を「第三節 障害厚生年金及び障害手当金」に、「第四節 遺族年金(第五十八條、第六十八條の二)」を第四節 遺族厚生年金(第五十八條、第七十二條)に改め、「第四節の二 通算遺族年金(第六十八條の三、第六十八條の六)及び「第五節 脱退手当金(第六十九條、第七十二條)」を削り、「第六節 保険給付の制限」を「第五節 保険給付の制限」に改める。

第一条中、「死亡又は脱退」を「又は死亡」に、「行なう」を「行ふ」に改める。

第三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 保険料納付済期間 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第五條第二項に規定する保険料納付済期間をいう。

二 保険料免除期間 国民年金法第五條第三項に規定する保険料免除期間をいう。

第三条第一項第三号から第七号までを削り、同項第八号中「但し」を「ただし」に、「三箇月をこえる」を「三月を超え」に改め、同号を同項第三号とする。

第五條中「社会保険審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第六條第一項中「左の各号の一」を「次の各号

のいずれか」に、「又は」を「若しくは」に改め、「という」の下に「又は船舶」を加え、同項第一号中「左」を「次に」に改め、同項第二号中「法人」の下に「事業所又は」を加え、「五人以上の」を削り、同項に次の一号を加える。

三 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員(以下単に「船員」という。)として船舶所有者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。)に使用される者が乗り組む船舶(第五十九條の二を除き、以下単に「船舶」という。)

第六條第三項を同条第四項とし、同条第二項中前項を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号に規定する船舶の船舶所有者は、適用事業所の事業主とみなす。

第七條中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第八條第一項中「第六條第二項」を「第六條第三項」に改める。

第八條の二第一項中「二以上の適用事業所」の下に「(船舶を除く。)」を加える。

第八條の二の次に次の一項を加える。

第八條の三 二以上の船舶の船舶所有者が同一である場合には、当該二以上の船舶は、一の適用事業所とする。この場合において、当該二以上の船舶は、第六條の適用事業所でないものとみなす。

第九條及び第十條第一項中「使用される」の下に「(六十五歳未満の)」を加える。

第十二條中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「臨時に使用される者」の下に「(船舶所有者に使用される船員を除く。)」を加え、「二箇月」を「一月」に、「日」を「日々」に、「二箇月」を「二月」に改

め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「使用される者」の下に「(船舶所有者に使用される船員を除く。)」を加え、「四箇月」を「四月」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「六箇月」を「六月」に改め、同号を同条第五号とする。

第十四條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「さらに」を「更に」に改め、「至つたとき」の下に、「又は第五号に該当するに至つたとき」を加え、同条第二号中「事業所」の下に「又は船舶」を加え、同条に次の一号を加える。

五 六十五歳に達したとき。

第十五條から第十七條までを次のように改める。

第十五條から第十七條まで 削除

第十八條の見出しを「(資格の得喪の確認)」に改め、同条第一項中「並びに被保険者の種別の変更」を削り、「但し」を「ただし」に、「第十四條第三号」及び「第十四條第三号」に改め、「並びに第四種被保険者の資格の取得及び喪失」を削る。

第十九條第三項を削り、同条第四項中「さらに」を「更に」に改め、同項を同条第三項とする。

第十九條の二を次のように改める。

第十九條の二 被保険者が厚生年金基金の加入員(以下この条において単に「加入員」という。)となつた月は加入員であつた月と、加入員であつた者が加入員でなくなつた月は加入員でなかつた月とみなす。同一の月において、二回以上にわたり加入員であるかないかの区別に変更があつたときは、その月は、最後に加入員であつたときは加入員であつた月と、最後に加入員でなかつたときは加入員でなかつた月とみなす。

第二十四條の次に次の一項を加える。

(船員たる被保険者の標準報酬)

第二十四條の二 船員たる被保険者の標準報酬の決定及び改定については、第二十一條から

前条までの規定にかかわらず、船員保険法第四條第二項から第六項まで及び第四條ノ二の規定の例による。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 削除

第二十七條中、「被保険者の種別の変更」を削る。

第三十二條各号を次のように改める。

一 老齢厚生年金

二 障害厚生年金及び障害手当金

三 遺族厚生年金

第三十四條を次のように改める。

(年金額の自動改定)

第三十四條 年金たる保険給付については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数以下「物価指数」という。が昭和六十年(この項の規定による年金たる保険給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年)の物価指数の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該年金たる保険給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金たる保険給付の額の改定の措置は、政令で定める。

第三十五條中、「保険給付の額」の下に「(第四十四條第一項、第五十條の二第一項又は第六十二條第一項の規定により加算する額を除く。又は当該加算する額を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するものほか、保険給付の額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

第三十七條第二項中「遺族年金又は通算遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第三十八條を次のように改める。

(併給の調整)

第三十八條 年金たる保険給付(遺族厚生年金

を除く。は、その受給権者が他の年金たる保険給付又は国民年金法による年金たる給付(当該年金たる保険給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。以下この条において同じ。)を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。遺族厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付又は同法による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金を除く。)を受けることができる場合における当該遺族厚生年金についても、同様とする。

2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金たる保険給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。ただし、その者に係る同項に規定する他の年金たる保険給付又は国民年金法による年金たる給付について、この項の本文若しくは次項又は同法第二十条第二項の規定(これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。)によりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされた年金たる保険給付について、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の支給が行われる場合は、その事由が生じたときにおいて、当該年金たる保険給付に係る前項の申請があつたものとみなす。

4 第二項の申請(前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。)は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

第三十九條に次の一項を加える。

3 同一人に対して国民年金法による年金たる給付の支給を停止して年金たる保険給付を支給すべき場合において、年金たる保険給付を支給すべき事由が生じた月の翌月以後の分として同法による年金たる給付の支払が行われたときは、その支払われた同法による年金た

る給付は、年金たる保険給付の内払とみなすことができる。

第四十一條第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」を「老齢厚生年金」に改め、同条第二項中「但し、老齢年金、通算老齢年金及び脱退手当金」を「ただし、老齢厚生年金」に改める。

「第二節 老齢年金」を「第二節 老齢厚生年金」に改める。

第四十二條第一項を次のように改め、同条第二項及び第三項を削る。

老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たないときは、この限りでない。

第四十三條第一項を次のように改め、同条第二項から第六項までを削る。

老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額(被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ。)の千分の七・五に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

第四十四條第一項を次のように改める。

老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限り)の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子の者の六十五歳未満の配偶者、十八歳未満の子又は二十歳未満で第四十七條第二項に規定する障害等級(以下この条において単に「障害等級」という。)の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。

第四十四條第三項中「規定する」を「の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、」に「左の各号の一」を「次の各号のいずれ

か」に改め、「その者については」を削り、「かわらず」の下に「その者に係る同項の」を加え、「計算」を「加算」に改め、同項第七号中「別表第一に定める一級又は二級の」を「障害等級の一級又は二級に該当する」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「受給権者がその権利を取得した当時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の」を「障害等級の一級又は二級に該当する」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 子が、婚姻をしたとき。

第四十四條第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 配偶者が、六十五歳に達したとき。

第四十四條第三項に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

十 子が、二十歳に達したとき。

第四十四條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については十八万円とし、同項に規定する子については一人につき六万円(そのうち二人までについては、それぞれ十八万円)とする。

第四十四條の二第一項中「老齢年金」を「老齢厚生年金」に、「第四十三條第一項の基本年金額のうち第三十四條第一項第二号に掲げる」を「第四十三條に規定する」に改め、「(同条第四項の規定を適用して計算する場合を含む。)」を削り、同条第二項から第四項までの規定中「老齢年金」を「老齢厚生年金」に改める。

第四十四條の二の次に次の一条を加える。

(支給の繰下げ)

第四十四條の三 老齢厚生年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢厚生年金を請求していなかつたものは、社会保険庁長官に当該老齢厚生年金の支給繰下げ

の申出をすることができ。ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金たる保険給付若しくは国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金を除く。以下この項において同じ。）の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日以後に他の年金たる保険給付若しくは同法による年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 前項の申出は、国民年金法による老齢基礎年金の受給権を有する者にあつては、同法第二十八條第一項に規定する支給繰下げの申出と同時にしなければならない。

3 第一項の申出をした者に対する老齢厚生年金の支給は、第三十六條第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から始めるとする。

4 第一項の申出をした者に支給する老齢厚生年金の額は、第四十三條及び第四十四條の規定にかかわらず、これらの規定により計算した額に政令で定める額を加算した額とする。

第四十五條中「老齢年金」を「老齢厚生年金」に改める。

第四十六條を次のように改める。

（支給停止）
第四十六條 第四十四條第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金は、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限り）又は障害厚生年金（その全額につき支給を停止されている老齢厚生年金又は障害厚生年金を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

2 第四十四條第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている

配偶者が、国民年金法による障害基礎年金、共済組合が支給する年金たる給付その他の年金たる給付のうち、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第三章第二節の二を削る。

「第三節 障害年金及び障害手当金を「第三節 障害厚生年金及び障害手当金」に改める。

第四十七條の見出しを「障害厚生年金の受給権者」に改め、同条第一項中「障害年金」を「障害厚生年金」に改め、「被保険者であつた間に」を削り、「負傷した者が、その傷病に係る初診日」を「負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において被保険者であつた者が、当該初診日に、別表第一に定める」を「次項に規定する障害等級に該当する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

第四十七條第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

態になつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

2 前条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害厚生年金を支給する。

第四十七條の三 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（以下この条において「基準傷病」という。）に係る初診日において被保険者であつた者であつて、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害（以下この条において「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）に係る初診日以降であるときに限る。）は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害厚生年金を支給する。

2 第四十七條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「当該傷病」とあるのは、「基準傷病」と読み替へるものとする。

3 第一項の障害厚生年金の支給は、第三十六條第一項の規定にかかわらず、当該障害厚生年金の請求があつた月の翌月から始めるものとする。

級に該当する程度の障害の状態に該当する場合に限る。以下この条、次条及び第五十二條の二において同じ。）の「さらに」を更に」に、「障害年金」を「障害厚生年金」に改め、同条第二項中「障害年金」を「障害厚生年金」に改める。

第四十九條第一項中「障害年金」を「障害厚生年金」に、「さらに」を「更に」に改め、同条第二項中「障害年金」を「障害厚生年金」に改める。

第五十條の前の見出しを「（障害厚生年金の額）」に改め、同条第一項を次のように改める。

障害厚生年金の額は、第四十三條の規定の例により計算した額とする。この場合において、当該障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が三百に満たないときは、これを三百とする。

第五十條第二項中「障害年金」を「障害厚生年金」に、「前項」を「前二項」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 障害の程度が障害等級の一級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額とする。

第五十條の次に次の一条を加える。

第五十條の二 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があつたときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、十八万円とする。

3 第四十四條第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第二項の規定によりその額が加算された障害厚生年金について準用する。

第五十一條第一項を次のように改め、同条第

二項を削る。

第五十条第一項に定める障害厚生年金の額については、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日（第四十七条の三第一項の規定による障害厚生年金について）は同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第四十八条第一項の規定による障害厚生年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（第四十七条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日）のうちいずれか遅い日とする。の属する月後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

第五十二条第一項中「障害年金」を「障害厚生年金」に、「障害の等級以外の等級」を「障害等級以外の障害等級」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「障害年金」を「障害厚生年金」に改める。

第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 障害厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く）の受給権を有するに至つたときは、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害と当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害厚生年金の額を改定する。

第五十三条中「障害年金」を「障害厚生年金」に、「別表第一に定める」及び「同表に定める」を「障害等級に該当する」に改める。

第五十四条第一項中「障害年金」を「障害厚生年金」に改め、同条第二項中「障害年金」を「障害厚生年金」に、「別表第一に定める」を「障害等級に該当する」に改め、同条第三項中「第四項及び第五項を削り、「障害年金」を「障害厚生年金」に改める。

第五十四条の二を削る。

第五十五条第一項中「被保険者であつた間に」を削り、「負傷した者が、その傷病に係る

初診日」を「負傷し、その傷病に係る初診日において被保険者であつた者が、当該初診日」に、「別表第一に」を「政令で」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第四十七条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第五十六条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「老齢年金」を「年金たる保険給付」に、「障害年金」を「国民年金法による年金たる給付又は共済組合が支給する年金たる給付」に、「又は労働者災害補償保険法」を「労働者災害補償保険法」に改め、「障害給付」の下に「又は船員保険法による障害年金」を加える。

第五十七条中「基本年金額」を「第五十条第一項の規定の例により計算した額」に、「百分の百五十」を「百分の二百」に改める。

「第四節 遺族年金」を「第四節 遺族厚生年金」に改める。

第五十八条第一項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に、「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

第五十八条第一項第一号を削り、同項第二号中「通算年金通則法第四條第一項各号に掲げる期間を合算した期間が六箇月以上である」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「通算年金通則法第四條第一項各号に掲げる期間を合算した期間が六箇月以上である者」を「被保険者であつた者」に、「発した傷病に係る」を「初診日がある傷病により当該」に改め、「、その傷病により」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「別表第一に定める」を「障害等級の」に改める。

第五十九条第一項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改め、同項第一号中「であるか、又は別表第一に定める」を「一級若しくは二級の障害の状態にあること」に改め、同項第二号中「別表第一に定める」を「二十歳未満で障害等級の」に、「二級の」を「二級に該当する」に、「あること」を「あり、かつ、現に婚姻をしていないこと」に改め、同条第二項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第五十九条の二中「三箇月」を「三月」に、「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第六十条第一項を次のように改める。

遺族厚生年金の額は、第四十三条の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額とする。この場合において、第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族厚生年金については、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が三百に満たないときは、これを三百とする。

第六十条第二項を削り、同条第三項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に、「前二項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

に、「二級の」を「二級に該当する」に、「障害年金」を「障害厚生年金」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 老齢厚生年金の受給権者又は第四十二条ただし書に該当しない者が、死亡したとき。

第五十八条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、死亡した被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

第五十九条第一項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改め、同項第一号中「であるか、又は別表第一に定める」を「一級若しくは二級の障害の状態にあること」に改め、同項第二号中「別表第一に定める」を「二十歳未満で障害等級の」に、「二級の」を「二級に該当する」に、「あること」を「あり、かつ、現に婚姻をしていないこと」に改め、同条第二項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第五十九条の二中「三箇月」を「三月」に、「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第六十条第一項を次のように改める。

遺族厚生年金の額は、第四十三条の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額とする。この場合において、第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族厚生年金については、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が三百に満たないときは、これを三百とする。

第六十条第二項を削り、同条第三項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に、「前二項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十一条中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条 遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く）の受給権者である妻がその権利を取得した当時四十歳以上六十五歳未満であつたときは、その者が六十五歳に達するまでの間、第六十条の遺族厚生年金の額に四十五万円を加算する。

2 前項に規定する遺族厚生年金の受給権者である妻が六十五歳に達したときにおける年金の額の改定は、その者が六十五歳に達した日の属する月の翌月から行う。

第六十二条の二を削る。

第六十三条第一項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第二項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「但し」を「ただし」に改め、「受給権を取得した時から引き続き」を削り、「別表第一に定める」を「障害等級の」に、「二級の」を「二級に該当する」に改め、同項に次の一号を加える。

三 子又は孫が、二十歳に達したとき。

第六十三条第三項を削り、同条第四項中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十四条中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条 第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金は、その受給権者である妻が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第六十五条の二を削る。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 子に対する遺族厚生年金は、妻が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族厚生年金が次項本文又は次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

2 妻に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族厚生年金が次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 夫に対する遺族厚生年金は、子が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

第六十七条第一項中「配偶者」の下に「又は子」を加え、「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改め、「子」の下に「又は配偶者」を加え、同条第二項中「配偶者」の下に「又は子」を加える。

第六十八条中「遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第六十八条の二を削る。

第三章第四節の二を削る。

第五節 脱退手当金を削る。

第六十九条から第七十二条までを次のように改める。

第六十九条から第七十一条まで 削除

第七十二条中「障害年金」を「障害厚生年金」に、「支給せず、また、当該障害については、第四十二条第二項の規定は、適用しない」を「支給しない」に改める。

第七十三条中「障害年金」を「障害厚生年金」に、「等級」を「障害等級」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第七十五条第二項を削る。

第七十六条第一項中「遺族年金又は通算遺族年金」を「遺族厚生年金」に、「死亡させた者」に「死亡させた者」に改め、同条第二項中「遺族年金又は通算遺族年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第七十七条中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「別表第一に定める」を「障害等級に該当する」に、「加給年金額の計算の基礎となつて」を「第四十四条第一項の規定によりその者について加算が行われている」に改める。

第三章第六節を同章第五節とする。

第八十条第一項を次のように改める。

国庫は、毎年度、厚生年金保険の管掌者たる政府が国民年金法第九十四条の二の規定により負担する基礎年金拠出金(以下単に「基礎年金拠出金」という。)の額の三分の一に相当する額を負担する。

第八十条第二項中「事務」の下に「基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む。」を加える。

第八十一条第一項中「費用」の下に「基礎年金拠出金を含む。」を加え、同条第四項中「費用」の下に「(基礎年金拠出金を含む。)」を加え、「且つ、少くとも」を「かつ、少なくとも」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 保険料率は、当分の間、千分の百二十四(厚生年金基金の加入員である被保険者にあつては、千分の九十二)とする。

第八十二条第一項ただし書及び同条第三項を削り、同条第四項中「事業所」の下に「又は船舶」を加え、同項を同条第三項とする。

第八十三条第一項中「(第四種被保険者が納付すべき保険料については、その月の十日)」を削る。

第八十三条の二を削る。

第八十四条第一項中「事業所」の下に「又は船舶」を加える。

第八十五条中「左の」を「次の」に改め、同条に次の一号を加える。

四 被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があつた場合、又は当該船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至つた場合

第九十条第四項中「基」を「基づく」に改め、「又は通算年金通則法第七條第一項の規定による確認を削る。

第九十七条第一項中「別表第一に定める」を「障害等級に該当する」に、「加給年金額の計算の基礎となつて」を「第四十四条第一項の規定によりその者について加算が行われている」に改める。

第九十条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第百条の二 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第百二条第一項中「六箇月」を「六月」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第百三条中「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第百五条中「一万円」を「十万円」に改める。

第百十條中「(第四種被保険者を除く。)」を削る。

第百十一条第一項中「(第四種被保険者を除く。以下次項において同じ。)」を削る。

第百十五條第一項第三号中「所在地」の下に「(船舶の場合にあつては、船舶所有者の名称及び所在地)」を加え、同項第四号中「代議員会」を「代議員及び代議員会」に改める。

第百十七條第四項及び第百十九條第五項中「二年」を「三年を超えない範囲内で規約で定める期間」に改める。

第百二十二條中「(第四種被保険者を除く。)」を削る。

第百二十三條中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同条第二号中「事業所」を「事業所又は船舶」に改め、同条に次の一号を加える。

又は船舶が「に」改める。

第百二十四條各号列記以外の部分中「各号の」を「各号のいずれかに」に、「さらに」を「更に」に改め、「至つたとき」の下に「又は第五号に該当するに至つたとき」を加え、同条第三号中「事業所」を「事業所又は船舶」に改め、同条に次の一号を加える。

五 六十五歳に達したとき。

第百二十七條中「(以外の事業所)」の下に「又は船舶」を加える。

第百三十條第六項中「又は生命保険会社」を「生命保険会社その他政令で定める法人」に改める。

第百三十一條第一項中「次の各号の一に該当する場合」を「老齢厚生年金の受給権を取得したとき」に、「行」を「支給する」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「老齢年金又は通算老齢年金」を「老齢厚生年金」に改め、「(通算老齢年金の受給権者が老齢年金の受給権を取得したときを除く。)」を削る。

第百三十二條第二項を次のように改める。

2 基金が支給する年金給付であつて、老齢厚生年金の受給権者に支給するものの額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち同時に当該基金の加入員であつた期間(以下この項において「加入員たる被保険者であつた期間」という。)の平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額を超えるものでなければならぬ。

第百三十三條を次のように改める。

第百三十三條 老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該年金給付の額のうち、前条第二項に規定する額を超える部分については、この限りでない。

第百三十五条中「老齡年金又は通算老齡年金」を「老齡厚生年金」に改める。

第百三十六条中「老齡年金、通算老齡年金又は脱退手当金」を「老齡厚生年金」に改める。

第百三十七条を次のように改める。

第百三十七条 削除

第百四十条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項第一号中「事業主の事業所」の下に「又は船舶」を加え、同条第七項中「以外の事業所」の下に「又は船舶」を加える。

第百四十一条中「設立事業所」との下に、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」とを加え、「以外の事業所」を「以外の適用事業所」に改め、「以外の事業所」との下に「同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」とを加える。

第百四十三条第四項中「事業所の」を「適用事業所の」に改める。

第百四十四条第一項中「事業所の」を「適用事業所の」に、「その事業所」を「その適用事業所」に改め、「(第四種被保険者を除く。以下次項において同じ。)」を削り、同条第二項中「事業所に」を「適用事業所に」に改め、同条第三項中「事業所」を「適用事業所」に改める。

第百五十九条第六項中「又は生命保険会社」を「生命保険会社その他政令で定める法人」に改める。

第百六十四条第一項中「老齡年金、通算老齡年金又は脱退手当金」を「老齡厚生年金」に改める。

第百六十五条を次のように改める。

第百六十五条 削除

第百八十二条第一項中「六箇月」を「六月」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「以外の事業所」を「以外の適用事業所」に、「六箇月」を「六月」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第百八十三条第一項中「六箇月」を「六月」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第百八十五条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百八十六条中「一万円」を「十万円」に改める。

第百八十七条及び第百八十八条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第四条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の四條を加える。

(被保険者の資格の特例)
第四条の二 この法律による年金たる保険給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者であつて政令で定めるものは、第九条及び第十條の規定にかかわらず、被保険者となしな。

2 前項に規定する者の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

(高齢任意加入被保険者)
第四条の三 適用事業所に使用される六十五歳以上の者であつて、老齡厚生年金、国民年金法による老齡基礎年金その他の老齡又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しないもの(第十二条各号又は前条第一項に該当する者を除く)は、第九条の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができ。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、被保険者の資格を取得する。

3 前項に規定する者が、初めて納付すべき保険料を滞納し、第八十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないときは、第一項の規定による被保険者とならなかつたものとみなす。ただし、第七項ただし書に規定する事業主の同意がある場合は、この限りでない。

4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

格を喪失することができる。

5 第一項の規定による被保険者は、第十四条第一号、第二号若しくは第四号又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 第八條第一項の認可があつたとき。

二 第一項に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。

三 前項の申出が受理されたとき。

6 第一項の規定による被保険者は、保険料(初めて納付すべき保険料を除く)を滞納し、第八十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき(次項ただし書に規定する事業主の同意があるときを除く)は、前項の規定にかかわらず、第八十三条第一項に規定する当該保険料の納期限の属する月の前月の末日に、被保険者の資格を喪失する。

7 第一項の規定による被保険者は、第八十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、保険料の全額を負担し、自己の負担する保険料を納付する義務を負うものとし、その者については、第八十四条の規定は、適用しない。ただし、その者の事業主が、当該保険料の半額を負担し、かつ、その被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うことに同意をしたときは、この限りでない。

8 事業主は、第一項の規定による被保険者の同意を得て、将来に向かつて前項ただし書に規定する同意を撤回することができる。

9 第一項から第六項までに規定するもののは、第一項の規定による被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第四条の四 適用事業所に使用される被保険者のうち、前条第一項の規定による被保険者であつてその者に係る保険料の負担及び納付につき同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がないものは、第百二十二條の規定にかかわらず、当該基金の加入員となしな。

つき同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がないものは、第百十條、第百十一條及び第百四十四條の規定の適用については、被保険者でないものとみなす。

2 基金の設立事業所に使用される被保険者のうち、前条第一項の規定による被保険者であつてその者に係る保険料の負担及び納付につき同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がないものは、第百二十二條の規定にかかわらず、当該基金の加入員となしな。

3 前条第一項の規定による被保険者(同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がある者に限る)である加入員は、当該事業主の同意があつた日又はその使用される事業所が設立事業所となつた日のいずれか遅い日に、加入員の資格を取得する。

4 前項の規定により加入員の資格を取得した者は、第百二十四條第一号から第四号まで若しくは前条第五項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するに至つた日又は同条第七項ただし書に規定する事業主の同意が撤回された日の翌日(その事実があつた日に更に前項に該当するに至つたときは、その日)に、加入員の資格を喪失する。

第四条の五 適用事業所以外の事業所に使用される六十五歳以上の者であつて、附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないもの(附則第四条の二第二項に該当する者を除く)は、都道府県知事の認可を受けて、被保険者となることができ。

この場合において、第十條第二項、第十一條、第十二條、第十三條第二項、第十四條、第十八條第一項ただし書、第二十七條、第二十九條、第三十條、第百二條第一項(第一号及び第二号に限る)及び第百四條の規定を準用する。

2 前項の規定により被保険者となつたものは、同項において準用する第十四條の規定によるほか、附則第四条の三第一項に規定する

政令で定める給付の受給権を取得した日の翌日に、被保険者の資格を喪失する。
附則第八条から第二十三条までを次のように改める。

(老齢厚生年金の特例)

第八条 当分の間、一年以上の被保険者期間を有する六十五歳未満の者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

一 第四十二条ただし書に該当しない者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

二 六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に六十歳に達した者が、被保険者となることなくして第四十二条ただし書に該当しなくなつたとき。

三 第四十二条ただし書に該当しない被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が政令で定める等級以下の等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が当該政令で定める等級以下の等級であるものが、同条ただし書に該当しなくなつたとき。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四条に規定する事業の事業場を使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保険者(以下この項及び附則第二十八条の二において「坑内員たる被保険者」という。)であつた期間又は船員として船舶に使用される被保険者(以下この項及び附則第二十八条の二において「船員たる被保険者」という。)であつた期間を有する六十歳未満の者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、その者に同項の老齢厚生年金を支給する。

る。

一 坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上であり、かつ、第四十二条ただし書に該当しない者が、五十五歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして五十五歳に達したとき。

二 坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者が、五十五歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に五十五歳に達し、被保険者となることなくして第四十二条ただし書に該当しなくなつたとき。

3 前項に規定する坑内員たる被保険者であつた期間又は船員たる被保険者であつた期間の計算については、厚生年金基金の加入員であつた期間に係る被保険者期間の計算の例による。

4 第一項の老齢厚生年金は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金(同法附則第九条の二第四項の規定によりその支給が停止されているものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

第九条 前条の規定による老齢厚生年金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

一 千二百五十円に被保険者期間の月数(当該月数が四百二十を超えるときは、四百二十とする。)を乗じて得た額

二 被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額

2 前項の老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎とな

ない。

3 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を第一項の老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

4 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、第一項の老齢厚生年金の額について準用する。この場合において、第四十四条第一項中「当時」とあるのは「当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、附則第九条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)」と、「前条」とあるのは「附則第九条第一項から第三項まで」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条に規定する額」とあるのは「附則第九条第一項に規定する額」と読み替へるものとする。

第十条 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権は、第四十五条の規定により消滅するほか、受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

第十一条 附則第八条の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が被保険者である間は、その支給を停止する。ただし、受給権者である被保険者が六十歳以上である間において、その者の標準報酬等級が同条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間については、当該標準報酬等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、老齢厚生年金の額(附則第九条第四項において準用する第四十

四条第二項に規定する加給年金額を除く。)の百分の八十、百分の五十又は百分の二十に相当する部分に限り支給を停止する。
第十二条 第四十四条の三の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金については、適用しない。

第十三条 基金が支給する年金給付は、第二百三十一条第一項の規定によるほか、当該基金の加入員又は加入員であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給するものでなければならぬ。

一 加入員又は加入員であつた者が、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該老齢厚生年金の受給権を取得したときを除く。

二 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者で当該老齢厚生年金の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであつて、その年金の額が、附則第九条第三項の規定により改定されたとき。

ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

2 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、当該老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したときを除く。以外の理由によつて、その受給権を消滅させるものであつてはならない。

3 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金給付については、第二百三十三条中「規定する額」とあるのは、「規定する額(当該老齢厚生年金が附則第十一条の規定によりその額の一部につき支給が停止されているときは、前条第二項に規定する額から、当該額につき附則第十一条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額を控除して得た額に相当する額)」とする。

(老齢厚生年金の支給要件の特例)

第十四条 被保険者期間を有する者であつて、その者の保険料納付済期間、保険料免除期間、国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間並びに同法附則第三条第一項に規定する組合員であつた期間及び同法附則第七條第一項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間を合算した期間が二十五年以上であるものは、第四十二条及び第五十八條第一項(第四号に限る。)並びに附則第八條第一項及び第二項、次条、附則第二十八條の三第一項並びに附則第二十八條の四第一項の規定の適用については、第四十二条ただし書に該当しないものとみなす。

2 国民年金法附則第七条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第十條第一項」とあるのは、「第四十二条、第五十八條第一項(第四号に限る。)、附則第八條第一項若しくは第二項、次条、附則第二十八條の三第一項又は附則第二十八條の四第一項」と、同条第五項中「第十條第一項に規定する被保険者の資格」とあるのは、「当該組合員であつた期間及び組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間に基づき老齢厚生年金又は遺族厚生年金」と読み替へるものとする。

第十五条 六十五歳に達した日において第四十二条に該当しない者であつて、同日以後に附則第四条の三第一項若しくは第四条の五第一項の規定によつて被保険者となり、又は同日以後に国民年金法附則第三条第一項に規定する組合員であつた期間を有することとなつたものが、第四十二条ただし書に該当しなくなつたとき(被保険者期間を有するときに限る。)は、その者に同条の老齢厚生年金を支給する。

(加給年金額に関する経過措置)
第十六条 附則第八條の規定による老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者

期間の月数が二百四十以上であるものに限り)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、第四十四条第一項及び第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「附則第八條に規定する老齢厚生年金の受給権を取得したときから引き続き(当該受給権を取得した当時当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、当該被保険者期間の月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き)」とする。

(遺族厚生年金の併給の調整の特例)
第十七条 第三十八條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「老齢基礎年金」とあるのは、「老齢基礎年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限り)」とする。

第十八条から第二十三条まで 削除
附則第二十八條の二中、次条において「以下に、第一種被保険者又は第二種被保険者を一坑内員たる被保険者及び船員たる被保険者以外の被保険者に、第三十四條第一項第二号及び第四項を、第四十三條及び附則第九條第一項第二号に、第一号を、第四号に、並びに第八十條第一項第三号を、及び第六十條第一項に改める。

附則第二十八條の三及び第二十八條の四を次のように改める。
(旧共済組合員期間を有する者に対する特例
老齢年金の支給)
第二十八條の三 被保険者期間が一年以上である者で第四十二条ただし書に該当するものが、次の各号のいずれかに該当したときは、その者に特例老齢年金を支給する。
一 被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上である者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

二 被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上である被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間にいて、その者の標準報酬等級が附則第八條第一項第三号に規定する政令で定める等級以下の等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が当該政令で定める等級以下の等級である者が、被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算して二十年に達するに至つたとき。

三 被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上である者が、六十歳に達したとき。
2 特例老齢年金の額は、附則第八條の規定による老齢厚生年金の額の計算の例により計算した額とする。

3 特例老齢年金は、この法律の規定(第五十八條第一項(第四号に限る。))及び附則第八條から第十條までの規定を除く。の適用については、附則第八條の規定による老齢厚生年金とみなす。

4 特例老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したとき、又は老齢厚生年金の受給権を取得したときは、消滅する。
(旧共済組合員期間を有する者の遺族に対する特例遺族年金の支給)
第二十八條の四 被保険者期間が一年以上であり、かつ、第四十二条ただし書に該当する者で、被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であるものが死亡した場合において、その者の遺族が遺族厚生年金の受給権を取得しないときは、その遺族に特例遺族年金を支給する。

2 特例遺族年金の額は、附則第八條の規定による老齢厚生年金の額の計算の例により計算した額の百分の五十に相当する額とする。
3 特例遺族年金は、この法律(第五十八條及び第六十條を除く。)の規定の適用について

は、第五十八條第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金とみなす。
附則第二十八條の四の次に次の二条を加える。
(組合員であつた者に係る障害厚生年金及び遺族厚生年金の特例)

第二十八條の五 障害厚生年金は、その受給権者が当該傷病による障害について共済組合が支給する年金たる給付の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

2 第四十九條第二項の規定は、障害厚生年金の受給権者が更に障害厚生年金の受給権を取得し、当該新たに取得した障害厚生年金が前項の規定によりその支給を停止すべきものである場合に準用する。

第二十八條の六 遺族厚生年金(第五十八條第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金を除く。)は、その受給権者が、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について共済組合が支給する年金たる給付の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。ただし、当該年金たる給付が政令で定めるものである場合において、遺族厚生年金の額が当該年金たる給付の額を超えるときは、その受給権者の請求により、その超える額に相当する部分の支給の停止は行わない。

別表第一から別表第四までを削る。
第五條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第三十四條第三項中「第二十級」を「第十四級」に改める。
第三十八條第一項中「第十二級」を「第六級」に、「第十三級乃至第十七級」を「第七級乃至第十一級」に、「第十八級乃至第二十級」を「第十二級乃至第十四級」に改め、同条第二項中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第三十九条ノ二第四号中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第三十九条ノ五第一項中「第十二級」を「第六級」に、「第十三級乃至第十七級」を「第七級乃至第十一級」に、「第十八級乃至第二十級」を「第十二級乃至第十四級」に改め、同条第二項中「第二十級」を「第十四級」に改める。

第四十条第一項中「一年六月以内ニ治療シタル場合又ハ治療セザルモ其ノ期間ヲ経過シタル場合」を「一年六月ヲ経過シタル日（其ノ期間内ニ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ治療シタルトキハ其ノ日トス以下障害認定日ト称ス）」に改め、同条第三項中「医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日より起算シ一年六月ヲ経過シタル日」を「障害認定日」に改め、「在ラザル者」の下に「（六十五歳ニ達スル日ノ前々日以前ニ障害認定日ガ在ル者ニ限ル）」を加え、「其ノ診療ヲ受ケタル日より起算シ五年ヲ経過スル日」を「同日後六十五歳ニ達スル日ノ前日」に改める。

第五十九条ノ二第二項中「千分ノ百二十五」を「千分ノ百三十六」に改める。

第六条 船員保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一條ノ六」を「第二十一條ノ五」に、「第三十三條ノ十七」を「第三十九條」に改め、「第五節 老齡年金及通算老齡年金」を「第一款 老齡年金（第三十四條—第三十八條ノ二）」及び「第二款 通算老齡年金（第三十九條—第三十九條ノ六）」を削り、「第六節」を「第五節」に、「第四十五條ノ三」を「第四十九條」に改め、「第七節 脱退手当金（第四十六條—第四十九條）」を削り、「第八節」を「第六節」に、「第四十九條ノ六」を「第四十九條ノ七」に、「第九節 遺族年金、通算遺族年金及葬祭料」を「第七節 遺族年金及葬祭料」に改め、「第二款 通算遺族年金（第五十條ノ八ノ二—第五十條ノ八ノ五）」を削り、「第三款」を「第二款」に、「第十節」を「第八節」に、「第十一節」を「第九節」に改める。

第一条第一項中「老齡、障害、脱退、行方不明又ハ死亡」を「職務上ノ事由若ハ通勤ニ因リ障害若ハ死亡又ハ職務上ノ事由ニ因リ行方不明」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ通勤トハ労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第一項第二号ノ通勤ヲ謂フ

第二条ノ二を次のように改める。

第二条ノ二 削除

第四条第七項及び第八項を削る。

第十五条第四項を削る。

第十五条ノ四を削る。

第十九条ノ二第一項中「及其ノ期間ガ第三十四條第一項第二号ノ規定ニ依ル老齡年金ノ受給要件タル被保険者タリシ期間ニ算入セラルル被保険者ナルヤ否ヤ」を削る。

第十九条ノ三第三項中「第九節第三款」を「第七節第二款」に改める。

第二十條及び第二十一條を次のように改める。

第二十條及第二十一條 削除

第二十一條ノ六を削る。

第二十二條第三項及び第四項を削る。

第二十三條第一項中「又ハ通算遺族年金」を削り、「及祖父（第五十條第一項第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ付テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹トス）」を「祖父、母、孫、祖父母及兄弟姉妹トス」に改め、同条第二項中「別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級」を「政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該當スル程度」に改め、「又ハ通算遺族年金を削り、同項第二号中「父、母、祖父又ハ祖母」を「夫、父母又ハ祖母」に改め、同項第四号及び同条第三項を削る。

第二十三條ノ二第一項中「又ハ通算遺族年金」を削り、「掲ゲル」を「掲ゲル」に改める。

第二十三條ノ三「第五十條ノ八」を「第五十

条ノ七」に改める。

第二十三條ノ六中「若ハ通算遺族年金」を削る。

第二十三條ノ七を削る。

第二十四條第一項中「老齡年金、通算老齡年金」を削り、「遺族年金及通算遺族年金」を「及遺族年金」に改め、同条第二項中「老齡年金」を削る。

第二十四條ノ二中「老齡年金、通算老齡年金」を削り、「遺族年金及通算遺族年金」を「及遺族年金」に改める。

第二十四條ノ三第一項中「消滅シ又ハ同一人ニ対シ乙年金ノ支給ヲ停止シ甲年金ヲ支給スベキ」及び「消滅シ又ハ乙年金ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタル」を「消滅シタル」に改める。

第二十六條ただし書を削る。

第二十七條中「及老齡年金、通算老齡年金又ハ脱退手当金ヲ受クル權利ヲ滞納処分ニ依リ差押フル場合」を削る。

第二十七條ノ二第一項中「被保険者タリシ者ノ遺族」を「其ノ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母又ハ兄弟姉妹ニシテ其ノ者ノ死亡當時生計ヲ同ジシタル者」に改め、同条第二項中「被保険者タリシ者ノ遺族」を「同項ニ規定スル者」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

未支給ノ保険給付ヲ受ケベキ者ノ順位ハ第一項ニ定ムル順序ニ依ルモノトス

第二十七條ノ三第一項及び第三項を削る。

第二十七條ノ四中「第九節第三款」を「第七節第二款」に改める。

第二十八條第一項中「職務上ノ事由」の下に「又ハ通勤」を加え、「職務外ノ事由」を「職務上ノ事由及通勤以外ノ事由（以下職務外ノ事由ト称ス）」に改める。

第三十條第二項第一号及び第二号中「職務上ノ事由」の下に「又ハ通勤」を加える。

第三十條ノ二を次のように改める。

第三十條ノ二 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ傷

病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ障害ニ付厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）ニ依リ障害厚生年金ガ支給セラルトキハ當該傷病手当金ノ額ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ニルトキハ當該政令ヲ以テ定ムル額）ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

職務外ノ事由ニ因リ傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ障害ニ付厚生年金保険法ニ依リ障害厚生年金又ハ障害手当金ガ支給セラルトキハ之ヲ為サズ

「第五節 老齡年金及通算老齡年金」、「第一款 老齡年金」及び「第二款 通算老齡年金」を削る。

第三十四條から第三十九條までを次のように改め、第三十九條ノ二から第三十九條ノ六までを削る。

第三十四條乃至第三十九條 削除

第四十條第一項を次のように改める。

被保険者タリシ間ニ発シタル職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ治療シタル場合ニ於テ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ障害年金ヲ支給ス

第四十條第二項中「職務上ノ事由」の下に「又ハ通勤」を加え、「別表第四上欄ニ定ムル一級乃至三級」を「政令ヲ以テ定ムル障害等級」に改め、同条第六項及び第七項を削り、同条第四項を次のように改め、同条第三項を削る。

被保険者タリシ間ニ発シタル職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ治療シタル場合ニ於テ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ障害手当金ヲ支給ス

第四十一條第一項を次のように改める。

障害年金ノ額ハ最終標準報酬月額ニ障害ノ程

度ニ応ジ別表第一ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス

第四十一条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「職務上ノ事由ニ因ル」及び「職務上ノ事由ニ因リ」を削り、同条第二項を削る。

第四十一条ノ二及び第四十一条ノ三を次のように改める。

第四十一条ノ二 障害年金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付厚生年金保険法ニ依ル障害厚生年金ガ支給セラレルトキハ障害年金ノ額ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第四十一条ノ三 障害手当金ノ額ハ最終標準報酬月額ノ二乗ニ乗ジテ得タル金額トス

第四十二条第一項中「職務上ノ事由ニ因ル」を削り、「別表第五上欄ニ定ムル」を「政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ定ムル」に改め、「（政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル）」を削り、「別表第一ノ三」を「別表第一ノ二」に改める。

第四十二条ノ二中「職務上ノ事由ニ因ル障害ニ因リ」、「職務外ノ事由ニ因リ」、「（其ノ者ノ死亡當時胎児タル子ニ在ルトキハ其ノ子出生ノ際）其ノ者ノ死亡ニ関シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ」及び「（政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル）」を削り、「別表第一ノ三」を「別表第一ノ二」に改める。

第四十二条ノ三第一項中「職務上ノ事由」の下に「又ハ通勤」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第四十四条ノ二を削る。

第四十四条ノ三第二項から第四項までを削り、同条を第四十四条ノ二とする。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 削除

第四十五条ノ二を削り、第四十五条ノ三を第一類第七号

四十五条ノ二とする。

第三章第六節を同章第五節とする。

「第七節 脱退手当金」を削る。

第四十六条から第四十九条までを次のように改める。

第四十六条乃至第四十九条 削除

第三章第八節中第四十九条ノ六の次に次の一条を加え、同節を同章第六節とする。

第四十九条ノ七 行方不明手当金ハ同一ノ事由ニ因ル死亡ニ付厚生年金保険法ニ依ル遺族厚生年金ガ支給セラレルトキハ行方不明手当金ノ額ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

「第九節 遺族年金、通算遺族年金及葬料」を「第九節 遺族年金及葬料」に改める。

第五十条から第五十条ノ三ノ二までを次のように改める。

第五十条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタルトキハ其ノ遺族ニ対シ遺族年金ヲ支給ス

第五十条ノ二 遺族年金ノ額ハ最終標準報酬月額ノ五・五百分ニ相当スル金額トス

第五十条ノ三 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ニ其ノ者ガ其ノ権利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範囲ニ属スル子アルトキハ其ノ子ノ数ニ応ジ別表第三ニ掲グル金額ヲ遺族年金ノ額ニ加給ス

遺族年金ノ支給ヲ受クル子二人以上アルトキハ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子ノ数ニ応ジ別表第三ニ掲グル金額ヲ遺族年金ノ額ニ加給ス

第五十条ノ三ノ二 遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ガ五十五歳以上ナルトキ又ハ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ最終標準報酬月額ノ〇・三百分ニ相当スル額ヲ遺族年金ノ額ニ加給ス但シ前条第一項ノ規定ニ依ル加給アルトキハ此ノ限ニ在

ラズ

第五十条ノ三ノ三を削る。

第五十条ノ四第五号及び第六号中「別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級」を「政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度」に改める。

第五十条ノ六及び第五十条ノ七を次のように改める。

第五十条ノ六 遺族年金ハ同一ノ事由ニ因ル死亡ニ付厚生年金保険法ニ依ル遺族厚生年金ガ支給セラレルトキハ遺族年金ノ額（第五十条ノ三又ハ第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額）ニ政令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第五十条ノ七 遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ遺族年金ヲ受クル権利ヲ失ヒタル際遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ其ノ者ノ死亡ニ関シ既ニ支給ヲ受ケタル遺族年金ノ総額ガ第四十二条ノ三ノ規定ニ依ル一時金ノ額ニ満ザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ被保険者タリシ者ノ遺族ニ支給ス

第五十条ノ七ノ二及び第五十条ノ七ノ三を削り、第五十条ノ八を次のように改める。

第五十条ノ八 削除

第三章第九節第一款を削る。

第五十条ノ九第一項中「職務上ノ事由」の下に「又ハ通勤」を加える。

第三章第九節第三款を同節第二款とし、同節を同章第七節とする。

第五十一条第一項中「又当該事故ニ付テハ第三十四条第四項ノ規定ハ之ヲ適用セズ」を削り、同条第二項中「第五十条ノ八」を「第五十条ノ七」に改め、「通算遺族年金」及び「若ハ通算遺族年金」を削る。

第五十二条中、「通算遺族年金」を削る。

第五十七条第一項及び第二項中「老齢年金、通算老齢年金」を削り、「遺族年金又ハ通算

遺族年金」を「又ハ遺族年金」に改める。

第三章第十節を同章第八節とする。

第五十七条ノ二第二項を削り、第三章第十一節を同章第九節とする。

第五十八条第一項中、「被保険者タル間ニ支給セラレル老齢年金又ハ通算老齢年金」及び「ノ中政令ヲ以テ定ムル部分」を削り、同条第三項中「職務上ノ事由ニ因ル疾病」を「職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病」に、「職務上ノ事由ニ因ル障害年金（別表第四上欄ニ定ムル障害ノ程度一級乃至三級）」を「障害年金（政令ヲ以テ定ムル障害等級）」に改める。

第五十九条第四項中「年金保険料率」及び「第四号」を削り、同条第五項及び第八項中「第一号乃至第三号」を削る。

第五十九条ノ二を削る。

第五十九条ノ二ノ二第一項中「第五十九条第四項」を「前条第四項」に、「第五十七条ノ二第一項」を「第五十七条ノ二」に改め、同条を第五十九条ノ二とする。

第六十条第一項中「ト標準報酬月額二年金保険料率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額」を削り、同条第二項中「又ハ第二十条」を削る。

第六十一条及び第六十二条ノ二第一項中「又ハ第二十条」を削る。

第六十二条ノ三を次のように改める。

第六十二条ノ三 削除

第六十三条第四項中「又ハ通算年金通則法第七條第一項ノ規定ニ依リ確認」を削る。

附則第五項中「職務上ノ事由ニ因ル」を削り、「又ハ傷病手当金」を「又ハ職務上ノ事由若ハ通勤ニ因ル傷病手当金」に改める。

附則第六項中「職務上ノ事由ニ因ル」を削り、「第五十条ノ八」を「第五十条ノ七」に改める。附則第七項中「職務上ノ事由ニ因ル」及び「（以下職務上障害年金ト称ス）」を削り、「別表第一ノ三下欄」を「別表第一ノ二」に改める。附則第八項中「第五十条第一項第三号」を「第

五十条」に改め、「(以下職務上遺族年金ト称ス)及び(被保険者タリシ期間十五年以上ナル者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ平均標準報酬日額ノ三十六日分ヲ加ヘルモノトスル)を削る。

附則第十項中「職務上障害年金」を「障害年金」に、「職務上遺族年金」を「遺族年金」に改め、「カラ夫々政令ヲ以テ定ムル額ヲ控除シタル額」及び「当該控除シタル額ニ相当スル部分ニ付」を削る。

附則第十二項中「第四十六條、第四十八條、第五十條ノ八」を「第五十條ノ七」に、「第五十條ノ二」を「第五十條ノ一」に改め、「職務上ノ事由ニ因ル」を削る。

附則第十三項中「第五十條ノ八」を「第五十條ノ七」に、「第五十條ノ二」を「第五十條ノ一」に、「第五十條第一項第三号ノ規定ニ依ル」を「第五十條ノ規定ニ依リ支給セラルル」に改める。

附則第十四項を次のように改める。

障害前払一時金ノ支給ヲ受ケタル為障害年金ノ支給ガ停止セラルル間ハ当該障害年金ニ付テハ国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第三十六條ノ二第二項及国民年金法等ノ一部を改正する法律(昭和五十九年法律第...号以下本項及次項ニ於テ昭和五十九年法律改正法ト称ス)附則第三十二條第九項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル同法第二條ノ規定ニ依リ改正前ノ国民年金法(以下本項及次項ニ於テ旧国民年金法ト称ス)第六十五條第二項(昭和五十九年改正法附則第二十八條第十項ニ於テ其ノ例ニ依ル場合及同法附則第三十二條第九項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル旧国民年金法第七十九條ノ二第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次項ニ於テ同ジ)、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百三十八号)第四條第四項第二号但書並ニ特別児童扶養手当等ノ支給に關する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)

第三條第三項第二号但書及第十七條第一号但書ノ規定ヲ適用セズ

附則第十五項を次のように改める。

障害年金ヲ受クベキ者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル場合ニ於ケル第四十二條及第四十二條ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間第四十二條第一項及第四十二條ノ二中「支給ヲ受ケタル障害年金ノ総額」トアルハ「支給ヲ受ケタル障害年金及障害前払一時金ノ総額(其ノ障害年金ノ額ガ附則第五項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ障害年金及障害前払一時金ノ總額)」トスルモノトシ遺族年金ヲ受クベキ者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル場合ニ於ケル第五十條ノ七ノ規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間同条中「支給ヲ受ケタル遺族年金ノ總額」トアルハ「支給ヲ受ケタル遺族年金及遺族前払一時金ノ總額(其ノ遺族年金ノ額ガ附則第五項ノ規定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ其ノ遺族年金及遺族前払一時金ノ總額)」トス

附則第十六項中「職務上障害年金」を「障害年金」に、「職務上遺族年金(以下職務上年金ト称ス)」を「遺族年金(以下年金給付ト称ス)」に、「職務上年金」を「年金給付」に改め、同項第二号中「一部ニ付」及び「同項ノ政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ヲ除ク」を削る。

附則第十七項中「職務上ノ事由ニ因ル」及び「障害年金及遺族年金ニ付テハ政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ニ限リ(以下同ジ)」を削り、同項第一号中「職務上年金」を「年金給付」に改め、「政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ニ付」を削り、「当該政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分」を「年金給付」に改め、同項第一号中「第四十二條ノ三第三項又ハ第五十條ノ八」を「又ハ第五十條ノ七」に改める。

附則第十四項の次に次の一項を加える。
遺族前払一時金ノ支給ヲ受ケタル為遺族年金

ノ支給ガ停止セラルル間ハ当該遺族年金ニ付テハ国民年金法第三十六條ノ二第二項及昭和五十九年改正法附則第三十二條第九項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル旧

国民年金法第六十五條第二項並ニ児童扶養手当法第四條第三項第二号但書及第四項第二号但書ノ規定ヲ適用セズ
別表第一を次のように改める。

別表第一(第四十一條關係)

障害ノ程度	月	数
一 級	一〇・四月	
二 級	九・二	
三 級	八・二	
四 級	七・一	
五 級	六・一	
六 級	五・二	
七 級	四・四	

別表第一ノ二を削り、別表第一ノ三中「第四十二條ノ三」を「第四十二條ノ三、第五十條ノ八」を「第四十二條、第四十二條ノ二」に改め、同表を別表第一ノ二とする。

別表第三を次のように改める。
別表第三(第五十條ノ三關係)

子ノ数	金	額
一 人	最終標準報酬月額ノ〇・九月分ニ相当スル金額	
二 人	最終標準報酬月額ノ一・六月分ニ相当スル金額	
三 人	最終標準報酬月額ノ二・二月分ニ相当スル金額	
四 人 以上	最終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額	

別表第三ノ二から別表第八までを削る。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部分改正)

第七條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條を次のように改める。
第三條 削除

附則第四條第二項中「老齢年金及び通算老齢年金につき同法第三十四條の規定により基本年金額」を「老齢厚生年金の額」に、「行なわれなかつた」を「行われなかつた」に、「この法律による改正後の同法第一項第一号に掲げる額」を「同法第四十三條(同法第四十四條第一項において適用する場合を含む)又は同法附則第九條第一項に定める額」に、「同号の」を「これらの」に、「同

号に「これらの規定に」を改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号。以下昭和五十九年改正法という。）第七條の規定による改正前の附則（以下この項において「改正前の附則」という。）第九條第一項の期間を有する者について、当該期間のうち同法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に基づいて老齢厚生年金の額を計算する場合において、改正前の附則第九條第一項に規定する額による保険料の納付が行われなかつた月があるときに準用する。

附則第五條第一項中「の上欄」を削り「期間に係る」を「期間又は昭和五十四年四月から昭和六十一年三月までの期間であつて同表に掲げる期間の区分に準じて政令で定める期間に係る」に改め「第七十條第一項及び第百三十二條第二

項」を「第百三十二條第二項、昭和五十九年改正法附則第七十八條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第七十條第一項及び昭和五十九年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二條第二項」に、「同法第三十四條第一項第二号」を「厚生年金保険法第四十三條」に、「期間に属する」を「期間又は同項に規定する政令で定める期間に属する」に、「同表の下欄に掲げる率」を「当該期間における全被保険者（政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）の標準報酬月額を平均した額に対する同項に規定する政令で定める期間のうちの最後の期間における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の比率に相当する比率を参酌して政令で定める率」に改め、同項の表を次のように改める。

昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで

条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の表に掲げる期間又は前項に規定する政令で定める期間に係る船員保険の被保険者であつた期間を有する者に対する同項の規定の適用については、同項中「期間又は昭和五十四年四月から昭和六十一年三月までの期間であつて同表に掲げる期間の区分に準じて政令で定める期間に係る厚生年金保険の被保険者期間」とあるのは「期間若しくは昭和五十四年四月以後昭和六十一年三月までの期間であつて同表に掲げる期間の区分に準じて政令で定める期間に係る厚生年金保険の被保険者期間又は次項の表に掲げる期間若しくは当該政令で定める期間に係る船員保険の被保険者であつた期間」と、「附則第五條第一項の表に掲げる期間又は同項に規定する政令で定める期間」とあるのは「附則第五條第一項の表に掲げる期間又は同項に規定する政令で定める期間若しくは当該政令で定める期間」と「全被保険者（政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）とあるのは「全被保険者（政令で定める者を除くものとし、その月が船員保険の被保険者期間の計算の基礎となつたものである場合には、船員保険の全被保険者とする。以下この条において同じ。）とそれぞれ読み替えるものとする。

昭和三十三年三月以前
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで

昭和三十三年三月以前

昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで
昭和五十年四月から昭和五十年七月まで
昭和五十年八月から昭和五十二年十二月まで
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで

附則第五条に次の一項を加える。

5 前項の規定は、厚生年金保険法附則第九条第四項において準用する同法第四十四条の二の規定を適用する場合に準用する。この場合において、前項中「同条に定める額」とあるのは、「同項に定める額」と読み替えるものとする。

附則第八条から第十条までを次のように改める。

第八条から第十条まで 削除

附則第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

附則第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

附則第二十二條及び第二十三條の二を削る。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第八条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 福祉手当(第十七条―第二十六條)」を「第三章 障害児福祉手当(第十七条―第二十六條)」とし、第三章の二「特別障害者手当(第二十一条―第二十六條の五)」に改める。

第一条中「支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を有する者に福祉手当」を「支給

し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当」に改める。

第二条第一項中「別表第一に定める」を「第五項に規定する障害等級に該当する」に改め、同条第二項中「重度障害者」とは、別表第二に定める程度の障害を「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「特別障害者」とは、二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。

第二条に次の一項を加える。

5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第四条中「二万五千円」を「二万五千六百円」に、「別表第一に定める」を「第二条第五項に規定する障害等級の」に、「三万七千七百円」を「三万八千四百円」に改める。

「第三章 福祉手当」を「第三章 障害児福祉手当」に改める。

第十七条中「重度障害者」を「重度障害児」に、「福祉手当」を「障害児福祉手当」に改め、同条第二号中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)」にいう身体障害者療護施設を「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する肢体不自由児施設」に改める。

第十八条中「二万五千円」を「一万八千円」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

(支払期月)

第十九条の二 手当は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅し

た場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

第二十六條中「第五条の二」を「第五条の二第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 特別障害者手当

(支給要件)

第二十六條の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)に規定する身体障害者療護施設その他これに類する施設で厚生省令で定めるものに収容されているとき。

二 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して三月を超えて収容されているに至つたとき。

(手当額)

第二十六條の三 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、二万円とする。

(支給の調整)

第二十六條の四 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けることができるときは、その額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。

第三十七條中「若しくは重度障害者に対する」

第十七條第一号を「重度障害児に対する」

第十七條第一号に規定する給付若しくは特別障害者に対する第二十六條の四に改める。

第三十八條第二項中「福祉手当」を「障害児福祉手当又は特別障害者手当」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第三十九条の二 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第四十一条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第四十二条中「二万円」を「十万円」に改める。別表第一及び別表第二を削る。

(準用)

第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条(第三号を除く)、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当てについて準用する。この場合において、第十六条中「第八号、第二十二号から第二十五号まで」とあるのは「第二十二号、第二十四号、第二十五条」と、「第九号第二項」とあるのは「第二十六条の五において準用する第二十二号第二項」と読み替えるものとする。

第二十七条中「又は福祉手当」を「障害児福祉手当又は特別障害者手当」に改める。

第二十八条中「福祉手当」を「障害児福祉手当又は特別障害者手当」に改める。

第三十条中「福祉手当」を「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当」に改める。

第三十四条中「福祉手当」を「障害児福祉手当及び特別障害者手当」に改める。

第三十六条第二項中「若しくは重度障害者」を「重度障害者若しくは特別障害者」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第八条の規定中特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条の改正規定(手当額を改める部分に限る。)及び同法第十八条の改正規定並びに附則第三条及び第九十四条の規定 昭和五十九年六月一日

三 第三十条中厚生年金保険法第四十七条第二項の改正規定及び第五十条中船員保険法第四十条の改正規定並びに附則第四十条及び第九十一条の規定 昭和五十九年八月一日

四 第四条の規定中厚生年金保険法第五条の改正規定及び附則第十八条の規定 昭和五十九年十月一日

五 第三条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)及び第五条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三十九号、第四百四号、第四百六号及び第四百三十二号の規定 昭和六十一年一月一日

六 附則第九十六号第一項の規定 昭和六十一年一月一日

(通算年金通則法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)

二 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第十七号)

3 国民年金の管掌者たる政府又は厚生年金保険の管掌者たる政府が行った前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一項の規定による廃止前の通算年金通則法第七條第一項の規定による確定に関する処分(以下「確定処分」という。)

三 国民年金の管掌者たる政府又は厚生年金保険の管掌者たる政府が行った前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一項の規定による確定に関する処分(以下「確定処分」という。)

三 国民年金の管掌者たる政府又は厚生年金保険の管掌者たる政府が行った前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一項の規定による確定に関する処分(以下「確定処分」という。)

三 国民年金の管掌者たる政府又は厚生年金保険の管掌者たる政府が行った前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一項の規定による確定に関する処分(以下「確定処分」という。)

三 国民年金の管掌者たる政府又は厚生年金保険の管掌者たる政府が行った前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一項の規定による確定に関する処分(以下「確定処分」という。)

三 国民年金の管掌者たる政府又は厚生年金保険の管掌者たる政府が行った前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一項の規定による確定に関する処分(以下「確定処分」という。)

三 国民年金の管掌者たる政府又は厚生年金保険の管掌者たる政府が行った前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一項の規定による確定に関する処分(以下「確定処分」という。)

第 号) 附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十三年法律第八十一号)第七條第一項の規定による処分」と、厚生年金保険法第九十條第四項中「保険給付」とあるのは「保険給付又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号) 附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十三年法律第八十一号)第七條第一項の規定による確定に関する処分」とする。

4 前項に規定するもののほか、共済組合が支給する長期給付に關し、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一項の規定による廃止前の通算年金通則法を適用する場合における同法の規定の技術的読替えその他必要な事項については、政令で定める。

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)

第三条 昭和五十九年五月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)

第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)以下この条において「法律第九十二号」という。附則第二十二條第一項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付、船員保険法による年金たる給付については、政府は、昭和五十八年度と同項に規定する物価指数が昭和五十六年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、百分の百二を基準として、昭和五十九年四月(国民年金法による年金たる給付にあつては、同年五月)以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を

改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二條第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号)以下「法律第八十二号」という。附則第五十三條第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七條第三項の規定の適用については、昭和五十九年度において、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。この場合において、法律第九十二号附則第二十二條第一項中「前年度」の物価指数とあるのは「前年度」の物価指数(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号) 附則第四條の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百二を乗じて得た数(小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。))と、法律第八十二号附則第五十三條第一項中「物価指数の割合」とあるのは「物価指数(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号) 附則第四條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十六年度の物価指数に百分の百二を乗じて得た数(小数点以下一位未満を切り捨てるものとする。))の割合」とする。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

一 昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十四号) 附則第十條

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十五条

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）附則第十五条

四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三項

五 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十條の二

（用語の定義）

第五條 この条から附則第三十八條まで、附則第四十一條から第九十條まで、附則第九十二條及び附則第九十三條において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新国民年金法 第二條の規定による改正後の国民年金法をいう。

二 旧国民年金法 第二條の規定による改正前の国民年金法をいう。

三 新厚生年金保険法 第四條の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。

四 旧厚生年金保険法 第四條の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

五 新船員保険法 第六條の規定による改正後の船員保険法をいう。

六 旧船員保険法 第六條の規定による改正前の船員保険法をいう。

七 旧通則法 附則第二條第一項の規定による廃止前の通算年金通則法をいう。

八 旧交渉法 附則第二條第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法をいう。

九 被用者年金各法、保険料納付済期間、保険料免除期間、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間 それぞれ新国民年金法

第五條第一項、同条第二項、同条第三項、同法第七條第一項第一号、同項第二号又は同法附則第七條第一項に規定する被用者年金各法、保険料納付済期間、保険料免除期間、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間をいう。

十 第一種被保険者 男子である新厚生年金保険法による被保険者であつて、第三種被保険者、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。

十一 第二種被保険者 女子である新厚生年金保険法による被保険者であつて、第三種被保険者、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。

十二 第三種被保険者 鉱業法（昭和二十五年法律第二十八号）第四條に規定する事業の事業場を使用され、かつ、常時坑内作業に従事する新厚生年金保険法による被保険者又は船員法（昭和二十二年法律第四号）第一條に規定する船員として新厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用される同法による被保険者であつて、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。

十三 第四種被保険者 附則第四十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第十五條第一項の規定によつて新厚生年金保険法による被保険者となつた者及び附則第四十三條第二項又は第五項の規定によつて同法による被保険者となつた者をいう。

十四 船員任意継続被保険者 附則第四十四條第一項の規定によつて新厚生年金保険法による被保険者となつた者をいう。

十五 通算対象期間 旧通則法に規定する通算対象期間並びに法令の規定により当該通算対象期間に算入された期間及び当該通算対象期間とみなされた期間をいう。

十六 物価指数 総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。

十七 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ新国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

十八 老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金 それぞれ新厚生年金保険法による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金をいう。

（国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の経過措置）

第六條 施行日の前日において、旧国民年金法第七條第一項に該当し、かつ、同条第二項各号のいずれかに該当した者（同日において同法附則第六條第一項の規定による被保険者であつた者を除く。）が、施行日において新国民年金法第七條第一項各号のいずれかに該当するとき（同法附則第三條第一項に規定する組合員（以下単に「組合員」という。）若しくは同項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者（以下単に「組合員の被扶養者たる配偶者」という。）又は同法附則第四條第一項に規定する政令で定める者であるときを除く。）は、その者は、同日に、国民年金の被保険者の資格を取得する。ただし、その者が、同日に、同法第八條の規定により国民年金の被保険者の資格を取得するときは、この限りでない。

2 施行日の前日において国民年金の被保険者（旧国民年金法附則第六條第一項の規定による被保険者を除く。）であつた者が、施行日において、新国民年金法第七條第一項第一号イに規定する政令で定める生徒又は学生であるときは、その者は、同日に、当該被保険者の資格を喪失する。

3 新国民年金法附則第六條の規定は、前項の規定により国民年金の被保険者の資格を喪失した者について準用する。

4 施行日の前日において旧国民年金法附則第六條第一項の規定による被保険者であつた者は、施行日に、当該被保険者の資格を喪失する。この場合において、その者が、同日において、新国民年金法第七條第一項第一号又は第三号に該当するとき（組合員若しくは組合員の被扶養者たる配偶者又は同法附則第四條第一項に規定する政令で定める者であるときを除く。）は、同法第八條に該当しない場合においても、同日に国民年金の被保険者の資格を取得するものとし、同法附則第五條第一項に該当するときは、同日に同項の申出をしたものとみなす。

（国民年金の任意脱退の特例）

第七條 附則別表第一の上欄に掲げる者については、新国民年金法第十條第一項中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

2 附則第十二條第一項第二号から第九号までのいずれかに該当する者については、新国民年金法第十條の規定は適用しない。

（国民年金の被保険者期間等の特例）

第八條 施行日前の国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）は、新国民年金法の適用については、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、旧国民年金法第五條第三項に規定する保険料納付済期間であつた期間に係るもの（他の法令の規定により当該保険料納付済期間とみなされたものを含む。以下この条において「旧保険料納付済期間」という。）は、保険料納付済期間と、同条第四項に規定する保険料免除期間であつた期間に係るもの（他の法令の規定により当該保険料免除期間とみなされたものを含む。以下この条において「旧保険料免除期間」という。）は、保険料免除期間と、同法第八十七條の二の規定による保険料に係る旧保険料納付済期間であつた期間に係るものは新国民年金法第八十七條の二の規定による

保険料に係る保険料納付済期間とみなす。

2 厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）のうち、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。）は、新国民年金法第十条第一項の規定の適用については、国民年金の被保険者期間とみなし、同法第二十六条（同法第三十七条第四号において適用する場合を含む。）並びに同法附則第九條第一項及び第九條の二第一項の規定の適用については、保険料納付済期間とみなす。

3 前項の規定により国民年金の保険料納付済期間とみなされた厚生年金保険の被保険者期間（当該被保険者期間の計算について、附則第四十七條第二項又は第三項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とする。）は、新国民年金法第二十七條の規定の適用については、保険料納付済期間に算入する。

4 当分の間、第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者の二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係る当該保険料納付済期間は、新国民年金法第二十六條及び第二十七條並びに同法附則第九條第二項及び第九條の二第一項の規定の適用については、同法第五條第二項の規定にかかわらず、保険料納付済期間に算入せず、同法附則第九條第一項の規定の適用については、合算対象期間に算入する。

5 新国民年金法附則第七條及び第九條の規定の適用については、当分の間、同法附則第七條第一項中「組合員であつた期間若しくは組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間（二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した

日の属する月以後の期間に係るものを除く。以下同じ。）」とあるのは、「組合員であつた期間（昭和六十六年四月一日以後の期間に係るものに限る。以下この条及び附則第九條において同じ。）」若しくは組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間（昭和六十六年四月一日以後の期間に係るものに限る。二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。以下この条及び附則第九條において同じ。）」とする。

6 次の各号に掲げる期間は、新国民年金法第十条第一項の規定の適用については国民年金の被保険者期間に、同法附則第九條第一項の規定の適用については合算対象期間に、それぞれ算入する。

一 旧国民年金法附則第六條第一項の規定により国民年金の被保険者となることのできた者が、同項に規定する申出を行わなかつたため、国民年金の被保険者とならなかつた期間
二 旧国民年金法第十条第一項の規定による都道府県知事の承認に基づき国民年金の被保険者とされなかつた期間
三 通算対象期間のうち、昭和三十六年四月一日前の期間に係るもの
四 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に通算対象期間（旧通則法第四條第二項に規定するもの（他の法令の規定により同項に規定する通算対象期間とみなされるものを含む。）を除く。次号において同じ。）を有しない者が、施行日以後に保険料納付済期間若しくは保険料免除期間を有するに至つた場合又は組合員となるに至つた場合におけるその者の厚生年金保険の被保険者期間のうち、昭和三十六年四月一日前の期間に係るもの

五 通算対象期間のうち、旧保険料納付済期間及び旧保険料免除期間並びに厚生年金保険の被保険者期間である通算対象期間以外のものであつて昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの

六 施行日前の厚生年金保険の被保険者期間のうち、二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの（昭和三十六年四月一日以後の期間に係るものに限る。）

七 施行日前に旧厚生年金保険法又は旧船員保険法による脱退手当金（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号。以下法律第百八十二号という。）附則第九條又は第十五條の規定、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）附則第十七條の規定及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百五号。附則第四十七條第一項において「法律第百五号」という。）附則第十九條の規定による脱退手当金を含む。）の支給を受けた者が、施行日から六十五歳に達する日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至つた場合におけるその者の当該脱退手当金の計算の基礎となつた期間に係る厚生年金保険又は船員保険の被保険者であつた期間のうち、昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの
八 国会議員であつた期間（六十歳以上であつた期間に係るものを除く。）のうち、昭和三十六年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの期間に係るもの（第三項に規定する厚生年金保険の被保険者期間並びに第五号及び前号に掲げる期間を除く。）

九 日本国内に住所を有せず、かつ、日本国籍を有してゐた期間（二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。）のうち、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの（第三項に規定する厚生年金保険の被保険者期間並びに第五号及び第七号に掲げる期間を除く。）

十 昭和三十六年五月一日以後国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）の規定により日本の国籍を取得した者（二十歳に達した日の翌日から六十五歳に達した日の前日までの間に日本の国籍を取得した者に限る。）その他政令で定める者の日本国内に住所を有していた期間であつて、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律（昭和五十六年法律第八十六号）による改正前の国民年金法第七條第一項に該当しなかつたため国民年金の被保険者とならなかつた期間（二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの並びに第三項に規定する厚生年金保険の被保険者期間並びに第五号及び第七号に掲げる期間を除く。）

十一 前号に掲げる者の日本国内に住所を有しなかつた期間（二十歳未満であつた期間及び六十歳以上であつた期間に係るものを除く。）のうち、昭和三十六年四月一日から当該日本の国籍を取得した日の前日（同号に規定する政令で定める者にあつては、政令で定める日）までの期間に係るもの（国民年金の被保険者期間、新国民年金法附則第三條第一項の規定により国民年金の被保険者とされなかつた期間、第三項に規定する厚生年金保険の被保険者期間並びに第五号及び第七号に掲げる期間を除く。）

十二 前項各号（第三号から第六号までを除く。）に掲げる期間の計算については、新国民年金法第十一條の規定の例による。

十三 第六項の規定により一又は二以上の同項各号に掲げる期間を国民年金の被保険者期間又は合算対象期間に算入する場合における当該期間の計算については、旧通則法第六條の規定を参照して政令で定めるところによる。

十四 施行日前の国民年金の被保険者期間又は第二項の規定により国民年金の被保険者期間とみなされた厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつた月に係る第六項第五号に掲げる期間については、同項の規定は適用しない。

10 新国民年金法附則第七條第二項から第五項までの規定は、第六項第三号及び第五号に規定する期間のうち組合員であつた期間につき同法第十條第一項及び同法附則第九條第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同法附則第七條第三項中「第十條第一項」とあるのは「第十條第一項又は附則第九條第一項」と、同法第五項中「第十條第一項に規定する被保険者の資格」とあるのは「第十條第一項に規定する被保険者の資格又は当該組合員であつた期間に基づき老齢基礎年金若しくは遺族基礎年金」と読み替へるものとする。

11 施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（当該被保険者期間の計算について、附則第四十七條第二項又は第三項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とする）は、新国民年金法第三十條第一項ただし書（同法第三十條の二第二項及び第三十條の三第二項において準用する場合を含む）並びに同法第三十七條ただし書の規定の適用については、保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

12 厚生年金保険の被保険者期間につき厚生年金保険又は船員保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき（新厚生年金保険法第七十五條ただし書に該当するとき、旧厚生年金保険法第七十五條第一項ただし書に該当するとき及び旧船員保険法第五十一條ノ二ただし書に該当するときを除く）は、当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間については、第二項の規定を適用せず、当該被保険者期間は、新国民年金法附則第九條第一項の規定の適用については、第六項の規定にかかわらず、合算対象期間に算入せず、前項に規定する同法の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、保険料納付済期間（旧保険料納付済期間を含む）及び保険料免除期間（旧保険料免除期間を含む）以外の国民年金の被保険者期間とみなす。（新国民年金法による年金たる給付の額の改定

の特例）

第九條 次の各号に掲げる年金たる給付の額又は加算額に関する当該各号に掲げる規定の適用については、昭和六十年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、昭和六十一年四月以降の月分の当該各号に掲げる規定に定める年金たる給付の額又は加算額は、その上昇した比率を基準として政令で定めるところにより改定した額とする。

一 老齢基礎年金（第八号に掲げるもの及び附則第十七條第一項の規定に該当したことによりその額が計算されるものを除く）の額（第十号に掲げる額を除く） 新国民年金法第二十七條（同法第二十八條第四項及び附則第九條の二第三項並びに他の法令において適用する場合を含む）

二 障害基礎年金の額（次号に掲げる額を除く） 新国民年金法第三十三條第一項（同法第二項において適用する場合を含む）

三 障害基礎年金の額のうち新国民年金法第三十三條の二第二項に規定する加算額 同項

四 遺族基礎年金の額（次号に掲げる額を除く） 新国民年金法第三十八條

五 遺族基礎年金の額のうち新国民年金法第三十九條第一項又は第三十九條の二第一項に規定する加算額 同法第三十九條第一項又は第三十九條の二第二項

六 新国民年金法による寡婦年金の額 同法第五十條において適用する同法第二十七條

七 新国民年金法附則第九條の三第一項の規定による老齢年金の額 同法第二項において適用する同法第二十七條

八 附則第十五條の規定により支給される老齢基礎年金の額 同法第三項

九 附則第十七條第一項の規定に該当したことによりその額が計算される老齢基礎年金の額（同項に規定する加算額を除く） 同項において適用する新国民年金法第二十七條

十 老齢基礎年金の額のうち附則第十四條第一項に規定する加算額 同項（同法第二項並びに附則第十八條第二項及び第三項において適用する場合を含む）

（新国民年金法による年金たる給付の支払期間の特例）

第十條 新国民年金法附則第九條の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金の支払については、政令で定める日までの間は、同法第十八條第三項の規定にかかわらず、旧通則法第十條の規定の例による。

2 前項の規定の施行に伴い必要な経過措置については、政令で定める。

2 新国民年金法による年金たる給付（付加年金、附則第二十五條の規定により支給される障害基礎年金及び附則第二十八條の規定により支給される遺族基礎年金を除く）は、その受給権者が旧国民年金法による年金たる給付（附則第三十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定により支給される年金たる給付を含む。以下この条において同じ。）又は附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付を受けることができる。附則第二十五條の規定により支給される障害基礎年金の受給権者が旧国民年金法による年金たる給付を受けることができる場合における当該障害基礎年金についても、同様とする。

3 旧国民年金法による年金たる給付（老齢年金及び通算老齢年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限り）を除く）は、その受給権者が新国民年金法による年金たる給付（付加年金及び附則第二十八條の規定により支給される

る遺族基礎年金を除く。以下この項において同じ。）又は新厚生年金保険法による年金たる保険給付を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。旧国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く）又は通算老齢年金の受給権者（六十五歳に達している者に限り）が新国民年金法による年金たる給付又は新厚生年金保険法による年金たる給付（遺族厚生年金及び特例遺族年金を除く）を受けることができる場合における当該老齢年金及び通算老齢年金の受給権者が旧国民年金法による年金たる給付を受けることができる場合における当該老齢福祉年金についても、同様とする。

4 新国民年金法第二十條第二項から第四項までの規定は、前二項の場合に準用する。

5 老齢基礎年金及び新国民年金法附則第九條の三の規定による老齢年金については、同法第二十條第一項中「（遺族厚生年金を除く）」とあるのは、「（遺族厚生年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）第四條の規定による改正前の厚生年金保険法による遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金を除く）」とする。

6 附則第二十五條の規定により支給される障害基礎年金又は附則第二十八條の規定により支給される遺族基礎年金については、新国民年金法第二十條第一項中「支給されるものを除く」とあるのは、「支給されるもの及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）第四條の規定による改正前の厚生年金保険法による年金たる給付を除く」とする。

第十二條 保険料納付済期間（附則第八條第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む、同法第四項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）又は保険料免除期間（附則第八條第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたもの

を含む、同法第四項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）又は保険料免除期間（附則第八條第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたもの

のを含む。以下この条において同じを有し、かつ、新国民年金法第二十六条ただし書に該当する者（同法附則第九條第一項の規定により同法第二十六条ただし書に該当しないものとみなされる者を除く）であつて、次の各号のいずれかに該当するものは、同法第二十六条及び第三十七條（第四号に限る）並びに附則第九條の二第一項及び第九條の三第一項の規定の適用については、同法第二十六条ただし書に該当しないものとみなす。

一 附則別表第一の上欄に掲げる者であつて、保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間（附則第八條第四項及び第六項の規定により当該期間に算入することとされたものを含む）並びに新国民年金法附則第七條第一項に規定する組合員であつた期間及び同項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間を合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること。

二 附則別表第二の上欄に掲げる者であつて、厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下第六号を除き、この条において同じ）が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること。

三 附則別表第三の上欄に掲げる者であつて、厚生年金保険の被保険者期間（昭和三十六年四月一日以後の期間に係るものに限る）、附則第八條第六項の規定により合算対象期間に算入することとされたものうち同項第三号から第五号までに掲げるもの及び組合員であつた期間（施行日以後の期間に係るものに限る）を合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること。

四 附則別表第三の上欄に掲げる者であつて、四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること。

と（そのうち、七年六月以上は、第四種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧厚生年金保険法第三條第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた期間及び旧船員保険法第二十条第一項の規定による船員保険の被保険者であつた期間に係るものを含む）以外のものではない）。

五 附則別表第三の上欄に掲げる者であつて、三十五歳に達した月以後の第三種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧厚生年金保険法第三條第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間に係るもの及び附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む）が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であること（そのうち、十年以上は、船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧船員保険法第二十条第一項の規定による船員保険の被保険者であつた期間に係るものを含む）以外のものではない）。

六 継続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四條第二項の規定により同法第三條第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間とみなされた期間に基づく厚生年金保険の被保険者期間又は継続した十五年間における当該第三種被保険者であつた期間とみなされた期間と当該第三種被保険者であつた期間とに基づく厚生年金保険の被保険者期間が、十六年以上であること。

七 昭和二十七年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日の前日において旧船員保険法第三十四條第一項第二号に規定する船員保険の被保険者期間を満たしていたこと。

八 昭和十七年四月一日以前に生まれた者であつて、次のいずれかに該当すること。

イ 施行日の前日において、新国民年金法第

五条第一項第二号から第五号までに掲げる法律（旧通則法附則第十五條の規定により同法第三條に定める公的年金各法とされたものを含む）に定める年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める退職年金の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であつたこと。

ロ 施行日の前日において、イに規定する年金制度に係る組合員期間が当該制度において定める退職年金の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であり、かつ、当該退職年金を受けられること。

九 旧通則法第五條第二号に掲げる年金たる給付のうち、老齢又は退職を支給事由とする給付を受けることができること。

2 前項第一号に規定する組合員であつた期間及び組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間の計算及び確認並びに当該確認に係る不服申立てについては、新国民年金法附則第九條第二項の規定を準用する。

3 第一項第三号に規定する組合員であつた期間の計算及び確認並びに当該確認に係る不服申立てについては、旧通則法第四條、第六條、第七條及び第九條の規定を参照して政令で定めるところによる。

（老齢基礎年金の額の計算の特例）

第十三條 附則別表第四の上欄に掲げる者について新国民年金法第二十七條（同法第二十八條第四項及び附則第九條の二第三項において適用する場合並びに同法附則第九條の三第二項においてその例による場合を含む）の規定を適用する場合においては、同法第二十七條中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

（老齢基礎年金の額の加算等）

第十四條 老齢基礎年金の額は、受給権者（次条第一項若しくは第二項又は附則第十八條第一項に該当する者を除く）が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた

者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、大正十五年四月二日以後に生まれた者に限る。以下この条、次条及び附則第十八條において同じ）によつて生計を維持していたとき（当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、附則第十七條並びに新国民年金法第二十七條、第二十八條及び附則第九條の二の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、十八万円にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その者が被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受けることができるときは、この限りでない。

一 老齢厚生年金（その額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む）の月数が二百四十以上であるものに限る）の受給権者

二 新厚生年金保険法第四十七條第二項に規定する障害厚生年金の二級又は三級の障害の状態にある障害厚生年金の受給権者

2 大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者が六十五歳に達した日以後にその者の配偶者が前項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、その当時その者がその者の配偶者によつて生計を維持していたときは、その者に対する老齢基礎年金の額は、附則第十七條並びに新国民年金法第二十七條、第二十八條及び附則第九條の二の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に同項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者

が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

3 前二項の加算を開始すべき事由又は廃止すべき事由が生じた場合における老齢基礎年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

第十五条 大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、保険料納付済期間（附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む）、同条第四項に規定するものを除く。次項において同じ。及び保険料免除期間（同条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。次項において同じ。）を有さず、かつ、次の各号のいずれかに該当するものが、同日において前条第一項各号のいずれかに該当するその者の配偶者によつて生計を維持していたとき（当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する同項各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、新国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。ただし、その者が前条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

一 合算対象期間（附則第八条第四項及び第六項の規定により当該期間に算入することとされたものを含む。）並びに新国民年金法附則第七条第一項に規定する組合員であつた期間及び同項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間を合算した期間が、二十五年以上であること。

二 附則第十二条第一項各号のいずれかに該当すること。

2 大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者が六十五歳に達した日後にその者の配偶者が前条第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、その当時

その者が保険料納付済期間及び保険料免除期間を有さず、前項各号のいずれかに該当し、かつ、その者の配偶者によつて生計を維持していたときは、新国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。ただし、その者が前条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

3 前二項の規定による老齢基礎年金の額は、新国民年金法第二十七条の規定にかかわらず、前条第一項に規定する加算額に相当する額とする。

4 新国民年金法第二十八条の規定は、第一項又は第二項の規定により支給する老齢基礎年金については、適用しない。

5 第一項第一号に規定する組合員であつた期間及び組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間の計算及び確認並びに当該確認に係る不服申立てについては、新国民年金法附則第九条第二項の規定を準用する。

第十六条 附則第十四条第一項又は第二項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金は、その受給権者が障害基礎年金、障害厚生年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同条第一項又は第二項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

2 前条第一項又は第二項の規定による老齢基礎年金は、その受給権者が前項に規定する政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

第十七条 附則別表第五の上欄に掲げる者であつて、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間（附則第八条第一項の規定により当該被保険者期間とみなすこととされたもの及び新国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者としての国民年金の被保険者期間を含む。以下この条において同じ。）が二十五年未満であ

り、かつ、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間（附則第八条第一項の規定により当該被保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。）と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により当該被保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。）とを合算した期間がそれぞれ同表の中欄に掲げる期間以上であるものに支給する老齢基礎年金の額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。ただし、その者が、六十五歳以上七十歳未満であつて同法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は七十歳以上であるときに限る。

一 附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による老齢福祉年金の額

二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（附則第九条又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）にイに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額

イ 第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数と保険料免除期間の月数の三分の一に相当する月数とを合算した月数

ロ その者に係る附則別表第五の下欄に掲げる月数

2 前項の規定によつて老齢基礎年金の額が計算される者については、新国民年金法第二十八条第四項中「同条に定める額」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第十七条第一項に定める額」と、同法附則第九条の二第三項中「同条に定める額」とあるのは「昭和五十九年改正法附則第十七条第一項に定める額」とする。

るのは「昭和五十九年改正法附則第十七条第一項に定める額」とする。

（六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齢基礎年金の特例）

第十八条 六十五歳に達した日において、保険料納付済期間（附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む）、同条第四項に規定するものを除く。以下この項において同じ。及び保険料免除期間（同条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。以下この項において同じ。）を有する者であつて次の各号のいずれにも該当しなかつたものが、同日以後の国民年金の被保険者期間又は組合員であつた期間を有するに至つたことにより次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、新国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢基礎年金を支給する。

一 保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間（附則第八条第四項及び第六項の規定により当該期間に算入することとされたものを含む。）並びに新国民年金法附則第七条第一項に規定する組合員であつた期間及び同項に規定する組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間を合算した期間が、二十五年以上であること。

二 附則第十二条第一項各号のいずれかに該当すること。

2 前項の規定による老齢基礎年金の額は、受給権者が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、その権利を取得した当時附則第十四条第一項各号のいずれかに該当するその者の配偶者によつて生計を維持していたときは、新国民年金法第二十七条及び第五項において読み替えられた同法第二十八条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に附則第十四条第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項

ただし書に該当するときは、この限りでない。

- 3 第一項の規定による老齢基礎年金の額は、受給権者が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、その権利を取得した日後にその者の配偶者が附則第十四条第一項各号のいずれかに該当するに至り、かつ、その当時その者がその者の配偶者によつて生計を維持していたときは、新国民年金法第二十七条及び第五項において読み替えられた同法第二十八条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に附則第十四条第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、同項ただし書に該当するときは、この限りでない。
- 4 附則第十四条第三項及び第十六条第一項の規定は、前二項の場合に準用する。
- 5 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する新国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する前に」とあるのは「その受給権を取得したときから起算して一年を経過する日以前」と、「六十五歳に達した」とあるのは「その受給権を取得した」とする。

- 6 第一項第一号に規定する組合員であつた期間及び組合員の被扶養者たる配偶者であつた期間の計算及び確認並びに当該確認に係る不服申立てについては、新国民年金法附則第九条第二項の規定を準用する。
- 7 新国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金の受給権は、受給権者が第一項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅する。

- 第十九条 老齢基礎年金（新国民年金法附則第九条の二第二項の規定により支給するものを除く。次項において同じ。）は、国民年金の被保険者であるときは、その間、その支給を停止する。

- 2 老齢基礎年金の受給権者であつて、その権利を取得したとき以後の国民年金の被保険者期間を有するものについては、新国民年金法第二十

八条の規定は適用しない。

（障害基礎年金等の支給要件の特例）

- 第二十条 初診日が昭和七十一年四月一日前にある傷病による障害について新国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項及び第三十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同法第三十条第一項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く）」とする。
- 2 昭和七十一年四月一日前に死亡した者について新国民年金法第三十七条ただし書の規定を適用する場合においては、同条ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき（当該死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの一年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く）」とする。

- 2 昭和七十一年四月一日前に死亡した者について新国民年金法第三十七条ただし書の規定を適用する場合においては、同条ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき（当該死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの一年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く）」とする。

- 第二十一条 前条並びに新国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項及び第三十条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第三十七条ただし書の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「月の前々月」とあるのは、「一月前における直近の基準月（一月、四月、七月及び十月をいう。）の前月」とする。

（障害基礎年金の支給要件の特例）

- 第二十二條 新国民年金法第三十条の二第二項の規定による障害基礎年金は、同一の傷病による障害について旧国民年金法による障害年金又は旧厚生年金保険法による障害年金（附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。）の受給権を有していたことがある者については、新国民年金法第三十条の二第一項の規定にかかわらず、支給しない。

第二十三条 疾病にかかり、又は負傷した日が施行日前にある傷病による障害又は初診日が施行日前にある傷病による障害について新国民年金法第三十条から第三十条の四までの規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

- 2 初診日が昭和三十六年四月一日前である傷病が治らないで、昭和三十九年八月一日において旧国民年金法別表に定める程度の障害の状態になかつた者が、施行日以後七十歳に達する日の前日までの間に、当該傷病により初めて新国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、同法第三十条の四第一項に該当するものとみなして、同項の障害基礎年金を支給するものとする。

- 2 初診日が昭和三十六年四月一日前である傷病が治らないで、昭和三十九年八月一日において旧国民年金法別表に定める程度の障害の状態になかつた者が、施行日以後七十歳に達する日の前日までの間に、当該傷病により初めて新国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、同法第三十条の四第一項に該当するものとみなして、同項の障害基礎年金を支給するものとする。

- 第二十四条 船員保険の被保険者であつた間に職務上の事由又は通勤により疾病にかかり、又は負傷した者が、施行日前に既に当該傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過し、かつ、当該傷病が治つていない場合であつて、施行日において、新国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、同条の規定に該当するものとみなして、その者に同条の障害基礎年金を支給するものとする。

- 2 前項の規定により支給される障害基礎年金は、その受給権者が旧船員保険法第四十条第二項に規定する障害年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。

（従前の障害福祉年金）

- 第二十五条 施行日の前日において旧国民年金法による障害福祉年金を受ける権利を有していた者のうち、施行日において新国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級（以下この条において単に「障害等級」という。）に該当する程度の

障害の状態にある者については、同法第三十条の四第一項に該当するものとみなして、同項の障害基礎年金を支給する。

- 2 施行日の前日において旧国民年金法による障害福祉年金を受ける権利を有していた者のうち、施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者については、同日後、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき（同日前の同法別表に定める程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。）は、新国民年金法第三十条の四第一項に該当するものとみなして、同項の障害基礎年金を支給するものとする。

- 3 旧国民年金法による障害福祉年金を受ける権利を有する者が、前二項の規定により新国民年金法第三十条の四第一項の障害基礎年金の受給権を取得したときは、当該障害福祉年金を受け取る権利は消滅する。この場合において、当該障害福祉年金の支給は、当該権利の消滅した日の属する月の前月で終わるものとする。

- 4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、新国民年金法第十八条第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始めるものとする。
- 5 昭和六十一年四月分の第一項の規定による障害基礎年金については、新国民年金法第十八条第三項本文の規定にかかわらず、同年八月に支払うものとする。

（障害基礎年金の併給の調整の特例）

- 第二十六条 新国民年金法第三十一条第一項及び第三十二条第一項の規定は、施行日前に支給事由の生じた旧国民年金法による障害年金又は施行日前に支給事由の生じた旧厚生年金保険法による障害年金（附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。次条において同じ。）であつて障害基礎年金に相当するものである者が、令で定めるものの支給を受けることができる者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じた場合（前条の規定により支給すべき事由

が生じた場合を除く。について準用する。施行日前に支給事由の生じた旧国民年金法による障害年金(障害福祉年金を除く。)を受けることができる者に対して更に同条の規定により障害基礎年金を支給すべき事由が生じた場合においても、同様とする。

2 前条の規定により支給される障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、新国民年金法第三十一条第二項及び第三十二条第二項の規定は、適用しない。

(遺族基礎年金の支給要件の特例)

第二十七条 大正十五年四月一日以前に生まれた者のうち、旧厚生年金保険法による障害年金の受給権を有するもの、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後に厚生年金保険の被保険者である間に初診日のある傷病により当該初診日から五年を経過する日前に死亡したものの、旧厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における遺族基礎年金の支給に必要経過措置は、政令で定める。

(従前の母子福祉年金及び準母子福祉年金)

第二十八条 施行日の前日において旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する者については、新国民年金法第三十七条に該当するものとみなして、同条の遺族基礎年金を支給する。

2 旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する者が、前項の規定による新国民年金法第三十七条の遺族基礎年金の受給権を取得したときは、当該母子福祉年金及び準母子福祉年金の受給権は消滅する。この場合において、当該母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給は、当該権利の消滅した日の属する月の前月で終わるものとする。

3 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、新国民年金法第十八条第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始めるものとする。

4 昭和六十一年四月分の第一項の規定による遺族基礎年金については、新国民年金法第十八条第三項本文の規定にかかわらず、同年八月に支払うものとする。

5 第一項の場合における新国民年金法第三十九条の規定の適用については、旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有していた者は、新国民年金法第三十九条第一項に規定する妻とみなす。

6 第一項の場合における新国民年金法第三十九条及び第七十七条第二項の規定の適用については、旧国民年金法による母子福祉年金若しくは準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつていた子若しくは孫若しくは弟妹は、新国民年金法第三十九条第一項に規定する子とみなす。

7 第一項の規定により支給する遺族基礎年金に對する新国民年金法第三十九条第三項(同法第四十条第二項において適用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第三十九条第三項第四号中「死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子」とあるのは、「夫又は妻のいずれの子でも」とする。

8 第一項に規定する準母子福祉年金の受給権を有していた者に支給する同項の規定による遺族基礎年金については、新国民年金法第三十九条第二項及び第三項の規定によつて年金額を改定するほか、第六項に規定する孫又は弟妹のうち一人又は二人以上がその母又は父の妻と生計を同じくするに至つたときは、その生計を同じくするに至つた日の属する月の翌月からその生計を同じくするに至つた孫又は弟妹の数に應じて、年金額を改定する。

9 第一項に規定する準母子福祉年金の受給権を有していた者に支給する同項の規定による遺族基礎年金の受給権は、新国民年金法第四十条第一項及び第二項の規定によつて消滅するほか、第六項に規定する孫又は弟妹が一人であるとき

はその孫又は弟妹が、同項に規定する孫又は弟妹が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての孫又は弟妹が、その母又は父の妻と生計を同じくするに至つたときは、消滅する。

10 第一項の規定により支給する遺族基礎年金に係る支給の停止及び支給の調整については、この附則及び新国民年金法に別段の定めがあるもののほか、旧国民年金法第二十條、第四十一条の四第一項から第四項まで、第四十一条の五第一項及び第二項、第六十四条の五から第六十五条まで、第六十六条第三項から第五項まで並びに第六十七条並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)附則第二十五条第三項の規定の例による。

11 施行日前に支給事由の生じた旧国民年金法による遺族年金については、旧国民年金法第四十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(寡婦年金及び死亡一時金の特例)

第二十九条 附則別表第一の上欄に掲げる者が死亡した場合における新国民年金法第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

2 新国民年金法第四十九条第一項の規定の適用については、旧国民年金法による障害年金(障害福祉年金を除く。)は障害基礎年金とみなす。

3 新国民年金法第五十二条の二第一項の規定の適用については、旧国民年金法による老齢年金、通算老齢年金、障害年金(障害福祉年金を除く。)、母子年金(母子福祉年金を除く。)、若しくは準母子年金(準母子福祉年金を除く。))又は前条第一項の規定による遺族基礎年金の支給を受けたことがある者は、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者とみなす。

(例)
第三十条 附則別表第一の上欄に掲げる者については、新国民年金法附則第九条の三中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

(施行日において六十歳以上の者に係る国民年金の年金たる給付の特例)

第三十一条 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は大正十五年四月二日以後に生まれた者であつて施行日の前日において旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは旧船員保険法による老齢年金の受給権を有していたものについては、附則第十五条及び第十八条並びに新国民年金法第三章第二節、同章第五節第一款及び第二款並びに同法附則第九条の三の規定を適用せず、旧国民年金法中同法による老齢年金、通算老齢年金及び寡婦年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む)は、これらの者について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に必要経過措置は、政令で定める。

(旧国民年金法による給付)

第三十二条 旧国民年金法による年金たる給付(前条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による年金たる給付を含む。、母子福祉年金及び準母子福祉年金を除く。)については、次項から第九項まで及び第十一項並びに附則第十一条、附則第二十五条第三項、前条、次条第一項及び附則第三十五条第三項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる給付については、次項及び第四項の規定を適用する場合を除き、旧国民年金法中当該年金たる給付の額の計算に関する規定及び当該年金たる給付の額の計算に關

する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例によ

る場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

旧国民年金法第二十七条第一項

合算した額

合算した額に昭和五十四年度の年度平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率（昭和五十四年度の年平均の物価指数に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率（以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。）が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という。）を乗じて得た額を基準として政令で定める額（その額が六十万円に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額を超えるときは、当該額とする。）

旧国民年金法第三十八条及び第四十三条

五十万六千六百円

六十万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を六十万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）

旧国民年金法第三十九条第一項及び第四十四条第一項

二万四千円

六万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を六万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）

六万円

十八万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十八万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）

旧国民年金法第三十九条の二第一項

十八万円

十八万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十八万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）

旧国民年金法第五十条

二分の一

旧国民年金法第七十七条第一項第一号

乗じて得た額

附則第九十九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号。以下「改正前の法律第八十六号」という。）

二十七万二千二百円

附則第九十九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号。以下「改正前の法律第八十六号」という。）

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第二号）附則第三十二条第二項の規定により読み替へられた同法第二十七条第一項に規定する昭和五十四年度基準物価上昇比率を二十七万二千二百円に乘じて得た額を基準として政令で定める額

第七十七条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「改正前の法律第九十二号」という。）

二十七万二千二百円

附則第二十条第二項

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第二号）附則第三十二条第二項の規定により読み替へられた同法第二十七条第一項に規定する昭和五十四年度基準物価上昇比率を二十七万二千二百円に乘じて得た額を基準として政令で定める額

3 新国民年金法第十六条の二及び第十七条の規定は、第一項に規定する年金たる給付（障害福祉年金及び老齢福祉年金を除く。）について準用する。

4 第一項に規定する給付のうち老齢年金（旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給されるものに限る。）及び通算老齢年金の支払については、新国民年金法第十八条第三項の規定の例による。

5 前項の規定は、政令で定める日までの間は適用しない。

6 新国民年金法第三十三条及び第三十三条の二の規定は、第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（障害福祉年金を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは、「昭和六十一年四月一日において」と読み替へるものとする。

7 新国民年金法附則第五条の規定は、第一項に規定する給付のうち老齢年金又は通算老齢年金の受給権者については、適用しない。

8 新国民年金法附則第九条の二第六項の規定

は、旧国民年金法による寡婦年金については、適用しない。

9 旧国民年金法による老齢福祉年金については、旧国民年金法第六十五条から第六十八条まで及び第七十九条の二第五項から第七項までの規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

10 旧国民年金法による年金たる給付のうち施行日前に支給すべきであつたもの及び同法による一時金たる給付であつて同日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

11 第一項に規定する旧国民年金法による年金たる給付又は前項に規定する同法による年金たる給付若しくは一時金たる給付を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新国民年金法第五十五条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、施行日以後の行為に対する同法第六十一条の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する給付とみなす。

第三十三条 施行日の前日において児童扶養手当法（昭和二十六年法律第一三三號）第四條に規定する児童扶養手当の支給要件に該当している者であつて、同法第六條の認定を受け、又は同條の認定の請求をしているものについては、その者が監護し、又は養育している児童が、新たに附則第二十五條の規定により支給される障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金の加算の対象となつた場合においても、その者に對する昭和六十一年四月以降の月分の児童扶養手当の支給については、当該児童は、児童扶養手当法第四條第三項第四號に該当しないものとみなす。

2 前項の規定に該当した者に支給する児童扶養手当の額は、児童扶養手当法第五條の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げ

る額を減じた額とする。

一 児童扶養手当法第五條本文に規定する額（同法第九條の規定により手当の一部について支給を制限されているときは、その制限されている額を減じた額）

二 新国民年金法第三十三條の二の規定により加算する額（子が二人以上あるときに加算する額を除く。）を十二で除して得た額

（国民年金事業に要する費用の負担の特例）

第三十四條 国庫は、当分の間、毎年度、国民年金事業に要する費用に充てるため、新国民年金法第八十五條第一項各号及び第二項に規定する額のほか、同法による年金たる給付及び旧国民年金法による年金たる給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。

一 当該年度における新国民年金法による付加年金の給付に要する費用及び同法による死亡一時金の給付に要する費用（同法第五十二條の四第一項に定める額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額の四分の一に相当する額

二 当該年度における附則第二十五條の規定により支給される障害基礎年金及び附則第二十八條の規定により支給される遺族基礎年金の給付に要する費用の総額に障害基礎年金の額又は遺族基礎年金の額に對する旧国民年金法第五十八條に規定する額又は同法第六十二條及び第六十三條第一項に規定する額の割合を參照して政令で定める割合を乗じて得た額

三 当該年度における老齢基礎年金の給付に要する費用のうち、附則第十七條の規定による加算額の総額

四 当該年度における旧国民年金法第五條第四項に規定する保険料免除期間（他の法令により当該保険料免除期間とみなされるものを含む。）を有する者に係る同法による年金たる給付（同法附則第九條の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）に要する費用（同法第七十

七條第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用及び第六號に掲げる費用を除く。）の額に、イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額

イ 当該保険料免除期間の月数を三で除して得た数

ロ イに掲げる数と当該保険料納付済期間の月数とを合算した数

五 当該年度における旧国民年金法第七十七條第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用（次に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額

イ 旧国民年金法第二十七條第一項第一号に掲げる額

ロ 旧国民年金法第七十七條第一項第一号に掲げる額に同號の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を当該被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額の四分の三に相當する額

ハ 二百円に旧国民年金法第八十七條の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相當する額

六 当該年度における旧国民年金法による老齢年金（前号に掲げる老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金の給付に要する費用（同法第二十七條第一項（同法第二十九條の四第一項においてその例による場合を含む。）に定める額に相當する部分の給付に要する費用を除く。）の総額の四分の一に相當する額

七 当該年度における改正前の法律第八十六號附則第十六條第一項又は改正前の法律第九十二號附則第二十條第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の八分の一に相當する額

八 当該年度における改正前の法律第九十二號

附則第十二條第二項の規定によつてその額が計算される年金の給付に要する費用のうち、八百四十円に当該年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間の月数を乗じて得た額に相當する部分の給付に要する費用の総額の四分の一に相當する額

九 当該年度における旧国民年金法による老齢福祉年金の給付に要する費用の総額

2 新国民年金法第八十五條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「次号及び第三号に掲げる額」とあるのは「次号及び第三号に掲げる額並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第三十四條第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる費用（同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相當する額に相當する部分の費用を除く。）の額」と、「四百八十」とあるのは「四百八十（昭和五十九年改正法附則第四條の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる数）」と読み替へるものとする。

3 新国民年金法第八十五條第一項の規定の適用については、同項第三号中「障害基礎年金」とあるのは、「障害基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第二十五條の規定による障害基礎年金を除く。）とする。

4 国庫は、毎年度、次の各号に掲げる費用について、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

一 当該年度における老齢基礎年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に国民年金基金が支給する年金に要する費用 二百円に当該国民年金基金の加入員期間の月数を乗じて得た額の四分の一に相當する額

二 当該年度における死亡を支給事由とする国民年金基金が支給する一時金に要する費用

新国民年金法第五十二条の四第二項の加算額の四分の一に相当する額

5 新国民年金法第八十六条の規定の適用については、同条中「この法律又は」とあるのは「この法律(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年改正法」という。))の規定によりなお従前の例によるものとされた場合における同法第二条の規定による改正前のこの法律及び昭和五十九年改正法の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前のこの法律を含む。以下この条において同じ。又は」とする。

第三十五条 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による老齢年金及び通算老齢年金を含む。及び附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用その他老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金に相当する給付に要する費用として政令で定める費用については、政令で定めるところにより、老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の給付に要する費用として、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

一 六十五歳以上の者に支給する老齢年金又は通算老齢年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の当該被保険者期間に係る部分の給付に要する費用であつて老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金(老齢福祉年金を除く。の額に相当する部分(附則第七十九条第二号に掲げる額に相当する部分を除く。))

二 障害年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて障害基礎年金の額に相当する部分

三 死亡した被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子に支給する遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて遺族基礎年金の額に相当する部分

る費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて遺族基礎年金の額に相当する部分

2 前項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用は、新国民年金法第八十五条第一項及び第九十四条の二第一項の規定の適用については、基礎年金の給付に要する費用とみなす。

3 旧国民年金法による年金たる給付(附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による老齢年金及び通算老齢年金を含む。に要する費用(老齢年金又は通算老齢年金の給付に要する費用のうち同法第二十七條第二項(同法第二十九条の四においてその例による場合を含む。))に定める額に相当する部分並びに寡婦年金、老齢福祉年金及び同法附則第九條の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金の給付に要する費用を除く。は、新国民年金法第八十五条第一項及び第九十四条の二の規定の適用については、基礎年金の給付に要する費用とみなす。

第三十六条 昭和六十一年四月から昭和六十二年三月までの月分の新国民年金法による保険料については、同法第八十七条第四項中「六千八百円」とあるのは、「六千八百円(昭和五十八年度の年度平均の物価指数(総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。))に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の割合が一を超えたときは、その割合を六千八百円に乘じて得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを切り上げて百円に切り上げるものとする。と読み替えるものとする。

2 昭和六十二年四月から昭和六十三年三月までの月分の新国民年金法による保険料については、同法第八十七条第四項中「六千八百円」とあるのは、「七千四百円(昭和五十八年度の年度平均

の物価指数(総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。))に對する昭和六十一年の年平均の物価指数の割合が一を超えたときは、その割合を七千四百円に乘じて得た額とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを切り上げて百円に切り上げるものとする。と読み替えるものとする。

3 次の表の上欄に掲げる月分の新国民年金法による保険料については、同法第八十七条第四項中「六千八百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額(昭和五十八年度の年度平均の物価指数(総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物

昭和六十三年四月から昭和六十四年三月までの月分	七千四百円	昭和六十二年
昭和六十四年四月から昭和六十五年三月までの月分	七千七百円	昭和六十三年
昭和六十五年四月以後の月分	八千円	昭和六十四年

4 新国民年金法第八十七条第四項に定める保険料の額は、昭和六十六年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

第三十七条 昭和六十四年三月までの月分の新国民年金法による保険料のうち、都道府県知事がやむを得ない事情があると認めて期限を定めて承認した市町村の区域に住所を有する国民年金の被保険者の当該期限までの期間に係る保険料の納期限については、新国民年金法第九十一条及び第九十二条の規定を適用せず、なお従前の例によるものとする。

第三十八条 施行日前の期間に係る旧国民年金法による保険料の追納については、なお従前の例による。

(第三条の規定の施行に伴う経過措置)

物価指数をいう。以下この項において同じ。))に對する昭和六十一年の年平均の物価指数の割合が一を超えたときは、その割合を同表の中欄に掲げる額に乘じて得た額(同表の下欄に掲げる年の前年までの間に於いて第十六條の二の規定により年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、昭和五十八年度の年度平均の物価指数に對する同表の下欄に掲げる年における直近の同条の規定により年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられた年の前年の年平均の物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乘じて得た額とする。とし、その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを切り上げて百円に切り上げるものとする。と読み替えるものとする。

昭和六十三年四月から昭和六十四年三月までの月分	七千四百円	昭和六十二年
昭和六十四年四月から昭和六十五年三月までの月分	七千七百円	昭和六十三年
昭和六十五年四月以後の月分	八千円	昭和六十四年

第三十九条 昭和六十年十月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(厚生年金保険法第十五條第一項の規定により当該被保険者の資格を有する者を除く。のうちに、同年七月一日から同年九月三十日までの間に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者又は厚生年金保険法第二十三条第一項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬額が改定された者であつて、同年同月の標準報酬額が六万四千円以下であるもの又は四十一万円であるもの(当該標準報酬月額額の基礎となつた報酬月額額が四十二万五千円未満であるものを除く。の標準報酬額は、当該標準報酬月額額の基礎となつた報酬月額額を第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬

の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、昭和六十年十月から昭和六十一年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が六万八千円未満である厚生年金保険法第十五条第一項の規定による厚生年金保険の被保険者の昭和六十年十月から昭和六十年三月までの標準報酬月額は、同法第二十六条の規定にかかわらず、六万八千円とする。

第四十条 初診日が昭和五十九年八月一日以前にある傷病による障害に係る第三十条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十七条第二項の規定の適用に必要経過措置は、政令で定める。

(厚生年金保険の適用事業所の経過措置)

第四十一条 新厚生年金保険法第六條第一項第二号に掲げる事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの以外のものについては、同項(同条第三項及び同法第七條において適用する場合を含む)の規定は、昭和六十四年三月三十一日までの間は、政令で定めるところにより、段階的に適用するものとする。

(厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の経過措置)

第四十二条 大正十年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、施行日の前日において旧船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者であつた者であつて、施行日において新厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用されるもの(同日に同法第十三條の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者を除く)は、同日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。この場合において、同法第十八條の規定による都道府県知事の確認を要しない。

2 大正十年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日の前日において旧厚生年金保険法第九條又は第十條第一項の規定による厚生年金保

險の被保険者であつたものは、施行日に、当該被保険者の資格を喪失する。

(第四種被保険者に関する経過措置)

第四十三条 旧厚生年金保険法第十五條第一項の規定は、施行日の前日において同項の規定による厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、次の各号のいずれにも該当しないものについては、なおその効力を有する。ただし、その者が第九項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき以後は、この限りでない。

一 施行日の前日において旧厚生年金保険法第十七條第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当したこと。

二 施行日において組合員(国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)附則第十三條の十二に規定する特別継続組合員及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)附則第二十八條の二に規定する特別継続組合員を除く。以下この条及び次条において同じ)であること。

三 施行日において附則第十二條第一項第七号に該当すること。

2 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七條第一項又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ)が十年以上であるものが、厚生年金保険の被保険者でなくなつた場合(組合員となつたことにより当該被保険者の資格を喪失したものである場合を除く)又は組合員となつたことにより当該被保険者の資格を喪失した後引き続き組合員の資格を喪失した場合において、当該被保険者期間が二十年に達していないとき(附則第十二條第一項第四号から第七号までに該当するものを除く)は、その者は、都道府県知事に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることのできる。ただし、第一号から第三号まで又は第五号

のいずれかに該当する者(施行日の属する月に厚生年金保険の被保険者でなくなつた者を除く)にあつては、施行日の属する月から厚生年金保険の被保険者でなくなつた日の属する月の前月までの期間の全部が厚生年金保険の被保険者期間又は組合員であつた期間である場合に限る。

一 昭和十六年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日において厚生年金保険の被保険者であつたもの(第四号に掲げる者を除く)。

二 前条第二項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した者。

三 大正十年四月一日以前に生まれた者のうち、施行日の前日において船員保険の被保険者であつた者であつて、施行日において新厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用されるもの。

四 施行日の前日において旧厚生年金保険法第十五條第一項の規定による被保険者であつた者(前項第一号又は第三号に該当した者を除く)。

五 第五項の規定によつて厚生年金保険の被保険者となつた者。

3 前項の申出は、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日又は組合員でなくなつた日から起算して六月以内になければならない。ただし、都道府県知事は、正当な事由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

4 第二項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、当該申出に係る厚生年金保険の被保険者若しくは組合員の資格を喪失した日又は当該申出が受理された日のうち、その者の選択する日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得するものとする。ただし、その者が当該申出が受理された日において厚生年金保険の被保険者又は組合員であつたときは、当該申出に係る厚生年金保険の被保険者又は組合員の資格を喪失した日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取

得するものとする。

5 施行日の前日において旧厚生年金保険法第十五條第一項の申出をすることができた者(同条第二項の規定により同日までに同条第一項の申出をしなければならぬものとされていたものを除く)であつて同項の申出をしていなかったものが、施行日において厚生年金保険の被保険者及び組合員でなかつたときは、その者は、都道府県知事に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることのできる。

6 第三項の規定は前項の申出について、第四項の規定は前項の申出をした者について、それぞれ準用する。この場合において、第四項中「当該申出に係る厚生年金保険の被保険者若しくは組合員の資格を喪失した日」とあり、及び「当該申出に係る厚生年金保険の被保険者又は組合員の資格を喪失した日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

7 第一項の規定による厚生年金保険の被保険者及び第二項又は第五項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者については、旧厚生年金保険法第十五條第四項の規定は、なおその効力を有する。

8 第四種被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失することができる。

9 第四種被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第三号又は第四号に該当するに至つたときは、その日)に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 厚生年金保険の被保険者期間が二十年に達したとき、又は附則第十二條第一項第四号又は第五号に該当するに至つたとき。

三 新厚生年金保険法第九條又は第十條第一項の規定による被保険者となつたとき。

四 組合員となつたとき。

五 前項の申出が受理されたとき。

六 厚生年金保険の保険料(初めて納付すべき

保険料を除く。を滞納し、新厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

10 第四種被保険者については、旧厚生年金保険法第十八条第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

11 施行日の前日において旧船員保険法第二十条の規定による船員保険の被保険者であつて、次条第一項第二号に該当したもの（同項第一号に該当した者を除く。）は、第二項の規定の適用については、施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、かつ、同日に組合員となつたことにより当該被保険者の資格を喪失したものとみなす。

（船員任意継続被保険者に関する経過措置）

第四十四条 施行日の前日において旧船員保険法第二十条の規定による船員保険の被保険者であつた者であつて次の各号のいずれにも該当しないものは、施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。この場合において、新厚生年金保険法第十八条の規定による都道府県知事の確認を要しない。

一 施行日の前日において旧船員保険法第二十条第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当したこと。

二 施行日において組合員であること。

2 前項に規定する者については、旧船員保険法第二十条第四項の規定はなおその効力を有するものとし、その者が同項の規定によつて同条第一項の規定による船員保険の被保険者とならなかつたものとみなされたときは、その者は、前項の規定による厚生年金保険の被保険者とならなかつたものとみなす。

3 船員任意継続被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失することができる。

4 船員任意継続被保険者は、前条第九項第一号、第二号若しくは第四号又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号又は

同項第四号に該当するに至つたときは、その日）に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

一 新厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用されるに至つたとき。

二 前項の申出が受理されたとき。

三 厚生年金保険の保険料を滞納し、新厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

5 前項の規定の適用については、船員任意継続被保険者のうち、旧厚生年金保険法第三條第一項第一号に規定する第一種被保険者又は同項第七号に規定する第四種被保険者であつた期間が、旧交渉法第三條第一項又は第四條第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間とみなされることにより、旧船員保険法第三十四條第一項第一号又は第三号に規定する期間を満たすに至つたにもかかわらず、同法第二十一条第二号に該当することなく、施行日の前日まで引き続き同法第二十条の規定による船員保険の被保険者であつた者は、前条第九項第二号に該当しないものとし、その者は、附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間と船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間とを合算して十五年となるに至つた日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

6 前条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第十八條第一項ただし書の規定は、船員任意継続被保険者について準用する。

7 新厚生年金保険法第九條及び第十三條第一項の規定の適用については、当分の間、同法第九條中「適用事業所に使用される者」とあるのは「適用事業所に使用される者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第一号）附則第五條第十四号に規定する船員任意継続被保険者（以下単に「船員任意継続被保険

者」という。）を除く。）」と、同法第十三條第一項中「前条の規定に該当しなくなつた日」とあるのは「前条の規定に該当しなくなつた日又は船員任意継続被保険者でなくなつた日」とする。

8 船員任意継続被保険者については、新厚生年金保険法第十條第一項の規定は適用しない。

（第四種被保険者及び船員任意継続被保険者に係る国民年金の被保険者の資格の特例）

第四十五条 新国民年金法第七條第一項第三号及び第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「第二号被保険者の」とあるのは、「第一号被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第一号）附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者を除く。）の」とする。

2 第四種被保険者及び船員任意継続被保険者は、新厚生年金保険法第四十條、第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者でないものとみなす。

3 第四種被保険者及び船員任意継続被保険者については、新厚生年金保険法附則第四條の三第一項及び第四條の五第一項の規定は適用しない。

（厚生年金保険の被保険者の種別の変更）

第四十六条 新厚生年金保険法第十八條、第十九條の二、第二十七條、第二十九條から第三十一条まで、第二百一號第一項（第一号及び第二号に限る。）、第二百四號、第二百二十八號及び第二百七號（第一号に限る。）、の規定は、厚生年金保険の被保険者の種別の変更（第一種被保険者（旧厚生年金保険法第三條第一項第一号に規定する第一種被保険者を含む。）、第二種被保険者（旧厚生年金保険法第三條第一項第二号に規定する第二種被保険者を含む。）、第三種被保険者（旧厚生年金保険法第三條第一項第三号に規定する第三種被保険者を含む。）との間の変更をいう。）について準用する。

（厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置）

第四十七條 旧船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間（他の法令の規定により当該被保険者であつた期間とみなされ、又は当該被保険者であつた期間に計算された期間を含む。）は、厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなす。ただし、次の各号に掲げる期間は、この限りでない。

一 旧船員保険法による脱退手当金（法律第八十二號附則第十五條又は法律第五十五號附則第十九條の規定による脱退手当金を含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退手当金の計算の基礎となつた期間

二 附則第三十五條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法又は附則第三十九條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員たる船員保険の被保険者であつた期間

三 前号に規定する組合員たる船員保険の被保険者となる前の船員保険の被保険者であつた期間

2 施行日前の旧厚生年金保険法第三條第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間（同法附則第四條第二項の規定により当該第三種被保険者であつた期間とみなされ、又は当該期間に関する規定を準用することとされた期間を含む。）に係る厚生年金保険の被保険者期間の計算については、旧厚生年金保険法第十九條第三項及び第十九條の二の規定の例による。

3 第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、その期間に三分の四を乗じて得た期間をもつて厚生年金保険の被保険者期間とする。

第四十八條 附則第八條第一項の規定は、施行日前の国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。）に係る新厚生年金保険法の適用について準用する。

2 昭和三十六年四月一日から施行日の前日まで
の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間（前
条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生
年金保険の被保険者であつた期間とみなされた
期間に係るものを含む。第七項及び第八項にお
いて同じ。）は、新厚生年金保険法第四十二條た
だし書（同法第五十八條第一項第四号並びに同
法附則第八條第一項及び第二項、第十五條、第
二十八條の三並びに第二十八條の四において適
用する場合を含む。）及び同法附則第十四條第一
項の規定の適用については、保険料納付済期間
とみなす。

3 新厚生年金保険法附則第八條第二項の規定の
適用については、当分の間、同項中「従事する
被保険者」とあるのは「従事する被保険者（国民
年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年
法律第 号。以下「昭和五十九年改正法」とい
う。）附則第五條第十三号に規定する第四種被
保険者、同条第十四号に規定する船員任意継続
被保険者、同法第四條の規定による改正前の厚
生年金保険法第三條第一項第七号に規定する第
四種被保険者及び旧法第二十二條の規定による
被保険者を除く。）」と、「船舶に使用される被保
険者」とあるのは「船舶に使用される被保険者
（昭和五十九年改正法附則第五條第十四号に規
定する船員任意継続被保険者を含む。）」と、「船
員たる被保険者」というのであつた期間とある
のは「船員たる被保険者」というのであつた期
間（昭和五十九年改正法附則第四十七條第一項
の規定により厚生年金保険の被保険者であつた
期間とみなされた同法第六條の規定による改正
前の船員保険法による被保険者であつた期間を
含む。以下この項において同じ。）」とする。

4 新厚生年金保険法附則第十四條第一項の規定
の適用については、当分の間、同項中「組合員
であつた期間及び同法附則第七條第一項に規定
する組合員の被扶養者たる配偶者であつた期
間」とあるのは、「組合員であつた期間（昭和六
十一年四月一日以後の期間に係るものに限る。）」

及び同法附則第七條第一項に規定する組合員の
被扶養者たる配偶者であつた期間（昭和六十
一年四月一日以後の期間に係るものに限る。）」と
する。

5 附則第八條第六項各号（第六号を除く。）に掲
げる期間は、新厚生年金保険法附則第十四條第
一項の規定の適用については、合算対象期間に
算入する。この場合において、附則第八條第七
項から第九項までの規定を準用する。

6 新国民年金法附則第七條第二項から第五項ま
での規定は、附則第八條第六項第三号及び第五
号に掲げる期間のうち組合員であつた期間につ
き新厚生年金保険法附則第十四條第一項の規定
を適用する場合について準用する。この場合に
おいて、新国民年金法附則第七條第三項中「第
十條第一項」とあるのは「厚生年金保険法附則第
十四條第一項」と、同条第五項中「第十條第一項
に規定する被保険者の資格」とあるのは「当該組
合員であつた期間に基づく老齢厚生年金又は遺
族厚生年金」と読み替へるものとする。

7 施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（当
該被保険者期間の計算について、前条第二項又
は第三項の規定の適用があつた場合には、その
適用がないものとして計算した被保険者期間と
する。）は、新厚生年金保険法第四十七條第一項
ただし書（同法第四十七條の二第二項及び第四
十七條の三第二項において準用する場合を含む
）及び同法第五十八條第一項ただし書の規定
の適用については、保険料納付済期間である国
民年金の被保険者期間とみなす。

8 厚生年金保険の被保険者期間につき厚生年金
保険又は施行日前の期間に係る船員保険の保険
料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき
（新厚生年金保険法第七十五條ただし書に該当
するとき、旧厚生年金保険法第七十五條第一項
ただし書に該当するとき及び旧船員保険法第五
十一條ノ二ただし書に該当するときを除く。）は、
当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者
期間については、第二項の規定を適用せず、当

該被保険者期間は、新厚生年金保険法附則第十
四條第一項の規定の適用については、第五項の
規定にかかわらず、合算対象期間に算入せず、
前項に規定する同法の規定の適用については、
同項の規定にかかわらず、附則第八條第十二項
に規定する保険料納付済期間及び保険料免除期
間以外の国民年金の被保険者期間とみなす。

（厚生年金保険の標準報酬に関する経過措置）
第四十九條 施行日前の船員保険の被保険者であ
つた期間の各月の旧船員保険法による標準報酬
月額、それぞれその各月の厚生年金保険法に
よる標準報酬月額とみなす。

第五十條 第四種被保険者については、旧厚生年
金保険法第二十六條の規定は、なおその効力を
有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するもの
とされた旧厚生年金保険法第二十六條の規定に
基づく標準報酬月額が六万八千円未満である第
四種被保険者の昭和六十一年四月以後の標準報
酬月額については、附則第三十九條第三項の規
定を準用する。

3 船員任意継続被保険者の各月の標準報酬は、
新厚生年金保険法第二十一條から第二十四條ま
での規定にかかわらず、旧船員保険法第四條第
七項の規定に基づくその者の施行日の前日の属
する月における標準報酬によるものとする。
（旧船員保険法による従前の処分）
第五十一條 この附則に別段の規定があるものを
除くほか、旧船員保険法又はこれに基づく命令
によつてした処分、手続その他の行為は、新厚
生年金保険法又はこれに基づく命令中の相当す
る規定によつてした処分、手続その他の行為と
みなす。

（厚生年金保険の平均標準報酬月額の計算に関
する経過措置）
第五十二條 厚生年金保険の被保険者であつた期
間の一部が、附則第四十七條第二項に規定する
第三種被保険者であつた期間（同条第一項の規
定により厚生年金保険の被保険者であつた期間

とみなされた期間を含む。以下この条において
「旧第三種被保険者等であつた期間」という。）
であるときは、新厚生年金保険法第四十三條
（同法第五十條第一項及び第六十條第一項にお
いてその例による場合並びに附則第五十九條第
二項、同法第四十四條第一項及び第四十四條の
三第四項並びに法律第九十二號附則第五條第四
項の規定により読み替へられた新厚生年金保険
法第四十四條の二第二項において適用する場合
を含む。）及び同法附則第九條第一項第二号に
定める額は、これらの規定にかかわらず、旧第
三種被保険者等であつた期間の平均標準報酬月
額（当該期間が厚生年金保険法及び船員保険法
の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七
十八號）附則第四條の規定に該当するものである
場合にあつては、これらの規定により計算した
平均標準報酬月額とし、厚生年金保険法等の
一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十
三號）附則第三十五條の規定に該当するもので
ある場合にあつては、同条の規定により計算し
た平均標準報酬月額とする。以下この条におい
て同じ。）の千分の七・五に相当する額に旧第
三種被保険者等であつた期間に係る厚生年金保
險の被保険者期間の月数を乗じて得た額と、旧
第三種被保険者等であつた期間以外の期間に係
る厚生年金保険の被保険者であつた期間の平均
標準報酬月額の千分の七・五に相当する額に旧
第三種被保険者等であつた期間以外の期間に係
る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて
得た額とを合算した額とする。ただし、老齢厚
生年金及び遺族厚生年金（新厚生年金保険法第
五十八條第一項第四号に該当することにより支
給されるものに限る。）の額を計算する場合に
おいてその計算の基礎となる厚生年金保険の被
保険者期間の月数が二百四十未満であるとき
（附則第十二條第一項第四号から第七号までの
いづれかに該当するときを除く。）、障害厚生年
金の額を計算する場合において同法第五十條第
一項後段の規定の適用があるとき又は遺族厚生

年金の額を計算する場合において同法第五十條第
一項後段の規定の適用があるとき又は遺族厚生

いては、附則第五十二條並びに新厚生年金保険法第四十三條（同法第四十四條第一項及び第四十四條の三第四項において適用する場合並びに同法第六十條第一項においてその例による場合（同法第五十八條第一項第四号に該当する場合に限る。）を含む。）及び同法附則第九條第一項中「千分の七・五」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

2 老齢厚生年金（新厚生年金保険法附則第八條第一項又は第二項の規定により支給する老齢厚生年金を除く。）の額は、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第四十三條及び第四十四條第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。

一 千二百五十円に厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた期間に係るものを含む。）を乗じ、以下この項において同じの月数（当該月数が四百二十を超えるときは、四百二十とする。）を乗じて得た額

二 新国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額（附則第九條又は同法第十六條の二の規定により改定された額を含む。）にイに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数

イ 厚生年金保険の被保険者期間（施行日以後の期間であつて国民年金の被保険者でなかつた期間に係るものを除く。）のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（当該被保険者期間の計算について附則第四十七條第二項又は第三項の規定の適用があつた場合にはその適用がないものとして計算した被保険者期間とし、二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。）の月数

ロ 附則別表第八の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める月数

3 附則別表第七の上欄に掲げる者については、前項第一号及び新厚生年金保険法附則第九條第一項第一号中「千二百五十円」とあるのは、「千二百五十円に政令で定める率を乗じて得た額」とする。

4 前項の規定により読み替えられた第二項第一号及び新厚生年金保険法附則第九條第一項第一号に規定する政令で定める率は、附則別表第七の上欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千二百五十円にその率を乗じて得た額が昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の割合を二千五百円に乘じて得た額から千二百五十円までの間を一定の割合で通減するように定められるものとする。

5 昭和六十年度の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年度平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、前項中「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の割合を二千五百円に乘じて得た額から千二百五十円」とあるのは、「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年度の年平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年平均の物価指数の割合を二千五百円に乘じて得た額」とする。

6 第二項の規定によつて老齢厚生年金の額が計算される者については、新厚生年金保険法第四十四條の三第四項中「これらの規定」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第五十九條第二項」とする。

（老齢厚生年金の加給年金額の特例）
第六十條 老齢厚生年金及び障害厚生年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合には、新厚生年金保険法

法第四十四條第一項（同法附則第九條第四項において準用する場合を含む。）及び同法第五十條の二第二項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」とし、同法第四十四條第四項第四号（同法第五十條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

（中高齢者等に係る老齢厚生年金の加給年金額の特例）

第六十一條 附則第十二條第一項第四号から第七号までのいづれかに該当する者について、附則第十四條第一項（第一号に限る。）新厚生年金保険法第四十四條第一項若しくは第三項（次条第三項において読み替えて適用する場合及び同法附則第九條第四項において準用する場合を含む。）同法第四十六條第一項、同法第六十二條第一項又は同法附則第十六條の規定を適用する場合において、その者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、当該月数は二百四十であるものとみなす。

2 附則第十二條第一項第四号から第七号までのいづれかに該当する者に支給する老齢厚生年金の額のうち附則第五十九條第二項第一号に掲げる額及び新厚生年金保険法附則第九條第一項第一号に掲げる額を計算する場合において、その者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、当該月数を二百四十とする。

（第四種被保険者及び船員任意継続被保険者に係る老齢厚生年金の特例）

第六十二條 新厚生年金保険法附則第十五條の規定の適用については、当分の間、同条中「又は同日以後」とあるのは、「又は同日以後に国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第五十三條に規定する第四種被保険者若しくは同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者としての被保険者期間若しくは」とする。

2 新厚生年金保険法附則第九條第二項及び第三項の規定は、第四種被保険者又は船員任意継続被保険者に支給する同法第四十二條の規定による老齢厚生年金の額の計算について準用する。

3 第四種被保険者又は船員任意継続被保険者である新厚生年金保険法第四十二條の規定による老齢厚生年金の受給権者が、附則第四十三條第九項第二号に該当したことによりその被保険者の資格を喪失したときは、同法第四十四條第一項及び第三項中「当時」とあるのは、「当時（その権利を取得した当時当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第六十二條第二項において準用する附則第九條第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時）」とする。

4 新厚生年金保険法第四十二條の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が第四種被保険者又は船員任意継続被保険者である間は、その支給を停止する。

（施行日において六十歳以上である者に係る厚生年金保険の年金たる保険給付の特例）
第六十三條 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は施行日の前日において旧厚生年金保険法による老齢年金の受給権を有していた者については、新厚生年金保険法第三章第二節並びに附則第八條、第十五條及び第二十八條の三の規定を適用せず、旧厚生年金保険法中同法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる保険給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、これらの者について、なおその効力を有する。

2 前項の規定により、なおその効力を有するものとされた規定を適用する場合において、次の

旧厚生年金保険法第四十二条 第一項第五号、第四十六条の 第三号及び附則第二十八条 の第三項第四号	第一級から第 十四級まで
--	----------------------------------

十九年法律第 号）第四条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第八条第一項第三号に規定する政令で定める等級以下

第四十七條第一項ただし書（同法第四十七條の二第二項、第四十七條の三第二項及び第五十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同法第四十七條第一項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々々までの一年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。）」とする。

昭和七十一年四月一日前に死亡した者の死亡
 について新厚生年金保険法第五十八条第一項
 ただし書の規定を適用する場合においては、同項
 ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるの
 は、「三分の二に満たないとき（当該死亡日の前
 日において当該死亡日の属する月の前々月まで
 の一年間のうちに保険料納付済期間及び保険料
 免除期間以外の国民年金の被保険者期間がない
 ときを除く）」とする。

第六十六條 新厚生年金保險法第四十七條の二第二項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について旧厚生年金保險法による障害年金（附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保險の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。）又は旧國民年金法による障害年金の受給権を有していたことがある者については、新厚生年金保險法第四十七條の二第二項の規定にかかわらず、支給しない。

第六十七條 疾病にかからず、又は負傷した日が施

行日前にある傷病による障害又はを認むるが如き
 日前にある傷病による障害について新厚生年金
 保険法第四十七条から第四十七条の三まで及び
 第五十五条の規定を適用する場合における必要
 な経過措置は、政令で定める。

第六十八条 船員保険の被保険者であつた間に職

業務上の事由又は通勤により疾病にかかり、又は負傷した者が、施行日前に既に当該傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過し、かつ、

第六十五条 前条、新厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び同法第五十八条第一項ただし書の規定の適用については、当分の間、前条並びに同法第四十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書中「二月の前々月」とあるのは、「同

當該傷病が治つていない場合であつて、旅行
において、新厚生年金保険法第四十七条第二項
に規定する障害等級に該当する程度の障害の状
態にあるときは、同条の規定に該当するものと
みなして、その者に同条の障害厚生年金を支給
する。この場合において、同法第五十一条中
「当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に
係る障害認定日」とあるのは、「昭和六十一年四

月一日」とする。

2 前項の規定により支給される障害厚生年金は、その受給権者が旧船員保険法第四十条第二項に規定する障害年金の受給権を有するとき、その間、その支給を停止する。

(障害厚生年金の併給の調整の特例)

第六十九条 新厚生年金保険法第四十八条第一項、第四十九条第一項及び第五十一条の規定は、施行日前に支給事由の生じた旧厚生年金保険法による障害年金（附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを含む。次項において同じ。）であつて障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの支給を受けることがでさる者に対して更に障害厚生年金（新厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一般又は二級に該当する程度の障害の状態に該当する場合に限る。次項において同じ。）を支給すべき事由が生じた場合に準用する。

2 昭和三十六年四月一日前に支給事由の生じた旧厚生年金保険法による障害年金であつて障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの支給を受けることができる者に対して更に障害基礎年金又は障害厚生年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度に応じて、同法第五十二条の規定の例により当該政令で定める障害年金の額を改定する。

(障害厚生年金の額の計算の特例)

第七十条 新厚生年金保険法第五十一条の規定の適用については、当分の間、同条中「となつた障害に係る障害認定日」とあるのは「となつた障害に係る障害認定日（第四十七条の二第一項障害の規定による障害厚生年金については当該障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日とし」と、「それぞれの障害に係る障害認定日」とあるのは「それぞれの障害に係る障害認定日（第四十七条の二第一項に規定する障害については、当該障害認定日が昭和六十

十一月四月一日前にあるときは、昭和六十一年三月三十一日とし、」と、「基準障害に係る障害認定日」とあるのは、「基準障害に係る障害認定日とする。」とする。

(厚生年金保険の障害手当金の支給要件の特例)

第七十一条 新厚生年金保険法第五十六条の規定の適用については、旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む)は、同法第五十六条第一号の年金たる保険給付とみなす。

2 新厚生年金保険法第五十六条の規定の適用については、当分の間、同条第三号中「船員保険法による障害年金」とあるのは、「船員保険法による障害年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものを除く。）」とする。

(遺族厚生年金の支給要件の特例)

第七十二条 旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にある同法による障害年金の受給権者、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後に厚生年金保険の被保険者であつた間に発した傷病(施行日前に発したものに限る)により初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者、大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて同法第四十二条第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしているものその他者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における遺族厚生年金の支給に關し必要とな経過措置は、政令で定める。

2 昭和七十一年四月一日前に死亡した者の死亡について新厚生年金保険法第五十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「であること」とあるのは、「であるか、又は障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状

態にあること」とする。

(遺族厚生年金の加算の特例)

第七十三条 新厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者であつて附則別表第九の上欄に掲げるもの(死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻であつた者であつて、その権利を取得した当時四十歳以上であつたものに限り、六十歳以上であるときは、当該遺族厚生年金の額は、新厚生年金保険法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。この場合においては、同法第六十五条の規定を準用する。

一 新厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する加算額(附則第五十四条又は同法第三十三条の規定により改定された額を含む。)

二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(附則第九条又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む)にそれぞれ附則別表第九の下欄に掲げる数を乗じて得た額

第七十四条 妻に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その妻が新厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する要件に該当したと生計を同じくしていた場合であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその妻が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、同法第六十条第一項及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、これらの規定の例により計算した額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

2 子に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその子が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、新厚生年金保険法第六十条の規定にかかわらず、同条の規定の例により計算した額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

した額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

3 新国民年金法第三十九条第二項及び第三項、第三十九条の二第二項、第四十条、第四十一条第二項及び第四十一条の二の規定は、遺族厚生年金のうち前二項の加算額に相当する部分について準用する。

4 第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金に対する新厚生年金保険法第六十五条(前条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第六十五条中「その受給権者である妻が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができる」とあるのは、「当該遺族厚生年金が国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号)附則第七十四条第一項の規定によりその額が加算されたものである」とする。

5 新厚生年金保険法第六十六条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「妻に対する遺族厚生年金」とあるのは、「妻に対する遺族厚生年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号)以下「昭和五十九年改正法」という)附則第七十四条第一項の規定によりその額が加算されたものであるものを除く」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは、「当該遺族基礎年金又は昭和五十九年改正法附則第七十四条第二項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金」とする。

(厚生年金保険の脱退手当金の経過措置)
第七十五条 昭和十六年四月一日以前に生まれた者については、旧厚生年金保険法中同法による脱退手当金の支給要件に関する規定は、その者について、なおその効力を有する。この場合において、老齢厚生年金又は障害厚生年金は旧厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金と、障害厚生年金は同法による障害年金と、それぞれみなす。

(厚生年金保険の保険給付の制限の特例)

第七十六条 新厚生年金保険法第七十五条の規定は、第三種被保険者について第一種被保険者としての保険料の徴収が行われた場合における第三種被保険者であつた期間又は旧厚生年金保険法第三十一条第五号に規定する第三種被保険者について同項第一号に規定する第一種被保険者としての保険料の徴収が行われた場合における当該第三種被保険者であつた期間に基づく新厚生年金保険法による保険給付について準用する。この場合において、同法第七十五条ただし書中「被保険者の資格の取得」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号)附則第四十六条に規定する被保険者の種別の変更」と読み替へるものとする。

(新厚生年金保険法による特例遺族年金の支給要件の特例)

第七十七条 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて旧厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項第一号イ又はロのいずれかに該当する者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における新厚生年金保険法による特例遺族年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む)及び附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、次項から第二項第一号

旧厚生年金保険法第三十四条 乗じて得た額

五項まで及び第七項並びに附則第三十五条第一項及び第二項、第五十六条第二項及び第五項、第六十三条、第六十九条第二項並びに第七十五条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に關する事項を除き、なお従前の例による。旧厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者又はその者の遺族が、死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族についても、同様とする。ただし、その者が死亡した場合において、その者の遺族が新厚生年金保険法第五十八条の遺族厚生年金を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次項並びに附則第五十六条第二項及び第五項の規定を適用する場合を除き、旧厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に關する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に關する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む)は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

乗じて得た額に昭和五十四年度の年度平均の物価指数(総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ)に對する昭和六十年の年平均の物価指数の比率(昭和五

旧厚生年金保険法第三十四条 第五項	十八万円	十八年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率（以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。）が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という。）を乗じて得た額を基準として政令で定める額
旧厚生年金保険法第四十六條 第二項	二万四千円	十八万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十八万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
旧厚生年金保険法第四十六條 第一項	六万円	十八万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十八万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
旧厚生年金保険法第四十六條 第二項	第一級から第十四級まで	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年改正法」という。）第四条の規定による改正後の附則第八條第一項第三号に規定する政令で定める等級以下の
旧厚生年金保険法第四十六條 の七第一項	第一級から第六級までの等級である	昭和五十九年改正法第四条の規定による改正後の附則第八條第一項第三号に規定する政令で定める等級以下の

旧厚生年金保険法第四十六條 の七第二項	第一級から第十四級まで	昭和五十九年改正法第四条の規定による改正後の附則第八條第一項第三号に規定する政令で定める等級以下の
旧厚生年金保険法第五十條第一項第三号及び同法第六十條第二項	五十万六千六百円	六十万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を六十万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
旧厚生年金保険法第六十二條の二第二項	十二万円	十二万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十二万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額）
旧厚生年金保険法附則第十六條第二項	九万八千四百円	九万八千四百円（昭和五十四年度基準物価上昇比率を乘じて得た額を基準として政令で定める額）
旧交渉法第十六條第一項及び第十九條の三第二項	第一級から第十四級まで	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）第四条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第八條第一項第三号に規定する政令で定める等級以下の
旧交渉法第二十五條の二及び第二十六條	五十万六千六百円	六十万円（総理府において作成した昭和五十八年度の年度平均の全国消費者物価指数に対する総務庁において作成した昭和六十一年の年平均の全国消費者物価指数の比率が百分の百を超えたときは、当該

改正前の法律第九十二号附則
第三条第二項

比率を六十万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額)

改正前の法律第九十二号附則
第三条第三項

六十万円(総理府において作成した昭和五十八年度の年度平均の全国消費者物価指数に対する総務庁において作成した昭和六十年度の年平均の全国消費者物価指数の比率(以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。)が百分の百を超えたときは、当該比率を六十万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額)

十八万円	十八万円(昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十八万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額)
二万四千円	六万円(昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を六万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額)
六万円	十八万円(昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十八万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額)

3 新厚生年金保険法第三十四条及び第三十五条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付について準用する。

4 第一項に規定する年金たる保険給付のうち通算老齢年金、通算遺族年金、特例老齢年金及び特例遺族年金の支払については、新厚生年金保険法第三十六条第三項の規定の例による。

5 前項の規定は、政令で定める日までの間は適用しない。

6 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち施行日前に支給すべきであつたもの及び同法による一時金たる保険給付であつて同日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

7 第一項に規定する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金又は前項に規定する同法による年金たる保険給付若しくは一時金たる保険給付を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新厚生年金保険法第九十八条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、同法第百条第一項の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する保険給付とみなす。

(厚生年金保険事業に要する費用の負担の特例)
第七十九条 国庫は、毎年度、新厚生年金保険法第八十条の規定によるほか、同法による保険給付、旧厚生年金保険法による保険給付及び附則

第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた保険給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。

一 昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。)を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分に相当する額の百分の二十(同月前の附則第五十一条に規定する旧第三種被保険者等であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分(他の

法令の規定により国庫の負担すべき費用が定められた部分を除く。)に相当する額については、その額の百分の二十五)に相当する額

二 附則第三十五条第一項第一号に規定する旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分(同法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。)として政令で定める部分に相当する額の四分の一

第八十条 次の表の上欄に掲げる月分の第二種被保険者の新厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第五項中「千分の百二十四」とあるのは同表の中欄に掲げる字句に、「千分の九十二」とあるのは同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

昭和六十一年四月から昭和六十一年九月までの月分	千分の百十三	千分の八十三
昭和六十一年十月から昭和六十二年九月までの月分	千分の百十五	千分の八十五
昭和六十二年十月から昭和六十三年九月までの月分	千分の百十七	千分の八十七
昭和六十三年十月から昭和六十四年九月までの月分	千分の百十九	千分の八十九
昭和六十四年十月以後の月分	千分の百二十一	千分の九十一

2 第二種被保険者の新厚生年金保険法による保険料率は、昭和六十五年十月以後において同法第八十一条第五項に定める保険料率に達するまで、法律で定めるところにより、段階的に引き上げられるものとする。

3 第三種被保険者及び船員任意継続被保険者の新厚生年金保険法による保険料率は、同法第八十一条第五項の規定にかかわらず、千分の百三十六(厚生年金基金の加入員である第三種被保険者にあつては、千分の百四)とする。

4 第四種被保険者については、旧厚生年金保険法第八十二条第一項ただし書及び第三項、第八十三条第一項並びに第八十三条の二の規定は、なおその効力を有する。

5 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法の規定は、船員任意継続被保険者について準用する。

(厚生年金基金の加入員及び代議員等の資格に関する経過措置)
第八十一条 大正十年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日の前日において厚生年金基金(以下「基金」という。)の加入員であつた者(施行日に新厚生年金保険法第二百四十四条の規定により当該加入員の資格を喪失する者を除く。)は、施行日に、当該加入員の資格を喪失する。

2 基金の代議員及び役員等の資格については、基金の業務の運営状況を勘案して政令で定める日(同日において現に基金の代議員又は役員であ

る者については、その任期が終了する日）までの間、新厚生年金保険法第七十七条第三項並びに第九十九条第二項及び第四項中「加入員」とあるのは、「加入員及び国民年金法等の一部を改正する法律昭和五十九年法律第 号附則第八十一条第一項の規定により加入員の資格を喪失した者であつて現に設立事業所に使用されるもの」とする。

3 新厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用される厚生年金保険の被保険者については、当分の間、同法第百十條第一項中「被保険者」とあるのは、「被保険者（船舶に使用される被保険者を除く。次項、次条第一項及び第二項、第百二十二条並びに第百四十四條第一項及び第二項において同じ。）とする。

（厚生年金基金の年金給付の基準の特例）

第八十二條 老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金たる給付であつて、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間（以下この項及び附則第八十四條において「加入員たる被保険者であつた期間」という。）の一部が旧厚生年金保険法第三條第一項第六号に規定する特例第三種被保険者（以下この項において「旧特例第三種被保険者」という。）であつた期間である者に支給するものの額は、新厚生年金保険法第百三十二條第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額を超えるものでなければならない。

一 当該旧特例第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する額に当該旧特例第三種被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 当該旧特例第三種被保険者であつた期間以外に加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する額に当該旧特例第三種被保険者であつた期間以外に加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生

生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

2 老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する年金たる給付のうち、附則別表第七の上欄に掲げる者に支給するものについて前項及び新厚生年金保険法第百三十二條第二項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「千分の七・五」とあるのは、同表の下欄のように読み替へるものとする。

第八十三條 大正十五年四月一日以前に生まれた者及び施行日前に支給事由の生じた旧厚生年金保険法による老齢年金の受給権者については、新厚生年金保険法第百三十一條から第百三十三條まで及び第百三十五條の規定を適用せず、旧厚生年金保険法第百三十一條から第百三十三條まで及び第百三十五條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第百三十一條第一項第一号中「第四十三條第四項から第六項までのいずれか」とあるのは、「第四十三條第四項」と読み替へるものとする。

2 基金が支給する年金たる給付であつて、施行日前に支給事由の生じたもの（前項に規定する者に支給するものを含む）については、前項及び次条の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

（厚生年金基金の年金給付の費用の負担に関する経過措置）

第八十四條 基金が支給する年金たる給付のうち施行日の属する月前の月分の給付の費用の負担については、なお従前の例による。

2 厚生年金保険の管掌者たる政府は、基金が支給する年金たる給付に要する費用の一部を負担する。

3 前項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担は、老齢厚生年金若しくは新厚生年金保険法による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（その全額につき支給を停止されているものを除く）の受給権者に基金が支給する

年金たる給付に要する費用について行うものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十七年四月一日以前に生まれたものに支給する年金たる給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額イ 附則第八十二條第二項の規定により読み替へて適用する新厚生年金保険法第百三十二條第二項に規定する額

ロ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日前の期間につき旧厚生年金保険法第百三十二條第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日以後の期間につき新厚生年金保険法第百三十二條第二項の規定の例により計算した額とを合算した額

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十七年四月二日以後に生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するものに支給する年金たる給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日以後の期間につき附則第八十二條第二項の規定により読み替へて適用する新厚生年金保険法第百三十二條第二項の規定の例により計算した額

ロ イに掲げる期間につき新厚生年金保険法第百三十二條第二項の規定の例により計算した額

三 新厚生年金保険法附則第二十八條の三第一項の規定による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権者に支給する年金たる給付に要する費用については、前二号に準じて、政令で定めるところにより算定した額前項の規定にかかわらず、厚生年金保険の管掌者たる政府は、基金の申出により、第二項の

規定による負担を、当該基金の加入員又は加入員であつた者のうち、新厚生年金保険法第四十二條ただし書に該当しない者（同法附則第四十二條の規定又は法令の規定により同法第四十二條ただし書に該当しないものとみなされる者を含む）であつて老齢厚生年金の支給開始年齢に達しているもの、同法附則第二十八條の三第一項に規定する特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であつて当該特例老齢年金の支給開始年齢に達しているもの又は旧厚生年金の支給開始年齢に達しているもの又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であつて当該老齢年金に達しているもの、当該基金が支給する年金たる給付に要する費用について行うものとする。この場合における厚生年金保険の管掌者たる政府の負担の額は、前項各号に定める額に政令で定める率を乗じて得た額とする。

5 第二項又は前項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府が負担すべき額については、これらの規定にかかわらず、昭和十七年四月二日以後に生まれ、かつ、施行日前の加入員たる被保険者であつた期間を有する者に係る当該基金が施行日において保有する積立金（旧厚生年金保険法第百三十二條第二項に定める額に相当する部分の年金給付に充てるべきものに限る。）の額に、千分の八からその者に係る附則別表第七の表の下欄に掲げる率を控除して得た率の千分の八に対する割合を乗じて得た額の総額を、政令で定めるところにより、これらの規定により算定した額から控除するものとする。

（厚生年金基金連合会への準用）

第八十五條 前三條の規定は、厚生年金基金連合会が支給する年金たる給付について準用する。

（旧船員保険法による給付）

第八十六條 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は施行日の前日において旧船員保険法による老齢年金の受給権を有していた者について

は、新厚生年金保険法第三章第二節並びに附則第八條、第十五條及び第二十八條の三の規定を適用せず、旧船員保険法中同法による老齢年金及び通算老齢年金の支給要件に関する規定、附則第七條の規定による改正前の船員保険法の第一部を改正する法律（昭和四十年法律第百五十五号）以下「改正前の法律第百五十五号」という。中同法による特例老齢年金の支給要件に関する規定並びにこれらの年金たる保険給付の支給要件に関する規定であつてこの法律によつて廃止され

又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む）は、これらの者について、なおその効力を有する。

2 前項の規定により、なおその効力を有するものとされた規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要なる技術的読替は、政令で定める。

は、次項並びに附則第五十六條第二項及び第五項から第七項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む）は、なおその効力を有する。この場合において、厚生年金保険の被保険者であつた

期間は、船員保険の被保険者であつた期間とみなし、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句に読み替へるものとするほか、この項の規定によりなすおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替へは、政令で定める。

旧船員保險法第三十四條第三項及び第三十九條ノ二第四号並びに改正前の法律第百五号附則第十七條第一項第四号

第一級から第十四級まで

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）第四条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第八條第一項第三号に規定する政令で定める等級以下

3 施行日の前日において旧船員保険法第五十条第一項(第三号を除く。)の規定による遺族年金給付の受給権を有する者が当該死亡した者の配偶者であつた者である場合であつて、同日において当該遺族年金につき同法第二十三条ノ二の規定に基づく後順位者たる子があるときは、同日において同法第五十条第一項(第三号を除く。)の規定に該当するものとみなして、施行日の属する月の翌月から同条の遺族年金を支給する。

ものに限る。については、旧船員保険法中同法による脱退手当金の支給要件に關する規定は、その者について、なおその効力を有する。この場合において、老齡厚生年金又は障害厚生年金は、それぞれ旧船員保険法による老齡年金及び通算老齡年金又は障害年金とみなす。

第八十七条 旧船員保険法による年金たる保險給付（前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保險給付

4 前項の規定により子に支給される遺族年金は、配偶者が同項に規定する遺族年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する当該遺族年金が次条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第五十条ノ五第一項の規定により、その支給を停止されている間は、この限りでない。

を含む。及び前条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、第三項から第八項まで及び第十項並びに附則第三十五条第一項及び第二項、附則第五十六条第二項及び第五項から第七項まで、附則第六十九条第二項並びに前条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。

5 昭和十六年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日の前日において船員保険の被保険者であつた期間が三年以上であるもの（施行日以後の厚生年金保険の被保険者期間が一年未満の

- 2 前項に規定する年金たる保険給付及び脱退手当金は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。
- 3 第一項に規定する年金たる保険給付について

旧船員保険法第三十五條第一号	三十六万九千円ト	三十六万九千円トス）ニ昭和五十四年度ノ年度平均ノ物価指数（総務庁ニ於テ作成スル全国消費者物価指数又ハ総理府ニ於テ作成シタル全国消費者物価指数ヲ謂フ以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ対スル昭和六十年ノ年平均ノ物価指数ノ比率（昭和五十八年度ノ年度平均ノ物価指数ニ対スル昭和六十年ノ年平均ノ物価指数ノ比率（以下昭和五十八年度基準物価上昇比率ト称ス）ガ百分ノ百ヲ下リタルトキハ昭和五十四年度ノ年度平均ノ物価指数ニ対スル昭和五十八年度ノ年度平均ノ物価指数ノ比率トス以下昭和五十四年度基準物価上昇比率ト称ス）ヲ乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額
旧船員保険法第三十六條第一項	十八万円	十八万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ十八万円ニ乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額）
	六万円	十八万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ十八万円ニ乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額）
	十二万円	三十六万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ三十六万円ニ乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額）
	二万四千元	六万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ六万円ニ乗ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額）
旧船員保険法第三十八條第一項	第一級乃至第六級ノ等級タル期間、第七級乃至第十一	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）第四条ノ規定ニ依ル改正後ノ厚生年金保険法附則第八條第一項第三号ノ規定スル政令ヲ以テ定ムル

夫々	等級ノ等級タル期間 又ハ第十二級乃至 第十四級ノ等級タ ル期間	等級以下ノ等級タル期間
	当該標準報酬ノ等級ニ応ジテ政令ヲ以テ定ムル所ニ依リ	
旧船員保険法第 三十八条第二項	第一級乃至第十四 級ノ等級	前項ニ規定スル政令ノ定ムル等級以下ノ等級
旧船員保険法第 三十九条ノ第五 一項	第一級乃至第六級 ノ等級タル期間、 第七級乃至第十一 級ノ等級タル期間 又ハ第十二級乃至 第十四級ノ等級タ ル期間	第三十八条第一項ニ規定スル政令ノ定ムル等級以下ノ等 級タル期間
旧船員保険法第 三十九条ノ第五 二項	第一級乃至第十四 級ノ等級	第三十八条第一項ニ規定スル政令ノ定ムル等級以下ノ等 級
旧船員保険法第 四十一条第一項 第一号ロ	二十四万六千円	二十四万六千円ニ昭和五十四年度基準物価上昇比率ヲ乗 ジテ得タル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額
旧船員保険法第 四十一条第二項 及び第五十条ノ 二第三項	五十万六千六百円	六十万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ百 ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ六十万円ニ乗ジテ得タル額 ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額）
旧船員保険法第 四十一条ノ二第 一項	十八万円	十八万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ百 ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ十八万円ニ乗ジテ得タル額 ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額）
	六万円	十八万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ百 ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ十八万円ニ乗ジテ得タル額 ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額）
	十二万円	三十六万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ 百ヲ超エタルトキハ当該比率ヲ三十六万円ニ乗ジテ得タ ル額ヲ基準トシテ政令ヲ以テ定ムル額）
	二万四千円	六万円（昭和五十八年度基準物価上昇比率ガ百分ノ百ヲ

改正前の法律第百五号附則第十六条第三項	乗じて得た額	乗じて得た額に昭和五十四年度の年度平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総務府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十年度の年平均の物価指数の比率（昭和五十八年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年度の年平均の物価指数の比率（以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。）が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という。）を乗じて得た額を基準として政令で定める額
改正前の法律第百五号附則第十六条第四項第一号	乗じて得た額	乗じて得た額に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
附則第一百条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）附則第十条	八十六万千円	八十六万千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額
改正前の法律第九十二号附則第八條第四項	九万八千四百円	九万八千四百円に昭和五十四年度の年度平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総務府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する昭和六十年度の年平均の物価指数の比率（昭和五十八年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年度の年平均の物価指数の比率（以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。）が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という。）を乗じて得た額を基準として政令で定める額
4 新厚生年金保険法第三十四条及び第三十五条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付（障害年金及び遺族年金については、職務外の事由によるものに限る。）について準用する。	五十万六千六百円	六十万円（総務府において作成した昭和五十八年度の年度平均の全国消費者物価指数に対する総務府において作成した昭和六十年度の年平均の全国消費者物価指数の比率が百分の百を超えたときは、当該比率を六十万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額
5 第一項に規定する年金たる保険給付のうち通算老齢年金、通算遺族年金、特例老齢年金及び特例遺族年金の支払については、新厚生年金保		
6 前項の規定は、政令で定める日までの間は適用しない。		
7 第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者については、第三項の規定により船員保険の被保険者であつた期間とみなされた厚生年金保険の被保険者であつた期間に基づく新厚生年金		
8 旧船員保険法第五十条第一項各号（第三号を除く。）の規定による遺族年金については、第一項の規定にかかわらず、同法第五十条ノ四後段の規定は適用しない。		
9 旧船員保険法による年金たる保険給付のうち施行日前に支給すべきであつたもの並びに同法による脱退手当金及び職務外の事由による障害手当金であつて同日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例によるものとし、当該年金たる保険給付並びに脱退手当金及び職務外の事由による障害手当金は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。		
10 第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金又は前項に規定する同法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金若しくは職務外の事由による障害手当金を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新厚生年金保険法第九十八条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、同法第一百条第一項の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する保険給付とみなす。		
第八十八条 船員保険の管掌者たる政府は、前条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付及び脱退手当金並びに同条第九項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付並びに脱退手当金及び職務外の事由による障害手当金に要する費用並びに附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた船員保険の被保険者であつた期間を計算の基礎とする年金たる保険給付に要する費用（当該期間のみに基づく部分の額に限る。）に係る積立金に相当する額として、政令で定めるところによ		
り算出した額を負担するものとする。		
第八十九条 施行日前に支給事由の生じた旧船員保険法の規定による職務上の事由による年金たる保険給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用については、政令で定めるところにより、船員保険の管掌者たる政府が負担する。		
一 障害年金の給付に要する費用のうち、当該障害年金の額から旧船員保険法第四十一条第一項第一号の額の二倍に相当する額（その額が当該年金額を超えるときは、当該年金額）を控除した額に相当する部分		
二 遺族年金の給付に要する費用のうち、当該遺族年金の額から旧船員保険法第五十条ノ二第一項第三号ロ及びハの額並びに同法第五十条ノ三ノ二の規定による加給金の額を合算した額の二倍に相当する額（その額が当該年金額を超えるときは、当該年金額）を控除した額に相当する部分		
第九十条 新厚生年金保険法附則第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた者に対する年金たる給付のうち政令で定めるものについては、施行日以後、旧厚生年金保険法の規定による年金たる保険給付（同法附則第十六条の規定によりなお従前の例によることとされた保険給付を含む。）として支給する。		
2 前項の措置に伴い必要な事項は、政令で定める。		
（第五十条の規定の施行に伴う経過措置） 第九十一条 初診日が昭和五十九年八月一日前にある傷病による障害に係る第五十条の規定による改正後の船員保険法第四十条第三項の規定の適用に必要経費は、政令で定める。 （船員保険の職務上の事由による年金たる保険給付に関する経過措置） 第九十二条 新船員保険法第四十二条及び第四十二条ノ二の規定の適用については、附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた旧船員保険法による年金たる保険給付のうち、同法第四十条		

第一項の規定による障害年金（政府で定める部分に限る。）は、新船員保険法第四十条第一項の規定による障害年金とみなす。

第九十三条 新船員保険法第五十条ノ七の規定の適用については、附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた旧船員保険法による年金たる保険給付のうち、職務上の事由による遺族年金（同法第五十条第一項第二号に該当した場合に支給されるものを含む、政令で定める部分に限る。）は、新船員保険法による遺族年金とみなす。

（第八條の規定の施行に伴う経過措置）
第九十四条 昭和五十九年五月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

第九十五条 昭和六十一年四月分の障害児童福祉手当については、第八條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下この条から附則第九十九条までにおいて「新法」という。）第九十九条の規定にかかわらず、同年八月に支払うものとする。

第九十六条 昭和六十一年四月一日において特別障害者手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日にその要件に該当することと条件として、当該特別障害者手当について新法第二十六条の五において準用する新法第十九条の規定の請求の手続をとることができる。

2 前項の手続をとつた者が施行日において現に特別障害者手当の支給要件に該当しているとき、又は同日において現に特別障害者手当の支給要件に該当している者が昭和六十一年四月三十日まで新法第二十六条の五において準用する新法第十九条の規定の請求をしたときは、これらの者に対する特別障害者手当の支給は、新法第二十六条の五において準用する新法第五條の二第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 前条の規定は、前項の規定により支給される

昭和六十一年四月分の特別障害者手当について準用する。

第九十七条 施行日の前日において二十歳以上であり、かつ、施行日において現に第八條の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下この条から附則第九十九条までにおいて「旧法」という。）第十七条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であつて、旧法第十九条の規定を受け、又は同条の規定の請求をしているものには、引き続き当該支給要件に該当する場合及び次項に定める事項を除き、なお従前の例により旧法による福祉手当を支給する。

2 附則第九十五条並びに新法第十七条ただし書（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十九条第六項、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）附則第十一条及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）附則第五條の三第四項において適用される場合を含む。）第十八条、第十九条の二及び第二十条から第二十三条までの規定は、前項の規定により支給する旧法による福祉手当について準用する。

第九十八条 昭和六十一年三月以前の旧法による福祉手当については、次条の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

第九十九条 附則第九十七条第一項又は前条に規定する旧法による福祉手当の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合における新法第三十五条第二項の規定の適用については、その者は、同項に規定する手当の支給を受けている者とみなし、施行日以後の行為に対する新法第四十一条の規定の適用については、当該福祉手当は、同条に規定する手当とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第一百条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
（その他の経過措置の政令への委任）

第一百一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（船員保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
（船員保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百二条 船員保険法等の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第二百三条 船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四條を次のように改める。

第四條 削除
（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）
第二百四條 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第十六條第一項並びに第十九條の三第一項及び第二項中「第二十級」を「第十四級」に改める。

（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第二百五條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を削る。

（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第二百六條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十七條第一項第四号中「第二十級」を「第十四級」に改める。

（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第二百七條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一條から第十八條までを次のように改める。

第十一條から第十八條まで 削除

（厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第二百八條 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「厚生年金保険法第四十三條第三項（同法第四十六條の四第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一條第一項の規定により基本年金額の計算の基礎としない被保険者であつた期間を除く」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第

号。以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる期間を含む」に、「三年以上であるもの」を「三年以上であるもの（厚生年金保険法第五十一條の規定により障害厚生年金の額の計算の基礎としない被保険者であつた期間があるときは、当該期間を除いた期間が三年以上であるもの）」に、「その基本年金額」を「その年金額」に、「第三十四條第一項第二号」を「第四十三條（第四十四條第一項において適用する場合並びに第五十條（第五十條の二第一項において適用する場合を含む。）及び第六十條においてその例による場合を含む。）以下この条において同じ。」及び同法附則第九條第一項第二号」に改め、同条第二項中「基本年金額」を「年金額」に、「第三十四條第一項第二号」を「第四十三條及び同法附則第九條第一項第二号」に改め、同条第三項を削る。

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除
附則第十二條を次のように改める。

第十二條 削除
附則第十五條第二項中「老齢年金及び通算老齢年金につき厚生年金保険法第三十四條の規定により基本年金額を「老齢厚生年金の額」に、「行なわれなかつた」を「行われなかつた」に、「この法律による改正後の同法第一項第一号に掲げる額」を「厚生年金保険法第四十三條（同法

第四十四条第一項において適用する場合を含む。又は同法附則第九條第一項に定める額に、「同号の」を「これらの」に、「同号に」を「これらの規定に」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、昭和五十九年改正法附則第百八条の規定による改正前の附則（以下この項において「改正前の附則」という。）第三十二條第一項の期間を有する者について、当該期間のうち同法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた期間に基づいて老齢厚生年金の額を計算する場合において、改正前の附則第三十二條第一項に規定する額による保険料の納付が行われなかつた月があるときに準用する。

附則第十八条及び第十九条を次のように改める。

附則第二十二條を次のように改める。

附則第三十一條及び第三十二條を次のように改める。

第三十二條及び第三十三條 削除

（国民年金法の一部を改正する法律の一部改正）

第九條 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十條を次のように改める。

第十條 削除

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十條を次のように改める。

第十條 削除

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十條を次のように改める。

第十條 削除

の用に改正する。

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除

附則第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

附則第十八條を次のように改める。

第十八條 削除

附則第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

附則第三十五條中「附則第四條第一項又は第二項」を「附則第四條」に、「同法第七十條第一項及び第三十二條第二項」を「同法第三十二條第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第七十八條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第七十條第一項」に、「同法第三十四條第一項第二号」を「厚生年金保険法第四十三條（第四十四條第一項において適用する場合並びに第五十條（第五十條の二第一項において適用する場合を含む。）及び第六十條においてその例による場合を含む。）に、「表の上欄に掲げる期間に属する」を「表に掲げる期間又は同項に規定する政令で定める期間に属する」に、「同表の下欄に掲げる率」を「同項の規定を適用した場合における厚生年金保険法第四十三條に規定する政令で定める当該期間に係る率」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法律第七十八號附則第四條第一項又は第二項に規定する者であつて、船員保険の被保険者であつた期間を有するものに対する前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「厚生年金保険法第七十條第一項」とあるのは「厚生年金保険法第七十條第一項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第八十七條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第六條の規定による改正前の船員保険

法第四十七條」と、「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（昭和五十九年改正法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）」と、同項第一号中「年金たる保険給付」とあるのは「年金たる保険給付又は船員保険法による年金たる保険給付」と、「その月が法律第九十二號附則第五條第一項の表に掲げる期間又は同項に規定する政令で定める期間」とあるのは「その月が法律第九十二號附則第五條第一項の表に掲げる期間、同条第二項の表に掲げる期間又は同条第一項に規定する政令で定める期間」と、「同項」とあるのは「同条第一項及び第二項」と読み替へるものとする。

附則第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十二條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六十三條中「一部が第三種被保険者であつた期間」を「一部が国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）以下この条において「昭和五十九年改正法」という。）第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第三條第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間（同法附則第四條第二項の規定により当該第三種被保険者であつた期間とみなされ、又は当該期間に関する規定を準用することとされた期間及び昭和五十九年改正法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を含む。以下この条において「旧第三種被保険者等であつた期間」という。）に、「老齢年金、障害年金又は遺族年金」を「老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金」に、「加給年金額及び同法第六十二條の二」を「同法第四十四條（同法附則第

九條第四項において準用する場合を含む。）及び同法第五十條の二に規定する加給年金額、同法第六十二條第一項の規定により加算する額並びに昭和五十九年改正法附則第七十三條並びに同法附則第七十四條第一項及び第二項に、「月前の第三種被保険者であつた期間」を「月前の旧第三種被保険者等であつた期間」に、「第一種被保険者であつた期間とみなして計算した」を「同法第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第三條第一項第一号に規定する第一種被保険者（以下この条において「旧第一種被保険者」という。）であつた期間とみなして計算した」に、「同日前の第三種被保険者であつた期間」を「同日前の旧第三種被保険者等であつた期間」に、「第一種被保険者であつた期間とみなして当該」を「旧第一種被保険者であつた期間とみなして当該」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、老齢厚生年金及び遺族厚生年金（同法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものに限り。）であつて、その額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二十四未満であるもの（昭和五十九年改正法附則第七十一條第一項第四号から第七号までのいずれかに該当することにより支給されるものを除く。）については、この限りでない。

（健康保険法の一部改正）

第九十三條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二号中「国」を「前号に掲ぐるモノノ外国」に、「事務所」を「事業所」に改め、「五人以上」を削る。

第十三條第二号第一項第一号中「又ハ第二十條」を削る。

第二十條第一項及び第二十一條第五号中「（船員保険法第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）」を削る。

第五十七條ノ三中「障害年金」を「障害厚生年金」に改める。

九條第四項において準用する場合を含む。）及び同法第五十條の二に規定する加給年金額、同法第六十二條第一項の規定により加算する額並びに昭和五十九年改正法附則第七十三條並びに同法附則第七十四條第一項及び第二項に、「月前の第三種被保険者であつた期間」を「月前の旧第三種被保険者等であつた期間」に、「第一種被保険者であつた期間とみなして計算した」を「同法第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第三條第一項第一号に規定する第一種被保険者（以下この条において「旧第一種被保険者」という。）であつた期間とみなして計算した」に、「同日前の第三種被保険者であつた期間」を「同日前の旧第三種被保険者等であつた期間」に、「第一種被保険者であつた期間とみなして当該」を「旧第一種被保険者であつた期間とみなして当該」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、老齢厚生年金及び遺族厚生年金（同法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものに限り。）であつて、その額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二十四未満であるもの（昭和五十九年改正法附則第七十一條第一項第四号から第七号までのいずれかに該当することにより支給されるものを除く。）については、この限りでない。

（健康保険法の一部改正）

第九十三條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二号中「国」を「前号に掲ぐるモノノ外国」に、「事務所」を「事業所」に改め、「五人以上」を削る。

第十三條第二号第一項第一号中「又ハ第二十條」を削る。

第二十條第一項及び第二十一條第五号中「（船員保険法第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）」を削る。

第五十七條ノ三中「障害年金」を「障害厚生年金」に改める。

九條第四項において準用する場合を含む。）及び同法第五十條の二に規定する加給年金額、同法第六十二條第一項の規定により加算する額並びに昭和五十九年改正法附則第七十三條並びに同法附則第七十四條第一項及び第二項に、「月前の第三種被保険者であつた期間」を「月前の旧第三種被保険者等であつた期間」に、「第一種被保険者であつた期間とみなして計算した」を「同法第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第三條第一項第一号に規定する第一種被保険者（以下この条において「旧第一種被保険者」という。）であつた期間とみなして計算した」に、「同日前の第三種被保険者であつた期間」を「同日前の旧第三種被保険者等であつた期間」に、「第一種被保険者であつた期間とみなして当該」を「旧第一種被保険者であつた期間とみなして当該」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、老齢厚生年金及び遺族厚生年金（同法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものに限り。）であつて、その額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二十四未満であるもの（昭和五十九年改正法附則第七十一條第一項第四号から第七号までのいずれかに該当することにより支給されるものを除く。）については、この限りでない。

（健康保険法の一部改正）

第九十三條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二号中「国」を「前号に掲ぐるモノノ外国」に、「事務所」を「事業所」に改め、「五人以上」を削る。

第十三條第二号第一項第一号中「又ハ第二十條」を削る。

第二十條第一項及び第二十一條第五号中「（船員保険法第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）」を削る。

第五十七條ノ三中「障害年金」を「障害厚生年金」に改める。

九條第四項において準用する場合を含む。）及び同法第五十條の二に規定する加給年金額、同法第六十二條第一項の規定により加算する額並びに昭和五十九年改正法附則第七十三條並びに同法附則第七十四條第一項及び第二項に、「月前の第三種被保険者であつた期間」を「月前の旧第三種被保険者等であつた期間」に、「第一種被保険者であつた期間とみなして計算した」を「同法第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第三條第一項第一号に規定する第一種被保険者（以下この条において「旧第一種被保険者」という。）であつた期間とみなして計算した」に、「同日前の第三種被保険者であつた期間」を「同日前の旧第三種被保険者等であつた期間」に、「第一種被保険者であつた期間とみなして当該」を「旧第一種被保険者であつた期間とみなして当該」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、老齢厚生年金及び遺族厚生年金（同法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものに限り。）であつて、その額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二十四未満であるもの（昭和五十九年改正法附則第七十一條第一項第四号から第七号までのいずれかに該当することにより支給されるものを除く。）については、この限りでない。

（健康保険法の一部改正）

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第百十四条 前条の規定による改正後の健康保険法第十三条第二号に掲げる事業所に使用される者であつて、常時五人以上の従業員を使用する事業所以外の事業所に使用されるものについては、同条(同法第十四条、第十六条から第十八条まで、第二十条第一項、第二十一条、第三十一条、第五十五条第二項及び第六十九條の七において適用する場合を含む)の規定は、昭和六十四年三月三十一日までの間は、政令で定めるところにより、段階的に適用するものとする。

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第百十五条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「障害年金又は別表第一第二号の政令で定める法令による給付であつて同法の規定による障害年金に相当する給付」を「障害厚生年金又は国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の規定による障害基礎年金に、別表第一号又は第二号を別表第一第一号から第三号までに規定する場合に、それぞれ同表第一号から第三号までに改める。

第二十二條の二第二項中「同表第一号又は第二号」及び「別表第一第一号又は第二号」を「別表第一第一号から第三号までに規定する場合に、それぞれ同表第一号から第三号までに改める。

第五十九條第六項中「(昭和三十四年法律第四十一号)第六十五條第二項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む)を第三十六條の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号。以下この項及び次条第六項において「旧国民年金法」という。

第一類第七号 社会労働委員会議録第二十四号
昭和五十九年七月十二日

第六十五條第二項(昭和五十九年法律第 号附則第二十八條第十項においてその例による場合及び昭和五十九年法律第 号附則第三十二條第九項の規定によりなおその効力を有するものとしてた旧国民年金法第七十九條の二第五項において準用する場合を含む。次条第六項において同じ。に、「第十七條第一号ただし書」を「第十七條第一号ただし書に改める。

第六十條第六項中「第六十五條第二項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む)を第三十六條の二第二項及び昭和五十九年法律第 号附則第三十二條第九項の規定によりなおその効力を有するものとしてた旧国民年金法第六十五條第二項に改める。

別表第一第一号中「厚生年金保険法の障害年金又は遺族年金」を「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第三十條の四の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。又は厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金若しくは寡婦年金」に改め、「。次号において同じ。」を削り、同号イ中「障害年金」を「障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金」に、「同法の規定による障害年金」を「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金」に、「同法の規定による障害年金」を「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」に、「同法の規定による障害年金の支給額」を「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の支給額と国民年金法の規定による障害基礎年金の支給額との合計額」に改め、同号ロ中「障害年金」とあるのは「遺族年金」を「障害厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金」と、「障害基礎年金」とあるのは「遺族基礎年金」と、「寡婦年金」とあるのは「寡婦年金」と改め、同表第二号中「政令で定める法令による給付であつて厚生年金保険法の規定による障害年金又は遺族年金に相当する給付」を「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は遺族厚生年金」に改め、「場合」の下に「(第一号に規定する場合を除く。を、「(乗

じて得た額」の下に「(その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)を加え、同表第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号の次に次の一号を加える。

三 同一の事由により、障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と国民年金法の規定による障害基礎年金又は遺族基礎年金若しくは寡婦年金とが支給される場合(第一号に規定する場合を除く)にあつては、下欄の額に、年金たる保険給付の区分に応じ、第一号の政令で定める率に準じて政令で定める率を乗じて得た額(その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)とする。

(労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置)
第百十六條 施行日の属する月の前月までの月分の労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金、遺族補償年金、傷病補償年金、障害年金、遺族年金及び傷病年金の額については、なお従前の例による。

2 施行日の属する月以後の月分の労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と第四條の規定による改正前の厚生年金保険法(以下次条までに「旧厚生年金保険法」という)の規定による障害年金又は遺族年金とが同一の事由(労働者災害補償保険法別表第一第一号に規定する同一の事由をいう。次項及び次条第一項において同じ)により支給される場合における障害補償年金、遺族補償年金及び傷病補償年金の額については、前条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下次条までに「新労働者災害補償保険法」という)別表第一の規定にかかわらず、同表の下欄の額に、政令で定めるところにより、前条の規定による改正前の労働者災害補償保険法(次項において「旧労働者災害補償保険法」という)別表第一第一号の規定の例により算定して得た

率を下らない範囲内で政令で定める率を乗じて得た額(その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)とする。

3 施行日の属する月以後の月分の労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と旧厚生年金保険法の規定による障害年金又は遺族年金に相当する給付(政令で定める法令による給付に限る)とが同一の事由により支給される場合における障害補償年金、遺族補償年金及び傷病補償年金の額については、新労働者災害補償保険法別表第一の規定にかかわらず、同表の下欄の額に、政令で定めるところにより、前項の政令で定める率に準じて政令で定める率を乗じて得た額(その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)とする。

4 前二項の規定は、施行日の属する月以後の月分の労働者災害補償保険法の規定による障害年金、遺族年金及び傷病年金について準用する。

5 附則第二十八條第一項の規定により支給する遺族基礎年金に対する新労働者災害補償法別表第一第一号及び第三号(新労働者災害補償法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む)の規定の適用については、これらの規定中「遺族基礎年金」とあるのは、「遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則第二十八條第一項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。とする。

6 施行日前に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付及び休業給付の額については、なお従前の例による。

7 施行日以後に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付と旧厚生年金保険法の規定による障害年金又はこれに相当する給付(第三項の政令で定める法令による給付に限る)とが同一の事由により支給される場合における休業補償給付の額については、新労働者災害補償法第十四條第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額(その額が同条第二

項において準用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額に第二項又は第三項の政令で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額とする。）とする。

8 施行日以後に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法の規定による休業給付と旧厚生年金保険法の規定による障害年金又はこれに相当する給付（第三項の政令で定める法令による給付に限る。）とが同一の事由により支給される場合における休業給付の額については、新労働災害補償保険法第二十二條の二第二項において準用する新労働災害補償保険法第十四條第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額（その額が新労働災害補償保険法第二十二條の二第三項において準用する労働基準法第七十六條第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額）に第四項において準用する第二項又は第三項の政令で定める率のうち傷病年金について定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額とする。）とする。

第百十七條 新労働災害補償保険法第一号に規定する場合における労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金（施行日の属する月から昭和六十六年三月までの月分に限る。）の額については、同表の規定にかかわらず、同表の下欄の額に次の各号に掲げる同法の規定による年金たる保険給付の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより算定して得た率を下らない範囲内で政令で定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額とする。）とする。

一 障害補償年金 前々保険年度（前々年の四月一日から前年の三月三十一日までをいう。以下この号において同じ。）において労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金を受

けていた者であつて、同一の事由により旧厚生年金保険法の規定による障害年金が支給されてきたすべてのものに係る前々保険年度における労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金の支給額（これらの者が旧厚生年金保険法の規定による障害年金を支給されていなかったとした場合の当該障害補償年金の支給額をいう。）の平均額からこれらの者が受けていた前々保険年度における旧厚生年金保険法の規定による障害年金の支給額の平均額に百分の五十を乗じて得た額を減じた額を当該障害補償年金の支給額の平均額で除して得た率

二 遺族補償年金 前号中「障害補償年金」とあるのは、「遺族補償年金」と、「障害年金」とあるのは、「遺族年金」として、同号の規定の例により算定して得た率

三 傷病補償年金 第一号中「障害補償年金」とあるのは、「傷病補償年金」として、同号の規定の例により算定して得た率

2 新労働災害補償保険法第一第二号に規定する場合における労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金（施行日の属する月から昭和六十六年三月までの月分に限る。）については、同表の規定にかかわらず、同表の下欄の額に、当該年金たる保険給付の区分に応じ、前項の政令で定める率に準じて政令で定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）を、当該年金たる保険給付の額とする。

3 新労働災害補償保険法第一第三号に規定する場合における労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金（施行日の属する月から昭和六十六年三月までの月分に限る。）については、同表の規定にかかわらず、同表の下欄の額に、当該年金たる保険給付の区分に応じ、第一項の政令で定める率に準じて政令で定める率を乗じて得た額（そ

の額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）を、当該年金たる保険給付の額とする。

4 前三項の規定は、施行日の属する月から昭和六十六年三月までの月分の労働者災害補償保険法の規定による障害年金、遺族年金及び傷病年金の額について準用する。この場合において、第一項中「新労働災害補償保険法第一号」とあるのは、「新労働災害補償保険法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十二條の六第二項において準用する新労働災害補償保険法第一第一号」と、第二項中「新労働災害補償保険法第一第二号」とあるのは、「新労働災害補償保険法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十二條の六第二項において準用する新労働災害補償保険法第一第一号」と、第三項中「新労働災害補償保険法第二十二條の三第三項」とあるのは、「新労働災害補償保険法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十二條の六第二項において準用する新労働災害補償保険法第一第一号」として読み替へるものとする。

5 施行日から昭和六十六年三月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた休業補償給付については、新労働災害補償保険法第十四條第三項中「同表第一号から第三号まで」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第一号）附則第十七條第一項から第三項まで」とする。

6 施行日から昭和六十六年三月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた休業給付については、新労働災害補償保険法第二十二條の二第二項中「同表第一号から第三号まで」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第一号）附則第十七條第四項において準用する同法第一項から第三項まで」とする。
（社会保険審議会及び社会保険医療協議会の一部改正）
第百十八條 社会保険審議会及び社会保険医療協議会（昭和五十九年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二條中「並びに船員保険事業及び厚生年金保険事業」を「及び船員保険事業」に改める。

第三條第一項中「二十七人」を「二十一人」に改め、同項第一号及び第二号中「並びに船員保険及び厚生年金保険」を「及び船員保険」に、「九人」を「七人」に改め、同項第三号中「九人」を「七人」に改める。

第七條中、「船員保険事業又は厚生年金保険事業」を「又は船員保険事業」に改める。
（国家公務員災害補償法の一部改正）
第百十九條 国家公務員災害補償法の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「第六十五條第二項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）を「第三十六條の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第一号）以下この項及び附則第十五項において「昭和五十九年法律第一号」という。附則第三十二條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二條の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第六十五條第二項（昭和五十九年法律第一号附則第二十八條第十項においてその例による場合及び同法附則第三十二條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九條の二第五項において準用する場合を含む。附則第十五項において同じ。）に、「第十七條第三号ただし書」を「第十七條第一号ただし書」に改める。

附則第十五項中「第六十五條第二項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）を「第三十六條の二第二項及び昭和五十九年法律第一号附則第三十二條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五條第二項」に改める。
（戦傷病者遺族等援護法の一部改正）
第百二十條 戦傷病者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二十七号）の一部を次のよう

に改正する。

附則第九項を削り、附則第十項を附則第九項とし、附則第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り上げ、附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十五項から第十九項までを削り、第二十項を第十四項とする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第二百一十一條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「徴収金の徴収」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条

第一項の規定による廃止前の」を加える。
附則第二十一項中「厚生年金保険法ニ依る障害年金」を「厚生年金保険法ニ依る障害年金」に、「厚生年金保険法による障害年金」を「厚生年金保険法による障害厚生年金」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第二百二十二條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
第六條第二号を次のように改める。

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による被保険者

第八條の二第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十三條 前条の規定による改正後の国民健康保険法第八條の二第一項の規定の適用については、附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付のうち老齢を支給事由とするものは厚生年金保険法に基づく老齢を支給事由とする年金たる給付と、附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた期間は前条の規定による

改正後の国民健康保険法第八條の二第一項に規定する年金保険の被保険者等であつた期間と、それぞれみなす。

(年金福祉事業団法の一部改正)

第二百二十四條 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一條中、「船員保険」を削り、「並びにこれらの制度」の下に「及び船員保険制度」を加える。
第八條に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

第十條第一項を次のように改める。
理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十七條中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中、「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十七條ノ二」を削り、同条第二号中、「船員保険」又は「船員保険の船舶所有者及び」又は「船舶所有者である事業者」を削り、同条第三号中「又は船員保険」を削り、「国民年金の被保険者」の下に「(国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く)」を加える。

第三十五條の三第一項中「又は船員保険の船舶所有者である者」を削る。

第三十六條中「三万円」を「二十万円」に改める。

第三十七條中「三万円」を「十万円」に改める。
第三十八條中「一万円」を「十万円」に改める。

(年金福祉事業団法の一部改正に伴う経過措置)
第二百二十五條 施行日の前日において現に年金福祉事業団の役員として在職する者の任期については、前条の規定による改正後の年金福祉事業団法第十條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二百二十六條 児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第四條第四項第二号中「国民年金法に基づく

障害福祉年金及び老齢福祉年金」を「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則第三十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第二條による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二百二十七條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第七條第十一号中「規定による国民年金の被保険者」の下に「(同法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く)」を加える。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第二百二十八條 地方公務員災害補償法の一部を次のように改正する。

附則第五條の三第四項中「第六十五條第二項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第三十六條の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号。以下この項及び次条第四項において「昭和五十九年法律第 号」という。附則第三十二條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二條の規定による改正前の国民年金法(以下この項及び次条第四項において「旧国民年金法」という。))第六十五條第二項(昭和五十九年法律第 号附則第二十八條第十項においてその例による場合及び同法附則第三十二條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九條の二第五項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。)」に、「第十七條第二号ただし書」に改める。

附則第六條第四項中「第六十五條第二項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第三十六條の二第二項及び昭和五十九年法律第 号附則第三十二條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五條第二項」に改める。

(石炭鉱業年金基金法の一部改正)

第二百二十九條 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「行なう」を「行う」に、「厚生年金保険の第三種被保険者」を「厚生年金保険の被保険者(鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四條に規定する事業の事業場を使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保険者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年法律第 号」という。附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者のいずれでもないものに限る。)」に改める。

第十八條第一項中「行なう」を「行う」に、「厚生年金保険の第一種被保険者又は第二種被保険者」を「厚生年金保険の被保険者(坑内員並びに昭和五十九年法律第 号附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者を除く。)」に改める。

第二十条中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」を「老齢厚生年金」に改める。

第三十八條中「三万円」を「二十万円」に改める。

第三十九條中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十条から第四十二條までの規定中「一万円」を「十万円」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第二百三十條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

(老人保健法の一部改正)

第二百三十一條 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

昭和五十九年七月十二日

第六条第三項第二号を次のように改める。

三 船員保険法の規定による被保険者

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十二条 健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第十條第一項中「昭和五十九年十月一日以後」を「昭和五十九年十月一日から昭和六十年九月三十日までの間」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第十一條を次のように改める。

第十一條 標準報酬月額が六万八千円未満である国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）第六條の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）第二十條の規定による被保険者の昭和六十年十月から昭和六十一年三月までの標準報酬月額は、旧船員保険法第四條第七項の規定にかかわらず、六万八千円とする。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第百三十三條 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三條第三号中「次条第一項において同じ。」又は「の下に」国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の」を加える。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第百三十四條 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項第三号中「（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十條の規定による被保険者を除く。）」を削る。

第二十四條第三項中「親族で」の下に「国民年

金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）以下「昭和五十九年法律第 号」という。）第四條の規定による改正前の」を、「昭和五十九年法律第百十五号」の下に「以下「旧厚生年金保険法」という。」を加える。

第二十九條中「若しくは船員保険法に基づき給付を受ける給付、昭和五十九年法律第 号附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた給付」に改める。

第三十七條の三第三項中「この法律によるはか、」の下に「昭和五十九年法律第 号附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の」を、「昭和五十九年法律第百八十一号」の下に「以下「旧通則法」という。」を加える。

第三十九條第一項第二号及び第四十六條の五第三項中「通算年金通則法」を「旧通則法」に改める。

第四十九條の三第三項中「厚生年金保険法」を「通算遺族年金については、旧厚生年金保険法」に、「並びに通算年金通則法」を「の規定の例によるはか、旧通則法」に、「規定は、通算遺族年金については、」を「規定を」に改める。

第六十三條第一項及び第六十六條第一項中「通算年金通則法」を「旧通則法」に改める。

別表第二の備考六中「厚生年金保険法を「旧厚生年金保険法」に改める。

（国家公務員等共済組合法の一部改正）

第百三十五條 国家公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号中「親族で」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）以下「昭和五十九年法律第 号」という。）第四條の規定による改正前の」を、「昭和五十九年法律第百十五号」の下に「以下「旧厚生年金保険法」という。」を加え、「同法」を「旧厚生年金保険法」に改める。

第七十九條の二第一項中「この法律によるは

か、」の下に「昭和五十九年法律第 号附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の」を、「昭和五十九年法律第百八十一号」の下に「以下「旧通則法」という。」を加える。

第八十一條第二項第二号、第八十八條第三号及び第八十八條の六中「通算年金通則法」を「旧通則法」に改める。

第九十二條の三第三項中「厚生年金保険法」を「通算遺族年金については、旧厚生年金保険法」に、「並びに通算年金通則法」を「の規定の例によるはか、旧通則法」に、「規定は、通算遺族年金については、」を「規定を」に改める。

第百三條第一項中「通算年金通則法」を「旧通則法」に改める。

第百十九條の見出し中「期間計算等」を「資格の得喪」に改め、同条中「及び期間の計算」を削る。

第百二十一條第一項第一号中「船員保険法」を「昭和五十九年法律第 号第六條の規定による改正前の船員保険法（以下第百二十三條までにおいて「旧船員保険法」という。）」に改め、同項第二号中「船員保険法」を「旧船員保険法」に改め、同条第二項第二号中「船員保険法」を「船員保険法（障害給付にあつては、旧船員保険法）」に改める。

第百二十二條中「厚生年金保険及び船員保険交渉法を「昭和五十九年法律第 号附則第二條第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法」に、「厚生年金保険又は船員保険の老齢年金」を「旧厚生年金保険法又は旧船員保険法の規定による老齢年金」に改める。

第百二十三條中「船員保険法」の下に「又は旧船員保険法」を加え、「（同法を「船員保険法」に、「同法第五十八條第一項」を「短期給付に要する費用にあつては同法第二十九條ノ五及び第六十條第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を、長期給付に要する費用にあつては旧船員保険法第五十八

条第一項に、「並びに同法第二十九條ノ五及び第六十條第一項」を「及び旧船員保険法第六十條第一項」に改める。

附則第十三條の十二第二項及び同条第六項第四号中「若しくは船員保険」を削る。

附則第十三條の十三第一項及び附則第十三條の十五第二項中「通算年金通則法」を「旧通則法」に改める。

別表第三の備考六中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に改める。

（国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百三十六條 国家公務員等共済組合法附則第十三條の十二第二項の規定の適用については、昭和六十年三月三十一日から施行日の前日までの間に船員保険の被保険者となつた者は、当該船員保険の被保険者となつた日において厚生年金保険の被保険者となつたものとみなし、その者が施行日前に船員保険の被保険者の資格を喪失したときは、当該被保険者の資格の喪失は、厚生年金保険の被保険者の資格の喪失とみなす。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第百三十七條 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條中「更新組合員に対する」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の」を加える。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十八條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第七條を次のように改める。

第七條 削除

附則第十三條を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十九条第二項、第三十条第二項及び第四十二条第二項中「通算年金通則法」を「旧通算年金通則法」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第百三十九条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「親族で」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年法律第 号」という。第四十条の規定による改正前の「昭和五十九年法律第百十五号」の下に「旧厚生年金保険法」という。を加え、

「同法」を「旧厚生年金保険法」に改める。

第八十二条第一項中「この法律によるほか、」の下に「昭和五十九年法律第 号附則第二一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の「昭和五十九年法律第百八十一号」の下に「以下「旧通則法」という。を加える。

第八十六条第一項第二号、第九十三条第三号及び第九十三条の六中「通算年金通則法」を「旧通則法」に改める。

第九十八条第三項中「厚生年金保険法」を「通算遺族年金については、旧厚生年金保険法」に、「並びに通算年金通則法」を「の規定の例によるほか、旧通則法」に、「規定は、通算遺族年金については、規定を」に改める。

第百十七条第一項中「通算年金通則法」を「旧通則法」に改める。

第百三十五条の見出し中「期間計算等」を「資格の得喪」に改め、同条中「及び期間の計算」を削る。

第百三十七条第一項第二号中「船員保険法」を「昭和五十九年法律第 号第六十条の規定による改正前の船員保険法(以下第百三十九条までにおいて「旧船員保険法」という。に改め、同項第二号中「船員保険法」を「旧船員保険法」に改め、同条第二項第二号中「船員保険法」を「船

員保険法(障害給付にあつては旧船員保険法)」に改める。

第百三十八条の見出し中「厚生年金保険及び船員保険交渉法」を「廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法」に改め、同条中「厚生年金保険及び船員保険交渉法」を「昭和五十九年法律第 号附則第二一条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法」に、「厚生年金保険又は船員保険の老齢年金」を「旧厚生年金保険又は旧船員保険の規定による老齢年金」に改める。

第百三十九条中「船員保険法」の下に「又は旧船員保険法」を加え、「同法第二十九条ノ五」を「船員保険法第二十九条ノ五」に、「同法第五十八条」を「短期給付に要する費用にあつては同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を、長期給付に要する費用にあつては旧船員保険法第五十八条」に、「同法第六十条第一項」を「旧船員保険法第六十条第一項」に改める。

附則第二十八条の二第二項及び同条第六項第四号中「若しくは船員保険」を削る。

附則第二十八条の三第一項及び第二十八条の五第二項中「通算年金通則法」を「旧通則法」に改める。

別表第三の備考六中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第百四十条 地方公務員等共済組合法附則第二十八条の二第二項の規定の適用については、昭和六十年三月三十一日から施行日の前日までの間に船員保険の被保険者となつた者は、当該船員保険の被保険者となつた日において厚生年金保険の被保険者となつたものとみなし、その者が施行日前に船員保険の被保険者の資格を喪失したときは、当該被保険者の資格の喪失は、厚生年金保険の被保険者の資格の喪失とみなす。(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する

る施行法の一部改正)

第百四十一条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号。以下「改正前の通則法」という。を「旧通算年金通則法(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)による廃止前の通算年金通則法(昭和五十九年法律第百八十一号)をいう。以下同じ。に改める。

第四条第二項各号中「改正前の通則法」を「三十七年法による改正前の旧通算年金通則法」に改める。

第二十条第一項及び第二項並びに第百三十二条の二十一第二項中「通算年金通則法」を「旧通算年金通則法」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第百四十二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条中「通算年金通則法」を「旧通算年金通則法」に改める。

(執行官法の一部改正)

第九条第六号中「及び通算年金通則法」を削る。

別表第一中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号を削り、第三十号を第二十八号とし、第三十一号から第三十四号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第二第六号中「及び通算年金通則法」を削り、同表第七号中「及び通算年金通則法」を削り、「通算年金通則法に規定する公的年金各法」を「国民年金法」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第百四十五条 前条の規定による改正後の社会保険労務士法(次項において「新労務士法」という。第三條第一項、第五條第五号、第八條第四号及び第九号の規定並びに別表第二の適用については、これらの規定及び同表に規定する労働社会保険諸法令には、当分の間、旧厚生年金保険及び船員保険交渉法及び旧通算年金通則法を含むものとする。

2 新労務士法別表第二第七号の適用については、当分の間、同号の免除資格者の欄の4中「国民年金法」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則第二一条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法に規定する公的年金各法」とする。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第百四十六条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「通算年金通則法」を「旧通算年金通則法」に改める。

る法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四百四条第四項を次のように改める。

4 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による被保険者であつた者その他政令で定める者に係る厚生年金保険法又は国民年金法による老齢厚生年金等の受給資格及び年金額その他これらの法律に規定する事項については、これらの法律の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四百四十八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条の二第一項中「通算年金通則法」を「旧通算年金通則法」に改める。

(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四百四十九条 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和

五十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第二項中「親族で」の下に「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号。以下「昭和五十九年法律第 号」という)第四条の規定による改正前の」を加える。

附則第二十四条第四項中「通算年金通則法」を「昭和五十九年法律第 号附則第一条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法」に改める。

附則第二十九条第一項第二号中「受けるべき」の下に「昭和五十九年法律第 号第六条の規定による改正前の」を加える。

(地方財政法の一部改正)
第五十条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号の五を次のように改める。

八の五 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費

附則別表第一

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

附則別表第二

昭和二十七年四月一日以前に生まれた者	二十年
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

附則別表第三

昭和二十二年四月一日以前に生まれた者	十五年
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	十六年
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	十七年
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	十八年
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	十九年

附則別表第四

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	三百
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八

附則別表第五

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年	三百
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年	三百十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年	三百二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年	三百三十六

附則別表第六

昭和七年四月一日以前に生まれた者	五十五歳
昭和七年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	五十六歳
昭和九年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	五十七歳
昭和十一年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	五十八歳
昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	五十九歳

附則別表第七

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	千分の十
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・八六
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・七二
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・五八
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・四四
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・三一
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・一七
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・〇四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・九一
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・七九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・六六
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・五四
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・四一
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・二九
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・一八
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・〇六
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・九四
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・八三
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・七二
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・六一

附則別表第八

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	三百
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八
昭和十六年四月二日以後に生まれた者	四百八十

附則別表第九

昭和二年四月一日以前に生まれた者	〇
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二分の十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四分の二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六分の三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八分の四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十分の六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二分の七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四分の八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六分の九十六

昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十分の百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二分の百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四分の百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六分の百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八分の百六十八
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百八十
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百九十二
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百十六
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百二十八
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四十
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百五十二
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百六十四
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百七十六
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百八十八
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百十二
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百二十四
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百三十六
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百四十八

理由

人口構造の高齢化等の社会的経済的諸環境の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を確保するための公的年金制度の一元化等の改革の一環として、国民年金制度の適用を拡大し基礎年金を支給する制度に改め、船員保険の

職務外年金部門を厚生年金保険へ統合し、国民年金及び厚生年金保険の給付の適正化等を行うとともに、日常生活において常時特別の介護を要する二十歳以上の在宅重度障害者に特別障害者手当を支給する制度を創設するほか、最近における社会経済情勢にかえりみ、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和五十九年度におい

て特例として年金額を改定する措置並びに福祉年金及び特別児童扶養手当等の額を引き上げる措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年七月二十三日印刷

昭和五十九年七月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局